

H25-27 国営備北丘陵公園
運営維持管理業務
別添資料

平成24年〇月

国土交通省 中国地方整備局

仕様書(案)に関連する別添・様式

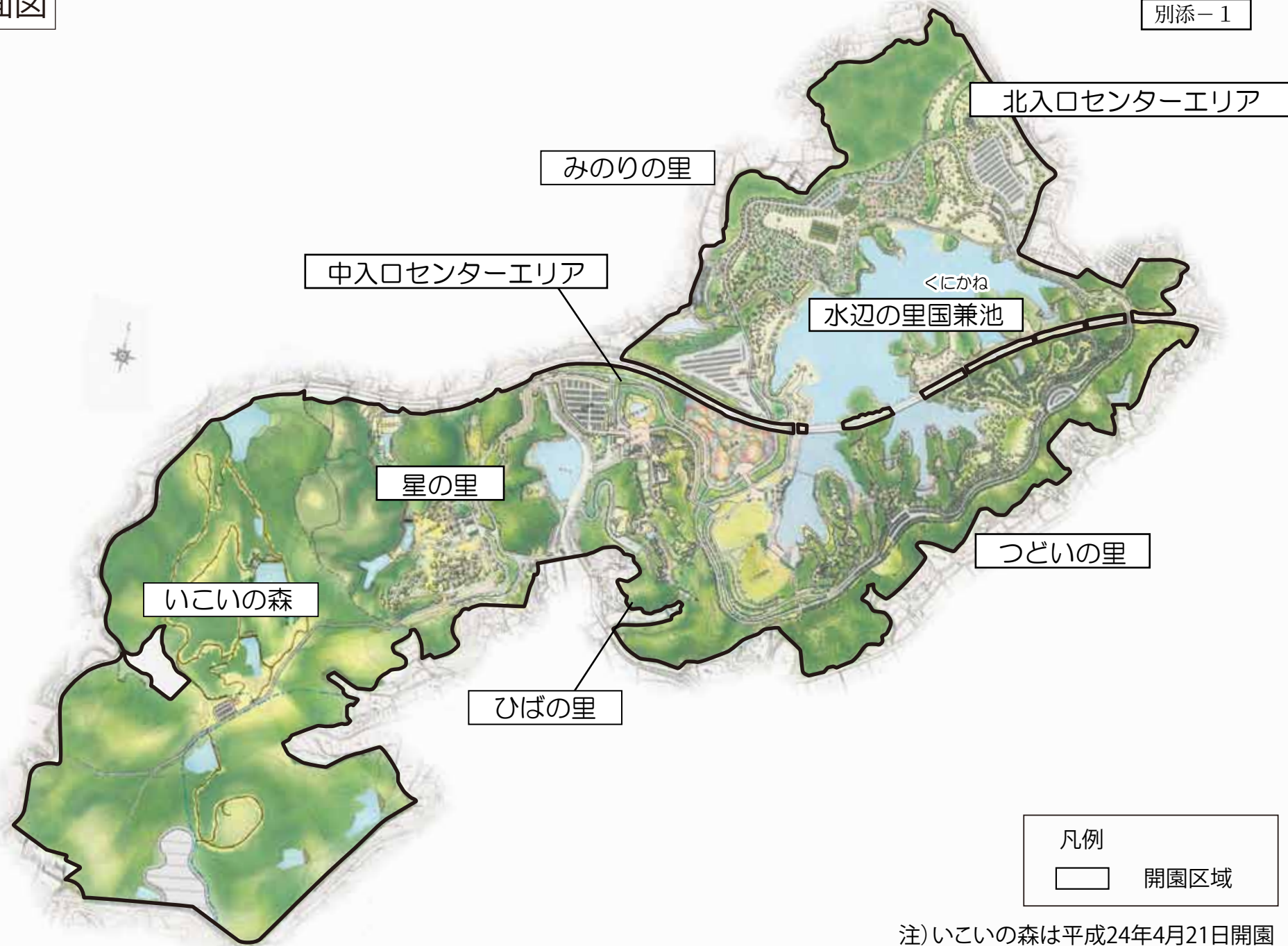
【国営備北丘陵公園】

分類	資料No	資料名	頁番号
共通仕様書	別添 - 1	公園平面図	1
	別添 - 2	土地利用方針	2
	別添 - 3	管理事務所図	4
	別添 - 4	国土交通本省委託取扱要領	8
	別添 - 5	国営備北丘陵公園新型インフルエンザ対応マニュアル(案)	26
	別添 - 6	三次河川国道事務所災害対策計画書	37
	別添 - 7	提供施設一覧表(建築物)	80
	別添 - 8	提供施設一覧表(機械器具等)	82
	別添 - 9	提供施設の取扱	87
	別添 - 10	取得した備品の取扱	89
	別添 - 11	準備室位置図	93
企画立案及びマネジメント	別添 - 12	国営備北丘陵公園業務等入園取扱要領	94
	別添 - 13	国営備北丘陵公園園内車両入園規則	103
	別添 - 14	行催事について	105
	別添 - 15	春まつり実施計画書(記載例)	109
	別添 - 16	都市公園占用等申請書	120
	別添 - 17	公園利用重点調整区域図	126
	別添 - 18	ボランティア活動規約・活動内容	127
	別添 - 19	グラフィックマニュアル	134
	別添 - 20	国営備北丘陵公園利用指導・利用サービスマニュアル(案)	175
	別添 - 21	シルバーカー運行計画	217
	別添 - 22	国営備北丘陵公園巡視計画(案)	218
施設維持管理	別添 - 23	エレベーター保守点検計画	225
	別添 - 24	電気通信設備保守点検計画	226
	別添 - 25	消防設備保守点検計画	233

分類	資料No	資料名	頁番号
施設維持管理	別添－26	建築物維持修繕主要箇所位置図	234
	別添－27	工作物維持修繕主要箇所位置図	235
	別添－28	園路広場維持修繕主要箇所位置図	236
	別添－29	遊具維持修繕主要箇所位置図	237
	別添－30	電気設備維持修繕主要箇所位置図	238
	別添－31	通信設備維持修繕主要箇所位置図	239
	別添－32	浄化槽(汚水)維持修繕主要箇所位置図	240
	別添－33	給水設備維持修繕主要箇所位置図	241
	別添－34	ポンプ設備(水循環設備)維持修繕主要箇所位置図	242
	別添－35	建物・工作物にかかる冬季対応	243
植物管理業務	別添－36	芝生管理区域図	245
	別添－37	中低木管理区域図	246
	別添－38	高木管理区域図	248
	別添－39	草地管理区域図	249
	別添－40	花壇管理区域図	250
	別添－41	花畑管理区域図	251
	別添－42	草花管理区域図	252
	別添－43	特殊管理区域図	253
	別添－44	なし園管理マニュアル(案)	254
収管理益運 施営業規定等書	別添－45	収益施設等位置図	259
	別添－46	収益施設等財産区分一覧表及び図面	289
	別添－47	食中毒と懸念される事案が発生した場合の対応マニュアル(案)	311
様式	様式－1	管理月報	318
	様式－2	管理四半期報	319
	様式－3	収益施設等管理運營業務の管理に関する勤務簿(案)	320
	様式－4	事故報告様式	322

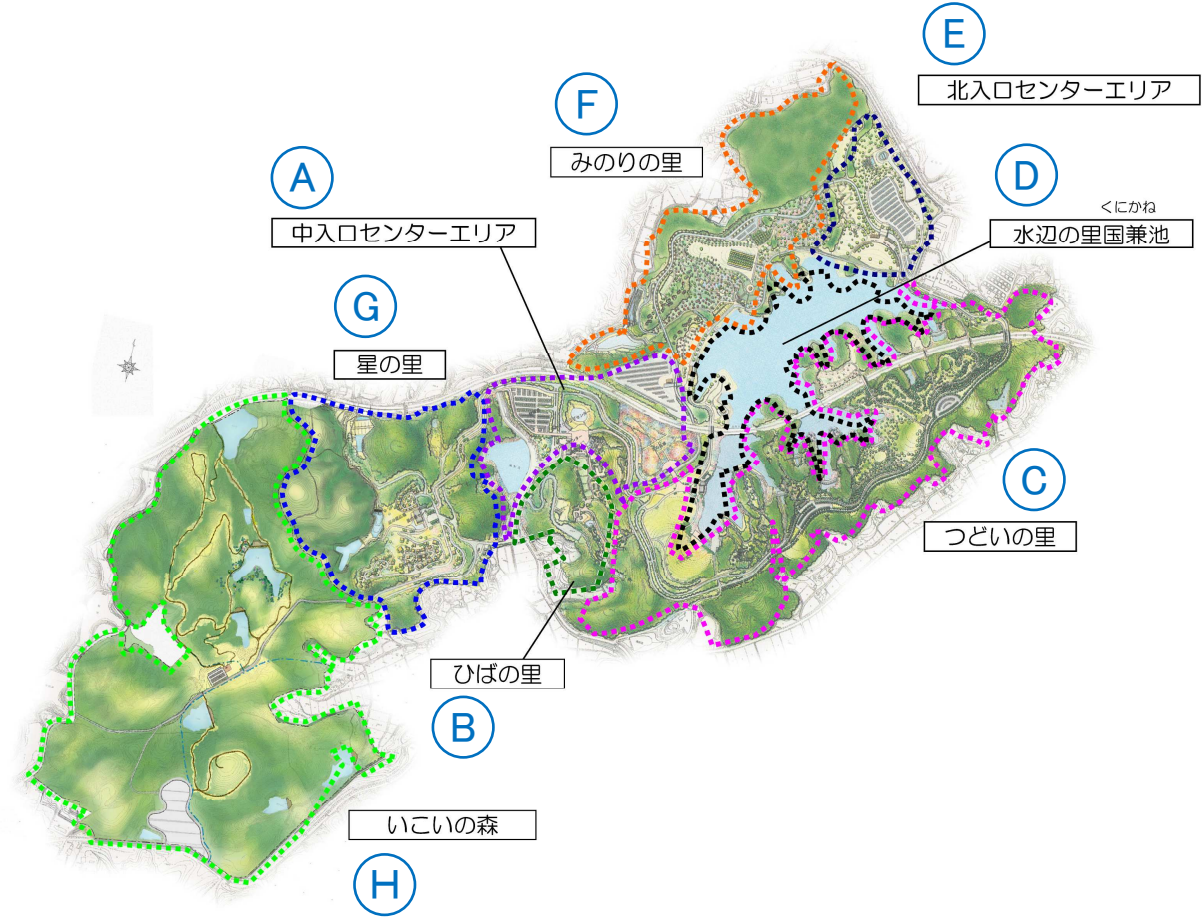
公園平面図

別添－１



注) いこいの森は平成24年4月21日開園

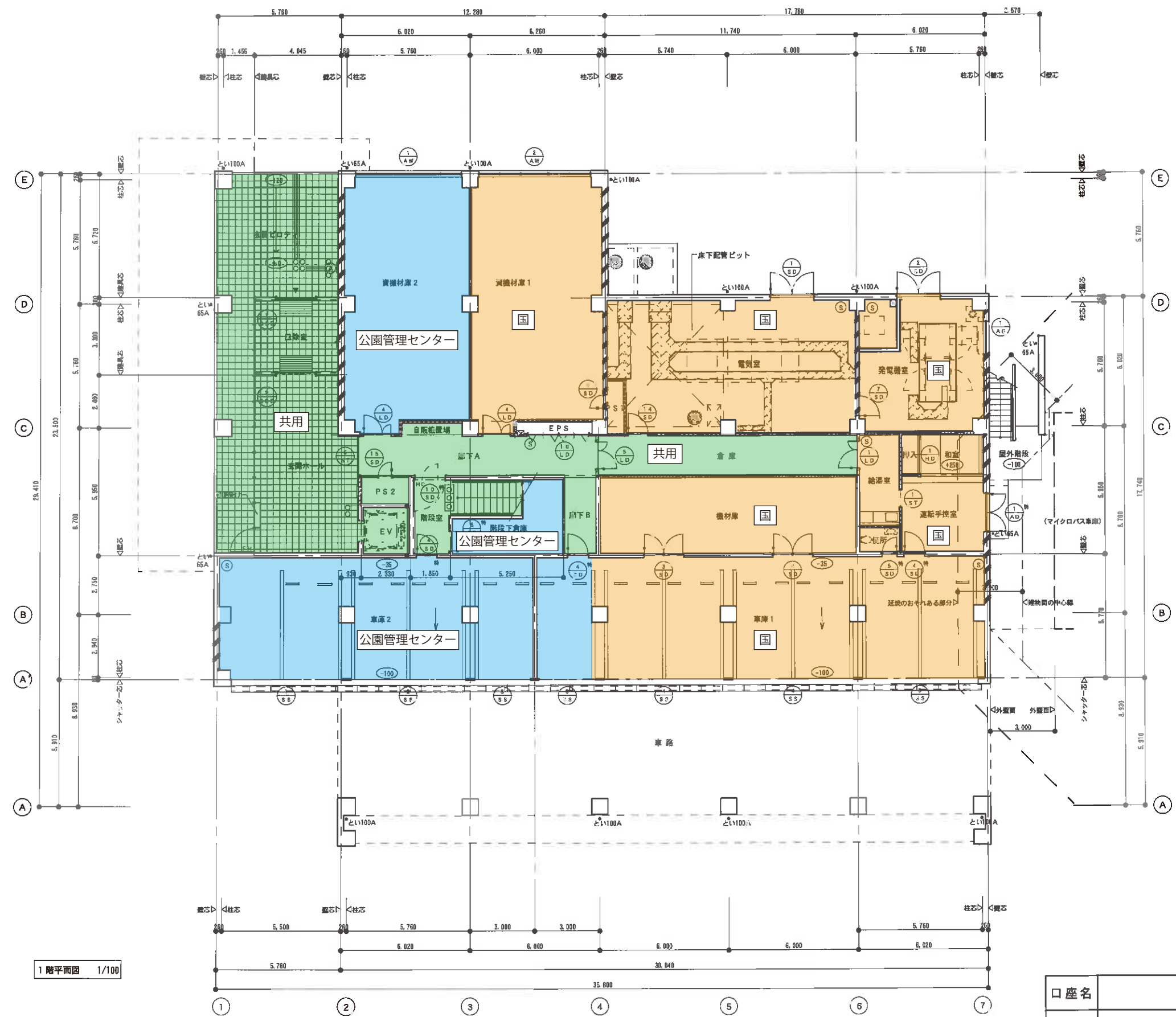
土地利用区分図



ゾーニング及び主要施設

	エリア名	特色	主要施設
A	中入口センターエリア	本公園の入り口で公園利用の案内、飲食、物販施設がある。また花の広場では、季節毎の花風景を楽しむことができる。	ビジターセンター、花の広場、中入口食堂「中の茶屋」、中入口売店「ランバス」、中入口サイクリングセンター、駐車場等
B	ひばの里	昔なつかしいふるさとの暮らしが体験できる施設がある。	さとやま屋敷、農家群、神楽殿、工房群等
C	つどいの里	スポーツ・アスレチック・レクリエーションなど多様なイベントの場として活用できるスペースが広がっている。	大芝生広場、きゅうの丘、きゅうの森、林間アスレチック、グラウンド・ゴルフコース等

	エリア名	特色	主要施設
D	水辺の里国兼池	国兼池に面した約1haの芝生広場はゆったりとした眺望を眺めながら水と緑と花を体現できる。	国兼池、つどい橋
E	北入口センターエリア	本公園の入り口で公園利用の案内、飲食、物販施設がある。	エントランスセンター国兼、湖畔広場、北入口サイクリングセンター、駐車場等
F	みのりの里	春は中国地方最大級のスイセンが観賞できるスイセンガーデンや、夏はなしの収穫体験のできる施設がある	スイセンガーデン、なし園、展望所等
G	星の里	本公園の野外宿泊利用の拠点となるキャンプ場やコテージ等があり、アウトドアライフを体験することができる。	備北オートビレッジ(キャンプ場)、備北オートビレッジ管理センター等
H	いこいの森 (H24年4月の概成開園時点では、いこいの森、ふるさとの森、南入口センターエリアを総称して「いこいの森」という。)	自然環境の保全に重点を置き、多様な動植物が生育・生息する自然環境、地域ではぐくまれた里山環境を最大限活用し、里山の自然と文化を体感できる「里山自然文化の創造と情報の発信拠点」として整備を行う。	第7駐車場、いこいの森トイレ、南臨時駐車場、散策路、田淵池、日の本池他



1F

凡例

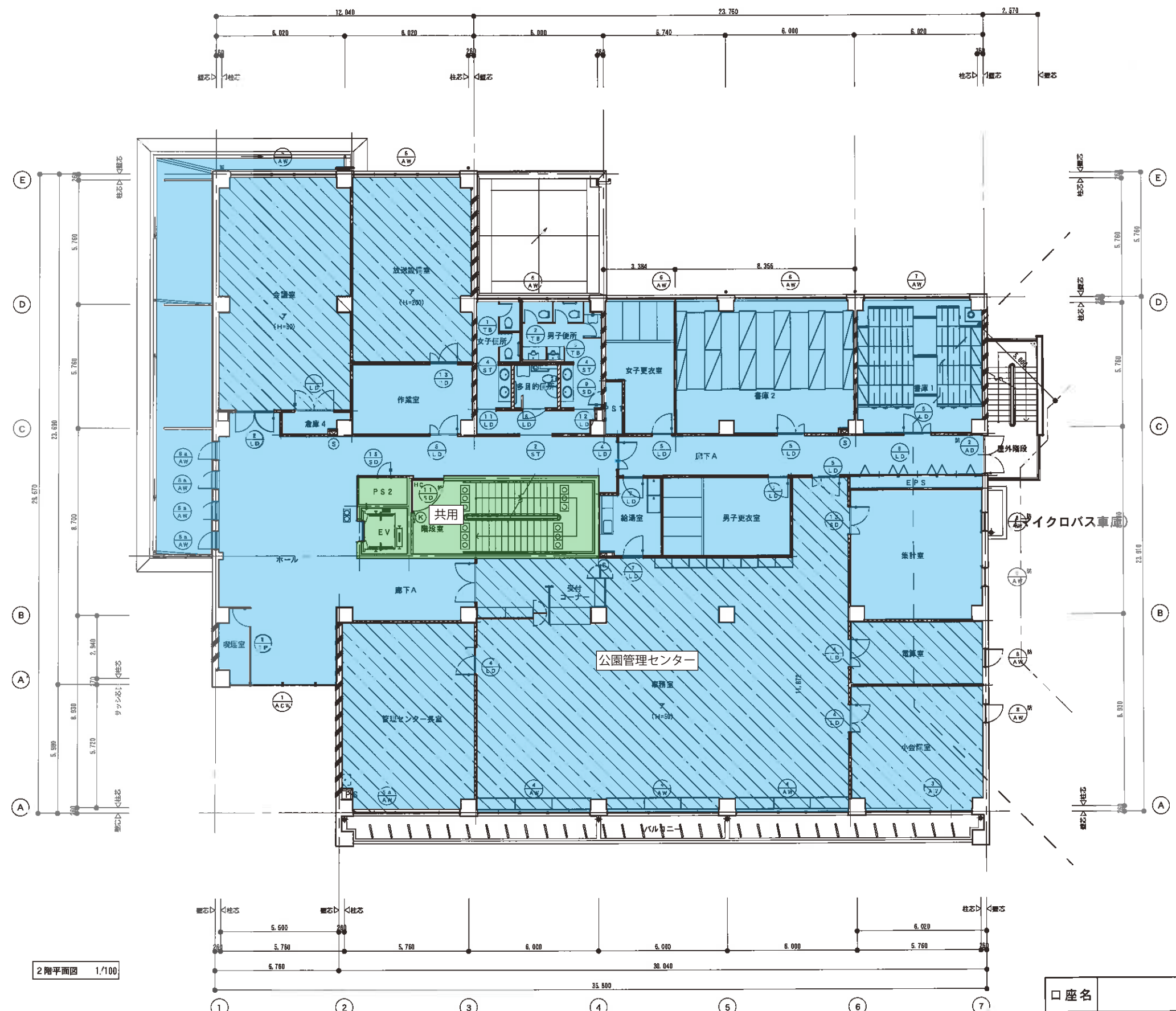
- 国使用区域
- 公園管理センター提供使用区域
- 共用区域



1 階平面図 1/100

	鉄筋コンクリート		ヒンジローラー		縦どい SOP (SOP)		消火栓ボックス (消火器10号一列置)		各階案内板
	経路鉄骨下地間仕切壁 (一般)		ドアローラー (ストップあり)		ルーフドレイン		消火栓ボックス (消火器10号一列置)		庁舎案内板
	経路鉄骨下地間仕切壁 (一般)		ドアローラー (ストップなし)		視覚障害者用 誘導用床材タイプ		消火栓ボックス (消火器10号一列置)		館名サイン
	経路鉄骨下地間仕切壁 (通気)		アームストパー		視覚障害者用 注意喚起用床材タイプ		消火栓ボックス (消火器10号一列置)		階段階数表示サイン
	経路鉄骨下地間仕切壁 (耐火)				フリーアクセスフロアー		消火栓ボックス (消火器10号一列置)		

口座名			索引番号	8 8	図面番号	5 1 0
所在	広島県庄原市上原町地内		図面の名称	1 階平面図	縮尺	1/200
建物番号	9-0	建物名称	(仮称) 総合管理事務所	調製年月日	平成19年 3月14日	
建面積	984.99㎡	延面積	2,916.97㎡	調製者	官職又は資格	国土交通技官
構造	鉄筋コンクリート造3階			氏名	大國 安次	



2F

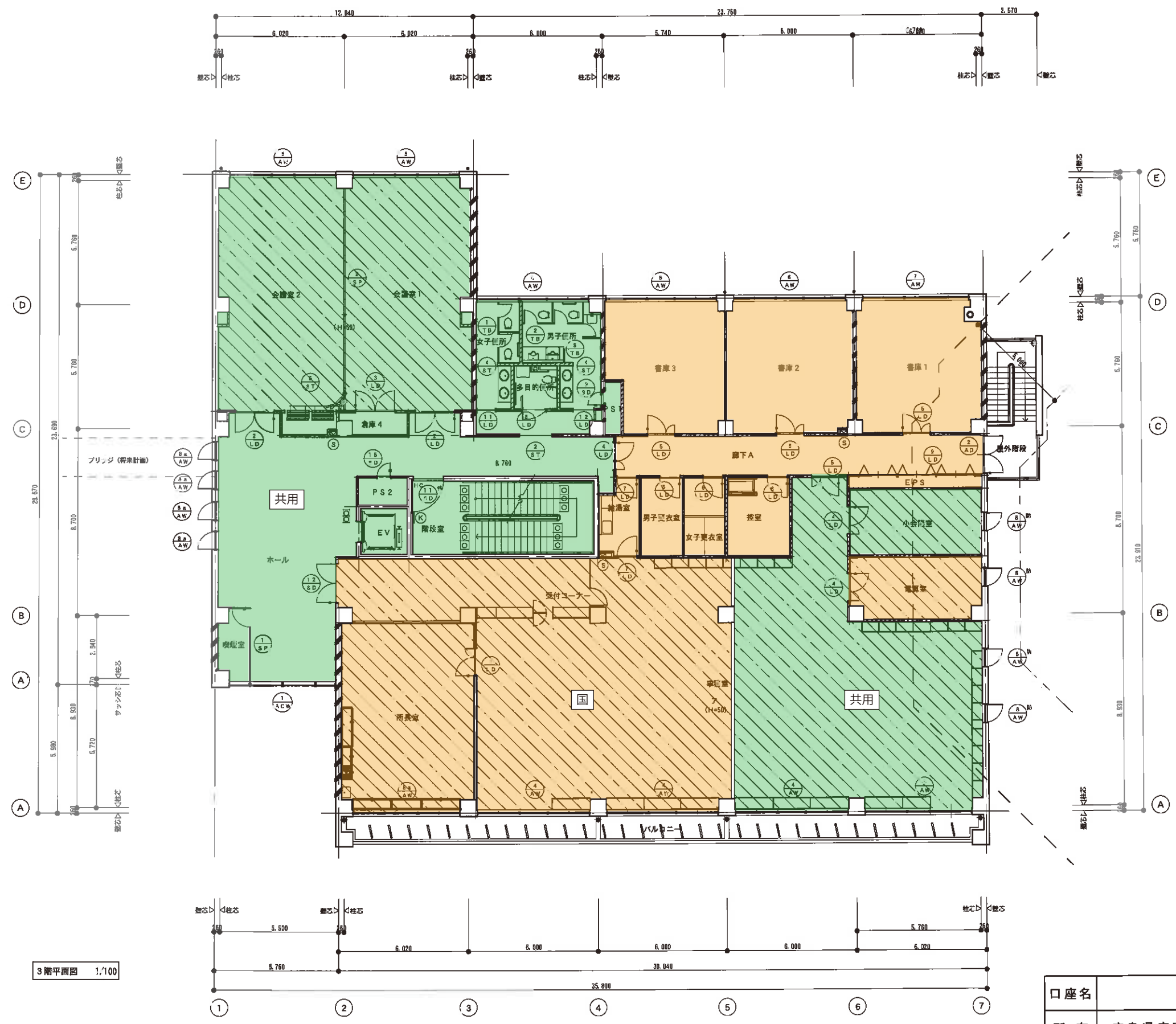
凡例

公園管理センター
提供使用区域

共用区域

外路コンクリート	ヒンジローラー	雨どい SCP (SDP)	消火栓ボックス (消火器10号一列通)	各種室内板
軽量鉄骨下地間仕切壁 (一般)	ドアローラー (ストップあり)	ルーフドレイン	基準F.L.からの高さ	庁舎案内板
軽量鉄骨下地間仕切壁 (一般)	ドアローラー (スト:ブなし)	視覚障害者用 誘導用床材 Aタイプ	中継ドレイン	館名サイン
軽量鉄骨下地間仕切壁 (透管)	アームストッパー	視覚障害者用 注意喚起用床材 Bタイプ	柱引ドレイン	階段階数表示サイン
軽量鉄骨下地間仕切壁 (耐火)		フリーアクセスフロア		

□座名		索引番号	88	図面番号	61
所在	広島県庄原市上原町地内	図面の名称	2階平面図	縮尺	1/200
建物番号	90	建物名称	(仮称) 総合管理事務所	調製年月日	平成19年3月14日
建・階面積	984.99㎡	延面積	2,916.97㎡	調製者	氏名 大国 安次
構造	鉄筋コンクリート造3階				



3 階平面図 1/100

3F

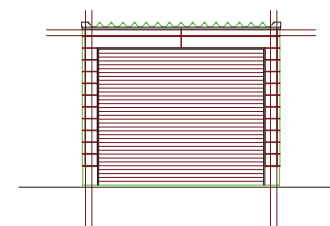
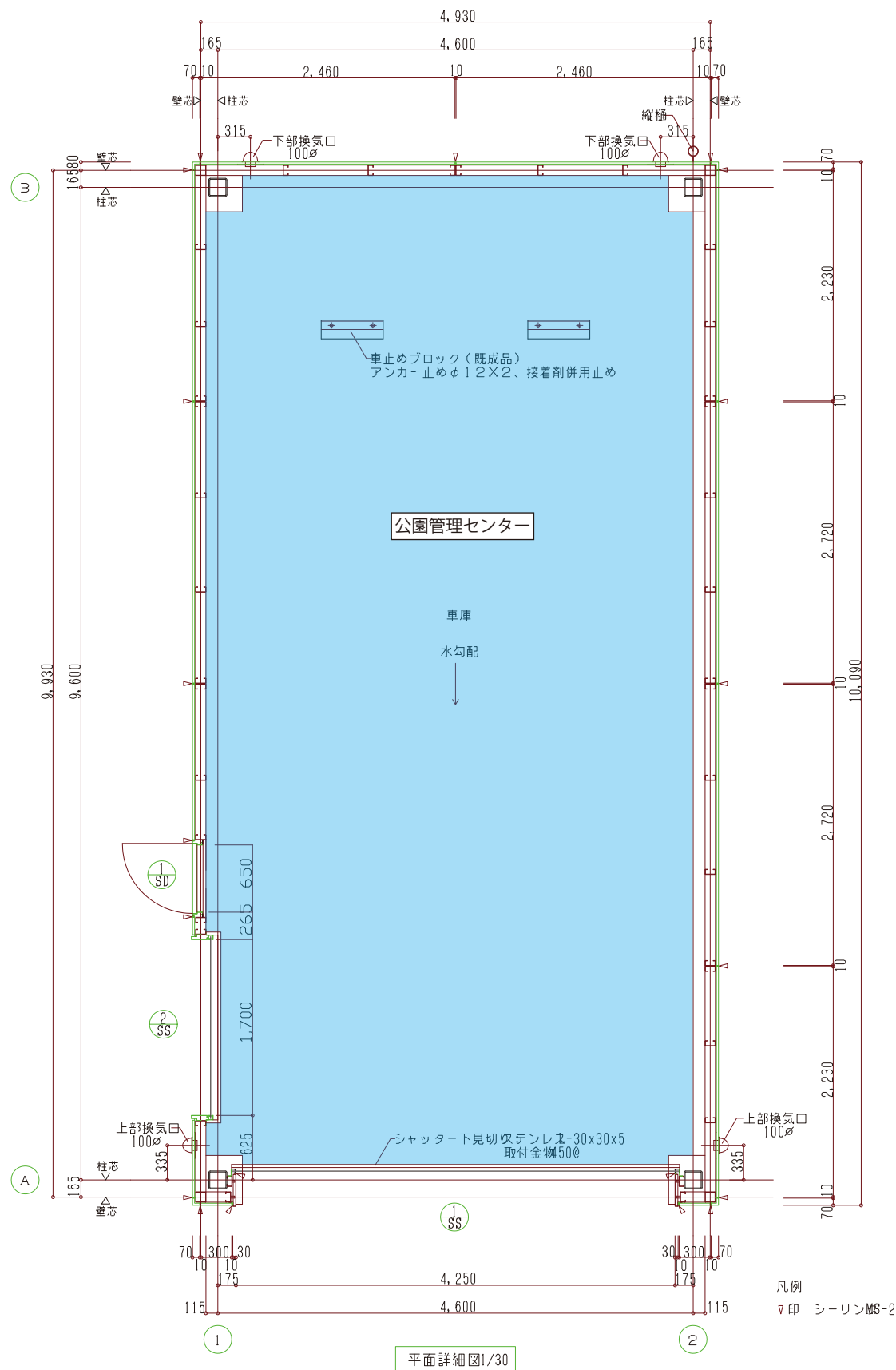
凡例

国使用区域

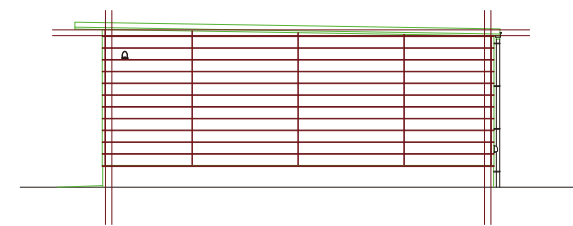
共用区域

	鉄筋コンクリート		LP-1		LP-2		LP-3		LP-4		LP-5		LP-6		LP-7		LP-8		LP-9		LP-10		LP-11		LP-12		LP-13		LP-14		LP-15		LP-16		LP-17		LP-18		LP-19		LP-20		LP-21		LP-22		LP-23		LP-24		LP-25		LP-26		LP-27		LP-28		LP-29		LP-30		LP-31		LP-32		LP-33		LP-34		LP-35		LP-36		LP-37		LP-38		LP-39		LP-40		LP-41		LP-42		LP-43		LP-44		LP-45		LP-46		LP-47		LP-48		LP-49		LP-50		LP-51		LP-52		LP-53		LP-54		LP-55		LP-56		LP-57		LP-58		LP-59		LP-60		LP-61		LP-62		LP-63		LP-64		LP-65		LP-66		LP-67		LP-68		LP-69		LP-70		LP-71		LP-72		LP-73		LP-74		LP-75		LP-76		LP-77		LP-78		LP-79		LP-80		LP-81		LP-82		LP-83		LP-84		LP-85		LP-86		LP-87		LP-88		LP-89		LP-90		LP-91		LP-92		LP-93		LP-94		LP-95		LP-96		LP-97		LP-98		LP-99		LP-100
--	----------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	--------

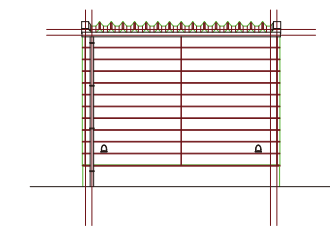
口座名		索引番号	8 8	図面番号	7 10
所在	広島県庄原市上原町地内	図面の名称	3 階平面図	縮尺	1/200
建物番号	9 3	建物名称	(仮称) 総合管理事務所	調製年月日	平成 1 9 年 3 月 1 4 日
建面積	984.99 m ²	延面積	2,916.97 m ²	調製者	官職又は資格 国土交通技官
構造	鉄筋コンクリート造 3 階	氏名	大国 安次		



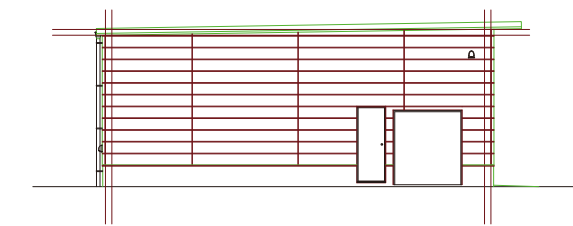
西 立面図 1/100



南 立面図 1/100



東 立面図 1/100

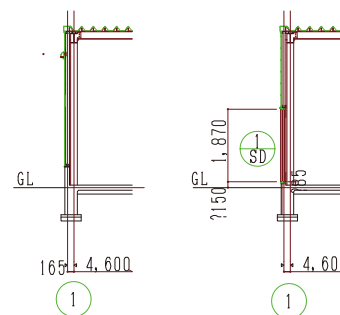


北 立面図 1/100

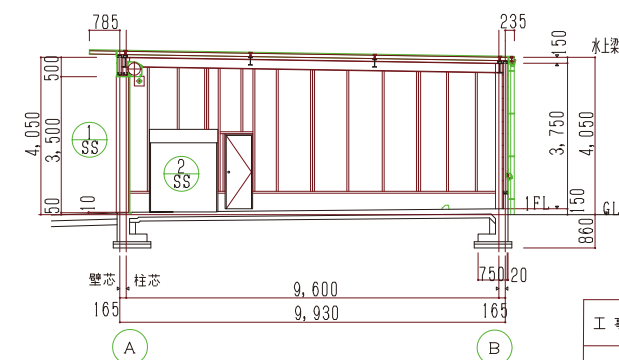
車庫

凡例

公園管理センター
提供使用区域



Y方向断面図1/100



X方向断面図1/100

工 事 名	備北丘陵公園総合管理事務所建築工事	図面 番号	1/3 1/3
図 面 名 称	車庫 基礎図、平面図、立面図、断面図、仕上表	縮尺	1/30、1/100
調製年月日	平成19年 3月14日	調製 者	氏名 大田 安次

国土交通本省委託契約取扱要領

平成１３年４月２日

国官会第２９３号

改 正	平成１７年６月 ２日	国官会第３２１－２号
改 正	平成１７年９月 １日	国官会第８２３号
改 正	平成２０年８月 １日	国官会第８３６－２号
改 正	平成２０年９月１７日	国官会第９８４号
改 正	平成２２年３月２３日	国官会第２１１７号

(通 則)

第１ 国土交通本省の所掌業務を委託契約を締結して国以外の者に委託する場合の取扱いについては、他の法令等に定めるもの並びに各委託事業に係る委託契約書又は委託費の取り扱いに関する要領等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(委託業務実施要領)

第２ 支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官を含む。以下「担当官」という。）は、業務委託をしようとするときは、次に掲げる項目を明らかにした委託業務実施要領（以下「実施要領」という。）を、委託しようとする者に送付するものとする。

- 一 名称
- 二 委託料の限度額
- 三 業務の目的及び内容
- 四 業務の実施場所
- 五 業務の実施期間
- 六 その他必要な事項（成果物の仕様）

(委託料の算定)

第３ 担当官は、実施要領に基づく委託料の積算調書を作成する。

(実施計画書等の提出)

第４ 担当官は、第２により実施要領の送付を受けこれを受託しようとする者（以下「受託者」という。）から、次に掲げる計画書等を提出させるものとする。なお、変更しようとするときも同様とする。

- 一 実施計画書（別記様式第１）
- 二 四半期別必要経費内訳書（別記様式第２）
- 三 承諾書
- 四 受託者が業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、再委託（変更等）承諾申請書（別記様式第３）

五 再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、その履行体制に関する書面（別記様式第４）

六 その他担当官が必要とする書類

（契約の締結）

第５ 担当官は、受託者から第４に掲げる書類を受領し、その内容を審査のうえ適当と認めたときは、別紙委託契約書により委託契約を締結するものとする。

２ 委託契約書の各条項により難い特別の事情がある場合においては、必要に応じ適宜条項を変更することができる。

（報告書等の提出）

第６ 担当官は、受託者が当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書（正副２通）を成果物に添えて提出させるものとする。

- 一 完了報告書（別記様式第５）
- 二 精算報告書（別記様式第６）
- 三 委託費経費内訳報告書（別記様式第７）
- 四 残存物件報告書（別記様式第８）

２ 担当官は、受託者が第７第３項による補正命令に基づき当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書（正副２通）を成果物に添えて提出させるものとする。

- 一 補正完了報告書（別記様式第５に準ずる様式）
- 二 精算報告書
- 三 残存物件報告書

（検 査 等）

第７ 担当官は、第６第１項の成果物及び完了報告書等を受領したときは、自ら又は国土交通本省会計事務取扱細則（以下「細則」という。）第３２条に基づき補助者に命じて検査を行うものとする。

２ 前項により検査を命じられた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の検査の結果不合格と認めたときは、細則第３３条に定める検査調書に次に掲げる付記して担当官に提出するものとする。

- 一 不合格である旨
- 二 不合格と認めた理由
- 三 その措置についての意見

３ 担当官は、第１項の検査の結果不合格と認めたとき、又は前項の検査調書受領したときは受託者に対し、補正を命ずるものとする。

４ 第１項の規定は、第６第２項の成果物及び補正完了報告書等を受領した場合に準用する。

５ 検査職員は、第１項（第４項において準用する場合を含む。）の検査の結果合格と認めたときは、細則第３３条により検査調書を担当官に提出するものとする。

(担当職員の任命等)

第8 担当官は、必要があると認めたときは、次に掲げる事務を行わせるため、担当職員を任命し、任命後すみやかに受託者に通知するものとする。

- 一 委託業務の処理状況についての調査
- 二 委託料の経理状況についての監査
- 三 その他委託業務についての必要な指示

(概 算 払)

第9 担当官は、必要があると認めたときは、受託者に対し概算払を請求させることができる。

(委託費の精算)

第10 担当官は、受託者から第6の報告を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、適正と認めたときは、委託費の額を確定し、これを受託者に通知するものとする。

(請求書の受理)

第11 担当官は、受託者から官署支出官官職宛ての請求書を受理するものとし、受理後は、必要書類を添えて官署支出官に回付するものとする。

附則

1. この要領は、平成13年4月2日から適用する。

附則（平成17年6月2日国官会第321-2号）

1. この要領は、平成17年6月2日から適用する。

附則（平成17年9月1日国官会第823号）

1. この要領は、平成17年9月1日から適用する。

附則（平成20年8月1日国官会第836-2号）

1. この要領は、平成20年8月1日から適用する。

附則（平成20年9月17日国官会第984号）

1. この要領は、平成20年10月1日以降に入札手続を開始する契約について適用する。

附則（平成22年3月23日国官会第2117号）

1. この要領は、平成22年4月1日から適用する。

委 託 契 約 書

委託業務の名称 (委託件名)
委託業務実施期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
委託料の限度額 円 ◆◆, ◆◆◆, ◆◆◆—
(うち消費税及び地方消費税額 円◆◆◆, ◆◆◆—)
成果物の納入場所 国土交通本省

頭書業務の委託について、委託者 支出負担行為担当官国土交通省 ○○○○◆◆◆◆を
甲とし、受託者 □□□□◆◆◆◆を乙とし、次の条項により委託契約を締結する。

(総 則)

- 第1条 乙は、委託業務実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、頭書の委託料の
限度額をもって、頭書の委託業務実施期間（以下「実施期間」という。）までに、頭
書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。
- 2 前項の実施要領に明記されていない事項があるときは、甲乙協議して定めるもの
とする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継しては
ならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(再委託の禁止等)

- 第3条 乙は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせ
てはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、書面により甲の承諾
を得たときはこの限りではない。
- 2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決
定及び技術的判断等をいうものとする。
- 3 乙は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせ
ようとするときは（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、
氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した
書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。
- なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 4 前項の規定は、乙がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算
処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業
務を再委託しようとするときには、適用しない。
- 5 第3項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。
- 6 乙が、委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行
為については、その責任を乙が負うものとする。

(履行体制の把握)

- 第4条 乙は、前条第3項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前条第4項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を甲に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 2 乙は、前項の場合において、甲が契約の適正な履行確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。
- 3 乙が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。

(実施計画書等の変更等)

- 第5条 乙は、実施計画書及び四半期別必要経費内訳書の変更（当該金額の相互間における二割以内の変更を除く。）をしようとするときは、変更後の実施計画書及び四半期別必要経費内訳書を甲に提出し承認を受けなければならない。
- 2 甲は、前項の変更後の実施計画書及び四半期別必要経費内訳書について遅滞なくその内容を審査し、不相当と認めたときには、乙と協議するものとする。
- 3 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査を行い、又は報告を求めることができる。

(委託業務の内容の変更等)

- 第6条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、実施期間又は委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。
- 2 前条第1項及び第2項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 第1項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償するものとし、その額は、甲乙協議して定めるものとする。

(実施期間の延長等)

- 第7条 乙は、その責に帰することができない事由により、実施期間までに委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅延なくその理由を付して、実施期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。
- 2 甲は、乙の責に帰する事由により実施期間までに委託業務を完了することができない場合において、実施期間後に完了する見込みがあると認めたときは、その内容を審査し、損害金を付して実施期間を延長することができる。
- 3 前項の損害金は、委託料に対して延長日数に応じ年5.00パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第8条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）のために必要を生じた経費は、乙が負担しなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定めるものとする。

(検査及び引き渡し)

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、遅延なく、成果物に添えて完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書及び残存物件報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の成果物、完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書及び残存物件報告書を受領したときは、その日から10日以内に甲又は甲の指定した職員により検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅延なく当該補正を行い、成果物に添えて補正完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書及び残存物件報告書を甲に提出しなければならない。

4 第2項の規定は、甲が前項の成果物、補正完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書及び残存物件報告書を受領した場合に準用する。

5 甲は、第2項（第4項において準用する場合を含む。）の検査の結果、合格と認めた場合は、委託料の額を確定し、乙にその旨を通知しなければならない。

6 前項の委託料の確定額は、委託業務に要した経費の実支出額と委託料の限度額のいずれか低い額とする。

7 乙は、第5項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該成果物を甲に引き渡さなければならない。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条第七項により、成果物の引き渡しを完了したときは、甲に対して、確定した委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定により、適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

3 乙は、甲の責に帰すべき事由により、前項の委託料の支払いが遅れた場合には、甲に対して遅延日数に応じ、年3.30パーセントの割合を乗じて得た額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(概 算 払)

第11条 乙は、実施計画書及び四半期別必要経費内訳書に基づいて、各四半期における所要額として委託料の概算払いを請求することができる。

2 甲は、前項の請求により、必要があると認められる金額については、前条第1項の規定にかかわらず、概算払をすることができるものとする。

3 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(概算払の精算)

第12条 乙は、第9条の精算報告の確認の結果、既に概算払により受領した金額に差額が生じた場合は、甲にその旨を申請する。

2 乙は、前項の結果に不足額が生じた場合には、甲に不足額の支払いを請求することができる。

3 甲は、前項の規定による請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

4 乙は、第1項の結果に余剰額が生じた場合には、遅滞なくこれを甲に返還しなければならない。

(無体財産権の帰属)

第13条 委託業務の成果及び委託業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、甲が承継するものとする。

(残存物件の返還)

第14条 乙は、委託業務の実施により生じた残存物件の返還については、成果物の引渡し前に甲と協議のうえ、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除及び違約金等)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 乙の責に帰すべき事由により、実施期間内に委託業務が完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき

二 前号のほか、甲において、乙が第16条第1項に定める帳簿及び証拠書類（以下「根拠資料」という。）の整備保存、委託費の区分経理の実施、十分な根拠資料に基づく精算報告書の作成・提出その他本契約条項又は実施要領の定めるところ若しくはその他この契約に関する甲の指示に違反していると認めるとき、又は契約の目的を達成することができないと認めるとき

2 乙は、前項により甲が契約を解除したときは、委託料の限度額の10分の1に相当する金額を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

3 乙は、第1項により、甲が契約を解除した場合において第11条により概算払を受けているときは、甲に対してその概算払の額に、概算払日から返還の日までの日数に応じ、年5.00パーセントの割合を乗じて得た額の利息を付して返還しなければならない。

(委託料の経理及び監査)

第16条 乙は、委託料の経理について、別に帳簿を備え、その収入・支出をその都度記録してこれを明らかにするとともに、当該収入・支出を証する証拠書類を整備保存しなければならない。なお、当該帳簿については、乙において、委託費経費内訳報告書を参考に、委託費の収入・支出を記録した正規の帳簿として作成し、保存するものとする。

- 2 乙は、実施計画書に記載された各費目相互間の流用（当該金額の相互間における二割以内の変更を除く。）をしてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。
- 3 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託料の経理状況について監査し、資料の提出を求めることができる。
- 4 乙は、第1項の帳簿及び証拠書類を、業務終了の年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（秘密の保持）

第17条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第18条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 納付命令又は排除措置命令により、乙に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5.00パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(補 則)

第19条 本契約に関し、前各条項に疑義を生じ、又は、各条項に規定のない事項については、甲・乙協議のうえ、これを解決するものとする。

上記契約の証しとして、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

支出負担行為担当官

〇〇〇〇◆◆◆◆

乙 住 所

団 体 名

代表者氏名

(別 紙)

委託契約に関する特約条項

- 第1 乙は、委託費の経理については、委託契約書の約定等に従い、国土交通本省委託契約取扱要領第四に規定する実施計画書（別記様式第1）の経費積算内訳に計上した経費ごとに、乙の財源負担による単独事業、国庫補助事業又は他の委託事業の経費等との区分経理の徹底を図ること。
- 第2 乙は、当該委託費に係る収入・支出の実績を確認しうる帳簿及び証拠書類（以下「根拠資料」という。）を整備し、かつ、当該根拠資料を業務終了年度の翌年度から最低5年間必ず保存すること。
- 第3 乙は、当該委託料の精算に当たっては、委託契約書に定める委託料の経理に係る帳簿等の十分な根拠資料に基づく支払実績の計数、すなわち、根拠資料により確認する委託料の支払実績額を精算報告書に記載し報告すること。
- 第4 甲は、当該委託業務の実施状況及び当該委託料の使途その他必要な事項について、国土交通省の職員により所要の調査報告を求め、又は実地に調査する場合があるものとし、この場合、乙はこれに応じなければならないこと。
- 第5 当該委託料からの支出は、本委託業務の目的及び内容と直接的に関連性のあるものに限定することとし、また、各委託事業の契約書、委託費取扱要領等において指示する使途基準に従わなければならないこと。
- 第6 甲は、乙が前記第1から第5までの特約のいずれかに違反した場合には、委託料の精算日から返還の日までの日数に応じ、年5.00パーセントの割合を乗じて得た額の違約金を付して交付した委託料の返還を求めるものとし（委託料未交付の場合にはその交付を要しないものとし）、乙は当該返還請求又は不交付の措置に応じなければならないこと。

別記様式第1（第4）

実 施 計 画 書

（受託の名称）

（単位：千円）

受託の内容	実施期間	経費精算内訳	成果物	摘 要

- （備 考）
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。
 - 2 必要に応じ適宜項を加除して使用すること。
 - 3 受託の内容は、調査項目毎に区分すること。
 - 4 経費精算内訳は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、庁費、再委託費及び諸経費に区分し、庁費にあつては、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、賃金、会議費及び雑役務費に細分して計上すること。なお、区分等は必要に応じ適宜加除して計上すること。
 - 5 変更にあつては、変更後の部分を上段に（ ）書きすること。
 - 6 業務委託の処理を第三者に委託する必要があるときは、摘要欄にその事務の内容及び委託先等必要な事項を記載すること。

別記様式第2（第4）

四 半 期 別 必 要 経 費 内 訳 書

（受託の名称）

（単位：千円）

四半期別 経費区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計	摘 要

- （備 考） 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
- 2 経費区分は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、庁費、再委託費及び諸経費の区分により記載すること。なお、区分は必要に応じ適宜加除して記載すること。
- 3 変更にあたっては、変更後の部分を上段に（ ）書きすること。

別記様式第3（第4）

再委託（変更等）承諾申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国土交通省 ○ ○ ○ ○ 殿

受託者 住 所

氏 名

印

平成 年 月 日付けの「_____業務契約」
（契約金額 ￥◆◆◆，◆◆◆◆，◆◆◆◆円、税込み）に関して、下記の通り申請するので、手続き方お願いします。

記

- 1 委託の（変更等）承諾を申請する業務及びその範囲（具体的に記載すること）
- 2 再委託の（変更等）承諾を申請する必要性（具体的に記載すること）
- 3 再委託の（変更等）承諾を申請する業務の契約（予定）金額（総計）
- 4 再委託の（変更等）承諾を申請する業務の契約金額の根拠
 - ・業務の再委託に際し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した結果（この場合、その「写し」を添付）
 - ・継続的な履行関係が存在する（この場合、その証明書（契約書、協定書）の「写し」を添付）
- 5 その他特記事項

平成 年 月 日

受託者氏名_____殿

平成 年 月 日付けで申請のあった上記については、承諾したので、その旨通知する。なお、承諾内容等に変更等を生じる場合は、あらかじめ協議すること。

また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- ① 受託者は、再委託の相手方に対し、業務の適正な履行を求めること。
- ② 受託者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- ③ 受託者は、委託者（支出負担行為担当官等）からの求めに応じ、②の書類の写しを提出すること。

支出負担行為担当官

国土交通省 ○ ○ ○ ○ 印

- （備考）
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。
 - 2 必要に応じ適宜加除して使用すること。

別記様式第4（第4）

履行体制に関する書面
(実施計画書の別紙資料)

平成 年 月 日

○当該履行体制に関する書面は、「委託契約書第4条」に基づいて作成したものである。

受託者 住 所
氏 名

受託者 ××株式会社	(再委託先1)	〇〇〇有限公司	(再々委託先1)	〇〇〇株式会社
	住 所		住 所	
	電 話 番 号		電 話 番 号	
	代表者氏名		代表者氏名	
	担当業務範囲 若しくは内容	△△に関する□ □地区基礎調査	担当業務範囲 若しくは内容	
	(再委託先2)	〇〇〇株式会社 (予定)		
	住 所			
	電 話 番 号			
	代表者氏名			
	担当業務範囲 若しくは内容			
	(再委託先3)	〇〇〇合資会社 (予定)	(再々委託先2)	〇〇〇株式会社
	住 所		住 所	
	電 話 番 号		電 話 番 号	
	代表者氏名		代表者氏名	
	担当業務範囲 若しくは内容		担当業務範囲 若しくは内容	
	(再委託先○)			
				

(備 考) 本様式は、適宜加除して差し支えないものであるが、次の項目は必須事項とする。

- ① 再委託の相手方の住所
- ② 氏名（若しくは代表者氏名）
- ③ 再委託を行う業務の範囲

別記様式第5（第6）

完 了 報 告 書			
			平成 年 月 日
支出負担行為担当官			
国土交通省 ○ ○ ○ ○ 殿			
受託者		住 所	
		氏 名	印
平成 年 月 日付契約（契約金額 円◆◆，◆◆◆，◆◆◆円）の○○○			
○が完了したので、成果物及び下記の書類を添えて報告します。			
記			
1．精 算 報 告 書		通	
2．残存物件報告書		通	

（備 考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別記様式第6（第6）

精 算 報 告 書

（単位：円）

経 費 区 分	予定経費（A）	支出額（B）	過不足額	摘 要
			（A）－（B）	
計				

- （備 考） 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
- 2 経費区分は、別記様式第1備考4により記載すること。
- 3 第6第2項に基づき提出する場合は、その旨を付記すること。

別記様式第7 (第6)

平成〇〇年度×××委託費経費内訳報告書

(単位：円)

[illegible]

(備 考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。

2 年月日は、契約毎に、その都度、記載すること。

3 支出費目は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、庁費、再委託費及び諸経費に区分し、庁費にあたっては、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、賃金、会議費及び雑役務費に細分して計上すること。なお、区分等は必要に応じ適宜加除して計上すること。また、各区分の上段は予定経費額、中段は支出額、下段は過不足額である。

別記様式第8（第6）

残 存 物 件 報 告 書

取得年月日	物 件 名	規 格	数 量	単 価	価 格	経費区分	摘要

- （備 考）
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
 - 2 価格は取得価格を記載し、受託中に派生的に取得した物件については、見積額を記載すること。
 - 3 経費区分は、別記様式第1備考4の区分により記載し、区分が明らかでないものは、摘要に取得の理由を記載すること。
 - 4 第6第2項に基づき提出する場合は、その旨を付記すること。

国営備北丘陵公園
新型インフルエンザ（A／H 1 N 1）
対応マニュアル（案）

平成 2 3 年 4 月

国土交通省 三次河川国道事務所
備北公園管理センター
（独）都市再生機構西日本支社西日本公園事務所
（株）グリーンウインズさとやま

1. はじめに

現在新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）の感染状況は全世界で２０万人以上が感染し、２千名以上が死亡しており、日本国内においても１万２千人以上の感染者が存在し１１名が死亡している状況である。（平成２１年９月７日現在）

感染者の傾向については、現在、冬を迎えている南半球において増加が著しく、ＷＨＯではフェーズ分類を「６」とし、世界的な蔓延状況にあると宣言している。

我が国においても、海外渡航歴のある者が端緒となる散発事例のほか、学校における集団発生事例が見られるところであり、諸外国の感染状況や外国との交流状況に鑑みると、今後秋冬にかけてさらに感染が拡大し、国内での感染者の大幅な増加が起これらと予想される。

国営備北丘陵公園では、このような状況を踏まえ、窓口におけるアルコール消毒液の設置や手洗い・うがいの励行等の呼びかけを実施しているところであるが、平成２１年９月８日付けで決定された「国土交通省新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）感染防止対策等について」を踏まえ、感染拡大の防止やその対応方法等を定めた「新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定するものである。

2. 感染予防対策の徹底

通常のインフルエンザの主な感染経路は接触感染と飛沫感染であると考えられており、新型インフルエンザについても現段階ではその感染経路を特定することはできていないものの、同様に接触感染と飛沫感染が主な感染経路として推測されている。

このため以下の対策を講ずるものとする。

① アルコール消毒液の設置

アルコール消毒液によりウイルスは死滅するとされていることから、一般来園者の窓口となる各所等及び庁舎出入り口等に速乾性擦式アルコール消毒製剤を設置する。

窓口となる各所等の考え方（特定公園施設等含む）

- 窓口対応職員を配置している施設
「中入口インフォメーションセンター」「北入口エントランスセンター１Ｆ」「グラウンドゴルフクラブハウス」「備北オートビレッジ管理センター」「トラフィックセンター」
- 体験イベントなど接客を主として実施している施設
「さとやま屋敷」「上の農家、下の農家」「やきもの工房」「木の工房」「古代たたら工房」
- 飲食物販施設

中入口食堂「中の茶屋」、芝生広場休憩所レストラン「湖畔レストハウス」、中入口売店「ランバス」、エントランスセンター国兼レストラン「レストラン国兼」、エントランスセンター国兼軽食コーナー「軽食きゅうくん」、エントランスセンター国兼売店「売店はなちゃん」
※入口もしくは入口付近へのアルコール消毒液の設置及び励行の掲示を行う。

② 石けんによる手洗いの励行掲示

手洗いについては、付着したウイルスを除去するため、流水と石けんを用いて15秒以上行うことが望ましく、手洗い後には水分を十分に拭き取ることが重要であることから、その旨の手洗い方法を示したチラシ等を園内及び庁舎のトイレに掲示する。

石けんによる手洗い方法を示したチラシの掲示場所

- 公園内及び庁舎の全てのトイレ
- トイレ以外の手洗い所等
「大芝生広場 バーベキュー広場前炊事場」「第3駐車場前手洗い所」「オートキャンプ場炊事棟」

③ うがい、咳エチケット等の励行にかかる職員等への指導

飛沫感染においては、感染者が咳やくしゃみをするとうイルスを含む5ミクロン以上の飛沫が1～2m飛散し、これを粘膜に接触することで感染するため、これに対してはうがいの励行のほか、ティッシュで口や鼻を押さえる等咳エチケットの徹底やマスクの着用が有効である。

こうした対策は、主に感染者が他者への感染を予防するために行うものであるが、新型インフルエンザの潜伏期間は1～7日間にわたり、また、感染初期には季節性インフルエンザとの区別が付きにくいという傾向があることから、感染者や濃厚接触者でない職員等についても、咳エチケットの徹底や手洗いの励行等に関する指導を実施する。

指導の対象となる職員等

- 備北公園管理センター職員 全員（臨時職員を含む）
- 特定公園施設に従事する職員 全員
- 接客業務に従事することを主としている協力業者の社員
- 三次河川道事務所備北丘陵公園分室（以下「国事務所」という）職員 全員

- イベント時等に主として接客業務に従事させるアルバイト職員（各雇用機関が指導を行うものとする。）

【指導事項】

○ 咳やくしゃみをする際は、以下の手法のいずれかをとるようにすること。

- ① マスクを着用する。
- ② ティッシュなどで口と鼻を覆い、他人から顔をそむけて1～2m離れる。咳やくしゃみをした際に使用したティッシュは速やかに廃棄し手洗いをする。
 - ※ 呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだものはすぐにゴミ箱に捨てる必要があることから、口と鼻を覆うのはハンカチでは無くティッシュが望ましい。
 - ※ 手を洗う場所が無い場合に備えて、携行用速乾性擦式消毒用アルコール製剤を準備しておくことが望ましい。
- ③ ティッシュなどが無い場合は、前腕部（袖口）で口を押さえた上で、他人から顔を背けて1～2m離れる。咳やくしゃみをした際に押さえた前腕部は洗うか、アルコール製剤で拭く。
 - ※ ティッシュが無い場合袖口で鼻と口を押さえるのは、袖口は手と異なり、他の場所に触れることが少ないため、感染接触の機会を低減することができるからである。

3. 職員等に感染者が確認された場合等の対応方針

当公園の管理運営に従事する職員等が新型インフルエンザに感染した場合、若しくは感染の疑いの有るものが出た場合は以下の対応を基本とする。

① 職員等に感染の疑いのある者が出た場合

当公園の管理運営に従事する職員等に感染の疑いがある者が確認された場合は、以下の対応方針とする。

○ 発熱等の症状があり、新型インフルエンザの発症の疑いがある者が出た場合、速やかに医療機関への受診を促すとともに、自宅療養とする。

○ 疑いのある者と濃厚接触者の関係にある者には上記「2. 感染予防対策の徹底」を再度促す。

○ 濃厚接触者のうち、窓口業務を担当する職員等は、マスクの着用を基本とする。

○マスク着用に際しては、窓口の横等にインフルエンザの感染予防対策である旨をチラシ等により掲示する。

○ 医療機関の受診の結果、新型インフルエンザと特定された場合は②の対応とする。（特定されなかった場合は通常体制）

○同居する家族が新型インフルエンザに発症した場合は、その旨を所属長に報告するとともに、濃厚接触者としての扱いとする。

当公園の管理運営に従事する職員等（以下「職員等」という）

以下のものを対象とする

- 備北公園管理センター職員 全員（臨時職員を含む）
- 特定公園施設に従事する職員 全員
- 接客業務に従事することを主としている協力業者の社員
- 国事務所職員 全員
- イベント時等に主として接客業務に従事するアルバイト職員

「濃厚接触者」の対象

- 感染の疑いの有るもの又は感染者と概ね2 m以内で通常業務を実施していた者
- 新型インフルエンザに発症した家族と同居する者

② 職員等に感染者が確認された場合

○ 感染した者は、感染が拡大しないよう完治するまで自宅療養とする。

○ 感染者と濃厚接触者の関係にある者には、上記「2. 感染予防対策の徹底」を再度促すとともに、日々の健康管理に留意させ、少しでも発熱等の症状がある場合は、速やかに医療機関への受診を促すものとする。

また、各所属長は、日々濃厚接触者の健康状態を把握するよう努めるものとする。

○ 濃厚接触者のうち、窓口業務を担当する職員等は、マスクの着用を基本とする。

○ マスク着用に際しては、インフルエンザの感染予防である旨をチラシ等により掲示する。

- 感染者が使用していたパソコン、電話、机等や感染者が明らかに接触していると思われる機器等があれば消毒を実施する。

4. 来園者で感染が確認された場合の対応方針

当公園の来園者で、来園中に発熱等の症状が発症し新型インフルエンザ感染が確認された場合、若しくは感染の疑いのある者が出た場合は以下の対応を基本とする。

① 来園者に感染の疑いがある者が出た場合

- 当公園の来園者に発熱等の症状が発症し、窓口や救護所に手当を受けに来た場合、当人にマスクを渡し、公園周辺の医療機関を紹介するとともに、園内での感染拡大を防止するため退園を促す。
- 医療機関への搬送は行わないことを原則とするが、病院までの移動手段が確保できない場合等は、職員等が搬送する。その際は、マスク着用を原則とする。
- 感染の疑いがある者と職員等の間で濃厚接触者の関係にあることが明らかである場合には、上記「2. 感染予防対策の徹底」を再度促す。
- 医療機関の受診の結果、新型インフルエンザと特定された場合は②の対応とする。（特定されなかった場合は通常体制）

「感染の疑いのある者（若しくは感染者）と職員等の間で濃厚接触者との関係が明らかである場合」とは、以下のような場合を想定しておくこととし、状況により適宜判断する。

- 農家、工房等の体験イベント等で利用者指導を長時間にわたり実施していた場合
- オートキャンプ場の受付で感染の疑いのある者と明らかに複数回接触があった場合
- その他聞き取り等で明らかに濃厚接触者として特定できる場合

② 来園者で感染が確認された場合

- 感染が確認された来園者の一団は、既に園外へ退出されていることが前提で

あるが、オートキャンプ場等宿泊者で一団の残りが確認された場合は、速やかに退園を促すものとする。

- 感染者と職員等の間で濃厚接触者の関係にあることが明らかである場合には、上記「2. 感染予防対策の徹底」を再度促すとともに、日々の健康管理に留意させ、少しでも発熱等の症状がある場合は、速やかに医療機関への受診を促すものとする。また、各所属長は、日々濃厚接触者の健康状態を把握するよう努めるものとする。
- 濃厚接触者のうち、窓口業務を担当する職員等は、マスクの着用を基本とする。
- マスク着用に際しては、窓口の横等にインフルエンザの感染予防対策である旨をチラシ等により掲示する。
- 感染者の経路が行動履歴により特定できるような場合は、感染者が使用したと思われる施設の消毒を行うものとする。

「感染者の経路が特定できるような場合」とは、以下のような場合を想定しておくこととし、状況により適宜判断する。

- コテージで宿泊していた場合→宿泊施設等
 - オートキャンプ場で宿泊していた場合→炊事場やＡＣ電源スイッチ等
 - 園内での主要な滞在先が工房や農家等建築物の場合→建築物の扉等接触可能性が高いと想定される場所
- ※ 野外での滞在が大半又は工房等の建築物での滞在も長時間では無く特定が困難な場合、聞き取り等で確認できない場合は特定不可とする。

5. 事業の継続及び閉園の判断

職員等が多数感染し、公園の管理運営に支障が生じることとなった場合は、職員等の人員配置について適宜見直しを行いつつ利用者サービスの維持に努めるものとするが、園内の感染拡大防止の観点に立ち、適宜利用者サービスの縮小等を行うものとする。

① 利用者サービス内容の縮小

- 備北公園管理センター及び（独）都市再生機構等は、各職員（臨時職員・テナント職員含む）が複数インフルエンザに感染し、公園内の利用者サービス

内容を縮小せざるを得ないことを前提に、あらかじめ縮小する機能、継続する機能を想定しておくものとする。

- 備北公園管理センター及び（独）都市再生機構等は、複数の職員（概ね３～４名程度）が感染し自宅療養に入った時点において、今後の拡大を想定し、縮小する機能等について国と協議するものとする。

縮小にあたっては、公園の各利用者サービスの重要性や想定される来園者数等を踏まえ、園内の感染拡大の防止の観点に立ち判断するものとする。

公園施設のサービス機能の縮小等についての想定事例

- 備北公園管理センター
ゲートの縮小（２箇所→１箇所）、インフォメーションの縮小、体験施設（やきもの工房等）の閉鎖、等
- （独）都市再生機構
トラフィックセンターの縮小（２箇所→１箇所）、オートキャンプ場の一部閉鎖等
- （独）都市再生機構（飲食物販施設）
飲食物販施設の縮小（一部閉鎖）

- 通常実施している利用者サービスの縮小を実施した場合及び告知しておいたイベント等を中止とする場合等は、来園者に対しチラシ等による掲示やＨＰでの告知と合わせ記者発表を行う。

② 閉園の判断基準

- 職員等の感染者が多数となり、公園としての機能が維持できないと判断される場合は、閉園するものとする。
- 閉園に当たっては、原則として臨時職員を含む管理センターの職員が１０名以上感染した場合とし、備北公園管理センターは国に協議するものとする。
- 閉園は、今後の感染拡大の見込み、自宅療養者の治療経過、来園者の状況等を勘案しながら、感染拡大防止の観点に立ち適切に対応するものとする。
- 閉園する場合は、記者発表を行うとともに、ＨＰでの告知、ゲート部でのチラシによる掲示等広く告知を行うものとする。

③ その他の閉園等

- 備北公園管理センターは、広島県や庄原市等関係自治体からイベント等の自粛要請、公園の閉園等の要請があった場合は、速やかに国に報告するものとする。
- 閉園に当たっては、他の施設の状況等を踏まえながら、感染拡大防止の観点に立ち適切に対応するものとする。

6. 記者発表等

職員等に新型インフルエンザに感染し、利用者サービスの縮小等や閉園を行う場合は、速やかに記者発表を行うものとする。

① 記者発表を実施するケース

以下のケースが発生した場合は、原則記者発表を実施するものとする。

- 公園の利用者サービスの縮小や施設の一部閉鎖を実施する場合
- 閉園する場合

② 記者発表の内容等

- 特定公園施設の一部閉鎖等については、国と備北公園管理センター、(独)都市再生機構等との連名による記者発表とする。
- 特定公園施設以外の一部閉鎖、利用者サービスの縮小、閉園については国と備北公園管理センターとの連名による記者発表とする。
- 記者発表は、投げ込みを基本とする。
- 園内の一部閉鎖、利用者サービスの縮小等については、三次記者クラブへの投げ込みを基本とする。
- 公園の閉園の場合は、三次記者クラブ、広島合同庁舎記者クラブ、広島県政記者クラブ、中国地方建設記者クラブへの投げ込みを基本とする。

7. その他

① 感染の疑いのある者の入園自粛について

公園内における感染拡大の防止の観点から、発熱症状が継続するなど新型インフルエ

ンザの感染の疑いの有る者及び感染者については、公園への来園を自粛して頂くのが望ましいと考えられるが、入園時に全ての来園者をチェックするのは物理的に不可能であることから、HP等による事前告知の方法によるものとする。

告知時期及び告知内容等については、今後の感染状況や他施設の状況等を勘案し適切に判断するものとする。

② 新型インフルエンザ感染防止の啓蒙

新型インフルエンザの予防にあたっては、うがい、手洗い、マスクの着用、咳エチケットなど、日常の中での予防が重要であることから、国、備北公園管理センター、(独)都市再生機構等は、公園に従事する各職員等のもとより、公園内での工事を実施する企業等に対しても安全協議会等を通じて、上記「2. 感染防止対策の徹底」を図るよう呼びかけるなど、公園内での感染防止に努めるものとする。

③ 季節性インフルエンザワクチンの予防接種の励行

今後秋冬に向けて、季節性インフルエンザが流行した場合、新型インフルエンザと季節性インフルエンザの両方の発症による職員等の人員確保が懸念され、そのリスクを少しでも回避するとともに、医療機関の混雑の緩和を低減していく観点からも、職員等に体して季節性インフルエンザのワクチンの予防接種を行うよう励行するものとする。

8. 連絡体制

国、備北公園管理センター、(独)都市再生機構の各者は、新型インフルエンザの感染防止の徹底、拡大の防止、感染時の対応等に当たり、緊密に連携を図りながら対応を行うものとする。

○ 各事業者で新型インフルエンザの感染の疑いがある者がした場合、園内で感染の疑いの有る者が確認された場合及びそれ以降の発症等に至るケースとなった場合、以下の連絡体制により報告、協議等を適宜かつ迅速に実施するものとする。

○ 各事業者の報告窓口は以下のものとし、連絡調整を密に図るものとする。

・ 三次河川国道事務所 公園課長

職場 0824-72-5000

携帯 000-0000-0000

・ 備北公園管理センター 総務課長

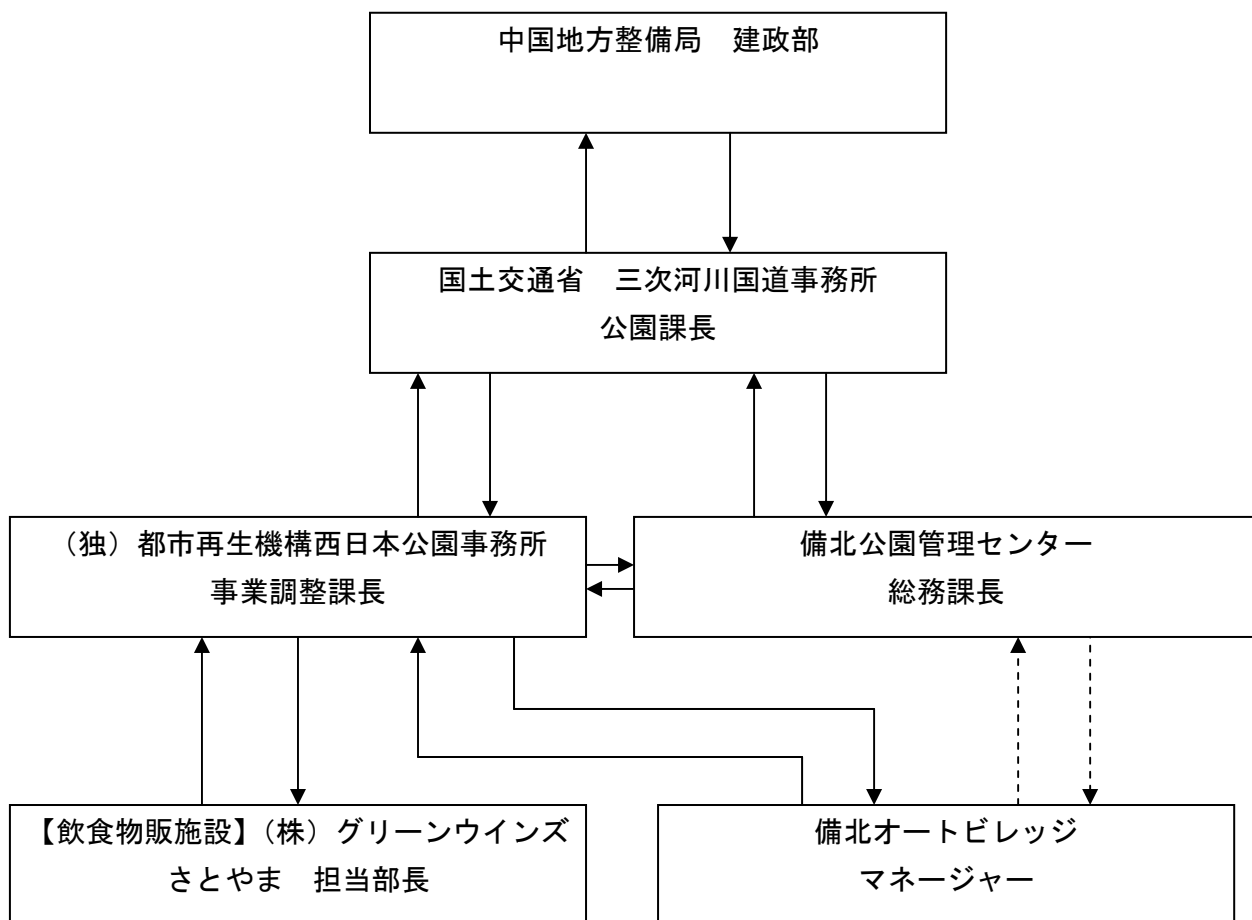
職場 0824-72-7000

携帯 000-0000-0000

・ (独) 都市再生機構 西日本公園事務所 事業調整課長

職場 06-6969-9802
携帯 000-0000-0000

【連絡体制】



注1) 国事務所職員が新型インフルエンザに発症した場合は、上記連絡体制とは別に総務課長より本局総務部へ報告するものとする。

注2) エントランスセンター国兼内の飲食物販施設については、(株)グリーンウインズさとやまから国への報告、協議とする。

注3) (株)グリーンウインズさとやまは、(独)都市再生機構への報告と合わせ、備北公園管理センターに報告を行うものとする。

平成 23 年度

災害対策計画書

抜 粋

平成 23 年 4 月

三次河川国道事務所

1. 共 通 編
2. 共 通 (地 震) 編
3. 河 川 (風 水 害) 編
4. 河 川 (地 震) 編
5. 河 川 (水質事故) 編
6. 道 路 (風 水 害) 編
7. 道 路 (地 震) 編
8. 道 路 (雪 害) 編
9. ダ ム (風 水 害) 編
10. ダ ム (地 震) 編
11. 公 園 編
12. 様 式 集

1. 共 通 編

目 次

(1) 三次河川国道事務所防災業務運営要領	1- 1
表-1 発令基準	1- 4
表-2 発令体制までの手続き	1- 7
表-3 観測通報要領	1- 11
表-4 三次支部組織表	1- 13
表-5 警報・注意報発表基準一覧表	1- 14
(2) 三次河川国道事務所危機管理対策支部等の設置要領 (防災業務計画を除く)	1- 25
(3) 三次支部災害対策組織表(案)	1- 27
3.1-1 災害対策組織表(風水害関係)	1- 27
3.1-2 災害対策組織表(地震関係)	1- 30
3.2 長期にわたる場合の体制について	1- 33
3.3-1 運営要領第4条第2項にもとづく要員変更計画表(風水害関係)	1- 34
3.3-2 運営要領第4条第2項にもとづく要員変更計画表(地震関係)	1- 36
3.4 三次河川国道情報連絡業務から連絡通報を受けた場合の連絡先	1- 37
3.5 災害発生時における出張所の電話対応について(案)	1- 38
3.6 勤務時間外及び緊急時における連絡先(貸与携帯電話番号)	1- 40
3.7 災害対策三次支部設置配置図(災害対策室)	1- 41
(4) 回線系統図(道路・河川通信・テレメータ)	1- 42
4.1 無線呼出名称及びK-COSMOS 電話番号一覧表	1- 44
(5) 災害対策本部配置図	1- 47
(6) 中国地方整備局災害対策用機械管理運営要領	1- 48
(7) 災害臨時ヘリポート	1- 55
(8) 災害時における河川、道路災害応急対策業務に関する基本協定	1- 58
(9) 災害応急対策活動等に関する基本協定	1- 62
(10) 災害時確保可能資材総括表	1- 65
(11) 災害時確保可能資材位置図	1- 67
(12) ボランティアに関する事項	1- 73
(13) 広報に関する事項	1- 74
(14) 災害時における情報交換に関する協定書	1- 78
(15) 大規模災害時の情報交換に関する協定書	1- 81
(16) 中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ	1- 91
(17) 中国地方整備局地現地情報連絡員(リエゾン)派遣要領	1- 95

(1) 三次河川国道事務所 防災業務運営要領

(目 的)

第1条 この要領は、中国地方整備局防災業務規定（以下「規定」という。）に基づき、防災に関し三次河川国道事務所における要員の配置及び業務分担を明らかにし、支部の円滑な運営を図ることを目的とする。

(組織及び業務分掌)

第2条 三次河川国道事務所に総務班、経理班、情報連絡班、広報班、調査班、河川班、道路班、公園班、三次班、吉田班、灰塚ダム班、三次国道班、予備班を設け、その組織は、表－4のとおりとし、業務分掌は別に定める災害対策組織表に示す。ただし、人員配置は、必要に応じ各班の判断により適宜増減することができるものとする。

(勤務体制)

第3条 三次河川国道事務所の勤務体制は、規定で定める次の各号に掲げる体制とし、事務所長の発令により、それぞれの体制に入るものとする。その発令基準及び手続は、表－1、表－2の通りとする。

- (1) 注意体制 1. 2. 3（支部設置）
- (2) 警戒体制（支部設置）
- (3) 非常体制（支部設置）

2 事務所長が不在又は連絡がとれない場合の支部長代行者としては、（技河）副所長、（技道）副所長、（技公）副所長、（事務）副所長の順とし、副所長とも不在又は連絡がとれない場合、工務課長、調査設計課長、河川管理課長のうち、連絡がとれる者を支部長代行者とする。

(出動及び待機)

第4条 各体制の発令に応じて各班長は、別に定める災害対策組織表に示す要員を配置させるものとする。

2 前項に定めるもののほか、状況に応じて支部長は、要員数の変更を指令することができるものとする。

3 各班長は、各体制の発令に応じて係員の出動あるいは待機の状況を掌握しなければならない。

(報 告)

第5条 各班長は、次の各号に該当する場合には、ただちに支部長に報告しなければならない。但し、(1)号は除く。

- (1) 支部が水防警報を発するとき
- (2) 公共用物に被害があったときその状況
- (3) 観測通報要領（表－3）に定めるもの
- (4) 道路雪害対策計画書に定めるもの
- (5) 各県の一般災害状況
- (6) 直轄区域内で重大な災害の恐れがある場合、又は発生したとき
- (7) 本部から災害対策上重要な事項について指令または通知を受けた場合
- (8) 本部設置の通知を受けた場合
- (9) その他、本部から警告及び情報を入手した場合

2 別に定める災害対策組織表の各担当者は、次項(1)から(5)に該当した場合にはただちに、支部長の承認を得て、本局担当班に報告するものとする。

- (1) 水文及び気象、並びに予警報に関するもの
- (2) 河川災害に関するもの
- (3) ダム管理に関するもの
- (4) 一般国道の交通情報並びに災害に関するもの
- (5) 直轄工事区間の国道の災害に関するもの
- (6) 前号以外の一般災害状況に関するもの（直轄区域内）

3 灰塚ダムについては、次の各号に該当する情報は、灰塚ダム班より本部、支部、関係機関へ連絡、通知、情報提供を行うものとする。

- (1) 洪水警戒体制を発令・解除したとき
- (2) 洪水調節を開始・終了したとき
- (3) ダムの放流警報を行うとき
- (4) 非常用洪水吐きより越流を開始・終了した時
- (5) 前号以外の灰塚ダムに関するもの

（災害時の措置）

第6条 河川及び道路の各班長は、担当区域内に災害が生じるおそれがある場合及び災害が発生した場合、ただちに自ら又は係官を派遣して現地調査をし適切な処置をとらなければならない。

2 支部長は、班長の報告を受けた場合、必要に応じて自ら現地に赴き、若しくは係官を派遣し、被害状況を調査し、班長の報告とあわせて、本部長に報告し、指示を受けるものとする。

3 支部長は、本部長に報告すると同時に、関係機関とも密接な連絡の上、応急復旧及び迂回路の指示等、臨機応変の措置をとるものとする。

（観 測）

第7条 表－3の観測通報要領に定める観測は、第3条の勤務体制にかかわらず、一般業務に優先してそれぞれ実施するものとする。

（記録の整備）

第8条 各班長は、災害時の活動及び連絡状況（特に部外の連絡事項については内容、日時、相手方の名前、担当者名）を記録すると同時に重要な事項については支部長に報告し、その指示に従うものとする。

（業務の引継）

第9条 支部の体制が解除になったとき、各班は、勤務中の業務をすみやかに整理し、その担当業務をそれぞれ主管課に引継ぐものとする。

（組織計画）

第10条 各課長及び出張所長は、それぞれ班の業務内容、要員の配置を決定し、毎年度始めに事務所長に報告しなければならない。

2 各班長は、それぞれ班の業務内容及び要員の配置を、各係長及び係員に周知徹底させるものとする。

3 各班長は、業務に必要な用具及び書類を指示し、整備状況を確認し、緊急時の処置により管内の出張所等に支部を移設するものとする。

〔付則〕

1. この運営要領は平成16年4月1日より適用する。
2. この運営要領は平成21年4月1日より適用する。
3. この運営要領は平成22年4月1日より適用する。
4. この運営要領は平成23年4月1日より適用する。

平成 23 年 4 月 1 日 改正

三 次 河 川 国 道 事 務 所 長

表－１ (1)体制発令基準（風水害・地震）

体制 区分	事務所（支部）		
	河川（ダム）	道路	公園
注意 体制 １	①大雨洪水警報が発令された場合 ②台風が中国地方付近を通過する恐れがある場合 ③気象庁が管内の地域で震度４の地震を発表した場合 ④灰塚ダムが洪水警戒体制に入 った場合 ⑤灰塚ダムが洪水調節を開始し た場合 ⑥灰塚ダム堤体内の地震計に より観測された地震動の最大 加速度が25gal以上である場		③気象庁が管内の地域で震度４ の地震を発表した場合
注意 体制 ２	①水防団待機水位に達する恐れ がある場合	②暴風警報が発令された場合 ③事前通行規制が発令される 恐れがある場合	④大雨洪水警報が発令され、公 園内において災害発生のおそれ がある場合 ⑤台風が広島県に接近又は上陸 し、公園内において災害発生 の恐れがある場合
注意 体制 ３	①水防団待機水位に達し、な お、水位上昇の恐れがある場合	②交通規制（通行止めを除く） が伴う道路災害が発生した場 合	③開園区域内において、開園に 支障とならない程度の小規模 な災害が発生した場合 ④公園予定地内において、小規 模な災害が発生した場合
	⑤管内の地方公共団体等から災害に係る支援要請があり、支部から職員又は災害対策機械の派 遣		
警 戒 体 制	①気象庁が管内の地域で震度５弱又は５強の地震情報を発表した場合 ②地震により被害が発生した場合 ③明らかに台風による影響が予想される場合 ④管内の地方公共団体等が災害対策本部等を設置し、甚大な災害の発生が見込まれる場合 ⑤はん濫注意水位に達し、 なお、水位上昇の恐れのある 場合又は被害が発生した場合 ⑥灰塚ダムが洪水時最高水位 （サーチャージ水位）に達す ると予測される場合 ⑦土師ダムが計画最大放流量に 達すると予測される場合 ⑧土師ダムがただし書き操作に 移行すると予測される場合	⑨道路災害が発生し、交通が途 絶した場合 ⑩通行止め規制を実施した場合	⑪開園区域内において、園路へ の土砂流出等開園に支障とな る災害が発生した場合 ⑫公園予定地内においてかなり の範囲にわたり災害が発生し た場合
非 常 体 制	①気象庁が管内の地域で震度６弱以上の地震情報を発表した場合 ②地震により、大規模な災害が発生した場合 ③管内の地方公共団体等において甚大な災害が発生した場合 ④計画高水位以上の洪水が予想 される場合、又は洪水によっ て重大な被害が発生する恐れ がある場合 ⑤灰塚ダムが洪水時最高水位 （サーチャージ水位）を超え る場合 ⑥土師ダムがただし書き操作を 実施する場合	⑦道路災害が発生し、広範囲に わたり交通が途絶し、重大な 被害が発生した場合	⑧開園区域内において広範囲に わたり災害が発生し、長期間 開園に支障がある場合 ⑨公園予定地内において広範囲 にわたり災害が発生し、公園 区域外に被害が及ぶ場合

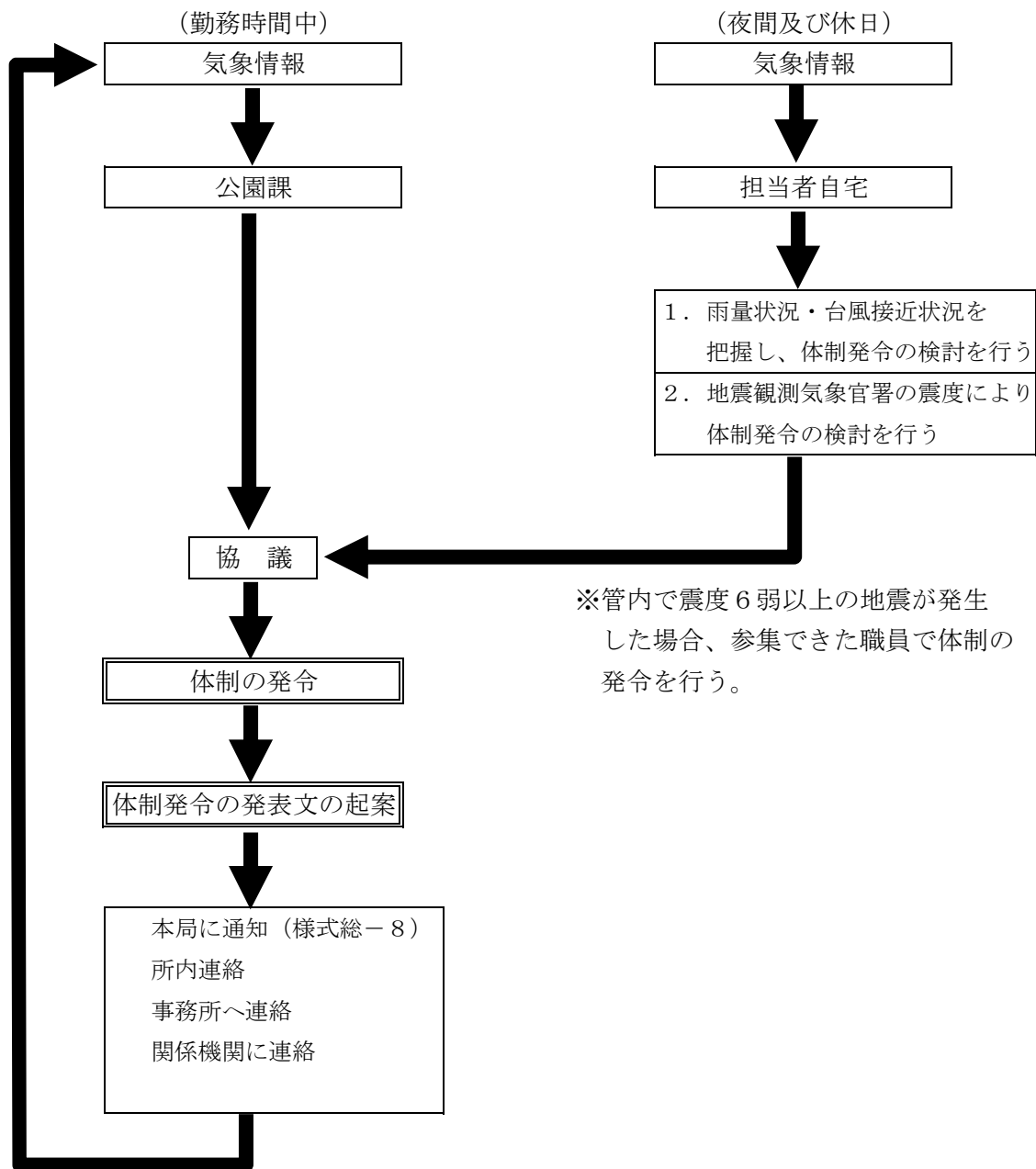
- 注） １． 道路雪害に対する体制発令基準は、「道路除雪計画」（三次河川国道事務所）によるもの
とし、情勢に応じ、それぞれ、上表の体制に統合するものとする。
- ２． 地震時の震度対象区域は、河川・道路・公園 ： 広島県北部（「三次市」、「庄原市」、
「安芸高田市」）とする。
- ３． 気象台発表の予報及び注意報・警報の細区分は以下のとおりとする。
河川・道路・公園 ： 「庄原市」、「三次市」、「安芸高田市」、「北広島町」
が対象地域
- ４． 公園の発令基準の詳細については、「11.公園編」を参照。

表－１ (2) 発令基準（水質事故、その他災害）

体制区分	事務所（支部）	
	河川	道路
注意体制	①利水に影響が生じる恐れのある場合 ②危険物や環境汚染に関する水質事故が発生した場合、あるいはそのおそれのある場合 ③管轄区域内で重大な災害の発生の恐れがある場合 ④管轄区域内で災害が発生した場合 ⑤その他、必要と判断される場合	
警戒体制	①利水に重大な影響が生じた場合、あるいは生じる恐れのある場合 ②危険物や環境汚染につながる重大な水質事故が、広範囲にわたって発生した場合 ③管轄区域内で重大な災害が広範囲にわたり発生する恐れがある場合 ④管轄区域内で重大な災害が発生した場合 ⑤その他、必要と判断される場合	
	公園	
	⑥公園閉園時に大規模な火災が発生した場合	
非常体制	①利水に重大な影響が生じた場合、あるいは重大で相当長期に影響が生じる恐れのある場合 ②危険物や環境汚染につながる重大な水質事故が、相当広範囲かつ長期間に及ぶ場合 ③管轄区域内で重大な災害が広範囲にわたり発生した場合 ④その他、必要と判断される場合	
	公園	
	⑤公園開園時間中に大規模な火災が発生した場合	
	⑥公園において危険別に関する事故、重大な環境汚染等の可能性がある事故等が発生し、被害が拡大する恐れがある場合	
	⑦人的被害が大きい場合	

表－2 発令体制までの手続き

4) 公 園 ※詳細は公園編を参照。



※管内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合、参集できた職員で体制の発令を行う。

注) 情報が入れば、表－1発令基準により体制発令の検討、協議を行う。
 なお、発令基準は発令する要因であり、その要因を江の川流域に当てはめ内容等を検討して発令を決定する。
 従って、要因があっても必ず体制を発令するものではない。
 詳細は、「11. 公園編」を参照

表－５

警報・注意報発表基準一覧表

(大阪管区気象台管内)

平成23年5月23日現在

発表官署		広島地方気象台			
府県予報区		広島県			
一次細分区域		南部		北部	
市町村等をまとめた地域		広島・呉	福山・尾三	東広島・竹原	備北 芸北
警 報	大雨	区域内の市町村で別表１の基準に到達することが予想される場合			
	洪水	区域内の市町村で別表２の基準に到達することが予想される場合			
	暴風（平均風速）	陸上 20m/s、 海上 25m/s		20m/s	
	暴風雪（平均風速）	陸上 20m/s、 海上 25m/s 雪を伴う		20m/s 雪を伴う	
	大雪	平地 24時間降雪の深さ30cm 山地 24時間降雪の深さ60cm	平地 24時間降雪の深さ30cm、山地 24時間降雪の深さ50cm		平地 24時間降雪の深さ30cm、山地 24時間降雪の深さ60cm
	波浪（有義波高）	2.5m			
	高潮	区域内の市町村で別表５の基準に到達することが予想される場合			
注 意 報	大雨	区域内の市町村で別表３の基準に到達することが予想される場合			
	洪水	区域内の市町村で別表４の基準に到達することが予想される場合			
	強風（平均風速）	陸上 12m/s、 海上 15m/s		12m/s	
	風雪（平均風速）	陸上 12m/s、 海上 15m/s 雪を伴う		12m/s 雪を伴う	
	大雪	平地 24時間降雪の深さ10cm、山地 24時間降雪の深さ25cm		平地 24時間降雪の深さ20cm、山地 24時間降雪の深さ35cm	
	波浪（有義波高）	1.5m			
	高潮	区域内の市町村で別表５の基準に到達することが予想される場合			
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧（視程）	陸上 100m、 海上 500m		100m	
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%			
	なだれ	①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上＊ ¹			
	低温	夏期：最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期：最低気温-4℃以下＊ ²			
	霜	4月以降の晩霜—最低気温4℃以下＊ ¹			
	着氷				
	着雪	24時間降雪の深さ：平地10cm以上 山地30cm以上 気温：0℃～3℃			
記録的短時間大雨情報（１時間雨量）		110mm			

*1 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。
*2 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

平成23年5月31日現在
発表官署 広島地方気象台

庄原市	府県予報区		広島県	
	一次細分区域		北部	
	市町村等をまとめた地域		備北	
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1 時間雨量70mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	117
	洪水	雨量基準	1 時間雨量70mm	
		流域雨量指数基準	比和川流域=18、東城川流域=21、本村川流域=9	
		複合基準	－	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	24時間降雪の深さ30cm
			山地	24時間降雪の深さ60cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	雨量基準	1 時間雨量40mm	
		土壌雨量指数基準	91	
	洪水	雨量基準	1 時間雨量40mm	
		流域雨量指数基準	比和川流域=14、東城川流域=17、本村川流域=6	
		複合基準	－	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	24時間降雪の深さ20cm
			山地	24時間降雪の深さ35cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%		
	なだれ	①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上 * 1		
		夏期：最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期：最低気温-4℃以下 * 2		
	低温	4月以降の晩霜 最低気温4℃以下 * 3		
	霜			
	着氷			
	着雪	24時間降雪の深さ：平地10cm以上 山地30cm以上 気温：0℃～3℃		
	記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	110mm

*1 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*2 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

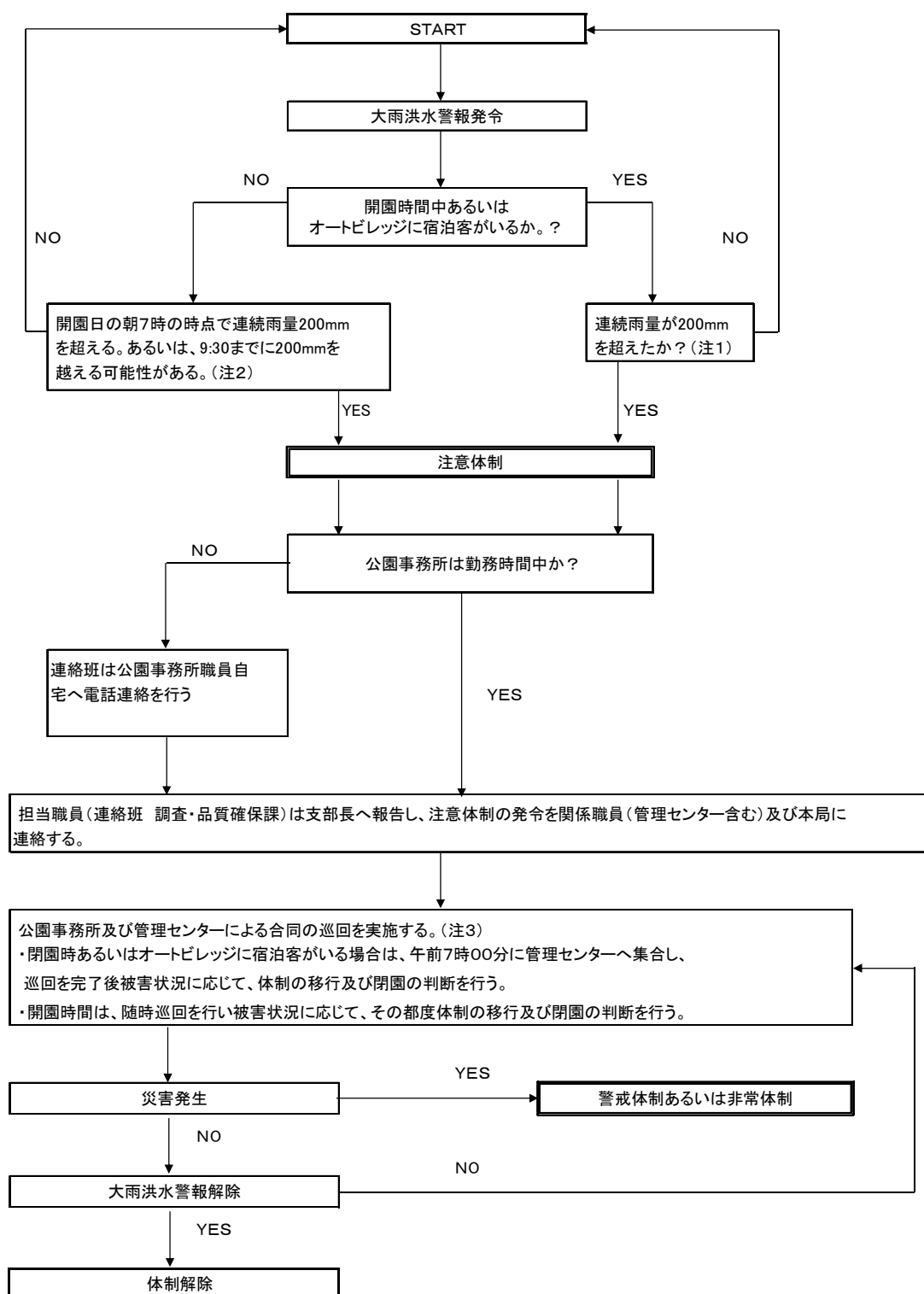
三次河川国道事務所災害対策計画書

公 園 編

目 次

降雨・台風による災害対策フロー.....	1
公園体制発令基準の目安.....	3
公園開・閉園判断目安.....	4
別図国営備北丘陵公園開園の判断についての指示系統図.....	8
風水害及び地震時の連絡体制（個人情報保護のため未掲載）	
事故発生時の連絡体制（個人情報保護のため未掲載）	
情報伝達フロー.....	9
通信関係.....	11
地震に関する事項.....	12
災害対策に関する事項.....	15
点検リスト（案）及び点検ルート.....	25
参考資料 三次河川国道事務所災害対策計画書 共通編 目次	

降雨による災害対策フロー



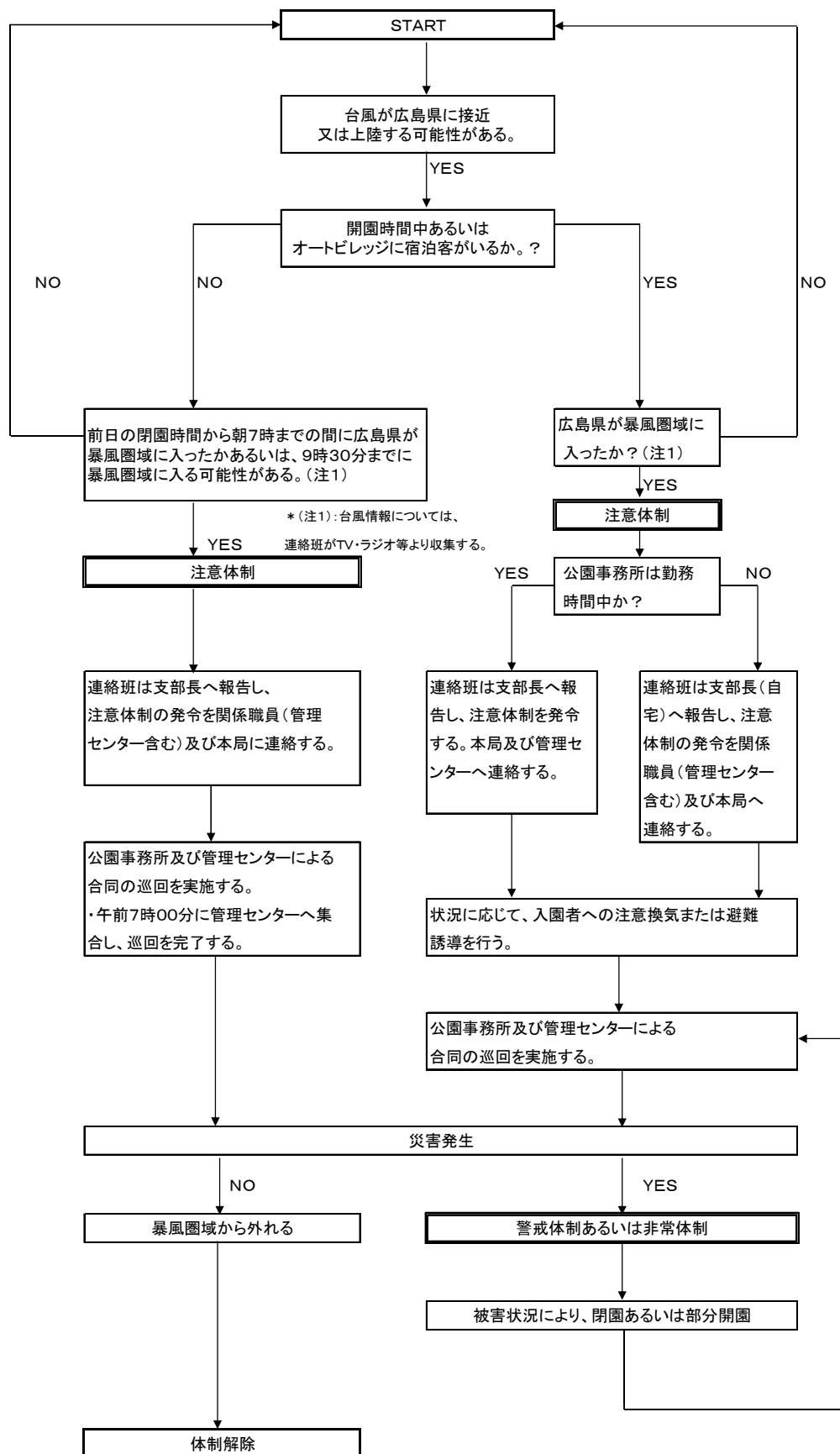
* (注1): 雨量計は管理センターに設置されている。

(注2): 公園事務所職員及び管理センター職員とも自宅にいたため、管理センターの雨量計の数値は確認できないので、三次河川国道事務所の自動応答(TEL0824-62-3944)の西城あるいは、(財)河川情報センターの携帯端末HP(i.river.go.jp)の庄原の連続雨量(12時間)を確認し、200mmを超えていれば管理センター職員が出動し公園の雨量を確認する。

(注3): 巡視については、公園事務所が未開園区域、管理センターが開園区域とする。

※大雨警報発令等、気象庁発表の気象情報については連絡班が情報収集を行う。

台風による災害対策フロー



公園体制発令基準の目安

【１】 発令基準の目安

【注意体制２】

- ④大雨洪水警報が発令され、公園内において災害発生の恐れがある場合
- ⑤台風が広島県に接近又は上陸し、公園内において災害発生の恐れがある場合

【注意体制３】

- ③開園区域内において、開園に支障とならない程度の小規模な災害が発生した場合
- ④公園予定地内において小規模の災害が発生した場合

注意体制２の災害発生の恐れがある場合の目安としては、以下を参考にしつつ、現地の状況等を踏まえ判断するものとする。

【注意体制２】④の目安

１）大雨警報が発令され、連続雨量が２００mmを超えることが想定される場合

※広島県が測定している直近の雨量計（備北地域一庄原市）の雨量データを基本

※連続雨量２００mmについては、三次管内の道路の事前通行規制の基準を準用

道路の法面よりも公園の緩やかな地形からすると安全性は高いと思われるが、１つの目安とする。（３時間以内で時間雨量が２mm以下の場合リセット）

※但し、上記の状態が夜間となり、かつ来園者がいない場合は、原則老朽ため池が存在する未開園区域のみ（国職員のみ）体制に入るものとし、開園区域については、早朝の状況を持って判断する。

公園閉・開園判断目安

【１】 閉園の判断について

公園の閉園の判断については、公園利用者の安全並びに財産の確保のため閉園が必要とされる場合、公園管理者の決定に基づき公園の全部又は一部の区域を閉園するものとする。

具体的には、以下を目安として判断するものとする。

（１）昼間の開園時間の場合

①風水害

- ・原則、注意体制２以上が発令されている状況で、今後の降雨等の状況から判断して、注意体制３（開園区域内において、開園に支障とならない程度の小規模な災害が発生した場合）になる恐れがある場合。
- ・注意体制３が発令（開園区域内において、開園に支障とならない程度の小規模な災害が発生した場合）された場合。

②地 震

- ・気象庁が管内の地域で震度４以上の地震を発表し、園路への土砂流出や施設の損壊等開園に支障となる災害が発生した場合

（２）夜間でキャンプ場に宿泊者がいる場合

①風水害

原則（１）と同様であるが、上記事象によりキャンプ場宿泊者の安全が脅かされる恐れがある場合

②地 震

原則（２）と同様であるが、上記事象によりキャンプ場宿泊者の安全が脅かされる恐れがある場合

③その他災害

【火災】

- ・非常体制の場合（開園時、園内で大規模な火災が発生した場合）
但し、この場合の開園とは、夜間オートキャンプ場での宿泊者がいる場合を含む）

【事故】

- ・ 公園内で大規模な交通事故等が発生し、開園に支障となる場合

【テロ】

- ・ 公園内でテロリスト等による爆破予告が発生した場合

【危険物】

- ・ 公園内で、危険物に関する事故又は重大な環境汚染等の可能性がある事故等が発生した場合

【2】 閉園の指示系統

- 閉園の流れについては、別紙系統図を基本とし、事務所長が整備局長に上申するとともに、事務所長（総括調査職員）の判断により閉園するものとする。
- 但し、公園利用者の安全及び財産の確保が困難となる場合で臨機の措置が必要となる場合は、公園管理センター長の判断により閉園することができるものとする。
この場合、速やかに報告するものとする。

【3】 閉園の具体的措置方法

（1）昼間の開園時間

- ① 閉園と判断した場合、速やかに中入口、北入口、熊野口の各ゲート入口部をバリケード又はチェーンで閉鎖するとともに、閉園の理由を入口部に掲示するものとする。（出口はそのままとする）
- ② 園内放送において閉園する旨をアナウンスするとともに、合わせて巡視員の巡視により、公園利用者に個別に声をかけ、周知するものとする。
- ③ 駐車場の車の有無や巡視員による巡視により、公園利用者全員が園外へ出たことが確認できた後、出口部をバリケード又はチェーン等で閉鎖する。

※ 入園料の払い戻し

原則、払い戻しを実施するものとするが、退園者が多数（数百人単位以上）となり、払い戻しに時間を要することで、利用者の安全及び財産の確保が脅かされるような場合は、払い戻しは行なわないものとする。

（2）夜間でキャンプ場に宿泊者がいる場合

- ① キャンプ場職員は、宿泊者に対し閉園する旨を告知し、退去を促す。

② その際、なるべく安全に宿泊できる施設等の斡旋も合わせて行うが、他の宿泊施設への移動が困難な場合、園内で安全と判断される施設（オートビレッジ管理棟等）へ誘導し保護する。

③翌朝、天候の状況等をもって退去させる。

※夜間のキャンプ場ゲートは閉鎖済み。

【4】 部分閉園について

○ 公園の開園に支障となるような災害等が発生した場合、災害箇所が限定的であっても他のエリアも被災する可能性が否定できないことから、原則全面閉園とする。

（但し、夜間でオートキャンプ場宿泊者がいる場合は、既に部分開園となっているため、部分閉園となる。）

【5】 開園の判断について

公園利用者の安全並びに財産の確保に支障が無いと判断された場合、公園管理者の決定に基づき公園の全部又は一部を開園するものとする。

具体的には、以下を目安として判断するものとする。

- 公園内の点検結果により、今後災害発生の恐れがある異常が確認されていない。
- 被災した箇所がある場合はその復旧が完了し、被災の拡大の恐れがない。
- 気象条件が回復し、今後災害発生の恐れが予想されない。

※被災した箇所がある場合、その箇所の安全確保を行い、かつ利用者動線の状況等を踏まえ、部分開園とする。（エリアの一部閉鎖、園路の部分的閉鎖、施設の一部閉鎖等被災状況を踏まえ判断する）

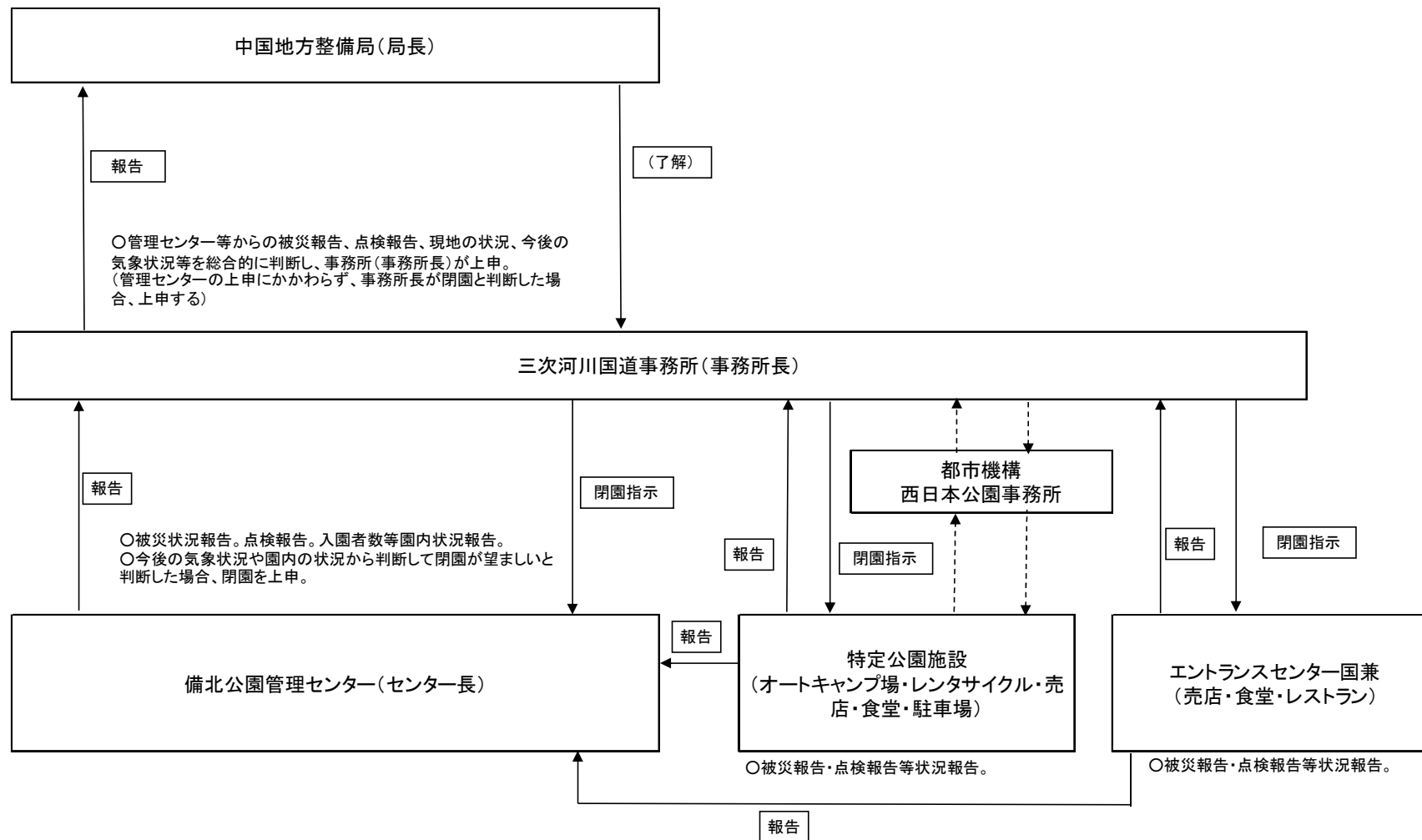
人が埋まっている可能性がある場合の対応

備北丘陵公園の場合、長大法面は存在しないため土砂崩落による人の生き埋めは想定しがたいが、地震による建物の損壊による可能性が存在する。

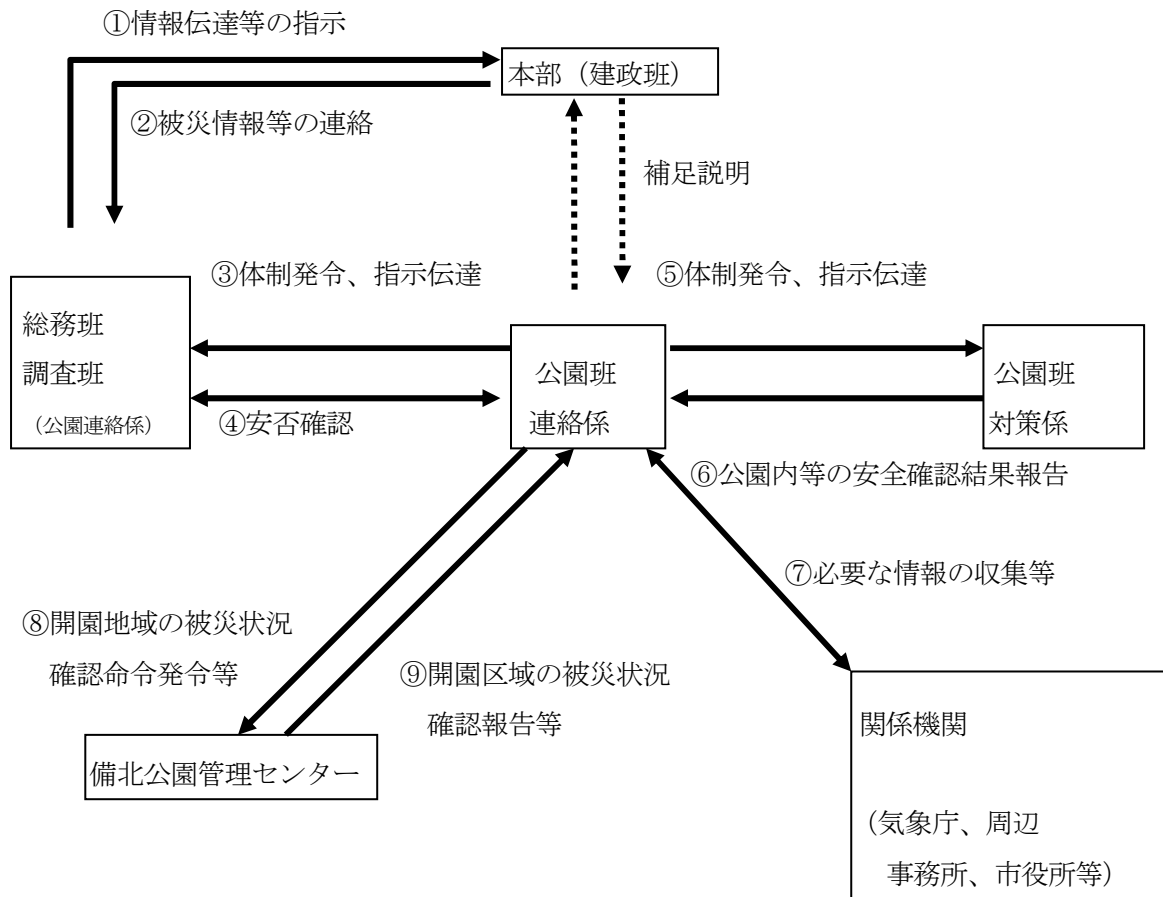
この場合、以下の対応により行動する。

- ① 緊急連絡体制表により、警察署、消防署に連絡
- ② 災害協定業者への対応要請（夜間作業で照明車が必要な場合出動要請）

国営備北丘陵公園 閉園の判断についての指示系統図



■ 情報伝達フロー



- ① 本部（建政部） → 調査班（公園連絡係）、公園班（連絡係）
 - ・ 公園事務所の体制発令、被災状況等報告書指示
 - ・ 公園内施設点検発令
 - ・ その他災害対策本部連絡事項の連絡
- ② 調査班（公園連絡係）、公園班（連絡係） → 本部（建政部）
 - ・ 体制発令の報告
 - ・ 被災状況報告
 - ・ 施設点検結果報告
 - ・ （災害発生の場合）災害箇所応急復旧措置の検討内容報告
 - ・ 公園利用者の安否情報報告
 - ・ 体制解除の報告
- ③ 公園班連絡係 → 総務班
 - ・ 体制発令
 - ・ 本部からの指示伝達
 - ・ 体制解除

- ④ 総務班 ←→ 公園班連絡係
 - ・ 安否確認
- ⑤ 公園班連絡係 → 公園班対策係
 - ・ 体制発令
 - ・ 本部からの指示伝達
 - ・ 庁舎内外の安全確認・点検結果報告依頼
 - ・ 公園予定地被災状況等確認結果報告依頼
 - ・ (災害発生の場合) 災害箇所応急復旧措置の検討内容報告依頼
 - ・ 体制解除
- ⑥ 公園班対策係 → 公園班連絡係
 - ・ 庁舎内外の安全確認・点検結果報告
 - ・ 公園予定地被災状況等確認結果報告
 - ・ 災害箇所応急復旧措置の検討内容報告
- ⑦ 公園班連係 ←→ 関係機関
 - (ア) 気象情報の収集 (気象庁)
 - (イ) 周辺道路等の被災状況、規制状況、迂回路等の情報収集 (周辺事務所、市役所)
 - (ウ) 周辺河川等の被災状況等の情報収集 (周辺事務所) 等
- ⑧ 公園班連絡係 → 管理センター
 - (ア) 事務所の体制発令連絡
 - (イ) 開園区域の被災状況確認命令発令
 - (ウ) 開園区域の公園施設点検命令発令
 - (エ) (開園時間内の場合) 利用者の安否確認指示
 - (オ) (開園時間内で、被災の可能性が高い、あるいは災害発生の場合) 公園の開園指示
 - (カ) (開園時間外の場合) オートキャンプ場利用者の安否確認指示
 - (キ) (開園時間外で、被災の可能性が高い、あるいは災害発生の場合) 翌日の公園の開園指示
- ⑨ 管理センター → 公園班連絡係
 - (ア) 管理センターの体制連絡
 - (イ) 開園区域の被災状況報告
 - (ウ) 開園区域の公園施設点検結果報告
 - (エ) (開園時間内の場合) 利用者の安否確認結果報告
 - (オ) (開園時間外の場合) オートキャンプ場利用者の安否確認結果報告

通信関係

無線呼出し名一覧表

種 別	呼出し名称	摘 要
事務所	建設備北	
車 載	建設備北 1	エクストレイル
携 帯	建設備北 5 1	
携 帯	建設備北 5 2	
携 帯	建設備北 5 3	備北管理センター
携 帯	建設備北 5 4	備北オートビレッジ

地震に関する事項

1. 地震時の初動体制

地震時の初動体制については、中国地方整備局制定「地震時初動マニュアル」によるものとする。

1) 勤務時間内

勤務時間内においては、発令基準に基づいてすみやかに支部体制に入る。

2) 勤務時間外

勤務時間外の地震発生に際しては、テレビ・ラジオ等で発表される気象庁の示す震度により、

下表のとおり参集し、支部体制に入る。

ケース	地震観測所の震度	参 集 者	備 考
1	3	翌日時間内等に対応	
2	4以上	事務所内参集可能者全員	

2. 避難等

地震時における職員等の避難は、別紙「避難等要領」に基づき行動する。

3. 諸施設の点検

地震時の庁舎等の諸施設の点検は、中国地方整備局の定める「地震時における諸施設等点検要領（案）」に基づき実施する。

避難等要領

（目的）

第1条 本要領は、地震発生時における迅速かつ安全な避難及び避難後の速やかな安全確認を目的とする。

（安全確保）

第2条 地震が発生した場合、職員及び業務委託従事者（以下「職員等」という。）は机の下に身を隠すなどの身の安全確保を図る。

（火災防御）

第3条 職員等及び火気責任者は直ちに身辺、湯沸場等の火気の始末を行い、火災発生の防止に努める。

（避難）

第4条 職員等は、地震発生状況をみて避難を開始する。

2、避難の際は、誘導責任者の指示に従い避難するものとする。

3、誘導責任者は、次に掲げる者とする。

①公園課 計画係長

②総務課 工務係長

（避難場所）

第5条 避難場所は、公園課駐車場とする。

（安全確認）

第6条 避難後は、所属長は直ちに職員等の安全確認を行い、避難状況（別紙様式）を安全確認責任者に

報告する。なお、所属長不在の場合は建制順位による。

2、指定された場所に避難できなかった職員等は、何らかの方法で所在を速やかに所属長に報告するように努めなければならない。

3、業務時間外においては、職員は避難後何らかの方法を講じて、近くの職員間で連絡を取り合い、所在を所属長へ報告するように努めなければならない。なお、その場合には家族の安否も併せて報告するものとする。

4、安全確認責任者は各課の避難状況を集約し、災害対策本部へ報告するものとする。

(安全確認責任者)

第7条 安全確認責任者は、事務所長とする。

なお、安全確認責任者不在の場合は牽制順位による。

災害対策に関する事項

(目的)

対策班は風水害、地震時等における開園区域及び未開園区域の巡視を行い被災箇所の調査、対策を行う。

(体制)

体制については別紙－Aによるが、状況に応じ臨機に対応するものとする。

(巡視範囲)

範囲については別図－Aにより東ルート、西ルートを巡視する。

(巡視内容)

風水害時の点検項目は別紙－Bとする。

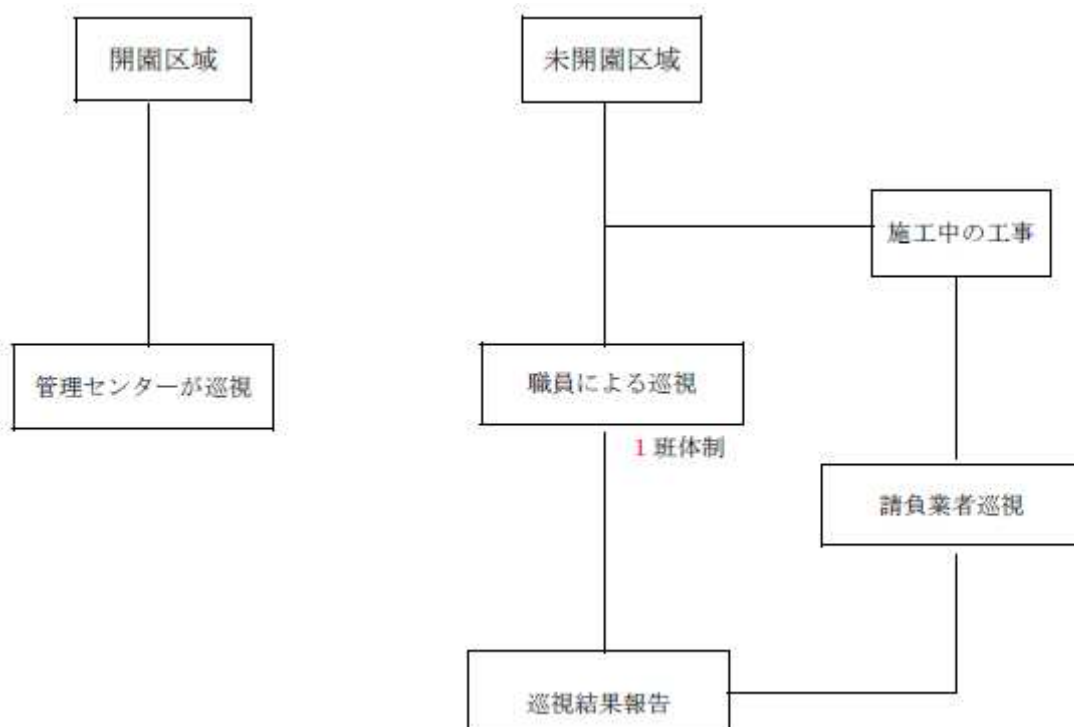
地震時の点検項目について一次点検は別紙－D、二次点検はE－1、E－2とする。

(報告)

巡視各班の班長は適宜、公園課（公園班長）へ報告する。

風水害時における巡視

対策班



①班編成

職員

②巡視ルート

東ルート（みのりの里（未開園区域））～西ルート（いこいの森、ふるさとの森、南入口センターエリア）

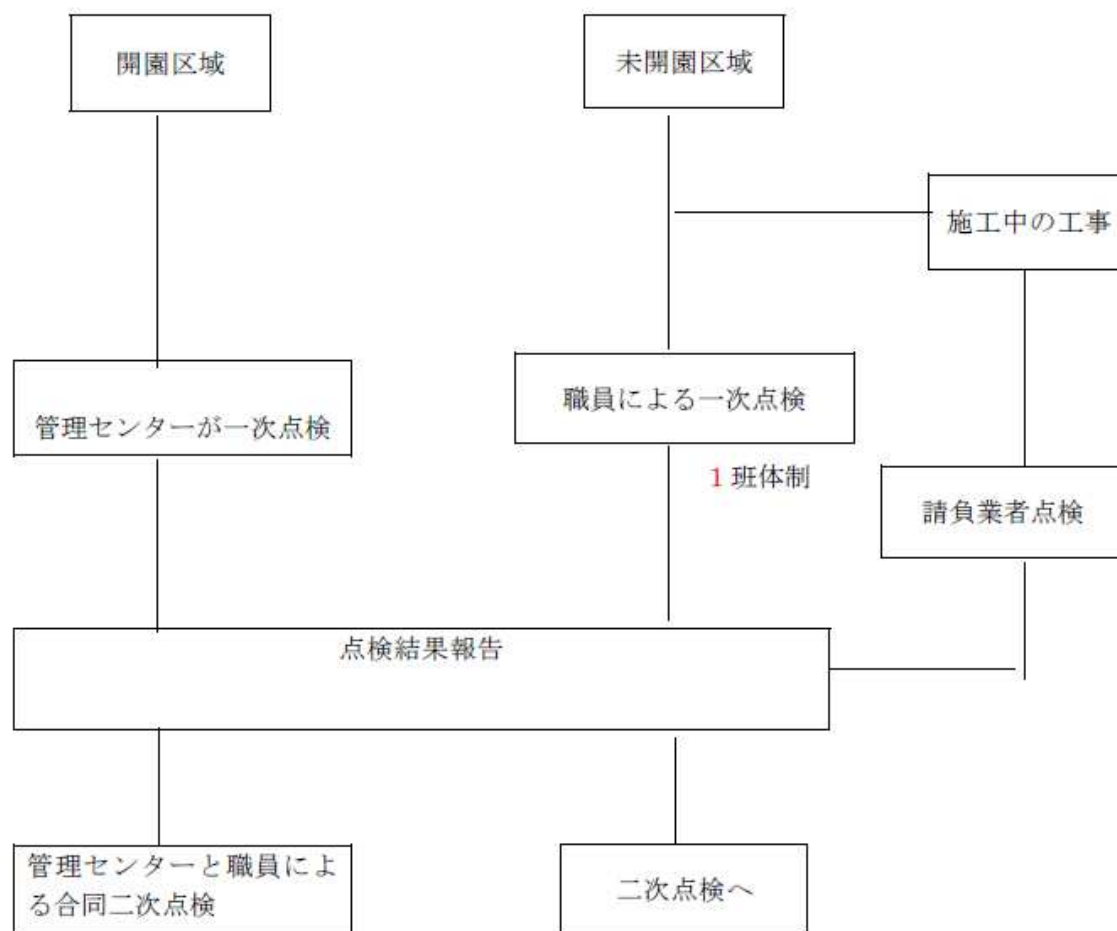
③重要巡視個所の点検

国兼調整池、国兼池堤体、かい山池、調整池7、みのりの里調整池、第2駐車場函渠、用地境界付近

まきばの里臨時駐車場及び調整池、伝代池、おちょうさん池、又池、日の本池、田淵池、権現古池、権現新池、用地境界付近

地震時における巡視

対策班



①班編成

職員 2名

②巡視ルート

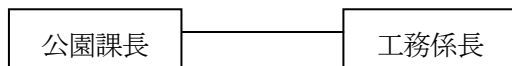
東ルート（みのりの里（未開園区域））～西ルート（いこいの森、ふるさとの森、南入口センターエリア）

③重要巡視個所の点検

国兼調整池、国兼池堤体、かい山池、調整池7、みのりの里調整池、第2駐車場函渠、用地境界付近

まきばの里臨時駐車場及び調整池、伝代池、おちょうさん池、又池、日の本池、田淵池、権現古池、権現新池、用地境界付近

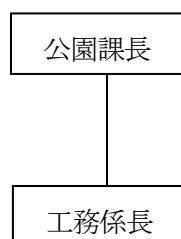
対策班 召集連絡体制



*連絡がつかない場合は下位へ行うこと

*地震時（震度4以上）は連絡がとれない場合が想定されるので中国地方整備局制定「地震時初動マニュアル」による。

対策班 巡視連絡体制



*各班の班長は適宜連絡を入れること。（時間、場所、状況等）

<公園施設>

別紙ーB

風水害点検項目表

項目	点検項目	内容
路面	路面、構造物付近	クラック、陥没、段差の状況
路肩	路肩	クラック、陥没、段差、ガードレール等の状況
法面	切土部、盛土部	クラック、崩壊、落石等の状況
橋梁	(イ) 床板、橋面舗装、高欄 (ロ) 伸縮継手、支承部 (ハ) 下部工、護岸	亀裂、破損 破損、沓座のずれ、アンカー等の状況 下部工の傾斜、沈下等の状況
擁壁工、護岸	擁壁、護岸	亀裂、はらみ出し、滑動、沈下等の状況
横断施設	BOX、地下道	階段と本体との付根等の状況、沈下、ずれ、傾斜等の状況
建物	建物本体、外構等	別紙ーC 参照
その他	遊具	破損等の状況
	照明、標識、外周柵	倒壊、落下、沈下等の状況
	マンホール	沈下、蓋の落込み、変形等の状況
	樹木	倒木等の状況
	通信施設	回線状態（通話確認）の状況
	調整池、ため池	漏水、クラック、陥没、段差の状況
	占用物件	通行に支障の状況
	その他	

<公園施設>

別紙－D

地震時一次点検項目表

項目	点検項目	内容
路面	路面、構造物付近	クラック、陥没、段差の状況
路肩	路肩	クラック、陥没、段差、ガードレール等の状況
法面	切土部、盛土部	クラック、陥没、段差、ガードレール等の状況
橋梁	(イ) 床板、橋面舗装、高欄 (ロ) 伸縮継手、支承部 (ハ) 下部工、護岸	クラック、崩壊、落石等の状況 亀裂、破損 破損、沓座のずれ、アンカー等の状況
擁壁工、護岸	擁壁、護岸	下部工の傾斜、沈下等の状況
横断施設	BOX、地下道	亀裂、はらみ出し、滑動、沈下等の状況 階段と本体との付根等の状況、沈下、ずれ、傾斜等の状況
建物	本体、外構等	別紙－C 参照
その他	遊具 照明、標識、外周柵 マンホール 樹木 通信施設 調整池、ため池 占用物件 その他	破損等の状況 倒壊、落下、沈下等の状況 沈下、蓋の落込み、変形等の状況 倒木等の状況 回線状態（通話確認）の状況 漏水、クラック、陥没、段差の状況 通行に支障の状況

地震時二次点検項目表

項目	点検項目	内容
路面	路面、構造物付近の路面、性状	クラックの状況、変形、陥没状況、局部的な盛上り、目地縁部の破損の状況段差等
路肩	路肩	クラックの状況、変形、陥没状況、段差等
法面	切土部、盛土部	クラック、崩壊等異常の有無、法面における落石の状況、浮石等の状況、法面の保護工、排水工、落石防止工等、法面に設けられた施設の状況
橋梁	(イ) 床版、橋面舗装	床版コンクリートの亀裂、橋面舗装の盛上り状況
	(ロ) 地覆、高欄	亀裂、高欄の状況、破損変形の有無
	(ハ) 伸縮継手	溶接箇所の破損の有無、変形亀裂の有無
	(ニ) 支承部	支承の状況、アンカーの状態、変形の有無、支承下コンクリートの亀裂の有無
	(ホ) 主構部	主構の状況、曲りの有無、めじれの有無、切損、亀裂、コンクリート桁のクラック等の有無
	(ヘ) 下部工	下部工の状況、沈下傾斜の有無
	(ト) その他	護岸の状況 添加物（占用物件等）の状況

<公園施設>

別紙－E－2

地震時二次点検項目表

項目	点検項目	内容
擁壁工、護岸	(イ) 擁壁	クラック、目地切れ、はらみ出し、滑動等異常の有無
	(ロ) 護岸	背面土砂のクラック、空隙の有無、沈下移動の有無
横断施設	BOX、地下道	クラック、沈下等構造物の異常の有無
建物	本体、外構等	官庁施設応急危険度判定表による変形、破損等の有無
その他	遊具	ポール、支柱の湾曲、灯具板取り付け部の状況及び破損の有無
	照明、標識等、外周柵	マンホール
	マンホール	マンホールの異常の有無
	樹木	倒木、破損等の有無
	通信施設	回線異常の有無
	調整池、ため池	亀裂、沈下、すべり崩壊、ゲート、構造物等の異常の有無
	占用物件	占用者による点検結果の確認
	(占用者に対する指導)	緊急時の機動体制の確認
	その他	

三次河川国道事務所支部状況報告用紙（営繕）

支 部 長	副 支 部 長			班 長				担当者	整理済
題 目	支部状況報告第 号								
施 設 名				構造・規模					
所 在 地				方 法		FAX ・ マイクロ			
発 信	平成 年 月 日 時 分			受 信		平成 年 月 日 時 分			
人的被害の有無			○無 ○有（死者 人、負傷者 人）						
建築等の沈下			○無 ○有（建物 cm、地盤 cm）						
建物全体の傾斜			○無 ○傾斜小 ○傾斜大						
建内への浸水			○無 ○有（床上 cm、地下室・ビットの床上 cm）						
部 位 等			被 害 状 況						
外 構	門、塀		○ひび割れ ○開閉が不自由 ○破損、転倒						
	構内舗装		○亀裂小 ○亀裂大 ○陥没 ○冠水						
	排水樹		○排水不良 ○沈下（約 cm）						
	電柱、外灯、樹木		○ランプの破損 ○不点灯 ○破損、転倒 ○傾斜小 ○傾斜大 ○転倒						
構 造 体	柱		○ひび割れ ○表面剥離 ○鉄筋が露出 ○鉄筋が屈曲						
	梁		○ひび割れ ○表面剥離 ○鉄筋が露出 ○鉄筋が屈曲						
	外壁		○ひび割れ ○表面剥離 ○鉄筋が露出						
	内壁		○ひび割れ ○表面剥離 ○鉄筋が露出						
	庇		○ひび割れ ○表面剥離 ○鉄筋が露出						
屋 根	屋根		○亀裂小 ○亀裂大 ○破損						
建 具 等	天井		○垂下り ○破損 ○落下						
	窓		○ガラスの破損 ○開閉が不自由 ○破損						
	扉		○ガラスの破損 ○開閉が不自由 ○破損						
設 備	照明器具		○ランプの破損 ○不点灯 ○器具の破損、落下						
	電気室内機器		○警報が鳴る ○配線等の破損 ○機器の破損、転倒						
	機械室内機器		○警報が鳴る ○配線等の破損 ○機器の破損、転倒						
	屋上機器		○警報が鳴る ○配線等の破損 ○機器の破損、転倒						
	エレベーター		○一時停止（20分以内） ○動作不良、停止 ○機器の破損						
使用状況等	停電の状況		○一時停止（20分以内） ○長時間停電 ○通電不可能						
	冷暖房の状況		○一時停止（20分以内） ○長時間停止 ○冷暖房不可能 ○漏水						
	給水の状況		○一時停止（20分以内） ○長時間断水 ○給水不可能 ○漏水						
	排水の状況		○オーバーフロー（20分以内） ○長時間オーバーフロー ○排水不可能						
	ガスの状況		○一時停止（20分以内） ○長時間供給停止 ○供給不可能 ○もれ						
その他：（屋根や窓廻りからの室内への漏水や、家具の転倒などがありましたら記入願います）									
※この票で建物の点検を行い、被害がない場合は様式総－8のみを営繕班へ送付。									

別図-A

風水害・地震時巡視ルート



既開園区域 管理センター Aルート点検リスト(案)

つどいの里(高速沿い樹木倒木等の重点点検) → 大芝生広場 → ひばの里

番号	対象		エリア	場 所	点検施設	点検項目	備 考
	風水害	地震					
1		○	つどいの里	新宮山橋	橋梁	クラック、段差等	
2		○	つどいの里	宮山橋	橋梁	クラック、段差等	
3	○	○	つどいの里	導寸池	堤体・洪水吐け等	水位、堤体クラック、陥没等	
4		○	つどいの里	第4駐車場	駐車場	クラック等	
5		○	つどいの里	クラブハウス	建物	破損、設備故障等	
6	○	○	つどいの里	グラウンドゴルフコース	樹木、芝生等	陥没、倒木等	
7	○	○	つどいの里	スポーツ広場	樹木、芝生等	陥没、倒木等	
8		○	つどいの里	大平橋	橋梁	クラック、段差等	
9		○	つどいの里	小田ノ口橋	橋梁	クラック、段差等	
10		○	つどいの里	友愛橋	橋梁	クラック、段差等	
11		○	つどいの里	さくら展望台	木製施設	破損等	
12		○	つどいの里	第3駐車場	駐車場	クラック等	
13		○	つどいの里	きゅうの森休憩所	建物	破損、設備故障等	
14		○	つどいの里	きゅうの森	遊具	破損等	
15		○	つどいの里	林間休憩所入口通路	カルバート	クラック、段差等	
16		○	つどいの里	林間休憩所	建物	破損、設備故障等	
17		○	つどいの里	林間アスレチックコース	遊具	破損等	
18	○	○	つどいの里	つどい橋	橋面、下部工事	クラック、段差等	
19	○	○	つどいの里	林間アスレチック	ウッドデッキ	クラック、崩落等	
20		○	大芝生広場	ちびっこゲレンデ	遊具	破損等	
21	○	○	大芝生広場	芝生広場	樹木、芝生等	陥没、倒木等	
22		○	大芝生広場	湖畔レストハウス	建物	破損、設備故障等	
23		○	大芝生広場	きゅうの丘	大型複合遊具	破損等	
24		○	大芝生広場	芝生広場入口園路上サイクリングコース	カルバート	クラック、段差等	
25		○	大芝生広場	ひばの里入口園路	カルバート	クラック、段差等	
26		○	ひばの里	古代たたら工房	建物	破損、設備故障等	
27		○	ひばの里	木の工房	建物	破損、設備故障等	
28		○	ひばの里	神楽殿・参集殿	建物	破損、設備故障等	
29		○	ひばの里	さとやま展示館	建物	破損、設備故障等	
30		○	ひばの里	やきもの工房	建物	破損、設備故障等	
31		○	ひばの里	上の農家	建物	破損、設備故障等	
32		○	ひばの里	下の農家	建物	破損、設備故障等	
33		○	ひばの里	さとやま屋敷	建物	破損、設備故障等	
34	○	○	ひばの里	田んぼ	擁壁	クラック等	
35	○	○	ひばの里	Bゲート通路等	擁壁	クラック等	

※点検途中の樹木及び路面(陥没、クラック)の状況は適宜確認すること

既開園区域 管理センター Bルート点検リスト(案)

北入口センターエリア → みのりの里 → 花の広場 → 中入口センターエリア → (星の里 キャンプ場)

番号	対象		エリア	場 所	点検施設	点検項目	備 考
	風水害	地震					
1		○	北入口センターエリア	北入口料金所等	建物	破損、設備故障等	
2		○	北入口センターエリア	第5駐車場	駐車場	クラック等	
3		○	北入口センターエリア	エントランスセンター国兼	建物	破損、設備故障等	
4	○	○	北入口センターエリア	湖畔広場	樹木、芝生等	陥没、倒木等	
5		○	北入口センターエリア	北入口サイクリングセンター	建物	破損、設備故障等	
6	○	○	北入口センターエリア	遊びの原っぱ	樹木、芝生等	陥没、倒木等	
7		○	北入口センターエリア	浄水場	建物	破損、設備故障等	
8		○	みのりの里	第6駐車場	駐車場	クラック等	
9	○	○	みのりの里	なし園	果樹等	倒木等	
10	○	○	みのりの里	スイセンガーデン	法面、石積等	崩落等	
11	○	○	みのりの里	国兼池堰堤	堰堤・洪水吐け等	水位、堰体クラック、陥没等	
12		○	みのりの里	第2駐機車道	橋梁	クラック、段差等	
13		○	みのりの里	第2駐バス停	カルバート	クラック、段差等	
14		○	みのりの里	第2駐車場	駐車場	クラック等	
15		○	みのりの里	第2駐前車道	カルバート	クラック、段差等	
16		○	みのりの里	中国自動車道カルバート	カルバート	クラック、段差等	
17		○	みのりの里	ログハウス	建物	破損、設備故障等	
18		○	みのりの里	国兼跨道橋	橋梁	クラック、段差等	
19		○	花の広場	花の広場入口園路	カルバート	クラック、段差等	
20		○	花の広場	花の広場入口上サイクリングコース	カルバート	クラック、段差等	
21	○	○	花の広場	花の広場	草花等	陥没、倒木等	
22		○	花の広場	2、3駐分岐前車道カルバート	カルバート	クラック、段差等	
23		○	花の広場	花の広場入口地下道	カルバート	クラック、段差等	
24		○	中入口センターエリア	第1分岐付近車道擁壁	石積擁壁	崩落等	
25		○	中入口センターエリア	第1駐車場歩道橋	橋梁	クラック、段差等	
26		○	中入口センターエリア	第1駐車場	駐車場	クラック等	
27		○	中入口センターエリア	中の広場入口歩道橋	カルバート	クラック、段差等	
28	○	○	中入口センターエリア	中の広場、棚田	樹木等	陥没、倒木等	
29		○	中入口センターエリア	ビジターセンター	建物	破損、設備故障等	
30		○	中入口センターエリア	中入口サイクリングセンター	建物	破損、設備故障等	
31		○	中入口センターエリア	中入口料金所	建物	破損、設備故障等	
32		○	中入口センターエリア	中入口歩道脇擁壁	石積擁壁	崩落等	
33		○	中入口センターエリア	林正橋	橋梁	クラック、段差等	
34		○	中入口センターエリア	大型駐車場	駐車場	クラック等	
35		○	星の里(キャンプ場)	キャンプ場車道カルバート	カルバート	クラック、段差等	
36		○	星の里(キャンプ場)	管理棟	建物	破損、設備故障等	
37		○	星の里(キャンプ場)	コテージ	建物	破損、設備故障等	
38	○	○	星の里(キャンプ場)	熊野池	堰堤	水位、堰体クラック、陥没等	
39	○	○	星の里(キャンプ場)	友国新池	堰堤、法面	水位、堰体クラック、陥没等	
40	○	○	星の里(キャンプ場)	友国古池	堰堤、法面	水位、堰体クラック、陥没等	

※点検途中の樹木及び法面(陥没、クラック)の状況は適宜確認すること

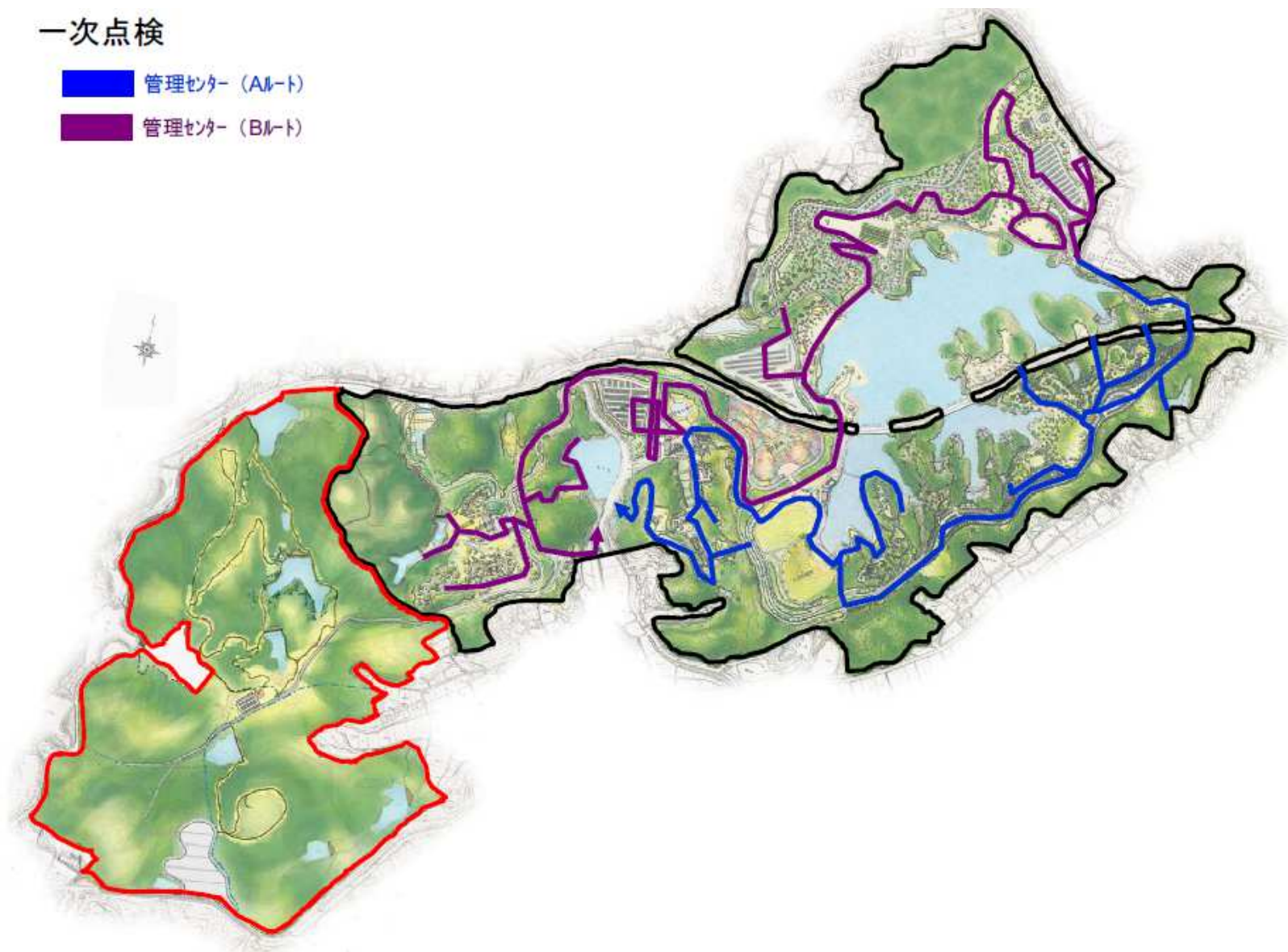
未開園区域 国(事務所)点検リスト(案)

番号	対象		エリア	場 所	点検施設	点検項目	備 考
	風水害	地震					
①	○	○	ふるさとの森	田淵池	堤体・洪水吐け等	水位、堤体クラック、陥没等	
②	○	○	いこいの森	日の本池	堤体・洪水吐け等	水位、堤体クラック、陥没等	
③	○	○	いこいの森	H20被災箇所	法面等	擁壁変異・クラック、濁水等	
④	○	○	いこいの森	又池	堤体・洪水吐け等	水位、堤体クラック、陥没等	
⑤	○	○	いこいの森	おちょうさん池	堤体・洪水吐け等	水位、堤体クラック、陥没等	
⑥	○	○	いこいの森	おちょうさん池下流側(左)	管理道法面	崩落、落石	
⑦	○	○	いこいの森	おちょうさん池下流側(左)	ブロック積擁壁		
⑧	○	○	いこいの森	伝代池	堤体・洪水吐け等	水位、堤体クラック、陥没等	
⑨	○	○	いこいの森 南入口センターエリア	県道	法面	崩落、落石、倒木等	一義的には広島県
⑩	○	○	南入口センターエリア	臨時駐車場横調整池	堤体・洪水吐け等	水位、堤体クラック、陥没等	
⑪	○	○	ふるさとの森	旧市道	横の法面	崩壊、落石、倒木等	
⑫	○	○	ふるさとの森	権現古池	堤体・洪水吐け等	水位、堤体クラック、陥没等	
⑬	○	○	ふるさとの森	権現新池	堤体・洪水吐け等	水位、堤体クラック、陥没等	

※点検途中の路面の状況(陥没、クラック)は適宜確認すること

一次点検

- 管理センター（Aルート）
- 管理センター（Bルート）



一次点検

国（未開園区域）



提供施設一覧表(建築物)

エリア名	公園施設名	構造	規格
中の広場センターエリア	トイレ棟(花の広場)	RC造	1F_111.98m2
	展望台	木造	3F_241.81m2
	ログハウス	木造	2F_115.87m2
	トイレ棟(第2駐車場)	RC造	1F_96.25m2
	ビクターセンター	RC造	2F_1321.00m2
	中入口サイクリングセンター	S造	1F_192.00m2
	中入口料金所	S造	1F_8.10m2
	トイレ棟(第1駐車場)	RC造	1F_96.25m2
	調整池浄化施設	S造	1F_67.45m2
	シルバーカー置き場	S造	1F_68.93m2
	中入口食堂「中の茶屋」	木造	2F_227.42m2
	上水施設	S造	1F_65.91m2
	污水处理施設	RC造	1F_105.44m2
	大型駐車場休憩所	木造	1F_52m2
ひばの里	神楽殿・参集殿	木造	1F_272.44m2
	工房2(木工房)_作業場	木造	1F_124.53m2
	工房2(木工房)_小屋	木造	1F_48.56m2
	電気室	RC造	1F_33.00m2
	工房1(やきもの工房)	木造	2F_182.45m2
	工房3(たたら工房)_炭焼き小屋1	木造	1F_33.27m2
	工房3(たたら工房)_炭焼き小屋2	木造	1F_22.81m2
	工房3(たたら工房)_鉄工房1	木造	1F_153.99m2
	農家1(下の農家)	木造	1F_166.52m2
	農家2(上の農家)	木造	1F_142.88m2
	農家1(下の農家)_蔵	木造	2F_43.72m2
	水車小屋	木造	1F_24.84m2
	農家2(上の農家)_納屋	木造	1F_38.02m2
	さとやま屋敷_土蔵	木造	2F_46.58m2
	さとやま屋敷_長屋門	木造	2F_131.95m2
	さとやま屋敷_母屋	木造	2F_533.41m2
	さとやま屋敷_米蔵	木造	1F_46.57m2
	さとやま屋敷_納屋1	木造	2F_93.14m2
	さとやま屋敷_納屋2	木造	1F_34.93m2
	さとやま屋敷_お堂	木造	1F_15.52m2
	さとやま展示館	RC造	2F_258.25m2
	倉庫	LS造	1F_197.16m2
	ゴミ集積所	S造	1F_100.00m2
	工房2(木工房)_シャワー棟	木造	1F_19.31m2
	農家2(上の農家)_漬物倉庫	木造	1F_11.41m2
	工房3(たたら工房)_鉄工房2	木造	1F_74.15m2
	倉庫	LS造	1F_197.16m2
星の里	共同利用施設A-1	木造	1F_131.0m2
	共同利用施設A-4	木造	1F_131.70m2
	共同利用施設A-2	木造	1F_131.70m2
	共同利用施設A-3	木造	1F_131.70m2
	コテージA(1)	木造	2F_81.23m2
	コテージA(2)	木造	2F_81.23m2

エリア名	公園施設名	構造	規格
星の里	備北オートビレッジ管理センター	木造	2F_834.02m2
	コテージD(4)	木造	2F_49.12m2
	コテージB	木造	2F_51.58m2
	コテージC(1)	木造	1F_38.29m2
	コテージC(2)	木造	1F_38.29m2
	コテージC(3)	木造	1F_38.29m2
	コテージ身障者用A	木造	2F_64.08m2
	コテージD(1)	木造	2F_64.08m2
	コテージ身障者用B	木造	2F_49.12m2
	シャワー棟	木造	1F_60.67m2
	コテージD(2)	木造	2F_49.12m2
	コテージD(3)	木造	2F_49.12m2
	コテージD(5)	木造	2F_49.12m2
	コテージD(6)	木造	2F_49.12m2
	コテージD(7)	木造	2F_49.12m2
	コテージD(8)	木造	2F_49.12m2
	プロパン庫	CB造	1F_8.23m2
	木もれびの里トイレ	木造	1F_33.78m2
	コテージC(4)	木造	2F_49.12m2
	コテージC(5)	木造	2F_49.12m2
	備北オートビレッジトイレ	木造	1F_26.30m2
	共同利用施設B	木造	1F_100.00m2
	コテージE	木造	2F_73.95m2
つどいの里	芝生広場休憩所レストラン「湖畔レストハウス」	S造	2F_674.46m2
	大芝生広場便所2	PC造	1F_13.29m2
	プロパン庫	S造	1F_63.05m2
	大芝生広場便所1	PC造	1F_8.86m2
	林間休憩所	S造	1F_157.06m2
	林間休憩所便所	RC造	1F_121.77m2
	林間アスレチック便所	RC造	1F_15.75m2
	クラブハウス_事務所棟	S造	1F_372.00m2
	きゅうの森休憩所	S造	1F_243.00m2
	つどいの里便所1	RC造	1F_110.37m2
	つどいの里便所2	RC造	1F_110.37m2
	つどいの里便所3	RC造	1F_110.37m2
	さくら展望台	木造	1F_72.50m2
	クラブハウス_多目的棟	S造	1F_123.50m2
	堆肥化施設	S造	1F_221.90m2
北入口センターエリア	総合管理事務所	RC造	3F_2916.97m2
	バス車庫	S造	1F_48.95m2
	北入口サイクリングセンター	RC造	1F_517.00m2
	上水施設	S造	1F_56.00m2
	エントランスセンター国兼	RC造	2F(B1F)_3551.74m2
	休憩室	RC造	1F_18.00m2
	北入口料金所	S造	1F_12.00m2
みのりの里	トイレ(みのりの里)	RC造	1F_10.00m2
いこいの森	トイレ(いこいの森)	RC造	1F_9.19m2

※面積は、延べ床面積を示す。

提供施設一覧表(機械器具等)

平成23年7月1日現在

No.	品 名	規 格	単位	数量	借用年月日	保管場所	備 考
1	小型貨物自動車	トヨタ ハイエースバン K R-K D H205V-SRPEY	台	1	平成18年3月20日	管理センター車庫	
2	小型貨物自動車	日産セレナ DBA-NC26	台	1	平成23年3月3日	管理センター車庫	
3	小型貨物自動車	ミツビシ キャンター U-FE537E(3)	台	1	平成7年3月28日	事務所横車庫	
4	小型貨物自動車	日産セレナ VX4ドア 2FD AT GA-VAJC23 平成11年式	台	1	平成11年4月28日	管理センター車庫	
5	電気自動車	クラブカー (バッテリー式) リーダーレックス XL 11年式	台	2	平成11年3月31日	シルバーカー車庫	
6	天体観測機材	Meade Lx200-30 (ビーム脚仕様) スーパースペクトル 外取付	式	1	平成12年6月26日 平成12年9月6日	キャンプ場天文台	
7	消防ポンプ	ラビット消防ポンプ G-1級 P381M (総無・15馬力)	台	1	平成10年10月23日	ビジターセンター車庫	
8	発電器	デンヨー GA-2206A 2.2KVA	台	1	平成7年3月31日	B駐倉庫	
9	発電器	ホンダEV 16i	台	1	平成19年4月1日	B駐倉庫	
10	AED	AED-9231	台	2	平成19年6月29日	中警備室、クラブハウス	
11	まきわり機	油圧式まきわり機 WE350	台	1	平成13年3月7日	キャンプ場炭焼き釜	
12	原動機付自転車	ホンダDio (型式) A-AF27	台	3	平成8年3月6日×2 平成8年3月22日×1	管理センター車庫	
13	原動機付自転車	スズキ レッツII	台	1	平成11年6月9日	管理センター車庫	
14	原動機付自転車	車体番号 3KJ-1081259	台	1	平成12年7月12日	管理センター車庫	
15	自転車	SL563リヤリヤ付	台	2	平成8年3月28日	ビジターセンター車庫	
16	電動三輪車	三浦工業 電動三輪車 MSE-1A (改良タイプ)	台	10	平成11年3月16日×3 平成12年3月14日×3 平成13年3月14日×2 平成14年3月1日×1 平成14年5月10日×1	シルバーカー車庫	
17	リヤカー	普及型A 総板張	台	3	平成11年6月24日	キャンプ場車庫	
18	リヤカー	アルミ製 折りたたみ式	台	6	平成18年3月17日	シルバーカー車庫	
19	電動自転車	ヤマハPy 24	台	10	平成12年3月8日	北サイクリングセンター	
20	イス	RM-496N・スワivel 387-4961 グレイ	脚	1	平成10年3月27日	ビジターセンター企画室	
21	イス	内田ロビーチェア-389-1531 UP153	脚	4	平成10年4月24日	湖畔レストハウス2階	
22	イス	内田ロビーチェア-ウイングSB-L06015-G 別張り	脚	19	平成11年3月12日	キャンプ場ロビー	
23	イス	内田ロビーチェア-ウイングSAL06014-G	脚	2	平成11年3月12日	キャンプ場ロビー	
24	イス	内田ロビーチェア-ウイングTB206020-G	脚	4	平成11年3月12日	キャンプ場ロビー	
25	イス	内田ロビーチェア-ウイングTB改L06020-G	脚	1	平成11年3月12日	キャンプ場ロビー	
26	イス	内田ロビーチェア-ウイングSC-L06016-G	脚	2	平成11年3月12日	キャンプ場ロビー	
27	イス	事務用チェア TA110 L型肘ゴムキャスター	脚	1	平成11年3月12日	キャンプ場案内カウンター	
28	イス	エッジエッジ7WG-R1 AC-02R-P	脚	4	平成13年3月7日	湖畔レストハウス授乳室	
29	イス	エッジエッジ8CR-R1 AS01BR-P	脚	2	平成13年3月7日	湖畔レストハウス授乳室	
30	イス	ライオン 2121F	脚	1	平成15年3月31日	クラブハウス事務室	
31	インキュベーター	FMU-0521 (低温)	台	1	平成18年2月3日	管理センター小会議室	
32	応接セット	RM-49型・チェア3点セット 387-4903サンドブラウン	組	1	平成10年3月27日	湖畔レストハウス授乳室	
33	会議用テーブル	ウチダサイトスタックテーブルSF-1845M3-カーキ	台	15	平成11年3月30日	キャンプ場研修室	
34	会議用テーブル	講演台 100型	台	1	平成11年3月30日	キャンプ場研修室	
35	テーブル	センターテーブル46型 387-8460	台	1	平成10年3月27日	湖畔レストハウス授乳室	
36	テーブル	オリバーテーブル RT-717NB	台	14	平成10年4月24日	湖畔レストハウス、林間休憩所	
37	テーブル	内田ロビーテーブル389-1555 UP150	台	3	平成10年4月24日	湖畔レストハウス2階	
38	長イス	トヨタシステムベンチSCB-18BV-P	脚	4	平成10年3月30日	湖畔レストハウス	
39	片袖机	ライオン ED-E107S-B	個	1	平成15年3月31日	クラブハウス事務室	
40	脇机	トヨタサイドテーブルSCB-0 3ST	台	2	平成10年3月30日	湖畔レストハウス授乳室	
41	脇机	コーナーテーブル46型 387-8465	台	1	平成10年3月27日	湖畔レストハウス授乳室	
42	木製テーブル	900*500*600	台	6	平成8年7月23日	林間休憩所	
43	木製イス	900*440*400	台	12	平成8年7月23日	林間休憩所	
44	チェアポーター	SF-60N型	台	2	平成11年3月30日	キャンプ場研修室	
45	キャビネット	TV/VTRキャビネット S-1020型	台	1	平成11年3月30日	キャンプ場研修室	
46	バーティション	ホムレティションL字連結HD-MS15 M4	個	2	平成13年3月7日	湖畔レストハウス授乳室	
47	書庫	ライオン書庫 DF36N	台	1	平成11年6月22日	キャンプ場機械室	
48	花台	107型	台	1	平成11年3月30日	キャンプ場研修室	
49	テレフォンスタンド	L-400型	台	1	平成11年4月23日	キャンプ場研修室	
50	中量棚	BL300型 1-349-1889 1889S-5	台	1	平成12年3月10日	キャンプ場物品倉庫	
51	中量棚	和研ハデー 500kg/段 1800×1800×570×4 単体	台	1	平成12年9月21日	キャンプ場物品倉庫	
52	中量棚	和研ハデー 500kg/段 1800×1860×570×4 単体	台	1	平成12年9月21日	キャンプ場物品倉庫	
53	中量棚	和研ハデー 500kg/段 1800×1200×570×4 連結	台	1	平成12年9月21日	キャンプ場物品倉庫	
54	中量棚	和研ハデー 500kg/段 1800×1500×570×4 連結	台	2	平成12年9月21日	キャンプ場物品倉庫	
55	中量棚	和研ハデー 500kg/段 1800×1560×570×4 単体	台	2	平成12年9月21日	キャンプ場物品倉庫	
56	保管庫	ライオン EW207D EW-B1A'-ス付き	個	1	平成15年3月31日	中入口料金所	
57	冷凍ショーケース	FS-63ST3	台	1	平成12年2月16日	キャンプ場ロビー	
58	太鼓台		台	1	平成12年4月13日	ひばの里参集殿	
59	スピーカー	エクスプレッサー YAMAHA SM121V	個	2	平成12年6月28日	キャンプ場宿直室	
60	スピーカー	YAMAHA S1151V	個	2	平成12年6月28日	キャンプ場宿直室	
61	テレビ	360-WZ1	台	2	平成11年4月16日	キャンプ場ロビー	
62	テレビ	パナソニックTH-10Z1	台	1	平成12年9月5日	キャンプ場天文台	
63	ワイヤレスマイク	パナソニックWX-4300A	本	4	平成12年6月28日	キャンプ場宿直室	
64	ビデオ	VC-BS1000	台	4	平成11年4月16日	キャンプ場ロビー	
65	テレビデオ	TH-21EV10	台	1	平成11年4月16日	キャンプ場事務室	
66	ミニコンボ	MD-F10-S	台	1	平成11年4月16日	キャンプ場事務室	
67	CDプレイヤー/レコーダー	TASCAM CD-A500	個	1	平成12年6月28日	キャンプ場宿直室	
68	MDレコーダー	TASCAM MD-301MKII	台	1	平成12年6月28日	キャンプ場宿直室	
69	ディスプレイ	FTD-X522AS/F	台	1	平成19年12月17日	ビジターセンター2階	
70	テレビ	パナソニックTH-50PX70	台	1	平成19年12月18日	管理センター事務室	
71	テレビ台	パナソニックTV-S50PZ70	台	1	平成19年12月18日	管理センター事務室	
72	受信機	パナソニックWX-4040 チューン付	台	1	平成12年6月28日	キャンプ場宿直室	
73	スタンド	三足キャスタースタンド NK32122B	個	2	平成12年8月7日	キャンプ場カルチャールーム	
74	ピンスポットライト	ハロゲンNQ31133Z	個	2	平成12年8月7日	キャンプ場カルチャールーム	
75	カメラ	カメラ GA645W	個	1	平成13年3月21日	管理センター事務室	
76	掲示板	内田行事故知板 OB-1000N	台	2	平成11年4月23日	キャンプ場ロビー	
77	掲示板	内田行事故知板 OB-1000N キャスター付	台	2	平成11年4月23日	キャンプ場研修室	
78	経標示用具	オフィスアクセサリベルトインボール回転型	台	4	平成11年3月12日	キャンプ場ロビー	
79	ホワイトボード	ホワイトボード OB1000LW-36 HWA/HWA'-緑/白	個	3	平成11年3月30日	キャンプ場研修室	
80	卓球台	カワイ卓球台 KC-820B	台	3	平成11年3月25日	キャンプ場研修室	
81	ボール	グランドゴルフクラブ樹脂ボール 6色セット	個	5	平成11年6月11日	キャンプ場車庫	

No.	品 名	規 格	単位	数量	借用年月日	保管場所	備 考
82	雑教養娯楽用具	ケラビハウス 7503 Y-60400	台	1	平成13年3月15日	湖畔レストハウス 1階	
83	雑教養娯楽用具	パレディブ ロック Aセット	組	1	平成13年3月15日	湖畔レストハウス 1階	
84	カヌー	カヌーキャンパー 1 6 F	艘	2	平成11年4月16日	湖畔レストハウス横カヌー乗場	
85	ディスクゴルフ	固定式ゴール	個	5	平成11年6月3日	キャンプ場園内	
86	ちり箱	トヨタダストボックスND-70	個	3	平成10年3月30日	湖畔レストハウス 2階	
87	ちり箱	エンジェルダストボックスAD-01	個	1	平成13年3月7日	湖畔レストハウス授乳室	
88	灰皿スタンド	トヨタモーキングスタンドNS-270A	個	2	平成10年3月30日	湖畔レストハウス 1階屋外	
89	タンカ	米式タンカ YAA-W	台	1	平成11年10月18日	キャンプ場救護室	
90	冷蔵庫	NR-A7T2-H	台	1	平成10年10月26日	キャンプ場事務室	5台廃棄 (H20. 3. 30)
91	冷蔵庫	NR-B13T3-H	台	1	平成11年4月16日	キャンプ場給湯室	
92	水屋	内田ビジネスキッチン333-3298 TYPE-90	台	1	平成11年6月22日	キャンプ場給湯室	
93	消火ホース	屋外消火用ノズル 3段切替噴霧40A	本	3	平成7年3月31日	ビジターセンター車庫	
94	消火ホース	消防ホース65m/m×20m (13K使用圧)	本	5	平成10年11月11日	ビジターセンター車庫	
95	消火ホース	屋外消火用ホース 40A 20m	本	9	平成7年3月31日	ビジターセンター車庫	
96	屋外消火用圧力アダプター		個	3	平成7年3月31日	ビジターセンター車庫	
97	屋外消火用変換アダプター	65A→40A	個	3	平成7年3月31日	ビジターセンター車庫	
98	テント	2K×3Kテント	個	1	平成11年6月23日	キャンプ場サニタリー 5倉庫	
99	テント	1.5K×2Kテント	個	1	平成11年6月23日	キャンプ場サニタリー 5倉庫	1個廃棄 (H20. 10. 31)
100	テント	三方幕付 2K×3K	個	6	平成7年2月6日×4 平成10年3月24日×2	日駐倉庫	6個廃棄 (H20. 10. 31)
101	テント	10人用中津テント(株) #2000 TM830 NO122700	個	14	平成12年5月18日×10 平成12年7月25日×4	キャンプ場物品倉庫	
102	車椅子	KR-1-40	台	5	平成7年3月31日	中入口案内所(物品倉庫)	
103	車椅子	超軽量アルミ車椅子 KAL-40B	台	5	平成8年9月20日	中入口案内所(物品倉庫)	
104	車椅子	超軽量アルミ車椅子 KAL-40B	台	4	平成9年3月25日	中入口案内所(物品倉庫)	
105	車椅子	アルミ製自走用車椅子 カウムラサイクルKA200	台	4	平成11年3月31日	中入口案内所(物品倉庫)	
106	車椅子	アルミ製自走用 KA200SB	台	4	平成14年3月1日	中入口案内所(物品倉庫)	
107	傘立て	US-12型 クローズタイプ	台	2	平成11年4月23日	キャンプ場正面玄関	
108	新聞掛け	サスペンダー ワンタッチ式 6本セット	台	1	平成11年4月23日	キャンプ場ロビー	
109	乳母車用ラック	PL-AL	台	5	平成7年3月31日×4 平成10年3月26日×1	中入口案内所	
110	宮太鼓	1尺5寸	台	1	平成12年4月13日	ひばの里参集殿	
111	イス	内田ロビーチェア 389-1521 UP152	脚	12	平成10年3月26日	湖畔レストハウス 2階	
112	イス	コクヨ CK-256KW	脚	2	平成10年2月17日	ビジターセンター企画室	
113	応接セット	ウチダ RM49N 387-4903	組	1	平成10年2月17日	キャンプ場ロビー	
114	応接セット	応接ソファ ライオン 534-53	組	1	平成8年2月14日	ビジターセンター企画室	
115	テーブル	内田ロビーコーナーテーブル	台	2	平成10年3月26日	湖畔レストハウス 2階	
116	プロジェクター	パナソニック TH-AK200	台	1	平成20年3月28日	エントランスセンター 2階倉庫	
117	DVD/VHSプレーヤー	パナソニック DMR-XP22V	台	1	平成20年3月28日	エントランスセンター 2階倉庫	
118	ワイヤレスマイク	WIH/D-WIR	台	2	平成20年3月28日	エントランスセンター 2階倉庫	
119	DVD/VHSプレーヤー	パナソニック DMR-XP22V	台	1	平成20年3月28日	エントランスセンター 2階倉庫	
120	テレビ台	パナソニック TY-S50PZ700S	台	1	平成20年3月28日	エントランスセンター 2階倉庫	
121	スピーカー	ヤマハS115V	個	2	平成20年3月28日	エントランスセンター 2階倉庫	
122	ミキサー	ヤマハEMX312SC	個	1	平成20年3月28日	エントランスセンター 2階倉庫	
123	モニター	パナソニック TH-50PZ700SK	台	1	平成20年3月28日	エントランスセンター 2階倉庫	
124	発電機	YAMAHA EF900is	台	1	平成20年3月31日	日駐倉庫	
125	投光器	ヤマハ YL-1i 発電機セット	台	1	平成20年3月31日	日駐倉庫	
126	雑医療器具 (AED)	AED-9231本体	台	3	平成20年3月31日	事務所2、北案内所1	
127	シュレッダー	MS-V431GF	台	1	平成20年3月31日	管理センター事務室	
128	イス	ロビーチェア オリバー-SSM-72-TR	個	18	平成20年3月31日	エントランスセンター 1階	
129	イス	ロビーチェア オリバー-SSM-72-CCR	個	6	平成20年3月31日	エントランスセンター 1階	
130	イス	ロビーチェア オリバー-SSM-72-SCC	個	12	平成20年3月31日	エントランスセンター 1階	
131	イス	ロビーチェア オカムラ2人用チェア L8NS2AP	個	1	平成20年3月31日	エントランスセンター授乳室	
132	イス	オカムラ 授乳チェア L89LJA-PA02	個	2	平成20年3月31日	エントランスセンター授乳室	
133	展示用パネル	コクヨ SN-PB1218Ks-B	個	20	平成20年3月31日	エントランスセンター 2階	
134	雑表示用具	ポスタースタンド オカムラL065EZP-B721	個	5	平成20年3月31日	エントランスセンター	
135	雑表示用具	ショーケース オカムラB2A1EA-Z637	個	6	平成20年3月31日	エントランスセンター	
136	スタンド	パーテーションスタンド オカムラL972AZ-Y303	本	30	平成20年3月31日	エントランスセンター 2階	
137	カタログスタンド	パンフレットスタンド オカムラL954SA-S01	個	5	平成20年3月31日	エントランスセンター	
138	幼児用遊具	オカムラL8KHZA-P705	個	1	平成20年3月31日	エントランスセンター 1階	
139	幼児用遊具	オカムラL8KHZA-P706	個	1	平成20年3月31日	エントランスセンター 1階	
140	幼児用遊具	オカムラL8KHZA-P707	個	1	平成20年3月31日	エントランスセンター 1階	
141	幼児用遊具	オカムラL8KHZA-P708	個	1	平成20年3月31日	エントランスセンター 1階	
142	幼児用遊具	オカムラL8KHZA-P756	個	1	平成20年3月31日	エントランスセンター 1階	
143	幼児用遊具	オカムラL8KHZA-P757	個	2	平成20年3月31日	エントランスセンター 1階	
144	幼児用遊具	オカムラL8KHZA-P707	個	1	平成20年3月31日	エントランスセンター 1階	
145	幼児用遊具	オカムラL8KHZA-P756	個	1	平成20年3月31日	エントランスセンター 1階	
146	幼児用遊具	オカムラL8KHZA-P762	個	1	平成20年3月31日	エントランスセンター 1階	
147	幼児用遊具	オカムラL8KRLZ-P705	個	1	平成20年3月31日	エントランスセンター 1階	
148	幼児用遊具	オカムラL8KFMZ-P744	個	1	平成20年3月31日	エントランスセンター 1階	
149	幼児用遊具	オカムラL8KFMZ-P755	個	2	平成20年3月31日	エントランスセンター 1階	
150	幼児用遊具	オカムラL8KHSZ-P705	個	1	平成20年3月31日	エントランスセンター 1階	
151	幼児用遊具	オカムラL8KFYZ-P745	セット	1	平成20年3月31日	エントランスセンター 1階	
152	幼児用遊具	オカムラL8KFAZ-P755	セット	1	平成20年3月31日	エントランスセンター 1階	
153	作業台車	オカムラ6930ABP	台	2	平成20年3月31日	エントランスセンター 1階倉庫	
154	荷物運搬カート	オカムラYカート 7593GX	台	20	平成20年3月31日	エントランスセンター 1階倉庫	
155	机	事務机 コクヨSD-BSN117LC3F11	個	1	平成20年3月31日	エントランスセンター救護室	
156	机	オカムラ テーブルL893RS-MB35	個	1	平成20年3月31日	エントランスセンター授乳室	
157	イス	事務用回転椅子 コクヨCR-G271F4HS6B-V	脚	1	平成20年3月31日	エントランスセンター救護室	
158	ベッド	オカムラ フラットベッド L860YCP-B711	個	1	平成20年3月31日	エントランスセンター救護室	
159	ベビーベッド	オリバー 施設用ベビーベッド SBX-330	個	2	平成20年3月31日	エントランスセンター授乳室	
160	マットレス	オカムラ ダブルウェーブ・マットレスL864HZP-X542	個	1	平成20年3月31日	エントランスセンター救護室	
161	クロススクリーン	オカムラ スクリーン L872FTP-B511	個	2	平成20年3月31日	Eセンター救護室1、授乳室1	
162	スタッキングスツール	オカムラ スタッキングスツール カゴ付きタイプ L89RSB	個	4	平成20年3月31日	エントランスセンター救護室	
163	おむつ替台	オリバー SBK-300	台	2	平成20年3月31日	エントランスセンター授乳室	
164	軽量棚	オカムラ A型オープン棚 63W54Y	個	5	平成20年3月31日	エントランスセンター 2階倉庫	
165	ホワイトボード	オカムラ 4W82AR-H21	個	5	平成20年3月31日	エントランスセンター 2階倉庫	
166	会議用テーブル	コクヨ KT-S901	個	40	平成20年3月31日	エントランスセンター 2階倉庫	
167	演台	コクヨ WA-121NN	個	1	平成20年3月31日	エントランスセンター 2階倉庫	
168	棚	コクヨ オープン棚XYZ-DW466B	個	5	平成20年3月31日	エントランスセンター 2階倉庫	

No.	品 名	規 格	単位	数量	借用年月日	保管場所	備 考
169	棚	コクヨ オープン棚YXZ-DW4568	個	5	平成20年3月31日	エントランスセンター 2階倉庫	
170	三脚スタンドスクリーン	オカムラ IB18DGP-X01	台	1	平成20年3月31日	エントランスセンター 2階倉庫	
171	チェアポーター	コクヨ CP-890N	個	5	平成20年3月31日	エントランスセンター 2階倉庫	
172	ブランター	セラルンガ SL-975茶	個	16	平成20年3月31日	エントランスセンター建物周囲	
173	ブランター	トーションコーポレーション NAB-1040	個	12	平成20年3月31日	エントランスセンター建物周囲	
174	施設用ベビーカー	Combisc41G	台	9	平成20年3月31日	エントランスセンター 1階倉庫	
175	冷蔵庫	シャープSJ-14P-H	台	1	平成20年3月31日	エントランスセンター救護室	
176	電動セニアカー	スズキET-4D	台	4	平成20年3月31日	Eセンター 1階倉庫、中案内所	
177	車椅子	カワムラサイクルKA22-400X	台	15	平成20年3月31日	エントランスセンター 1階倉庫	
178	薬品庫	コクゴ EY-600	台	1	平成20年3月31日	エントランスセンター救護室	
179	幼児用遊具	オカムラ フロアユニット900角L8KFMZ-P	枚	6	平成20年4月28日	エントランスセンター 1階	
180	ピクニックテーブル	中村製作所 GFPT-112	台	10	平成20年7月29日	エントランスセンター建物周囲外	
181	ピクニックテーブル	中村製作所 PFPT-112	台	31	平成21年3月5日	エントランスセンター建物周囲外	
182	ブランター	セラルンガ SL-999	個	16	平成21年3月5日	エントランスセンター建物周囲	
183	ブランター	セラルンガ SL-975	個	12	平成21年3月5日	エントランスセンター建物周囲	
184	ブランター	セラルンガ SL-994	個	3	平成21年3月5日	エントランスセンター建物周囲	
185	ブランター	セラルンガ CLF-K665	個	30	平成21年3月5日	エントランスセンター建物周囲	
186	電動セニアカー	スズキET-4D	台	4	平成21年3月13日	Eセンター 1階倉庫、中案内所	
187	施設用ベビーカー	Combisc41G	台	3	平成21年3月31日	エントランスセンター 1階	
188	ワンタッチイベントテント	小川テント 3030	個	1	平成21年4月1日	B駐倉庫	
189	ワンタッチイベントテント	小川テント 3060	個	1	平成21年4月1日	B駐倉庫	
190	硬貨選別計算機	ローレルバンクマシン UMS-10型	個	1	平成22年2月25日	管理センター集計室	

No.	品 名	規 格	単位	数量	借用年月日	保管場所	備 考
1	椅子	SC-2222	台	2	平成7年1月10日	管理センター事務室	
2	パネルスクリーン	PS-183N	台	2	平成7年1月10日	センター事務室、ビジターセンター	
3	パンフレットケース	NB43455	個	1	平成7年1月10日	管理センター事務室	
4	両袖机	CD-168	台	2	平成7年1月10日	管理センター事務室	
5	両袖机	プレジデント	台	1	平成7年1月10日	管理センター事務室	
6	ロッカー	PG-186LT	台	1	平成7年1月10日	管理センター男子更衣室	
7	キルビメーター	ウチダD型	個	1	平成7年2月17日	管理センター事務室	
8	ブラニメーター	ウチダKP-90	個	1	平成7年2月17日	管理センター事務室	
9	シュレッター	ライオン2270SW	台	1	平成7年2月28日	管理センター事務室	
10	耐火金庫	ウチダNE-105	個	1	平成7年2月28日	管理センター事務室	
11	両袖机	ナイキJD147-IV	台	6	平成7年3月29日	管理センター事務室	
12	椅子	ウチダLX-141S	台	6	平成7年3月29日	管理センター事務室	
13	応接長椅子	ウチダRS-161 387-1612	台	1	平成7年3月29日	ビジターセンター2F企画室	
14	応接面肘	ウチダRS-162 387-1622	個	2	平成7年3月29日	管理センターロビー	
15	応接センターテーブル	16型387-8160	台	1	平成7年3月29日	管理センターセンター長室	
16	クリアトレーキャビネット	B4-3列16段264-1236	台	1	平成7年3月29日	ビジターセンター2F	
17	新簡易無線機	HX265U	台	3	平成7年3月31日	管理センター事務室	
18	テレビデオ	TH-25V10	台	1	平成7年3月31日	エントランスセンター2F倉庫	
19	テレビ台	TY-G25GV10	台	1	平成7年3月31日	エントランスセンター2F倉庫	
20	バトロールレコーダー	PR-600S	台	1	平成7年4月7日	中入口案内所警備員室	
21	会議用テーブル	KM12754-7	台	1	平成7年4月10日	管理センター事務室	
22	会議用テーブル	ST1812-4-7	台	1	平成7年4月10日	クラブハウスB棟	
23	会議用長机	ST18904-7	台	1	平成7年4月10日	管理センター作業室	
24	回転椅子	141S グレイ	台	6	平成7年4月10日	中入口案内所2、料金所4	
25	耐火金庫	NE-460 ENE	個	1	平成7年4月10日	管理センター集計室	
26	両袖机	CD147 436-91	台	3	平成7年4月10日	管理センター事務室2、警備室1	
27	診察台	LI050	台	1	平成7年4月11日	中入口救護室	
28	洗濯機	NA-F60K2	台	1	平成7年4月11日	管理センター給湯室	
29	テレビ	TH-32W	台	1	平成7年4月11日	管理センター会議室	
30	テレビ	TH-28W	台	1	平成7年4月11日	管理センターセンター長室	
31	電子レンジ	NE-C1	台	1	平成7年4月11日	管理センター給湯室	
32	ベット	L-010	台	1	平成7年4月11日	中入口救護室	
33	マットレス	LA14	台	1	平成7年4月11日	中入口救護室	
34	薬品戸棚	TS44	台	1	平成7年4月11日	中入口救護室	
35	ロッカー	3連2号	台	6	平成7年4月11日	管理センター更衣室（男3、女3）	
36	アコーディオンスクリーン	L-34	台	1	平成7年4月12日	中入口案内所	
37	OAデスク	C-CH168W	台	1	平成7年4月12日	管理センター事務室	
38	硬貨計算書	TSAE	個	1	平成7年4月12日	管理センター集計室	
39	ソートキャビネット	W型6段	個	3	平成7年4月12日	管理センター事務室2、警備室1	
40	テーブル	ST-1875 アイボリー	台	3	平成7年4月12日	管理センター集計室	
41	新簡易無線機	HX265U	台	6	平成7年4月13日	管理センター事務室	
42	イス収納台車	313-9030	台	2	平成7年4月14日	ビジターセンター2F	
43	サイドステックテーブル	D1860型	台	10	平成7年4月14日	管理センター会議室	
44	テーブル運搬台車	LS-15	台	3	平成7年4月14日	管理センター資機材庫	
45	長椅子	LC-2113	台	2	平成7年4月14日	管理センター、Bセンター1F	
46	パンフレットラック	30型	個	1	平成7年4月14日	ビジターセンター1F	
47	会議用椅子	MX-30A	台	30	平成7年4月15日	管理センター会議室	
48	交換レンズ	75～300mm	個	1	平成7年4月18日	管理センター事務室	
49	スピードライト	SB26	個	1	平成7年4月18日	管理センター事務室	
50	双眼鏡	シェールテ8×23	個	2	平成7年4月18日	管理センター事務室	
51	フィールドスコープ	ニコンED2	個	2	平成7年4月18日	管理センター事務室	
52	水中ポンプ	2吋	個	1	平成7年4月19日	B駐倉庫	
53	掃除機	JV15	台	1	平成7年4月19日	管理センター倉庫	
54	AVテーブル	PM W-1100	台	1	平成7年4月20日	管理センター小会議室	
55	AVテーブル	PM 930TV	台	1	平成7年4月20日	管理センター会議室	
56	キッチンケース	OK-36HN	台	1	平成7年4月20日	管理センター給湯室	
57	クリンロッカー	D型	台	3	平成7年4月20日	管理センター1、Bセンター2	
58	サイドボード	PG-156ST	個	1	平成7年4月20日	管理センターセンター長室	
59	シューズロッカー	3列13段302-4133	台	2	平成7年4月20日	管理センター車庫	
60	プレジデント用書庫	PG-172BT	台	1	平成7年4月20日	管理センターセンター長室	
61	回転椅子	141S ブラウン	台	3	平成7年4月21日	管理センター事務室	
62	台車	356-3211 PYS型	台	1	平成7年4月21日	中入口案内所	
63	観機セット	タフタ5m6点	個	1	平成7年4月24日	さとやま屋敷外蔵	
64	傘立て	USR-1500	個	1	平成7年4月26日	中入口案内所	
65	スモークスタンド	SD-25SL	台	2	平成7年4月26日	中入口	

No.	品 名	規 格	単位	数量	借用年月日	保管場所	備 考
66	軽機セット	スタートゴールド7m6点	個	1	平成7年4月28日	ひばの里下の農家蔵2F	
67	平面図面庫	412-31A05N	台	1	平成7年4月28日	ビクターセンター2F書庫	
68	オーディオンスクリーン	ライオン588-70 L-34	台	2	平成7年5月31日	中案内所、北案内所	
69	糸ノコ盤	SJ500	台	1	平成7年6月14日	ひばの里木工房	
70	草刈機	両手ハンドル型	台	1	平成7年6月14日	B駐倉庫	
71	お掃除ボックス	1600	個	4	平成7年6月27日	ひばの里参集殿1、各工房3	
72	システムカウンター	SH-M18A	台	2	平成7年7月8日	ビクターセンター2F	
73	デリカウォール	VGB-11H	台	2	平成7年7月8日	管理センター事務室	
74	ステールチェンソー	023D	台	1	平成7年7月26日	ビクターセンター車庫	
75	糸ノコ盤	SJ500	台	2	平成7年8月3日	ひばの里木工房	
76	移動アングル棚一式	ウチダ226-9991	個	1	平成7年9月13日	ビクターセンター書庫	
77	サイドスタックテーブル	D-1860ローズ	台	2	平成7年9月13日	管理センター会議室	
78	アンプ	ヤマハA250	台	1	平成7年9月19日	ひばの里参集殿	
79	カセットデッキ	パナソニックRS-TR4750	個	1	平成7年9月19日	ひばの里参集殿	
80	チューナー	パナソニックWXD4000	個	2	平成7年9月19日	ひばの里参集殿	
81	ハードケース	AR MOR3U	個	1	平成7年9月19日	ひばの里参集殿	
82	ハードケース	AR MOR4U	個	1	平成7年9月19日	ひばの里参集殿	
83	ハードケース	AR MOR MX-200-12	個	1	平成7年9月19日	ひばの里参集殿	
84	ミキサー	ヤマハMX-200-12	台	1	平成7年9月19日	ひばの里参集殿	
85	レシーバー	パナソニックWX-4040	台	1	平成7年9月19日	ひばの里参集殿	
86	ワイヤレスマイク	WX-4300	個	4	平成7年9月19日	ひばの里参集殿	
87	スピーカー	ローランドRDS-170	台	1	平成7年9月19日	ひばの里参集殿	
88	スピーカー	ローランドRDS-170	台	1	平成7年9月19日	ひばの里参集殿	
89	移動アングル棚一式	ウチダ226-9991	個	1	平成7年9月21日	ビクターセンター書庫	
90	応接イス	ウチダ387-1612ブラウン	台	1	平成7年9月19日	管理センターロビー	
91	応接ツール	F450SCライトブラウン	台	2	平成7年9月26日	管理センターセンター長室	
92	サイドスタックテーブル	D-1860ローズ	台	3	平成7年9月26日	管理センター小会議室	
93	新簡易無線機	HX265U	台	4	平成7年10月12日	管理センター事務室	
94	漬物樽	木製54	個	2	平成7年12月15日	ひばの里上の農家漬物小屋	
95	漬物樽	木製54	個	1	平成7年12月20日	ひばの里上の農家漬物小屋	
96	漬物樽	木製54	個	1	平成7年12月20日	ひばの里上の農家漬物小屋	
97	ガレージジャッキ	3t用	個	1	平成7年12月22日	B駐倉庫	
98	電動チェンソー	D5014	台	1	平成8年2月7日	ひばの里木工房	
99	両開書庫	ウチダ3×6型	台	1	平成8年2月15日	管理センター事務室	
100	冷蔵庫	NR-A5T	台	1	平成8年2月21日	中入口料金所	
101	掃除機	MC-S91VF	台	1	平成8年2月23日	ビクターセンター2F職員休憩室	
102	マガジンラック	ウチダ314-7003	台	1	平成8年3月7日	管理センターロビー	
103	高圧洗浄機	RE640W	台	1	平成8年3月9日	B駐倉庫	
104	冷蔵庫	NR-E92FR	台	1	平成8年3月13日	中入口救護所	
105	両開書庫	18型300-3000	台	1	平成8年3月16日	管理センター事務室	
106	パンフレットケース	内田357-8041	個	1	平成8年4月27日	管理センターロビー	
107	エアコンプレッサー	AC4521	台	1	平成8年4月27日	シルバーカー車庫	
108	レバー式コールカッター	504-G	個	1	平成8年4月27日	B駐倉庫	
109	百葉箱大型2号		台	1	平成8年7月2日	ひばの里横林の中	
110	気圧計トーメン	TX-12	個	1	平成8年7月2日	管理センター事務室	
111	デジタル雨量計	B-8020	個	1	平成8年7月2日	ビクターセンター	
112	温度湿度計	E-141	個	1	平成8年7月2日	ひばの里横林の中（百葉箱の中）	
113	雨量計感部	B-011-00	個	1	平成8年7月2日	ビクターセンター屋根	
114	アングル棚	H2100×W1500×D450×6F	台	1	平成8年12月10日	管理センター作業室	
115	アングル棚	H2100×W1200×D450×6F	台	2	平成8年12月17日	ビクターセンター倉庫	
116	書庫	465-38VGB-311R	台	1	平成9年3月13日	管理センターロビー	
117	ライオンデリカウォール両開書庫	466-27VGB-21H	台	2	平成9年3月13日	ビクターセンター2F	
118	バトロールレコーダー	PR-600	台	1	平成9年3月25日	中入口案内所警備室	
119	パンフレットラック	357-8031	個	2	平成9年4月19日	ビクターセンター1F	
120	デリカウォール	VGB-21H	台	1	平成9年10月9日	管理センター事務室	
121	〃	VGB-11RM	台	1	平成9年10月9日	管理センター事務室	
122	〃	VGB-11H	台	1	平成9年10月9日	管理センター事務室	
123	〃	VGB-105B	台	2	平成9年10月9日	中案内所、ビクターセンター	
124	スライドボード	NSB-1030	台	1	平成9年10月9日	管理センター事務室	
125	〃	NSB-1031	台	1	平成9年10月9日	管理センター事務室	
126	デリカウォール	VGB-10H	台	1	平成9年11月20日	管理センター事務室	
127	〃	VGB-11S	台	1	平成9年11月20日	管理センター事務室	
128	物品棚150kgタイプ	H2100×W8600×D450	台	2	平成9年11月29日	ビクターセンター倉庫	
129	〃	H2100×W1160×D450	台	2	平成9年11月29日	ビクターセンター倉庫	
130	除雪機	ホンダHS-760JS	台	1	平成9年11月14日	クラブハウスB棟	
131	キーケース	UT240型	個	1	平成10年2月24日	管理センター事務室	
132	バキュームクリーナー	CVC120	台	1	平成10年2月24日	湖畔レストハウス1F	
133	傘立て	TR24	個	1	平成10年3月4日	湖畔レストハウス1F	
134	〃	A-31	台	1	平成10年3月4日	湖畔レストハウス1F	
135	両面黒板	スタンドタイプ1800×900	台	1	平成10年3月4日	ひばの里木工房	
136	作業台	HI-W型	台	3	平成10年3月4日	ひばの里木工房	
137	サイドスタックテーブル	SF1860型	台	8	平成10年3月4日	ビクターセンター2F企画室	
138	〃	SF1845型	台	12	平成10年3月4日	湖畔レストハウス2F	
139	三脚	FT-3000	台	2	平成10年3月13日	管理センター倉庫	
140	ポート	シックスSW-16CFP	台	1	平成10年3月31日	国兼池	
141	船外機	シープロ10HP	台	1	平成10年3月31日	国兼池	
142	ベルトサンダー	9031	台	1	平成10年3月31日	ひばの里木工房	
143	ボータブルバンドリリー	2106	個	1	平成10年3月31日	ひばの里木工房	
144	卓上ボール盤	TB130	個	1	平成10年3月31日	ひばの里木工房	
145	スクリュードライバー	67700N	個	1	平成10年3月31日	ひばの里木工房	
146	パワーアンプ	P-3200	台	1	平成10年3月31日	ひばの里参集殿	
147	モニタースピーカー	SM-12	台	2	平成10年3月31日	ひばの里参集殿	
148	リバーヴ	ヤマハREV500	台	1	平成10年3月31日	ひばの里参集殿	
149	グラフィックイコライザー	ヤマハGQ2031B	台	1	平成10年3月31日	ひばの里参集殿	
150	コンプレッサーリミッター	ヤマハGC2020C	台	1	平成10年3月31日	ひばの里参集殿	
151	パーテーションパネル	ボール1本付	台	7	平成10年3月31日	B駐倉庫	
152	ワイヤレスアンプ	WX-230C	台	1	平成10年3月31日	ビクターセンター	
153	ビデオ内蔵ワイドテレビ	TH-24GV1	台	1	平成10年7月1日	管理センター事務室	
154	台車	ライオンN9	台	2	平成10年7月3日	キャンプ場倉庫	
155	オフィスボード	LW-36HWA	台	2	平成10年10月13日	管理センター1、キャンプ場1	

No.	品 名	規 格	単位	数量	借用年月日	保管場所	備 考
156	テーブルシーダー	TSA-7	台	3	平成10年10月30日	B駐倉庫	
157	椅子	ウチダLX141S	台	2	平成11年2月12日	管理センター事務室	
158	両袖机	ライオンLXD	台	2	平成11年2月12日	管理センター事務室	
159	デジタル照度計	P1	個	1	平成11年2月23日	管理センター事務室	
160	フィールドスコープ	ニコンED2	台	2	平成11年2月24日	管理センター事務室	
161	三脚	FT-3000	台	3	平成11年2月24日	管理センター倉庫	
162	ローカウンター	63GM12	台	2	平成11年3月11日	管理センター事務室	
163	発電機	デンター	台	1	平成11年5月18日	管理センター資機材庫	
164	エンジンチェンソー	マキタUE	台	1	平成11年5月18日	キャンプ場	
165	ファイルキャビネット	SF-12M	台	1	平成11年5月27日	北入口案内所	
166	簡易無線機	PK210U	台	7	平成11年6月15日	キャンプ場	
167	両袖机	コクヨSD-BSE	台	1	平成11年6月22日	管理センター事務室	
168	散水ホースリール	50m	台	1	平成11年7月19日	花の広場ガゼボ	
169	ブルーヒーター	6H-B170F	台	2	平成11年11月19日	キャンプ場倉庫	
170	デジタルカメラ	フジFanePix4700Z	台	1	平成12年3月8日	管理センター事務室	
171	デジタルカメラ	ソニーハンディカム	台	1	平成12年3月14日	管理センター事務室	
172	MDラジカセ	ビクターRC-MD77	台	1	平成12年3月14日	キャンプ場	
173	カメラ	EOS Kiss	台	1	平成12年3月16日	キャンプ場	
174	デリカウォール	VGB-11H	台	3	平成12年3月30日	管理センター事務室	
175	デリカウォール	VGB-09PS	台	1	平成12年3月30日	ビジターセンター	
176	デリカウォール	VG-09S	台	1	平成12年3月30日	ビジターセンター	
177	スライドボード	無地	台	1	平成12年3月30日	ビジターセンター	
178	スライドボード	ム予定	台	1	平成12年3月30日	ビジターセンター	
179	デリカウォール	ライオンVGB-11RH	台	2	平成12年5月16日	管理センター事務室	
180	パンチ	ウチダ110-1030KN35型	個	1	平成13年2月23日	管理センター電算室	
181	三脚	GRAND MASTER SERIES	台	2	平成13年2月25日	管理センター事務室	
182	デリカウォール	VGB-21H	台	1	平成13年3月1日	管理センター事務室	
183	ユニットラック	LR-1200KN	台	1	平成13年3月15日	管理センター事務室	
184	シュレッダー	S-270SP	台	1	平成13年3月15日	管理センター事務室	
185	マスコットキャラクター着ぐるみ	きゅう はな	体	2	平成13年3月30日	管理センター資機材庫	
186	エンジンチェンソー	E-393型	台	1	平成13年11月16日	ビジターセンター裏倉庫	
187	システムロッカー	ウチダ3×6型	台	1	平成14年1月25日	キャンプ場倉庫	
188	脚立	グリーンステップGSC-300	台	1	平成14年2月14日	キャンプ場電気機械室	
189	中量ラック	ボルトレス型	台	2	平成14年2月21日	キャンプ場倉庫	
190	キーボックス	K-240	個	1	平成14年2月26日	ビジターセンター放送室	
191	パウチラミネーター	J-GLM4500	個	1	平成14年3月6日	管理せんたー電算室	
192	デリカウォール	VGR-10H446-20	台	1	平成14年3月9日	管理センター事務室	
193	デリカウォール	VGR-11S446-76	台	1	平成14年3月9日	管理センター事務室	
194	掃除機	マキタ集塵機	台	1	平成14年9月3日	ひばの里木工房	
195	ゼロアプロア	EB4300	台	2	平成15年3月18日	B駐倉庫	
196	バトロールレコーダー	PR600S	台	1	平成15年3月20日	中入口案内所警備室	
197	レジスター	TCM MA-1455	台	1	平成15年3月20日	中入口料金所	
198	プロジェクター	EPSON ELP-730	台	1	平成15年3月26日	管理センター事務室	
199	両袖机	ライオンED-E147DABHH	台	1	平成15年3月28日	管理センター事務室	
200	椅子	内田1-326-141LX-1415	台	1	平成15年3月28日	管理センター事務室	
201	無線基地局	5W GX5550U	台	1	平成15年3月29日	管理センター事務室	
202	携帯型無線機	5W HX565U	台	13	平成15年3月29日	管理センター事務室	
203	会議テーブル	オカムラ8189JE-M651	台	1	平成15年4月8日	クラブハウス事務室	
204	デリカウォール	ライオンVGB-21H	台	1	平成15年4月8日	クラブハウス事務室	
205	システムロッカー2連2号	内田1-302-3422	台	1	平成15年4月8日	クラブハウス事務室	
206	パンフレットラック	チヨダ マイティ3 111020-236KA	個	1	平成15年4月8日	クラブハウスホール	
207	かさたて	内田US12型6-400-1012	個	2	平成15年4月8日	クラブハウスホール	
208	ベット	オカムラL860SCP-B711	台	1	平成15年4月8日	クラブハウス事務室	
209	マットレス	オカムラL864B2P-X542	台	1	平成15年4月8日	クラブハウス事務室	
210	回診車	ライオンSB-2GH-M 645-50	台	1	平成15年4月8日	クラブハウス事務室	
211	パネルスクリーン	ライオンME153 588-79	台	1	平成15年4月11日	クラブハウス事務室	
212	茶棚	オカムラL864AT-Z40	台	1	平成15年4月11日	クラブハウス事務室	
213	簡易無線機携帯型	5W HX555U	台	7	平成15年6月13日	管理センター事務室	
214	MS パウチ	L-100	個	3	平成16年3月13日	管理センター事務室	
215	手動式超小型水底掃除機	スイートルミニSP-64	台	1	平成17年6月5日	キャンプ場倉庫	
216	レジスター	FR-55	台	2	平成17年12月6日	中入口料金所	
217	スノーブラウ	軽トラック用 手動アングルタイプ	台	1	平成20年1月31日	ビジターセンター車庫	
218	会議テーブル	オカムラ4L31BA-MB05	台	1	平成20年2月14日	管理センターセンター長室	
219	椅子	オカムラCS452S-FM16	台	8	平成20年2月14日	管理センターセンター長室	
220	クロスパネル	オカムラNS335Z-FR26	台	2	平成20年2月28日	管理センター事務室	
221	クロスパネル	オカムラNS336Z-FR26	台	1	平成20年2月28日	管理センター事務室	
222	クロスパネル	オカムラNS337Z-FR26	台	2	平成20年2月28日	管理センター事務室	
223	レジスター	TCM FR-55	台	3	平成20年4月25日	北入口料金所	
224	紙幣計算機	LAUREL J710AJ	台	1	平成20年11月7日	管理センター集計室	
225	スノーブラウ	軽トラック用 手動アングルタイプ	台	1	平成21年3月1日	ビジターセンター車庫	
226	37型液晶テレビ	Panasonic TH-L37D22	台	1	平成23年2月4日	キャンプ場ロビー	
227	冷蔵庫	NR-B163JS	台	1	平成23年6月2日	管理センター給湯室	
228	会議用テーブル	コクヨMT-86N	台	1	平成23年6月30日	管理センター資機材庫	

国営備北丘陵公園運営維持管理業務実施に要する提供施設等の取扱いについて
業務委託契約書第 20 条に基づく提供施設等については、下記により取り扱うものとする。

記

1. 取り扱い

- (1) 運営維持管理業務受託者(以下「乙」という。)は、提供施設等を善良なる管理者の注意を持って使用しなければならない。
- (2) 乙は、提供施設等を業務委託契約書第1条の受託業務以外に使用してはならない。
- (3) 乙は、提供施設等の維持管理は提供施設等を適正に維持管理しなければならない。
なお、借受日、品名、使用場所、写真等を記載した台帳等を作成し適正な管理を行うこと。
- (4) 乙は、提供施設等の修繕、模様替え等の行為(維持のための修繕等で軽微なもの(1件あたり10万円未満の修繕等)を除く。)をしようとするときは、委託者(以下「甲」という。)の承認を受けなければならない。
- (5) 乙の責に帰すべき理由により提供施設等を滅失し又は棄損したときは、乙の負担において補てんし又は修理しなければならない。ただし、乙の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

2. 物品の取り扱い

- (1) 乙は、物品の貸付を受けたときは、借受書(別紙様式第1)を甲に提出しなければならない。
- (2) 乙は、業務委託契約が完了した場合、又は解除になった場合は、返納書(別紙様式第2)により、直ちに甲に返納しなければならない。

3. 報告及び検査

- (1) 乙は、毎月提供された機械器具のうち、別添1に定めるものについて提供施設等使用実績報告書(別紙様式第3)を翌月末日迄に甲に提出しなければならない。
- (2) 乙は、提供施設等を返納する場合、甲の行う検査に合格しなければならない。

4. 提供施設の処分

- (1) 提供施設が、その使用年数、能力等から勘案して引き続き使用することが困難な場合、乙の責に帰さない事由等により、老朽化、損傷等により利用価値が無くなったと認められる場合は、廃棄することができる。
廃棄する場合は、その都度書面により甲に協議しなければならない。
廃棄に要する費用は、乙の負担とする。

(別紙様式第3)

提 供 施 設 等 使 用 実 績 報 告 書

年 月 分 (自 日)
(至 日)

借受人 印
作成者氏名 印

現場監督員の認印 印

提供物件名	提供物件番号	主な作業内容	主な作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費	主な修理箇所	摘 要
				運転日数	運転時間			

- (備考) 1. 用紙の大きさは日本工業規格A列4横とする。
2. 主な作業の内容の欄は、提供物件を二工種以上の異なる作業に使用したときは、運転時間又は運転日数の最も多い作業内容を記入する。
3. 主な作業の作業量の欄は、主な作業内容の欄に記入した作業の作業量を測定できるときに記入する。
4. 運転時間の欄は、運転時間の管理できない機械又は管理の必要のない機械については、記入を省略することができる。

国営備北丘陵公園運営維持管理業務委託料で取得した備品の取扱いについて

国営備北丘陵公園運営維持管理業務委託料で取得した備品については、下記により取り扱うものとする。

記

1. 取扱い

- (1) 運営維持管理業務受託者(以下「乙」という。)は、備品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 前号の備品は、取得価格、取得年月日、品名、管理場所、写真等を記載した台帳等を作成し管理しなければならない。
- (3) 乙は、業務委託契約が完了した場合又は解除になった場合は、備品を業務委託契約書第7条に基づく検査の結果、合格通知があった後、備品引渡書(様式第1)により、委託者(以下「甲」という。)に引き渡さなければならない。ただし、翌年度において、当該委託契約が引き続き締結され当該業務に継続して使用する備品で備品継続使用承認申請書(様式第2)により甲の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (4) 乙は、乙の責に帰すべき事由により備品を滅失又は棄損したときは、乙の負担において補てんし、又は修理しなければならない。ただし、乙の故意又は重大な過失によらない場合はこの限りではない。

2. 処分

- (1) 備品が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、不用の決定をすることができる。
 - ① 備品の使用年数、能力等から勘案して当該備品を引き続き使用することが困難であると認められる場合。
 - ② 備品が乙の責に帰さない事由により、老朽化、損傷等により利用価値がなくなつたと認められる場合。
 - ③ 備品の修理用部品の補給が困難で、整備に多大の支障をきたすと認められる場合。

(2) 処分の方法

乙は、前号に該当する備品を売り払う場合は、その内容を証する書類を添えて甲に書面により協議し承諾を得た後、甲の発行する納入告知書により国庫に納入するものとする。

また、売り払うことが不利(備品の売払価格が、当該備品の売り払いのために要する費用に満たないと認められる場合)又は、売り払うことができないものは、廃棄することができる。また、廃棄する場合は、その都度その旨を書面により甲に協議しなければならない。

廃棄に要する費用は、乙の負担とする。

(様式第1)

平成 年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

備 品 引 渡 書

平成〇〇年 度国営備北丘陵公園の運営維持管理業務委託にかかる別紙を引渡します。

(備考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

(様式第2)

平成 年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

備 品 継 続 使 用 承 認 申 請 書

平成 年度 国営備北丘陵公園の運営維持管理業務委託にかかる別紙について、
平成 年 月 日 まで継続して使用したく申請いたします。

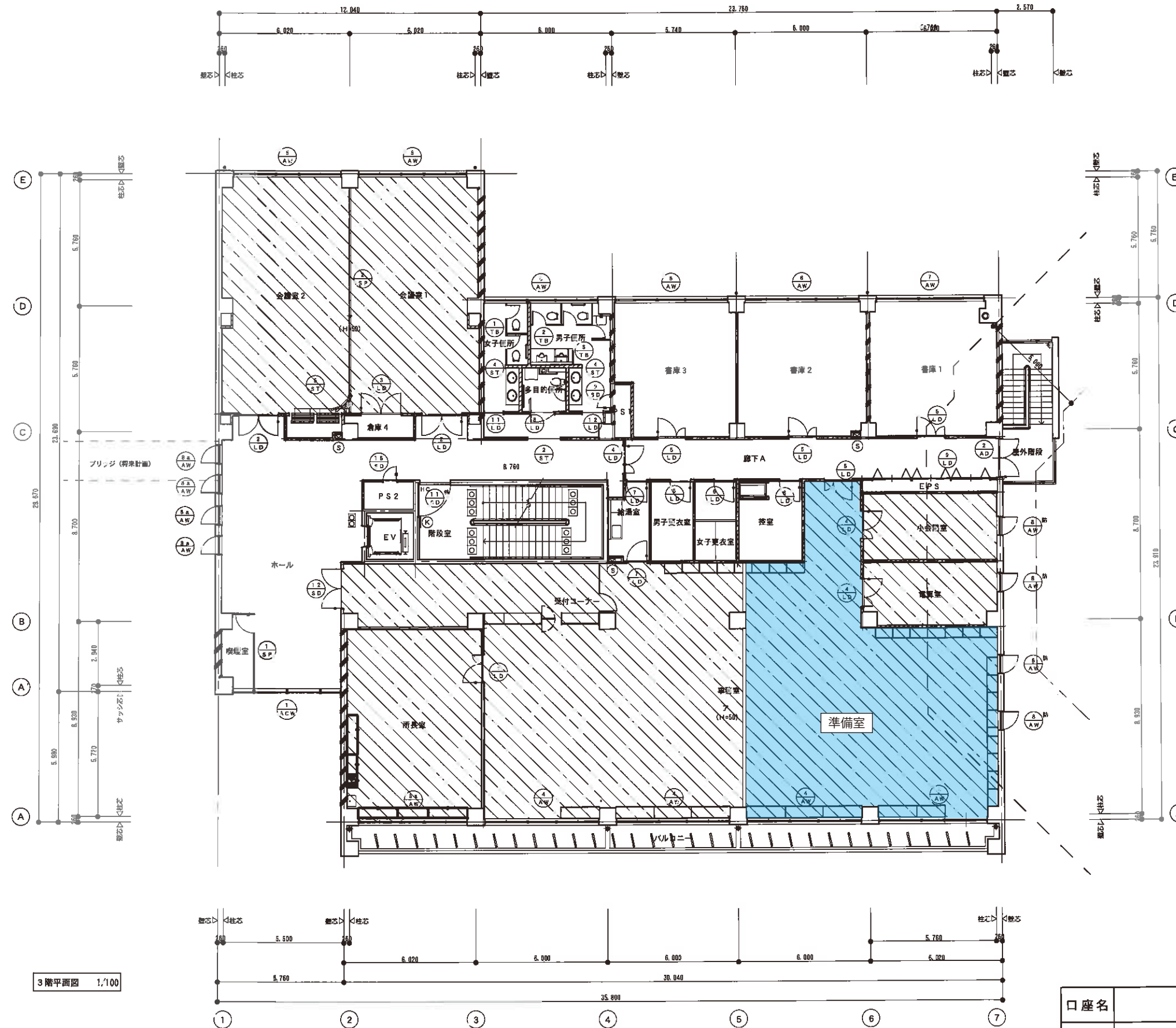
(備考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別 紙

備 品 一 覧 表

取得年月日	品 名	規 格	数 量	単 価	価 格	経 費 区 分	摘 要

(備考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。



3F

凡例

準備室提供予定区域

	鉄筋コンクリート		ヒンジクローザー		線どい SGP (SDP)		消火栓ボックス (消火栓10号一別流)
	紅鋼鉄骨下地間仕切壁 (一般)		ドアクローザー (ストップあり)		ルーフドレイン		標準 F L からの高さ
	紅鋼鉄骨下地間仕切壁 (一般)		ドアクローザー (ストップなし)		視覚障害者用 踏用床材 A タイプ		中継ドレイン
	紅鋼鉄骨下地間仕切壁 (遮音)		アームストッパー		視覚障害者用 注水機記号床材 B タイプ		柱引ドレイン
	紅鋼鉄骨下地間仕切壁 (耐火)				フリーアクセスフロアー		
	紅鋼鉄骨下地間仕切壁 (耐火)						

口座名			索引番号	8 8	図面番号	7 10
所在	広島県庄原市上原町地内		図面の名称	3 階平面図	縮尺	1/200
建物番号	9 3	建物名称	(仮称) 総合管理事務所	調製年月日	平成 1 9 年 3 月 1 4 日	
建面積	984.99 m ²	延面積	2,916.97 m ²	調製者	官職又は資格	国土交通技官
構造	鉄筋コンクリート造 3 階			氏名	大国 安次	

国営備北丘陵公園業務等入園取扱要領

平成23年4月1日改正

1. 主旨

国営備北丘陵公園の入園について、一般入園者（正当に購入された入園券を所持して入園する者）と業務等入園者を区別するため、国営備北丘陵公園業務等入園取扱要領（以下、取扱要領という）を定めることとする。

2. 入園の原則

（1）一般入園者及び車両

正当に購入された入園券を所持しない者、及び車両は開園時間内には入園できない。

なお、車両については指定の場所に駐車することとし、許可なく園内を通行することはできない。

（参照：都市公園法第18条、同施行令第20条第2項、同施行規則第12条…

国の設置に係る都市公園を利用する者から、国土交通省令で定めるところにより、入園料その他の使用料を徴収することができる）

3. 入園の例外規定

（1）緊急入園者及び車両

警察、消防、医療等の緊急を要する業務執行に従事する者、及び車両については入園を認める。

（開園時間内外、及び休園日を問わず、上記目的のため入園できる）

（2）業務入園者及び車両 ＜公園職員入園＞

①国土交通省三次河川国道事務所に勤務し業務執行に従事する者、及び車両については入園を認める。

②国土交通省三次河川国道事務所が、当該公園の運営維持管理を委託した事業者（備北公園管理センター（以下「管理センター」という）に従事する者、及び車両については入園を認める。

③国土交通省三次河川国道事務所が、当該公園の特定公園施設等の管理を委託した事業者に従事する者、及び車両については入園を認める。

（開園時間内外、及び休園日を問わず、上記目的のため入園できる）

②③の職員について許可を得ようとする場合、国土交通省三次河川国道事務所長宛に入園許可を申請し、許可を得ること。（様式-1）

なお、申請に当たっては顔写真を添付すること。

（入園証：様式1-1〔紫〕、車両入園証：様式1-1〔白〕の許可証）

(3) 工事等許可入園者及び車両 <公園工事業務入園>

国営備北丘陵公園事務所及び管理センターの発注、委託により実施される公園開園区域での請負工事、保守業務等に継続して従事する者、及び車両については入園を許可する。

(公園開園区域において開園時間内に上記目的で入園する場合には監督職員等と現場代理人等との事前協議・指示等に従うこととし、来園者に対して特段の配慮を図ること)

申請書の様式は 様式-2 により国発注工事等は事務所へ、管理センター発注工事等は管理センターへ申請を行うこと。

(入園証：様式 2-2〔黄〕、車両入園証：様式 2-2〔黄〕)

ただし、資材の搬入等短期間のものについては、(4) 業務等許可入園者及び車両<臨時入園>に準ずるものとする。

期間は、原則として当日限りの貸し出しのみとする。

(4) 業務等許可入園者及び車両 <臨時入園>

上記以外に、取材、行催事の準備、ボランティア、材料の納入、資材の搬入、行政機関の視察等通常の公園利用と異なる業務等の必要があって入園するものについては、入園日時、入園者数、入園目的等その他必要な事項を記入し、三次河川国道事務所長宛に申請し許可を得るものとする。

申請様式は様式-3 とする。

(入園証：様式 3-3〔青〕、車両入園証：様式 3-3〔白〕を携帯)

但し、取材対応、材料や資材の搬入、行催事の準備等理センターの運営維持管理に係る業務及び特定公園施設等の運営維持管理に係る業務での臨時入園については各組織で許可するものとし、入園目的が明確な場合は貸出簿での記入・受付にかえることができる。

貸出簿の様式は様式-4 とする。

なお、三次河川国道事務所長が許可した入園申請書はその結果を合わせ管理センターに通知する。

(5) 入園料

3-(1)～(4)については入園料を免除する。

4. その他注意事項

- (1) 入園に当たっては、一般利用者の障害とならないよう努めること。
- (2) 車両の運行に当たっては園内車両入園規則に従うこと。
- (3) 資材の搬入等については、なるべく開園時間以外での搬入とし、開園時間内に入園する場合は、一般利用者の障害とならないよう努めること。
- (4) 繁忙期にやむを得ず大型重機等を搬入する場合、管理センター等とよく調整すること。

様式1

平成 年 月 日

国土交通省 中国地方整備局
三次河川国道事務所
所長 殿

所 属
所属長 氏名

公園職員入園許可証について

標記について、新規に国営備北丘陵公園内で業務に従事する者の入園許可証を
下記の通り申請いたします。

記

許可番号
氏 名
所 属
申請理由

以 上

様式1-1〔紫〕

顔 写 真	公園職員入園許可証
	番号
	所属 氏名
在職期間に限り有効	
三次河川国道事務所長	

台紙：紫

様式1-1〔白〕

臨時入園許可車両証
No. 番号
国営備北丘陵公園

台紙：白

様式2

平成 年 月 日

国土交通省
中国地方整備局
三次河川国道事務所長 殿

(請負業者)
住所
氏名

公園工事業務入園許可証の交付について(申請)

標記について、平成 年 月 日に 三次河川国道事務所 と締結した
備北公園管理センター
工事
業務 で、国営備北丘陵公園内に入園したいので、

下記の者に入園許可証を交付していただきたく申請します。

尚、交付していただいた入園許可証については、当社にて責任をもって管理を行い、

工事又は業務の完了後は速やかに返却いたします。

記

発注機関	
請負業者名	
工事・業務名	
工	期

入園者氏名	年齢	会社名	車両番号(車両の場合に記載)	*許可番号

*太枠は記入しないこと

*入園許可証は写真付きのため、現場代理人、主任(監理)技術者の方の顔写真を添付すること(3×2.4cm 各2枚)

*入園者氏名は、当初予定者について記入すること。尚日々の入園者、車両については、現場代理人が随時名簿等で把握しておくこと。

※備北管理センター等の発注の場合は、発注者経由で申請してください。

公園工事業務入園許可証

番号

三次河川国道事務所長

顔 写 真	件 名	_____
	工 期	_____
	業 者 名	_____
	氏 名	_____

様式2-2〔黄〕

台紙：黄色

公園工事業務許可車両証

番号

国営備北丘陵公園

件名 業者名	工期：
-----------	-----

様式2-2〔黄〕

台紙：黄色

業 務 等 入 園 申 請 書

平成 年 月 日

国土交通省中国地方整備局
三次河川国道事務所長 殿

申 請 者
住 所
所 属
職 名
氏 名 印
(連絡先:TEL)
(FAX)

入 園 希 望 日	平成 年 月 日() 時 分 ~ 時 分	備 考
入 園 者 氏 名 等	所 属 職 名 氏 名 計	
入 園 目 的		
参 考 事 項	車両の有無	

業 務 等 入 園 許 可 書

平成 年 月 日

備北公園管理センター所長 殿

三次河川国道事務所長

標記の申請について、入園を許可したので通知する。

公園臨時入園許可証

番号

当日限り有効

三次河川国道事務所長

台紙：水色

様式3-3〔青〕

臨時入園許可車両証

No. 番号

国営備北丘陵公園

台紙：白

様式3-3〔白〕

国営備北丘陵公園 園内車両入園規則

平成23年4月1日改正

(目的)

第1条 国営備北丘陵公園（以下「公園内」という。）における車両（二輪車、原付自転車を含む。）入園を制限等することにより、入園者の安全を確保し快適な公園利用を図るとともに公園内の施設や動植物等自然環境の保全に寄与することを目的とする。

(通行許可)

第2条 一般入園以外で、入園に際し公園内を車両で通行する場合には、事前に国土交通省三次河川国道事務所（以下「事務所」という。）又は運営維持管理を委託した事業者及び特定公園施設等の運営維持管理を委託した事業者（以下「管理センター等」という。）の通行許可を受けるものとする。

2 通行許可は、国営備北丘陵公園業務等入園取扱要領に定める許可申請手続きによる。

3 第1項に定める許可を受け園内を通行する者（以下「許可を受けた者」という。）は、国営備北丘陵公園業務等入園取扱要領に定める入園証を入園時に携帯するとともに、通行を許可された入園車両に対して同じく発行される車両入園証をその車両に表示すること。

(遵守事項)

第3条 通行許可を受けた者は次の事項について遵守しなければならない。

- 一 業務における入退園の時間は、なるべく開園時間以外で行ない、一般利用者の妨げとならないよう努めること。
- 二 公園内へ車両入園する場合は、目的地に近い出入口を利用し、公園内での車両移動距離を極力少なくするよう配慮する。また、門扉の開閉及び施錠が必要な場合は、必ず実施すること。
- 三 入園する車両には、車両入園証をフロントガラス部に掲示して入園すること。
- 四 走行速度は、時速20km以下で通行するよう努めること。なお、走行中は入園者に十分注意し公園内の混雑状況等によっては徐行運転又は一時停止を心掛けること。
- 五 園内は、歩行者優先でありクラクションは原則として使用してはならない。また、歩行者が近くにいるところを通行する場合には、間隔等十分注意を払うとともに、入園者に道を譲ってもらった場合等は必ずお詫びと感謝の気持ちを込めて窓を開けて挨拶を行い入園者に不快感を与えないよう配慮すること。
- 六 開園区域内の園路は、原則として駐車を禁ずる。ただし、許可を受けて駐車する場合は、車輪に車止めを噛ませ車両の前後にセーフティーコーンを設置し、斜路においてはハンドルを山側にきるものとする。また、駐停車の際には公園利用者の妨げ

にならぬよう十分配慮するとともに野草等の動植物に細心の注意を配らなければならない。

七 園内において第三者に被害を与えた場合、または公園施設や動植物に損害を与えた場合は速やかに担当職員に報告するとともに応急処置等必要な措置を行うこと。

八 園内における目的が達成した場合は、速やかに園外に退出しなければならない。

九 許可期限が到来した場合においては、速やかに車両入園許可証を事務所に返還しなければならない。

一〇事務所又は管理センター等から指示又は指導が行われた場合はそれを遵守しなければならない。

（許可の取り消し）

第4条 事務所又は管理センター等は、通行許可を受けた者が次に該当する場合には許可を取り消すことができる。

一 車両入園証を携行していない場合

二 通行速度を遵守しない場合

三 担当職員や利用サービス係員から二度以上注意を受けた場合

四 園内で重大な事故を起こした場合

五 許可された道路以外の道路を通行した場合

六 その他重大な違反等があった場合

（通行の制限）

第5条 事務所又は管理センター等は、特定イベント開催日や日曜、祝祭日等において園内が混雑することが予想される場合には、許可された車両であっても通行を一時制限することができる。

（損害賠償請求等）

第6条 許可を受けた者が、公園利用者等第三者が負傷する事故を起こした場合又は公園施設を損傷させた場合等において、損害賠償請求等が発生した場合は全て損害賠償の責を負うこと。

（その他）

第7条 この規則に定めのない事項については、国営備北丘陵公園業務等入園取扱要領によるものとする。

行催事について

1. 国費の支出対象となる行催事について

- 1) 国営備北丘陵公園運営維持管理業務各仕様書及び運営維持管理基本方針に即していること
- 2) 公園・緑地に関する意識の高揚や知識の普及に関するもの
- 3) 歴史や自然に関する学術的なもの
- 4) その他公園のイメージアップや利用促進に資するもので国営公園の行催事としてふさわしいもの

2. 国費を充当できる支出項目について

国費を充当できる支出項目は、当公園の行催事としてふさわしいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に関わるもので、社会通念上理解の得られる範囲内での必要十分な経費に限られる。なお、具体には以下のとおりとする。

- 1) 会場設営費
- 2) 会場運営費（飲食については不可）
- 3) 資機材費（参加者が持ち帰らない工作物等材料費は可）
- 4) 講師謝礼金
- 5) パンフレット類等広報物作成費

3. 国費を充当できない支出項目について

国費の支出対象となる行催事であっても、以下の項目には国費を充当できない。

- 1) 参加者に配布する参加賞
- 2) 参加者が持ち帰る工作物等の材料費

ただし、いずれの場合にも国費以外の自主財源、または参加者からの参加費を充当することを妨げない。

4. 主催イベント

1) 大型主催イベント

国営備北丘陵公園の行催事のうち、以下の5つを「大型主催イベント」という。

あらかじめ年間行事計画書に記載した上で、打合せ簿および予算書（支出項目内訳）、詳細な実施計画書を作成し、調査職員等の承諾を得た上で実施するものとする。

項目	概要	開催期間
春まつり	チューリップ、ビオラ、パンジー等春の花修景と新緑の公園風景を主体に、公園利用者に広く楽しんで頂くよう開催するイベント 花修景と合わせ、多様な利用プログラムを提供する。	4月中旬～5月中旬頃
夏まつり	学校の夏休みに合わせ、子供たちが自然の植物や昆虫等に触れあい、自然の中で遊ぶことが満喫できるよう開催する大型イベント	7月下旬～8月下旬頃
秋まつり	コスモスを主体とする秋の花修景を主体に、公園利用者に広く楽しんで頂けるよう開催する大型イベント 花修景と合わせ多様な利用プログラムを提供する。	9月中旬～10月中旬頃
ウインター イルミネーション	ひばの里を主会場に50万球以上のイルミネーションを装飾し、冬の風物詩として広く楽しんで頂けるよう開催する大型イベント	11月下旬～12月下旬頃
スイセンファンタジー	みのりの里にある約50万個以上のスイセン畑を主体に、早春の公園風景を楽しんで頂けるよう開催する大型イベント	3月中旬～4月初旬頃

2) 主催イベント

国営備北丘陵公園主催の行催事のうち、大型主催イベント以外のものを「主催イベント」をいう。なお、材料代等実費を公園利用者から徴収すること等ができるものも含み、その場合は予算書（支出項目内訳）により、調査職員等の承諾を得た上で実施するものとする。

3) 地域連携イベント

国営備北丘陵公園の行催事のうち、地元自治体、青年会議所、体育協会、観光協会等と連携して共同で開催するイベント（次表）。

項目	概要	開催期間
マラソン大会	本公園を会場に、庄原市、庄原市体育協会、庄原市陸上競技連盟等と共同で開催しているマラソン大会。2 km、5 km、10 km、20 kmの距離設定と細やかな年齢区分により子供から大人で多くの方に参加して頂いている。	4 月頃
古代たたら鉄づくり	中国地方で産出される良質な砂鉄と木炭を用い、日本古来の製鉄である「たたら」鉄づくりを再現し、中国地方の特徴であるさとやま環境で育まれた豊かな歴史や伝統・文化を保存・継承するイベント。 玉鋼づくりの国選定保存技術者など、多数の方との連携と協力を図り開園以来継続実施しているイベント。	4 月中旬頃
さとやま夢まつり	本公園の大芝生広場を会場に、庄原市、庄原青年会議所、庄原市観光協会等と共同で開催しているステージイベント。 庄原市の合併を記念し、新市に相応しい新しいまつりを起こす主旨で開催している。	10 月初旬~中旬頃
光のまちしょうばら	庄原市、庄原商工会議所、庄原市観光協会等と共同で開催している冬のイベント。本公園で開催するウインターイルミネーションと合わせ、庄原市内と公園が連携しイルミネーションでライトアップするとともに、本公園内でイルミネーションコンテストを開催している。	11 月～12 月頃

5. 自主イベント

公園の利便性や魅力をより一層高めるため、中国地方整備局長の許可（都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条、第 6 条又は 12 条に基づく許可）を受けた上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算におこなう事業を自主事業といい、自主事業として実施する行催事を「自主イベント」という。

自主イベント実施に当たっては、都市公園法施行令（昭和 31 年政令 290 号）第 20 条に基づき、占有した土地または建物の使用料を納めることが必要となる。ただし、公共性の高い行催事を公園管理者との共催により行う場合、使用料が不要となる場合がある。

具体的な内容については、提案の内容を踏まえて、年間行事計画書に記載するものとする。

6. 行催事の継続性

事業者は、上記に記載する行催事のうち、大型主催イベント及び地域連携イベントについては、原則として継続して実施していくものとする。

但し、地域連携イベントのうち、共同で開催する関係機関との事情等によりやむを得ず継続が困難となった場合、調査職員等と協議すること。

なお、大型主催イベントについては、その主旨や目的等を踏まえ、それに替わる新たなイベントの開催を妨げるものではない。

平成23年度
春まつり
実施計画（案）

記載例

平成23年4月1日
備北公園管理センター

平成23年度
国営備北丘陵公園「春まつり～フラワーピクニック～」
実施計画書（案）

1. 実施方針

春にふさわしいレクリエーションを提供、および公園利用促進を目的として、春の花修景と各種イベントを展開し利用促進を図る。

花についてはビオラ、パンジー、チューリップ、アイスランドポピー等4月から5月にかけて咲く「総数140万本の春の花」を紹介するとともに、遊び、食、体験、や歴史文化、伝統芸能に関する各種イベントを展開し「花」と「遊び」の質が高い行楽地としてのブランド力を強化する。

2. 日 程

期 間：平成23年4月9日（木）～5月15日（日） 計37日間【期間中無休】

開園時間：9：30～17：00（入園は開園の1時間前まで）

無 料 日：4月24日（日）、5月4日（祝）、5日（祝：小人のみ）【駐車料有料】

3. 期間中の入園者目標

130,000人

※平成22年度実績：99,722人

平成21年度実績：105,752人

4. 概要

春の花の開花に合わせた利用促進として、花の規模（種類、品種、植栽数量）と花の見せ方（修景）の工夫をひろく紹介するとともに、気軽に楽しむことができるイベント（体験教室、音楽、芸能）を多数開催し、春の行楽客を誘客するものである。

キャッチコピー

「花に、会いに来ませんか？」 花も遊びも。備北丘陵公園

震災を踏まえ、外出のきっかけになるような「誘い」、「呼びかけ」となる言葉を用いる。

(1) 花修景について

春まつり期間の主な花は以下の通り

花一覧	数 量	花 期	備 考
スイセン	約360,000本	3月下旬～4月上旬	スイセンガーデン
サクラ	約1,000本	4月中旬	つどいの里、ひばの里
ビオラ	約428,000本	4月上旬～5月下旬	
チューリップ	約85,000本	4月下旬～5月上旬	
ネモフィラ	約88,000本	4月中旬～4月下旬	
アイスランドポピー	約194,000本	5月上旬～6月上旬	
シャーレポピー	約182,000本	5月中旬～6月上旬	
ルピナス	約35,000本	5月中旬～6月上旬	
ラークスパー	約2,000本	5月中旬～6月中旬	
総数	約1,400,000本		

修景の特徴

「花の広場」

花の広場のスケールを活かした特徴的な修景として花の組み合わせにより絵柄をつくり、展望台からの楽しい眺めをつくりだす。装飾のテーマは「端午の節句のこいのぼり」とし、こいのぼりにちなんだデザイン花絵と立体オブジェに用い、話題性のある花修景を展開する。

絵柄は端午の節句にちなみ「こいのぼり」、「かざぐるま」、「かぶと」をビオラ、チューリップな

どで描く。

花の広場中央のオブジェは、竹（間伐材）をコイの形に見えるように組んでつくり、これに一般から募集する「こいのぼり」を飾り付ける。

「中の広場」

広場中央にひょうたん型の花壇を設置しにぎわいをつくる。

「スイセンガーデン」

遅咲き品種および見本花壇の株の見ごろを紹介する。

（2）主なイベント

気軽に参加することができ、かつ質の高いレクリエーションとして、食やクラフトの体験や、和太鼓の上演、古代たたら鉄づくりなど地域の歴史・伝統文化に触れることができる行事を開催する。

1）花の広場

「ピクニックコンサート」 地元団体、演奏家によるミニコンサートを開催する（8日間）

2）ひばの里

「和太鼓フェスティバル」 県内、島根県の団体による公演（9日間）

「手作りクラフト」 木工教室、陶芸体験、土笛づくり、小刀づくりなど（7種）

「食体験教室」 山菜おこわ作り、柏餅づくり体験、ちまきづくり体験など（5種）

「古代たたら鉄づくり体験」 4/23（土）～24（日）※詳細下記

3）国兼池

「カナディアンカヌー体験」 インストラクターの指導を受けて体験する。（18日間）

4）北入口エントランスセンター

①「スイセンミュージアム」 スイセンガーデンに咲くスイセンを切り花に活けて展示する。
スイセンにまつわる知識、話題についてもパネルで紹介する。

②「おいしい時間 小さな箱庭ポタジェづくり」「練香水づくり」
湖畔の景観にふさしいクラフト教室を開催する（2日間）

③「桜写真展」 地元庄原市民撮影による、庄原市内の古木桜をはじめとする国内各地の桜の写真を展示する。

5）スイセンガーデン

遅咲きのスイセンに合わせてイベントを開催する。

「ハーブの演奏」（4/16・17）

「スイセンの摘み取り体験」（4/16・17）

6）サクラガーデン「さくらまつり」

つどいの里スポーツ広場のソメイヨシノの状態が年々向上し花付きも良好になりつつあることから、ソメイヨシノを紹介するきっかけとして開花に合わせて売店とミニコンサートによりにぎわいをつくる。また靴を脱いで花見を楽しむことができるよう「縁台ベンチ」を設置する。

「ハーブの演奏」（4/16・17）

7）地域連携、市民参加イベント

「古代たたら鉄づくり」（4/23～24）

地域博覧会「さとやま博」との連携事業の一環として、「古代たたら鉄づくり体験」を一般参加型の行事として開催する。

2日間に渡る古代たたら鉄づくりの作業工程をすべて体験するプログラムツアーを、庄原観光協会連合会観光公社設立準備室と協力して設定し、このツアー参加者を受け入れて開催する。

「中の広場合奏コンサート」（4/29）

地元庄原市民による、琴、ベース、電子ピアノなどの合奏ミニコンサートを開催する。

5. 広報

春まつりの周知を目的として本行事を告知するチラシ・ポスター作成配布のほか、ホームページの活用、チラシ新聞折込、有料広告掲載等と組み合わせて展開する。

(1) 方針

来園者の多数を占める広島県民の誘客を確実にを行うことを第一義とし、広報展開する。
東日本大震災の影響により、特に遠距離の出控えが生じることが懸念されることから、県内からの近距離来園を促すことに重点を置く。

記者投稿・説明

・記者投稿（県政）、現地説明会（三次）：4/6（水）

(2) 方法

1) ポスター掲示、チラシ設置

広島県内をはじめ。中国地方の道の駅、観光施設等に送付（300枚）
チラシについても同様に作成し設置依頼する。（8万部）

2) 新聞折込

広島県内への周知を強化するために、新聞折込を行う。

人口が集中する山陽方面への周知強化、誘客を促進するため、広島市内、呉、尾道については中国新聞をはじめ全国紙と合わせ5紙に折込を行う。

チラシ新聞折込日 4/15（金） 総数80万2千部

3) 有料広告

・「道の駅 春号」 発行10万部

道の駅に設置されるフリーペーパー「道の駅」広告枠に、「スイセンファンタジー」と「春まつり」の情報を掲載。

・「ふれすしーど」 発行12万部

福山市内の一般家庭に配布されるフリーペーパーに春まつり情報を掲載

・「リビング広島」 発行20万部 2回

・「中国新聞キュー」 発行37万部 2回

4) ラジオCM

尾道エフエム スポットCM（20秒×70回） 4/15～5/4 ※3～4回/日 昼～夕方放送

5) 公園外施設の活用

①そごう広島店

ポスター、生花の展示 4月7日～（予定）

②備北交通高速バス車体広告（バス10台）

高速広島線の高速路線バスの車体後部に、バナー状の広告シールを掲出し、走行中のドライバーや沿道の市民に春まつりをPRする。

③広島バスセンター

バスセンター乗り場壁面にポスターを掲示。

④マツダスタジアム大型ビジョン放映

春まつりの紹介を花の広場の画像と共に紹介。イニングの変わり目に紹介される予定。

期間：4/26～5/14の主催試合

6) 情報誌等掲載

広島県内、近隣都市のタウン情報誌、広域情報誌の記事掲載協力を行う。

7) ウェブサイト

公園ホームページにおいて春まつり期間中のイベント案内、花情報を中心に、タイムリーな情報を掲示する。

(同時資料提供)

広島合同庁舎記者クラブ

広島県政記者クラブ

中国地方建設記者クラブ

三次記者クラブ

お知らせ

「花に、会いに来ませんか？」

国営備北丘陵公園『春まつり ～フラワーピクニック～』開催のお知らせ

花も、遊びも。花とイベントを楽しむ「春まつり」

国営備北丘陵公園では、平成23年4月9日(土)より5月15日(日)まで、花とイベントを楽しむ春の恒例行事『春まつり』を開催いたします。

春としては過去最多となる総数140万本の花が、3月下旬から5月にかけて咲き続けます。「スイセン」をはじめ、「サクラ」、「ビオラ」、「パンジー」、「チューリップ」、「ポピー」などここならではの花景色をお楽しみいただくことができます。

イベントも多数開催、家族で安心して楽しむことができる手作り食体験、クラフト教室、懐かしい大道芸などを開催します。

「古代たたら鉄づくり」は、「庄原さとやま博」と連携して開催。全行程の体験を一般公募するなど、これまでにない取り組みを進めます。

皆様方におかれましては、「春まつり」の取材並びに記事掲載・放映・放送のほど、よろしくお願いいたします。

【期 間】 平成23年4月9日(木)～5月15日(日) [計37日間] … 期間中毎日開園

【無料入園日】 4月24日(日)、5月4日(祝)、5日(祝) 5日は小人のみ [春の都市緑化推進運動につき]

【開園時間】 9:30 ～ 17:00 (入園は16:00まで)

【入 園 料】 大人 400円 / 小人(小・中学生) 80円 / 幼児無料
シルバー料金 65歳以上 200円

【春の花について】…別紙1参照 【トピック】…別紙2参照

【期間中のイベント日程表】…別紙3参照

お 問 い 合 せ

国土交通省 三次河川国道事務所

副所長(公園担当)

元山 勉

【担 当】 公園課長

山口 克己

【広報担当】 建設専門官

中井 喜美男

電話番号 0824-72-5000 (国営備北丘陵公園分室)

備北公園管理センター

管理センター長

奥井 智弘

【担 当】 業務課長

古根 聡

企画係長

内海 光太郎

電話番号 0824-72-7000 FAX 0824-72-7828

【 春の花について 】

「コイ」ノハナサク、ハナノヒロバ
 花の広場「こいのぼりプロジェクト」
 こいのぼりの花壇&こいのぼりのオブジェが登場！

花色で描く絵花壇、大きなオブジェをひとつのテーマで展開するプロジェクト

花の広場のデザインテーマは「こいのぼり」。端午の節句に欠かせない「こいのぼり」や「かぶと」がデザインされています。小さなお子様にも楽しんでいただけたらと思います。

○こいのぼり花壇

- ・展望台（はなの展望台高さ 10M）からの眺めが楽しみ



☆絵柄の大きさ：30～50m 四方

☆ビオラとパンジーの花色で描いています。この中にチューリップが植えられています。

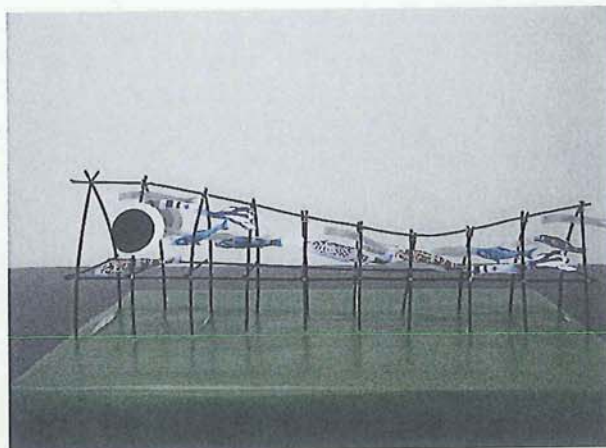
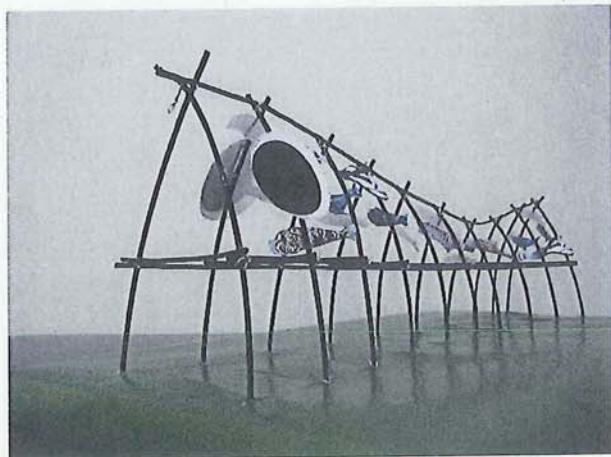
○こいのぼりのオブジェ

- ・花の広場中央には大きな竹のオブジェを設置。デザインテーマは「コイ」のトンネルです。高さ 11m、長さ 36m の「コイ」のオブジェです。

このオブジェには一般のご家庭に呼びかけて集まった「こいのぼり」を取り付けます。

トンネルから頭上を泳ぐこいのぼり、外からはこいのぼりの群れを眺めることができます。

☆大型竹製オブジェ「コイのトンネル」（模型写真）



のんびりお花見

つどいの里「さくらまつり」

広い芝生の広場でのんびりお花見

つどいの里に植えられているサクラ（ソメイヨシノ）は、植栽土壌の改良により年々花つきが良くなってきました。広い芝生の広場でお花見ピクニックをどうぞ。

※サクラの開花は例年より1週間から10日ほど遅くなる見込みです



○お花見コンサート「ハープの演奏」

日時：4月16日（土）、17日（日） ①13：30～ ②14：30

場所：つどいの里 スポーツ広場（クラブハウス横）

☆出店あり。靴を脱いでご利用いただける「縁台」も設置します。のんびりお過ごしください。

主な花の見ごろ

全体的に開花時期が例年より遅くなりそうです

☆4月中旬頃は「スイセン」、「サクラ」、「花の広場」の見ごろが重なることが予想されます。いつもよりはなやかになりそうです。

花名	本数	見ごろ
スイセン	約 360,000 本	4 月中旬まで
サクラ	約 1,000 本	4 月中旬
ビオラ	約 428,000 本	4 月上旬～5 月下旬
チューリップ	約 85,000 本	4 月下旬～5 月上旬
ネモフィラ	約 88,000 本	4 月中旬～5 月下旬
アイスランドポピー	約 194,000 本	5 月上旬～6 月上旬
ルピナス	約 35,000 本	5 月中旬～6 月上旬
シャーレポピー	約 182,000 本	5 月中旬～6 月上旬
ハナビソウ	約 36,000 本	5 月中旬～6 月上旬
ラークスパー	約 2,000 本	6 月上旬～6 月中旬



可憐なアイスランドポピーの花畑
ヒバリのさえずりが響いています

【 トピック 】

春まつり期間中は、本公園ならではのさまざまな体験、コンサートなどを土曜、休日を中心に開催します。詳しくは別添イベント日程表をごらんください。

青空と、花と、音楽。

花の広場ピクニックコンサート 8 日間開催！



4 月 10 日		吹奏楽コンサート act: 庄原実業高校吹奏楽部
4 月 16 日	①13:00	吹奏楽コンサート act: 庄原格致高校吹奏楽部
4 月 17 日	②14:00	吹奏楽コンサート act 西城ブルーハーモニー
4 月 23 日		ピアノとボーカルのコンサート act:p.和田八美 vo.藤井香織・丸目紗耶香
4 月 24 日	①11:30	アルプホルンコンサート act:広島アルプホルンクラブ
4 月 29 日	②13:30	弦楽三重奏コンサート act:Vn.永井匠子 Vc.部谷智子 Vla.川岡加奈
4 月 30 日	③14:30	金管アンサンブルコンサート act:青空金管合奏団
5 月 5 日		ピアノとボーカルコンサート act: 梅谷陽子

クラシック、ポップス、歌謡曲、童謡 etc. さまざまな楽曲を花畑の真ん中で楽しむひとと。ピクニック気分でお楽しみください。バックコーラスはヒバリのさえずり。

和太鼓公演「備北和太鼓フェスティバル 2011」

4/10 から日祝 9 日間開催！

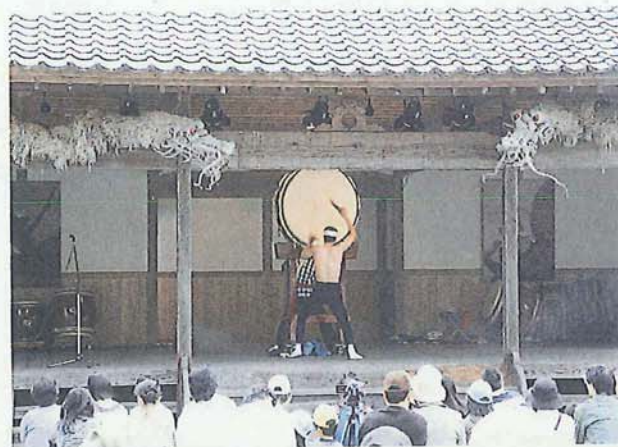
春まつりの恒例、和太鼓の公演をスケールアップ。庄原、三次など広島県内、島根の太鼓団体の公演を合計 9 日間開催します。体に響く太鼓の響きをご堪能いただけます。

【会場】神楽殿

【日程】4/10, 17, 24, 29, 5/1, 3, 4, 5, 8

※4/29「山陽太鼓弾」初登場

広島山陽学園山陽高校和太鼓部（広島市）
海外遠征の実績もある和太鼓部です



古代たたら鉄づくり体験 4/23~24 全工程参加も可能です

「古代たたら鉄づくり体験」は、人の手で鉄をつくり出す一連の工程を「見て体験するイベント」です。たたら技術者の指導のもと、庄原「たたらクラブ」、「庄原さとやま博」と共同して作業に臨みます。

【全行程参加者募集中！】定員 20 名
2 日間に渡る全工程（築炉、火入れ、炉操業、けらだし）を共同、分担して行います。
本物の技術の醍醐味を堪能。参加費 3 千円



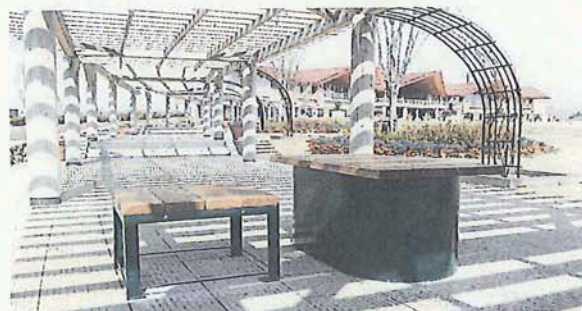
☆関連イベント

「たたら鉄づくりパネル・資料展」 【会場】さとやま展示館 【日程】期間中毎日
「居合演舞公演」 【会場】神楽殿 【日程】4/23 柳生新陰流、夢想新伝流、山中念流真正館
「美術刀剣展」 【会場】さとやま屋敷内蔵 【日程】5/4, 5 刀匠が鑑賞のポイントを解説

行楽の王道バーベキュー「北入口バーベキューコーナーオープン」

大人気バーベキューコーナーが北入口エリアにも登場します。国兼池の眺めも楽しいセルフサービススタイルのバーベキューをどうぞ。

- ・設備：水道・流し台、テーブル（8台）
第5駐車場から徒歩3分、
- ・食材、食器、器具は持込



手軽、安全、楽しい（おいしい）「ひばの里 体験教室」

季節の食材を活かした体験をお楽しみいただけます。端午の節句にかかせない食の手作り体験を、親子で体験してください。

【会場】ひばの里 上の農家、里山屋敷
【内容】山菜おこわづくり、柏餅づくり、ちまきづくり、こんにゃくづくりなど



手軽だけど実用的！「おいしいガーデニング」「香りの時間」

暮らしにハーブを取り入れる楽しさを実感。「おいしいガーデニング haconiwa ポタジェづくり」は、食べることができるハーブ、薬物などを木箱に植え込みます。「香りの時間ソリッドパフューム（練香水）&ハンドミルソーブづくり」も手軽で実用性な手作り体験です。

【会場】北入口エントランスセンター国兼
【日時】5/4「おいしいガーデニング」 5/5「ソリッドパフューム」
両日共 10：00～12：00、13：00～15：00



花に、
会いに来ませんか？

「春まつり フラワーピクニック」概要資料

花に、会いにきませんか？

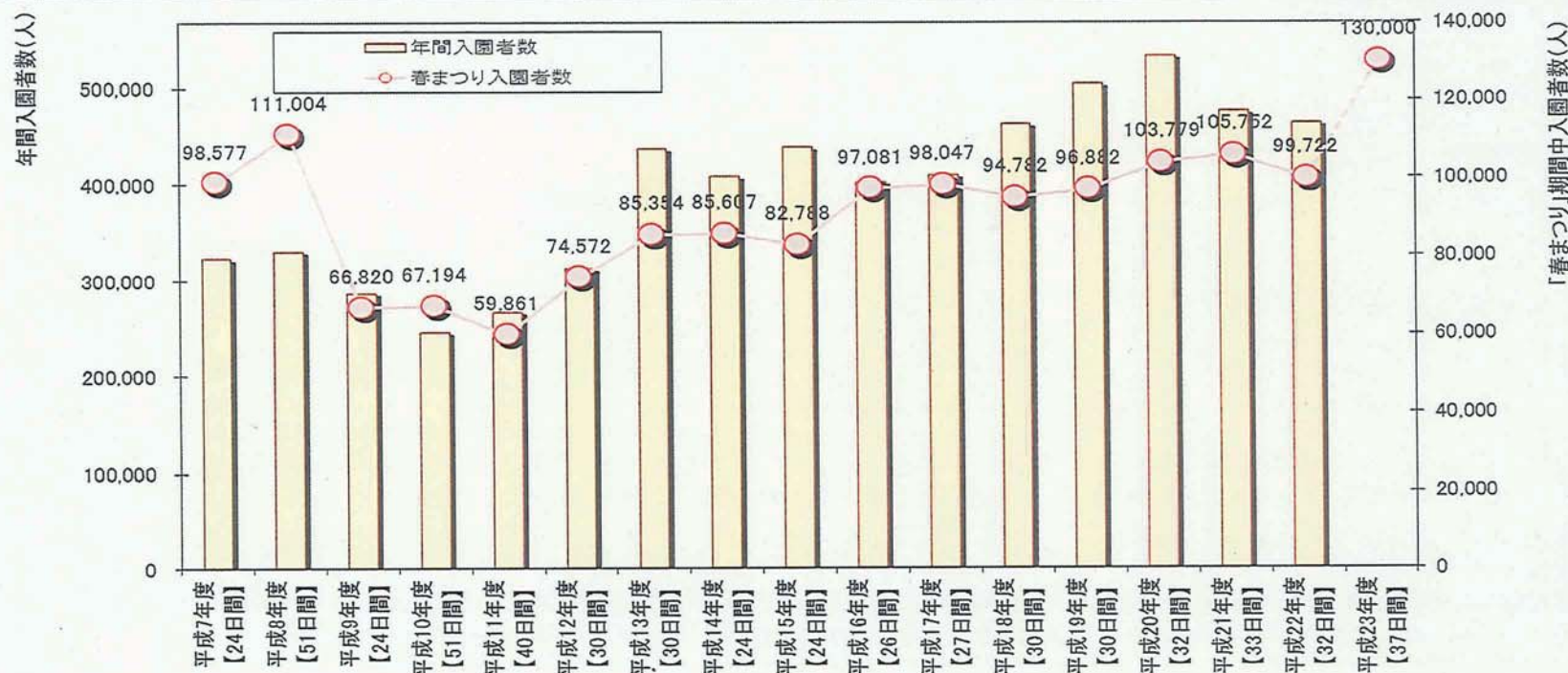
花も遊びも。国営備北丘陵公園「春まつり フラワーピクニック」



・・・はじめに・・・

国営備北丘陵公園では、平成23年4月9日（土）～5月15日（日）まで、春の花々の開花にあわせて、恒例の「春まつり」を開催いたします。

花畑の花たちを主役として、“花を愛でる楽しみ”をお届けするとともに、遊び、食、体験や歴史文化、伝統芸能などのイベントを開催し、春の一日を満喫していただけます。



都市公園占用等申請書

都市公園法	第 6 条	都市公園占用許可申請書
都市公園法	第 12 条	許可申請書

都 市 公 園 占 用 許 可 申 請 書

平成 年 月 日

国営備北丘陵公園管理者
中国地方整備局長 ○○ ○○殿

〒
申請者 住所 _____
氏名 _____
連絡先 TEL () _____
FAX () _____

都市公園法第6条により下記の通り許可を申請します。

記

都 市 公 園 名	
占 用 場 所	
占 用 期 間	
占 用 目 的	
占用物件の名称 規模・構造及び数量	
工事実施方法及び 工事着手及び 完了の期間	
占用物件の管理方法	
都市公園の復旧方法	
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項	

平成 年 月 日

国営備北丘陵公園管理者
中国地方整備局長 ○○ ○○殿

〒
申請者 住所 _____
氏名 _____ (印)
連絡先 TEL () _____
FAX () _____

都市公園法第 6 条の規定に基づいて、別紙の申請がありましたので提出いたします。

名 称 _____

財 団 所 見

審査した結果、管理に支障はないと思われます。

受理年月日 平成 年 月 日

申 請 者 _____

許可申請書

様式 3

国営備北丘陵公園管理者
中国地方整備局長 殿

〒
申請者 住所 _____

氏名 _____ 印

連絡先 TEL () _____

FAX () _____

都市公園法第 12 条の第 1 項の許可を受けたいので、下記により申請いたします。

記

行 為 の 種 別	
日 時 又 は 期 間	
場 所	
目 的	
内 容	
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項	

備 考

- 申請者が法人である場合は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載する。
- 「その他参考となるべき事項」の欄には、次の事項の他、許可申請にあたって、特記すべき事項を記入する。
 - 工作物の設置を行うときは、その工作物の種類、設置場所、設置期間、その他必要事
 - 変更の許可申請の場合には、すでに受けた許可の年・月・日
- 提出部数 1 部
- 工作物を設置する場合は、その規格を明記すること。

平成 年 月 日

国営備北丘陵公園管理者
中国地方整備局長 ○○ ○○殿

〒
申請者 住所 _____
氏名 _____
連絡先 TEL () _____
FAX () _____

都市公園法第 12 条第 1 項に基づいて、別紙の申請がありましたので提出いたします。

名 称 _____

備北管理センター所見

別紙チェックリストにより検討した結果、実施して良いと思われます。

受理年月日 平成 年 月 日

申 請 者 _____

国営備北丘陵公園 持込イベントチェックリスト（案）

No. 420

No.	項 目	摘 要			適 or 否
1	件名				○適 ○否
2	申請者	団体名			○適 ○否
		申請者名			
3	許可基準	国営備北丘陵公園における行為の禁止等に関する取扱要領			○適 ○否
4	開催日				○適 ○否
5	雨天				○適 ○否
6	開催時間		集合時間		○適 ○否
7	開催場所		集合場所		○適 ○否
8	入園口		利用駐車場		○適 ○否
9	入園方法		入園料支払方法		○適 ○否
10	仮入園券	大人 枚 小人 枚			○適 ○否
11	参加規模	人 参加料 ￥			○適 ○否
12	名義使用申請		使用名義		○適 ○否
13	占用許可申請				○適 ○否
14	園内禁止行為	都市公園法、国営備北丘陵公園における行為の禁止等に関する取扱要領			○適 ○否
15	物品の販売、配布	機構、管理センター等による利用促進を目的とした公益的事業のみ許可			○適 ○否
16	会場設営	実施日			○適 ○否
		時間 場所			
		実施者 内容			
		貸与物品			
		車両入園 台数 台 入園口			
		許可条件			
17	園内施設の使用	□無 □電気 □水道 □植栽 □その他（ ）			○適 ○否
18	スタッフ入園	入園人数 人 集合時間			○適 ○否
		入園口 スタッフ車両台数 台			
		許可条件			
19	安全管理				○適 ○否
20	ゴミの処分				○適 ○否
21	広報				○適 ○否
		広報内容			
22	同日他利用との調整	開催行事名称			○適 ○否
		開催時間			
		開催場所			
23	その他特記事項				
	事前打合せ	印			



1:13,853

0 125 250 500 m



凡例	
	入口・ゲート付近
	自動車園路

ボランティア活動規約・活動内容

ボランティア活動について

- ・ 本公園におけるボランティア活動は以下の通り
- ・ 一般公募型「公園が公募し活動を開始した団体」特定団体連携型「公園が既存団体と連携し活動を開始した団体」

区分	名称	活動概要	登録者数	活動日	実施イベント
一般公募型	ひばの里友の会 遊びの学校運営 ボランティア	手作り体験教室イベント『遊びの学校』の作り方の補助を行う。 遊び(手作り体験)内容の検討、必要な材料の準備、体験者への遊び紹介などを行っている。	13名	4月から12月までの毎月第2または3土曜日	藍染め、ピザづくり、草木染め、寄せ植えづくり、お花炭づくり、ミニ門松づくりなど
	キャンプリーダー	・国営備北丘陵公園及び備北オートビレッジにおいて、野外活動やキャンプ場運営で、必要な知識、技術、指導力を持って、来場者のアウトドア活動をサポートする。 ・備北オートビレッジで行う小学生や親子を対象としたキャンプのリーダーとして、また、利用者(学校団体・子ども会)へのキャンプ指導などキャンプ場の運営管理業務の補助を行っている。 ・毎週末、ゴールデンウィーク、お盆期間に利用者サービスを行なうイベントやキャンプファイヤーの実施(年50回程度) ・小学生、親子などに行なう体験キャンプの補助(年3回程度)	25名	毎月5回程度	キャンプファイヤー
特定団体 連携型	しょうばら花会議	庄原市内の花愛好家による市内の緑化活動の一環として、公園内の花修景作業を行う。	40名	毎月1回 (予定)	ログハウス周辺の修景

備北オートビレッジキャンプリーダー 規約

(目的)

第1条 備北オートビレッジキャンプリーダー（以下「備北キャンプリーダー」と言う）研修は、野外活動の技術やレクリエーション等の指導ができる備北キャンプリーダーを養成し、備北オートビレッジの運営を通じ、利用者へのサービス及び野外活動の指導と普及、振興を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条

- (1) この研修の受講対象者は、18歳以上の者とする。(高校生は不可)
- (2) この研修の受講対象者数は、備北公園管理センター所長(以下「管理センター長」と言う)が、決定する。

(期間)

第3条 この研修の受講期間は、年間2回（1泊2日）とする。

(申込方法)

第4条 この研修の受講を希望する者は、所定の手続きを管理センター長に行うものとする。

(受講者の決定)

第5条

- (1) 受講者の決定は、前条の規定のとおり行われた手続きにより管理センター長が決定する。
- (2) 前項の規定により決定された受講者は、備北オートビレッジ研修生(以下「研修生」と言う)として登録される。

(習得内容)

第6条 研修生は、この研修において次の各項において掲げる内容を習得しなければならない。

- (1) 野外活動に関わっての基礎的な知識と技術
- (2) キャンプ、レクリエーション等の基礎的な知識と技術
- (3) 備北オートビレッジの運営要領及び周辺フィールドの知識

(習得方法)

第7条

- (1) 前条に規定する習得内容に基づき、次の各号に掲げる研修を実施する。
 - ① 基礎知識及び技術習得のための野外活動の体験に関わる宿泊研修。
 - ② 実践技術習得のための研修。
- (2) 前項に規定する研修の内容については、管理センター長が決定する。

(受講料)

第8条

- (1) この研修に係る受講料は、研修生が負担する。
- (2) 研修に係る受講料の料金設定は、管理センター長が決定する。

(活動範囲)

第9条

- (1) 研修生は、備北オートビレッジから要請があった場合は、次の各号に掲げる事業に積極的に協力するよう努める。
 - ① 備北オートビレッジイベント事業
 - ② 備北オートビレッジ利用者及び団体等が行う活動
- (2) 前項の事業に協力する場合は、支配人、又はマネージャーの指示のもとに活動する。

(保険)

第10条

- (1) 研修生は、管理センター長が定めた傷害保険に加入しなければならない。
- (2) 傷害保険に係る保険料は、研修生が負担する。

(実費支給)

第11条

- (1) 管理センター長は、第9条第1項の事業に協力した研修生に対し、交通費等の実費の相当額を支給する。
- (2) 前項の規定により支給する実費の相当額は管理センター長が決定する。

(修了)

- 第12条 この研修の修了は、第7条の研修方法に基づいて実施された研修を受講し、かつ当該研修において、修了認定に必要な知識及び技術を習得したと認められた者に対し、管理センター長が決定する。

(登録の取り消し)

第13条

- (1) 管理センター長は、研修生が次の各号の一つに該当するときは、登録を取り消すことができる。
 - ① 研修生としての信用を傷つけ、又は研修生全体の不名誉となる行為をしたと認められるとき。
 - ② 研修生として野外活動に著しく不活発と認められたとき。

(脱退)

- 第14条 研修生は、自己都合により、備北キャンプリーダー研修を脱退する場合は、管理センター長に届け出をしなければならない。

(変更事項の届け出)

- 第15条 研修生は、住所・氏名・電話番号等の変更があったときは、すみやかに備北オートビレッジに届け出なければならない。

附則 この実施要項は、平成11年9月10日から施行する。

国営備北丘陵公園『遊びの学校』運営ボランティアの会 活動規約(案)

第1章 総則

(目的)

第1条 本ボランティアは、国営備北丘陵公園(以下「本公園」という。)において、市民主体による活動を通し、本公園の魅力を創造するとともに、それらを多くの人々に伝えていくことにより、魅力的な公園利用の実現と活性化を図るため、本公園主催イベント『遊びの学校』の活動運営補助を行うことを目的とする。
本規約は、当該活動を円滑に推進することを目的とし、財団法人公園緑地管理財団備北公園管理センター(以下「管理センター」という。)が定めるものである。

(名称)

第2条 本活動に参加するボランティアは、「国営備北丘陵公園『遊びの学校』運営ボランティアの会(以下「本会」という。))と称する。

(構成及び資格)

第3条 本会は、会員(以下「ボランティア」という。))をもって構成する。
2 ボランティアは、管理センターが認定し、国土交通省中国地方整備局国営備北丘陵公園事務所(以下「公園事務所」という。))が承諾した者とする。

第2章 活動内容

(活動内容)

第4条 本会の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。
一 公園主催イベント『遊びの学校』の実施準備、運営補助
二 上記に関わる企画、立案
三 本会の活動の紹介や、『遊びの学校』への参加の呼びかけなど、活動の輪を広げるための情報発信
四 その他、本会や本公園に関係する活動
2 本会の活動に当たっては公園規則を遵守し、公園のボランティアとしてふさわしい服装、言動、行動に充分配慮する。

(活動エリア)

第5条 本会の活動エリアは、本公園供用区域内とする。
2 『遊びの学校』活動エリアについてはあらかじめ定められた箇所とするが、当該箇所の利用にあたっては清潔な利用に充分配慮する。

(活動日)

第6条 本会の活動は、あらかじめ定めた活動計画に基づき実施することとする。

- 2 実施準備、研修等自主的な活動を実施する場合は、事務局の管理センター担当者に連絡した上で、本規約第1条及び第4条に沿った活動を行う場合のみ認められる。ただし原則として休園日を除く。

(活動時間)

第7条 本会の活動日における活動時間は原則として午前10時～午後5時まで(冬期は～午後4時30分)とし、昼食時には休憩時間を1時間設けることとする。

第3章 事務局及び役員等

(事務局)

第8条 本会の事務局を備北公園管理センターに置き、業務課企画係が担当する。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

代表世話人 『遊びの学校』運営ボランティアの会 会長

- 2 代表世話人は本会を代表し、事務局との連絡調整をおこない、ボランティア活動全体の円滑な運営を図る

(任期)

第10条 役員の任期は1年間とし、再任は妨げないものとする。

(総会)

第11条 総会はボランティアの活動状況の報告や活動計画及びその他の案件の承認・決議を行う場として、代表世話人と事務局担当者との協議により必要に応じて開催する。

- 2 総会は会員の3分の2の出席をもって成立し、委任状を提出した会員は出席とみなす。

第4章 ボランティア証

(ボランティア証)

第12条 公園事務所より認定が承諾されたボランティアには、国営備北丘陵公園『遊びの学校』運営ボランティア証を交付する。

- 2 活動中はボランティア証の正しい着用を義務付ける。
- 3 ボランティア証の有効期間は1年度内とし必要に応じて更新を行う。

第5章 入園料及び活動費の取扱い

(入園料の取扱い)

第13条 本会の活動を目的とするボランティア本人の来園については、管理センターの発行するボランティア証を提示することにより、活動日および準備等で管理センターが必要と判断した場合に限って入園料金、駐車料金ともに無料とする。

(活動費)

第14条 『遊びの学校』活動の開催において必要と認められる材料費等の活動費については、管理センターが実費を負担する。

- 2 活動費のうち、会員個人に帰属するものの購入にあたっては会員より実費相当を徴収する。

(報酬)

第15条 ボランティアへの人件費等及び交通費の報酬は支給しないこととする。

第6章 ボランティア保険

(ボランティア保険)

第16条 ボランティアには、ボランティア活動保険に加入することを義務づける。また、加入にかかる費用(500円／年度)はボランティアの負担とする。

- 2 ボランティア保険の有効期限は1年度内とする。
- 3 ボランティア保険加入の手続きについては、事務局の管理センター担当者が行うものとする。
- 4 活動中に生じた事故や怪我については、ボランティア保険の適用範囲内での対応とする。

第7章 退会

(退会)

第17条 年度の途中で本会を退会するボランティアは、事前に事務局に報告した上で、書面にてその旨を提出する。

(書式問わず)

- 2 年度末時の活動退会については、事務局より送付される活動更新の意思確認書類をもってその旨を報告する。

(退会勧告)

第18条 ボランティア活動全体の円滑な運営に支障をきたす行為や、公園に損害を与える行為を行ったボランティアに対しては、管理センターおよび代表世話人の判断により、活動の退会を勧告することができる。

(貸与物品の返却)

第19条 ボランティアが本会を退会する際は、ボランティア証を事務局に返却しなければならない。

第8章 安全衛生管理

(安全衛生管理)

第20条 活動にあたっては、活動内容に応じた服装、安全具の装着のほか、活動日の健康状態、自身の安全衛生に留意するとともに、公園利用者の安全に留意するものとする。

第9章 その他

(個人情報の取扱い)

第21条 ボランティアの個人情報(名前、住所、連絡先)は(財)公園緑地管理財団の個人情報保護方針に則り適切に管理する。個人情報は、ボランティアの認定及びボランティア証の発行許可にかかる公園事務所への協議、ボランティア保険加入手続き、活動に関する連絡のためのみに用い、その他の用途には使用しない。

- 2 ボランティア活動により取得した公園利用者の個人情報については、管理センターにおいて適切に管理する。個人情報を取得したボランティアは、速やかに事務局の管理センター担当者に届け出るものとする。

付 則

この規約は、平成19年7月1日から施行する。

国営備北丘陵公園

グラフィックマニュアル

国兼池を中心にした湖畔景観や丘陵景観など、緑豊かな自然を生かして設計された国営備北丘陵公園は、四季にわたる様々なレクリエーションが楽しめ、中国地方の歴史や文化とのふれ合いを通じて、文化の継承や新しい文化をはぐくむことを目的とした、地域との深いつながりを持った公園です。中でも、このような公園全体の理念をうけて整備された〈ひばの里〉ゾーンは、今やほとんど失われてしまった「ふるさと」を創出し、来園者自らが「遊び」に参加し、ふるさとの生活も再現されるという、新しいタイプの体験スペースです。

このVI (Visual Identity) マニュアルは、こうした公園のイメージを視覚的に確立すること、関連事業体や広く一般に対して円滑なコミュニケーションを計ることを目的に制作されました。ここにはVIの核となる、シンボルマーク、ロゴタイプ、シンボルカラー、キャラクターと、その使い方が規定されています。さまざまな品目の制作時に、このマニュアルを有効に利用され、公園のイメージ向上に役立てて下さるようお願いいたします。

なお、本編に紹介されているシンボルマーク、ロゴタイプ、キャラクターを国公園事務所以外の組織が使用される際は、下記に許可をとっていただくことをお願いいたします。

国土交通省中国地方整備局
三次河川国道事務所 公園課（国営備北丘陵公園分室）
〒727-0021 広島県庄原市三日市町4-10
TEL 0824-72-5000 FAX 0824-72-7532

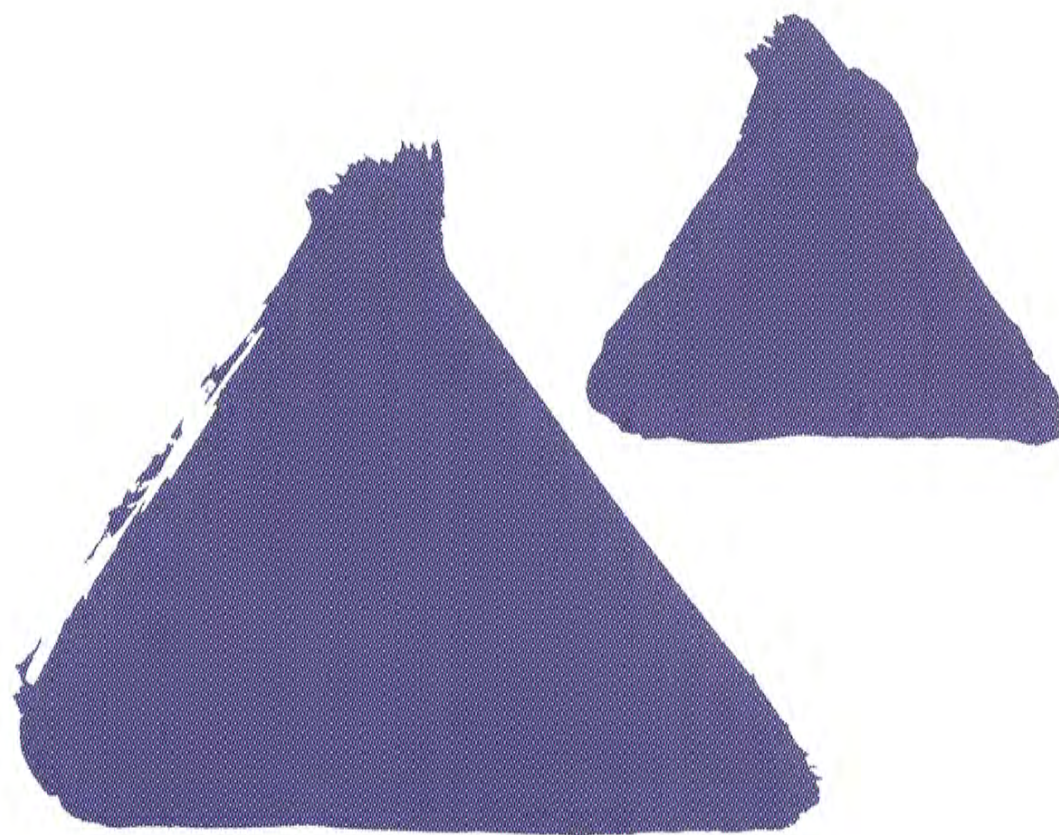
シンボルマーク

「ふるさと・遊び」を形に反映させた、国営備北丘陵公園の象徴です。

ふるさとをイメージさせる「茅葺き屋根」や「山」と、遊びをイメージさせる「三角おにぎり」をモチーフとし、日ごろ都会人が忘れかけている、のんびりやゆったりといった感覚をフリーハンドによる自然な風合いで表現しました。

シンボルマークは、国営備北丘陵公園ロゴタイプと組み合わせて、使用します。ただし、公園旗、公園章などの象徴性の高い品目には、マーク単独で使用するできません。

シンボルマークはシンボルカラーで再現します。ただし、場合によっては白ヌキや黒での再現が可能です。詳しくはVI要素表示規定を参照して下さい。



国営備北丘陵公園ロゴタイプ

公園の名称を正式に表記するオリジナル書体です。

ロゴタイプは、文字の角を丸め、国営備北丘陵公園にふさわしいやさしい印象をあたえるようデザインしました。さらに可読性を高め、恒久的使用に耐えるよう配慮しました。

国営備北丘陵公園ロゴタイプは、必ずシンボルマークと組み合わせて使用します。ロゴ単独で使用することはできません。英文ロゴタイプは、外国人向けの品目に使用して下さい。

ロゴは黒で再現します。ただし、場合によっては白ヌキが可能です。詳しくはVI要素表示規定を参照して下さい。

国営備北丘陵公園

Bihoku Hillside Park

シンボルカラー

「ふるさと・遊び」のイメージを反映したシンボルカラーを設定しています。

古来から日本では高貴な色とされてきた紫は、非日常の「ハレ」をイメージさせる色です。都会から帰る人を迎えるふるさとの歓待の気持ちと、ふるさとの持つ伝統的なイメージをこの色に求めました。

シンボルカラーは、主としてシンボルマークに使用します。また、デザイン要素としても使用できます。

色の指定は下記に準じておこなってください。
可能な場合には、特色（DIC 456）を使用してください。



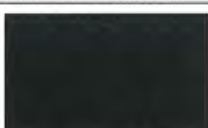
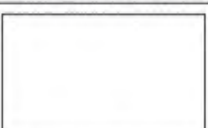
印刷	特色	DIC 456（15版） （大日本インキ化学）
	四色分解	C60% + M70% + BL10%
塗装		S40-858 （94年 日本塗料工業会標準色）
タックシート		V-0252 （94年 住友スリーエム社 スコチカルシート コントロールタック・プラスフィルム）

可能な場合には、特色（DIC 456）を使用してください。

サブカラー

公園のカラーイメージを統一するうえで、品目のデザイン要素として使用することが望ましいカラーの例を下記に示します。

有彩色4系統と無彩色1系統をサブカラーとして設定しました。

有彩色	緑系			
		DIC 2352 Part2 2版	DIC 391 15版	DIC 441 15版
	青系			
		DIC 426 15版	DIC 431 15版	DIC 427 15版
	赤系			
		DIC 2257 Part2 1版	DIC 2247 Part2 2版	DIC 2471 Part2 2版
	茶系			
		DIC 525 14版	DIC 523 14版	DIC C-144 1版 (中国の伝統色)
無彩色				
		B L 100	B L 50	B L 0

キャラクター

利用者に公園に対する親近感をもってもらい、「ふるさと・遊び」を補強する要素です。

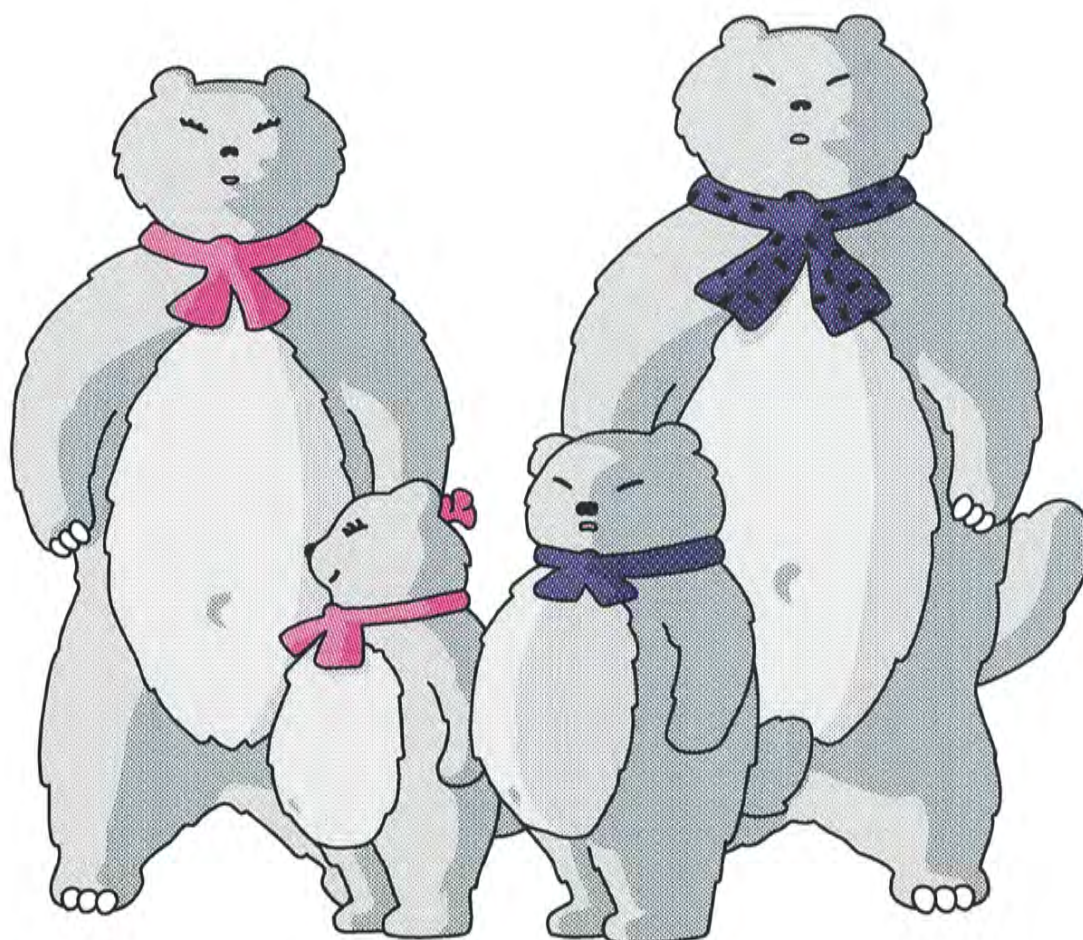
昔話にもあるように、「タヌキ」は、最も人々に親しみをもって語られる生き物です。タヌキをモチーフにしたキャラクターは数多く存在しますが、のんびりとして、おおらかなところを強調して、国営備北丘陵公園独自のものにしました。

キャラクターは、来園者や広く一般に向けた品目に、使用することができます。

他のVI要素と、組み合わせて使用することはできません。

キャラクター自身のデザイン展開は自由です。

再現色は「キャラクターの表現」を参照して下さい。



VI 要素の表示基本形

それぞれのVI要素のもつ役割や意味を考慮し、下記のように表示基本形として規定します。

これら以外の形で使用することはできません。

●シンボルマーク



公園旗、公園章に使用します。

●シンボルマーク+ロゴ（タテ組）



国営備北丘陵公園

基本的にあらゆる品目に使用します。

タテ組とヨコ組は、デザインや表示スペースに応じて使い分けてください。

シンボルマークとロゴタイプの組み合わせのバランスは変えることができません。

●シンボルマーク+ロゴ（ヨコ組）



国営備北丘陵公園

英文は、外国人向けのパンフレットなどに使用してください。

●シンボルマーク+ロゴタイプ（英文タテ組／英文ヨコ組）

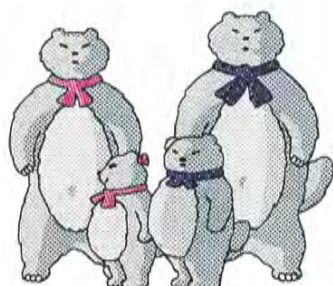


Bihoku Hillside Park



Bihoku Hillside Park

●キャラクター



来園者や広く一般に向けた品目に、使用することができます。

他のVI要素と組み合わせて使用することはできません。

キャラクター自身のデザイン展開は自由です。

間違えやすい使用例を下記に示します。

ここに示されている規定は、シンボルマーク+ロゴタイプのタテ組／ヨコ組、和文ロゴ／英文ロゴとも共通です。



きめられたマークとロゴの大きさとバランスを変えることはできません。



きめられたマークとロゴを変形して使用することはできません。



きめられたロゴの代わりに他の書体を使用することはできません。



きめられたマークとロゴの組み合わせ方以外は使用できません。



きめられたマークとロゴの組み合わせ方以外は使用できません。



きめられたマークとロゴの近くにキャラクターや他の要素を組み合わせ、一体化して使用することはできません。



きめられたマークとロゴの間隔を変えることはできません。



マークの代わりにキャラクターや他の要素と組み合わせ使用することはできません。



マークやロゴはどのような場合でもふちどることはできません。



背景色が濃くマークやロゴが目立たない場合は白ヌキにします。



背景色が黒の場合でも、マークにシンボルカラーを使うことはできません。



マークとロゴは白ヌキにします。



きめられたマークとロゴの色を変えることは出来ません。

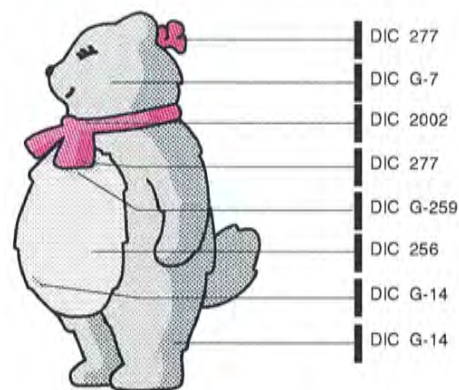
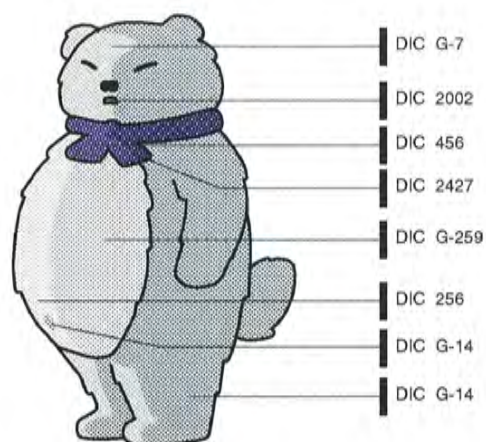
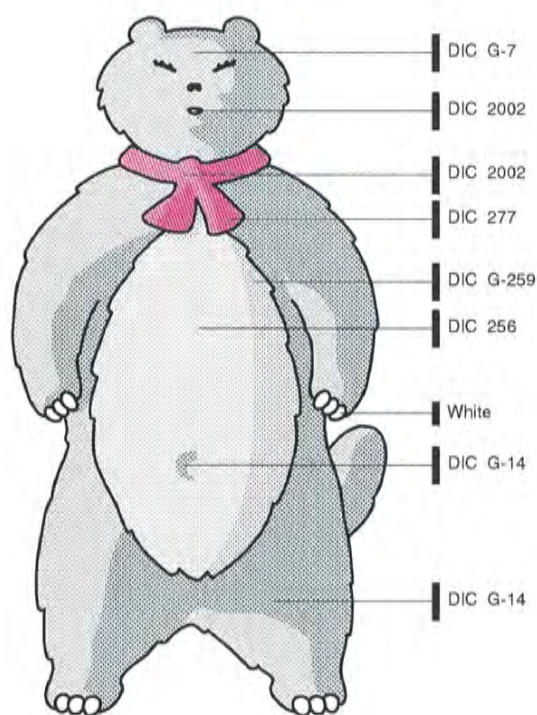
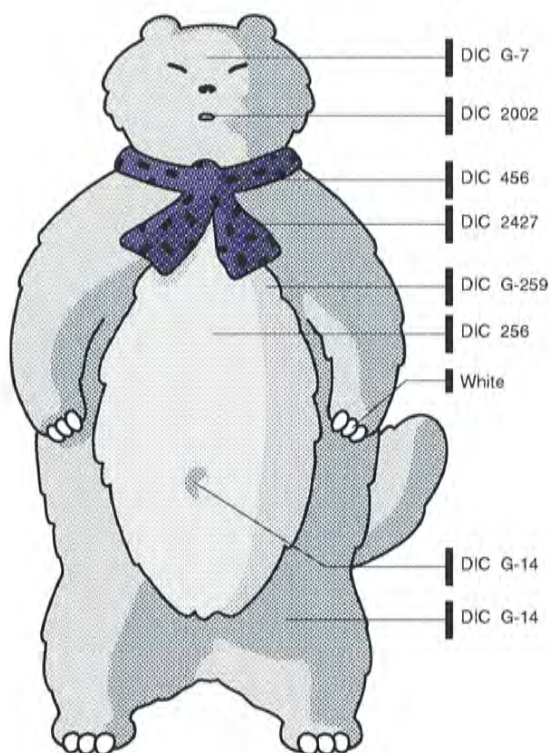


きめられたマークとロゴの色を使用して下さい。

キャラクターの表現1 (カラー・特色)

特色でカラー表現を行う場合、キャラクターの色指定は下記に準じておこなって下さい。

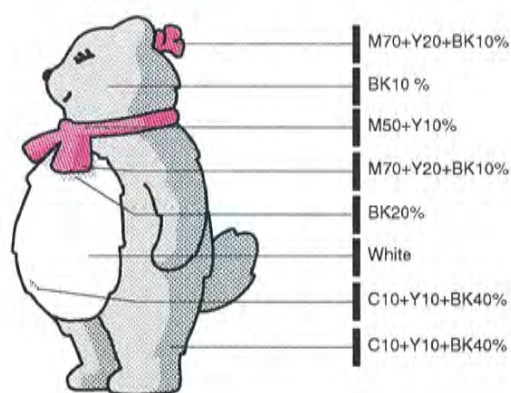
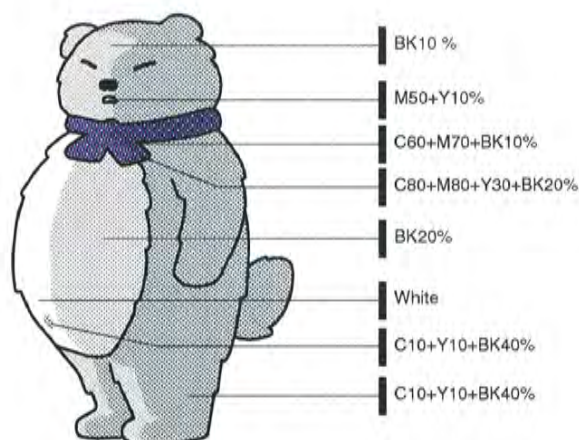
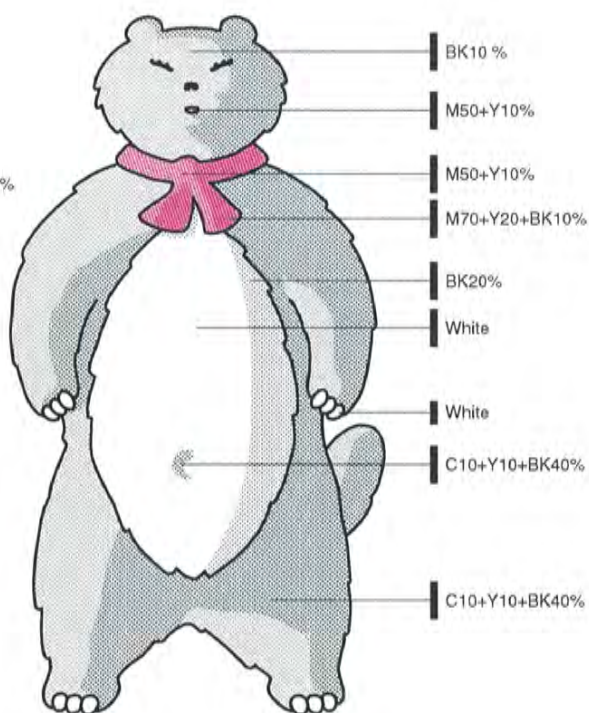
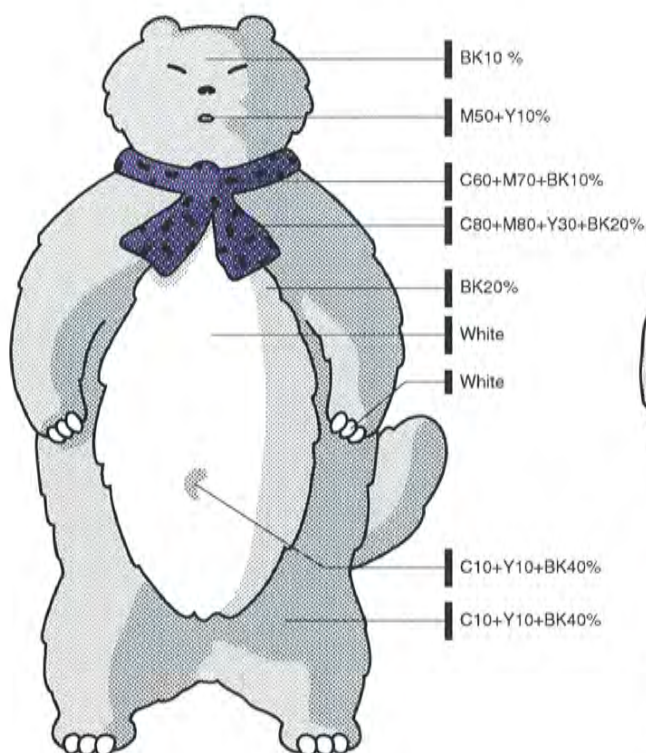
このほかに、四色分解、アミふせ・モノクロ、線画の表現が可能です。



キャラクターの表現2（四色分解）

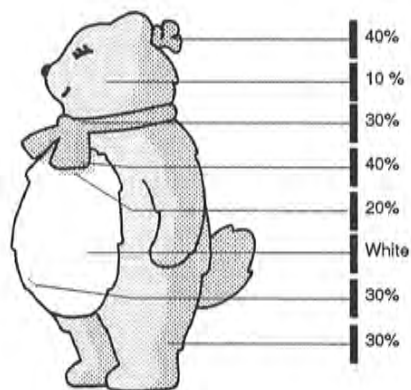
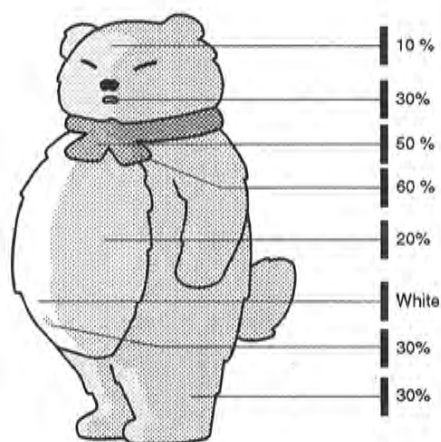
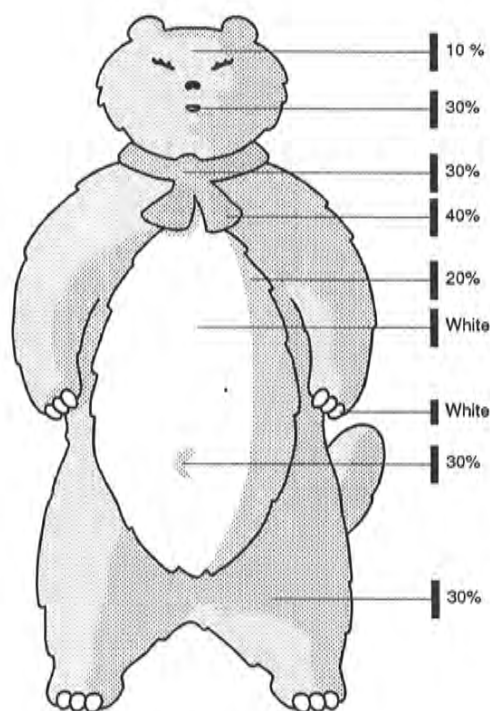
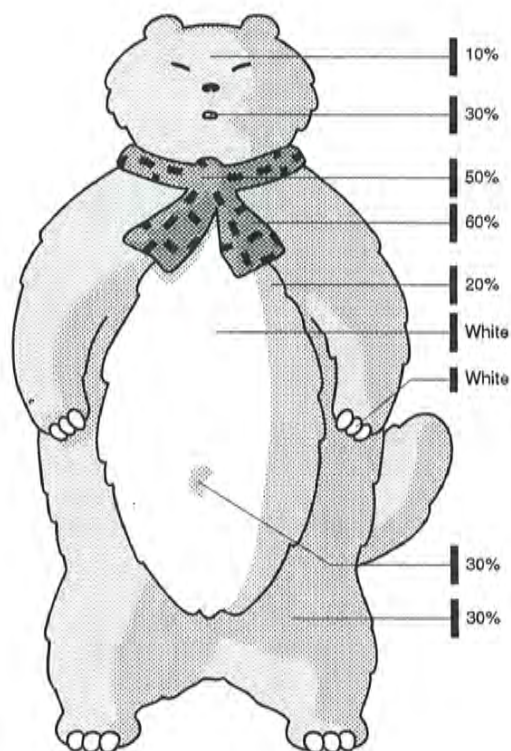
四色分解でカラー表現を行う場合、キャラクターの色指定は下記に準じておこなってください。

このほかに特色・カラー、アミふせ・モノクロ、線画の表現が可能です。



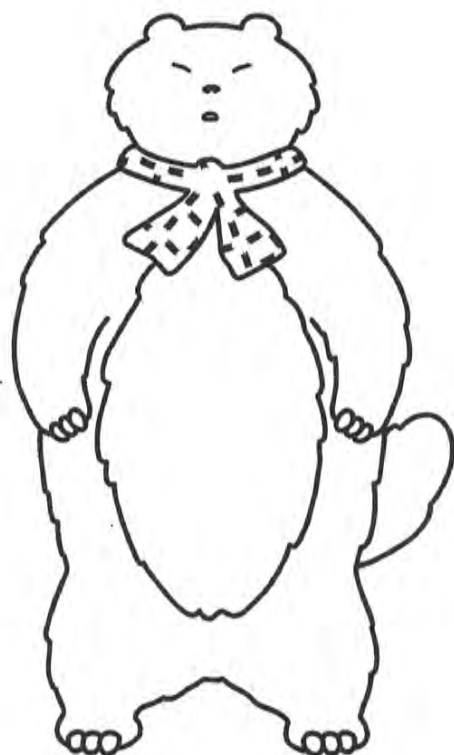
モノクロ・アミふせの場合、キャラクターのアミふせ指定は下記に準じておこなってください。

このほかに特色・カラー、四色分解、線画の表現が可能です。



線画の場合、下記のものを使用して下さい。

このほかに特色・カラー、四色分解、モノクロ・アミふせ、の表現が可能です。



キャラクターのデザイン展開

キャラクターのデザイン展開は自由です。

下記に、事例として四季の展開を示します。その他、必要に応じ自由に展開して下さい。

春



夏



秋



冬



どの表示基本形を、どの品目に使用するかを下記に示します。

品目は、それぞれの特性ごとに4つに分類しました。

表示基本形●	シンボルマーク	シンボルマーク+ロゴタイプ	キャラクター
			
公園管理者が使用する代表品目			
公園旗●	●		
公園章●	●		
封筒（公務用）●		●	
便せん●		●	
名刺●		●	
管理車両●		●	○
サイン等公園利用情報システム●		●	
制服●		●	○
ボール●		●	○
バナー●		●	○
テント●		●	○
公園内事業者（営業・サービス）が使用する品目 備北丘陵公園オリジナル物品			
タイタック●		○	○
ネクタイピン●		○	○
時計●		○	○
ボールペン●		○	○
キーホルダー●		○	○
手ぬぐい●		○	○
マグカップ●		○	○
ハンダナ●		○	○
テレフォンカード●		○	○
絵葉書●		○	○

●：使用する

○：使用自由

無印：使用できない

表示基本形●	シンボルマーク	シンボルマーク+ロゴタイプ	キャラクター
			
ぬいぐるみ●		○	○
提灯●		○	○
タオル●		○	○
トレーナー●		○	○
Tシャツ●		○	○
エプロン●		○	○
ポプリ●		○	○
傘●		○	○
カップ●		○	○
備北公園ブランドの地場産品			
狸焼物●		○	○
茶碗●		○	○
食料品●		○	○
花卉園芸品●		○	○
公園公益施設のデザイン化する品目			
公衆電話●		○	○
電話ボックス●		○	○
郵便ポスト●		○	○
自動販売機●		○	○
ゴミ箱●		●	○
広報宣伝に使用する品目			
チケット●		●	○
パンフレット●		●	○
リーフレット●		●	○
ポスター●		●	○

●：使用する

○：使用自由

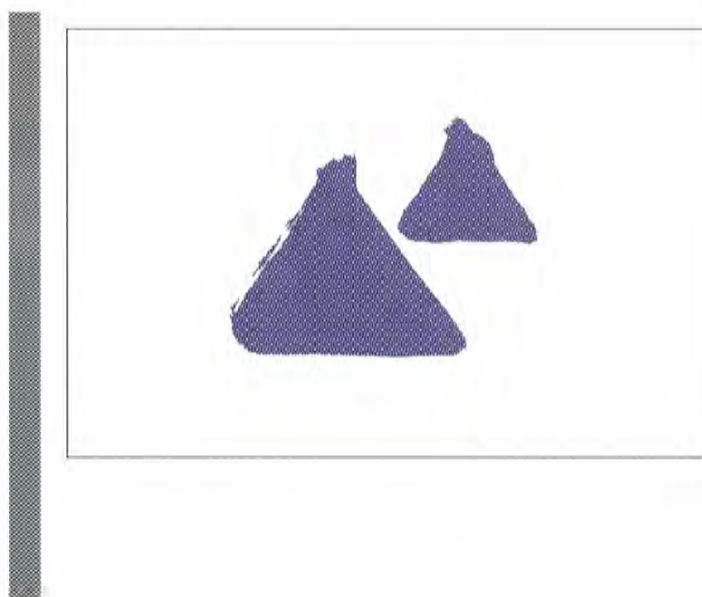
無印：使用できない

ここでは様々な品目のデザイン事例を示します。

●公園章



●公園旗



●名刺



●便箋


国営備北丘陵公園

●封筒大



●封筒小


国営備北丘陵公園

建設省中国地方建設局 国営備北丘陵公園工事事務所
 広島県庄原市三日市町20-13 〒727
 TEL (08247) 2-5000 FAX (08247) 2-7532

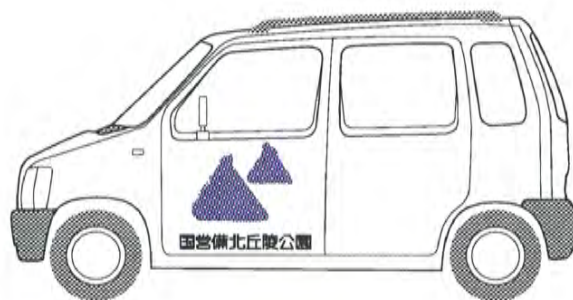
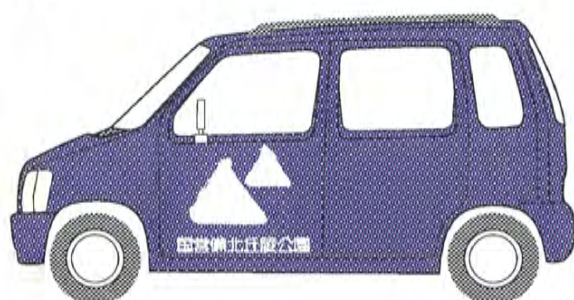
課
 平成 年 月 日


国営備北丘陵公園

建設省中国地方建設局 国営備北丘陵公園工事事務所
 広島県庄原市三日市町20-13 〒727
 TEL (08247) 2-5000 FAX (08247) 2-7532

課
 平成 年 月 日

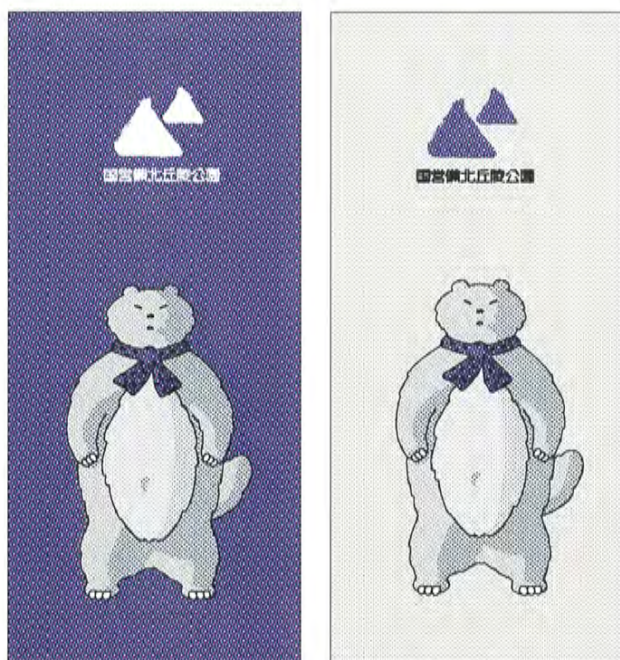
●車両



●ユニフォーム



●バナー



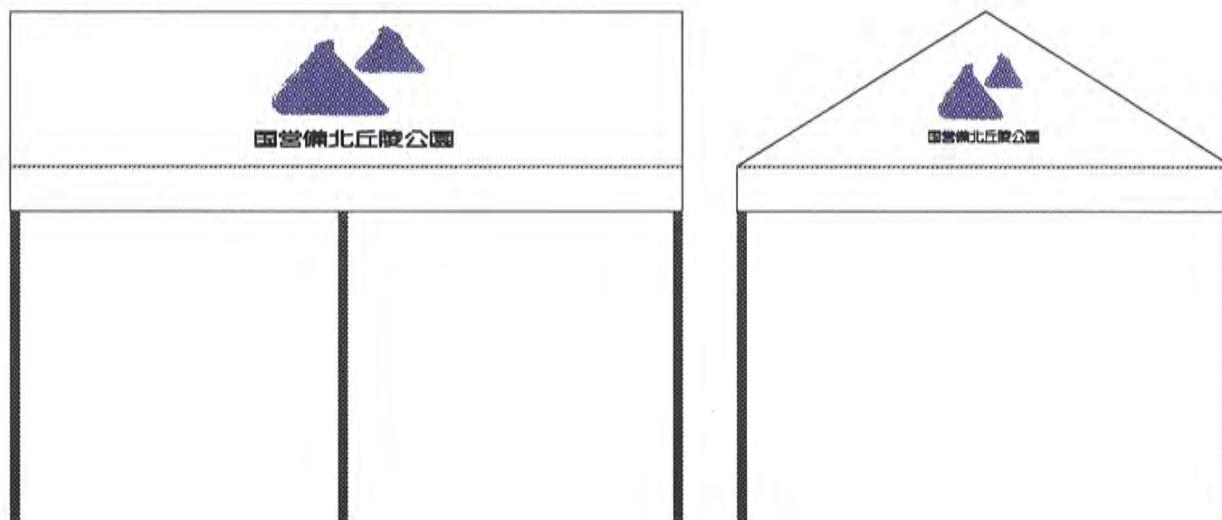
●ごみ箱



●サイン



●仮設テント



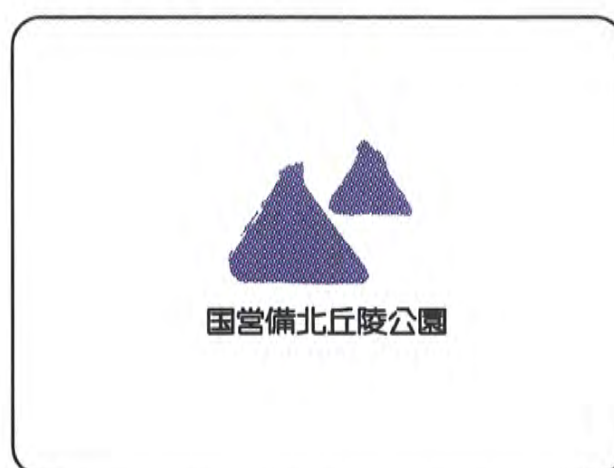
●園内印刷物（チケット）



●園内印刷物（パンフレット）



●媒体広告物（TVCF）



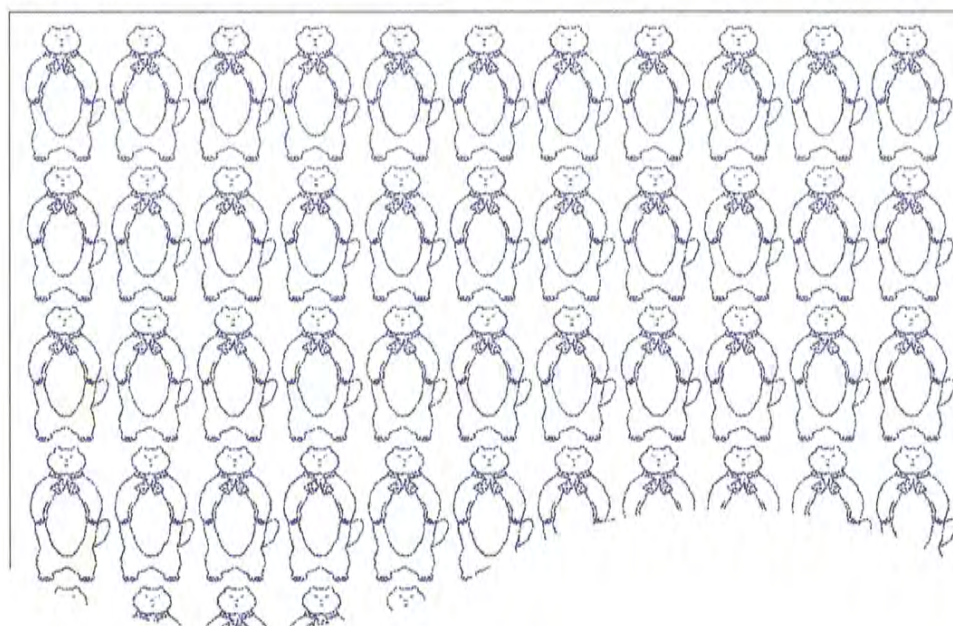
[illegible]

22

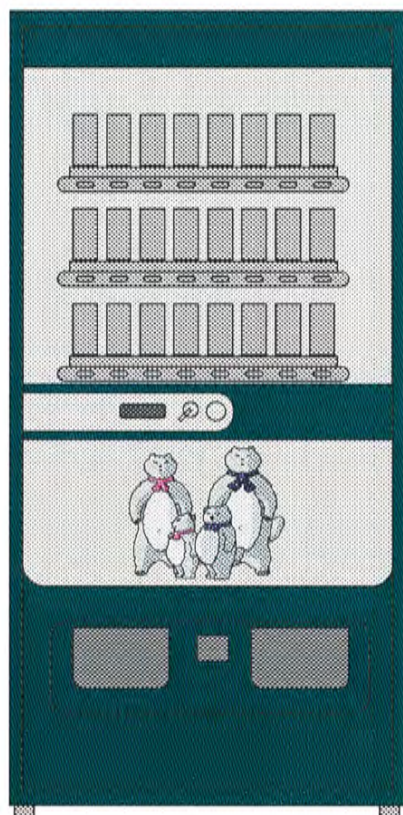
●手提げ袋



●包装紙



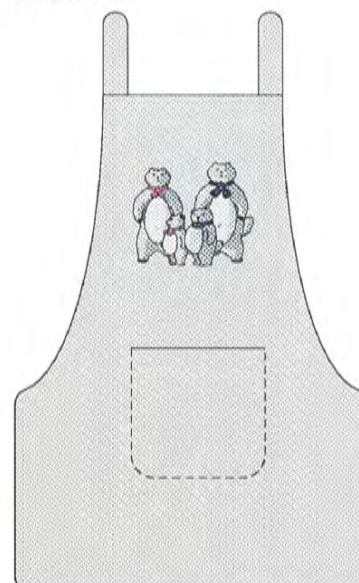
●自動販売機

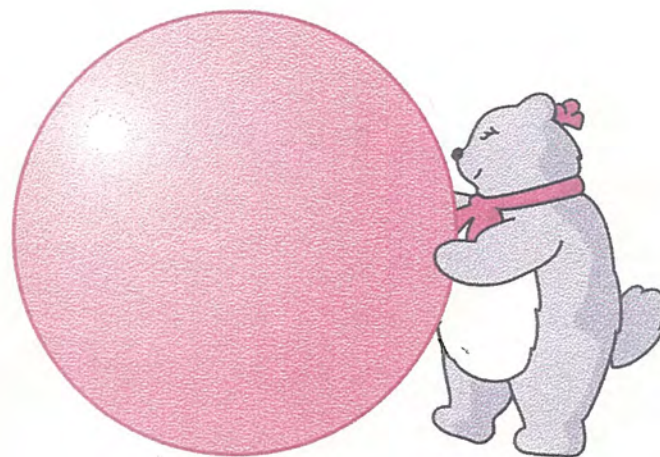
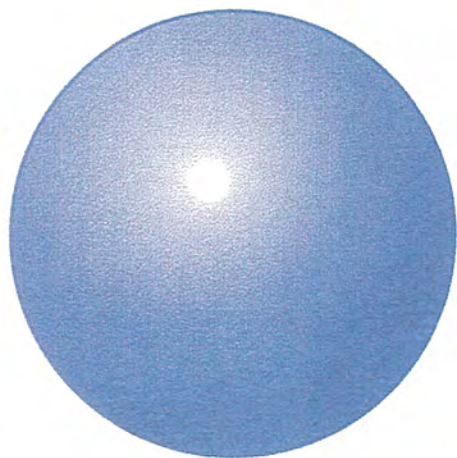


●テレホンカード

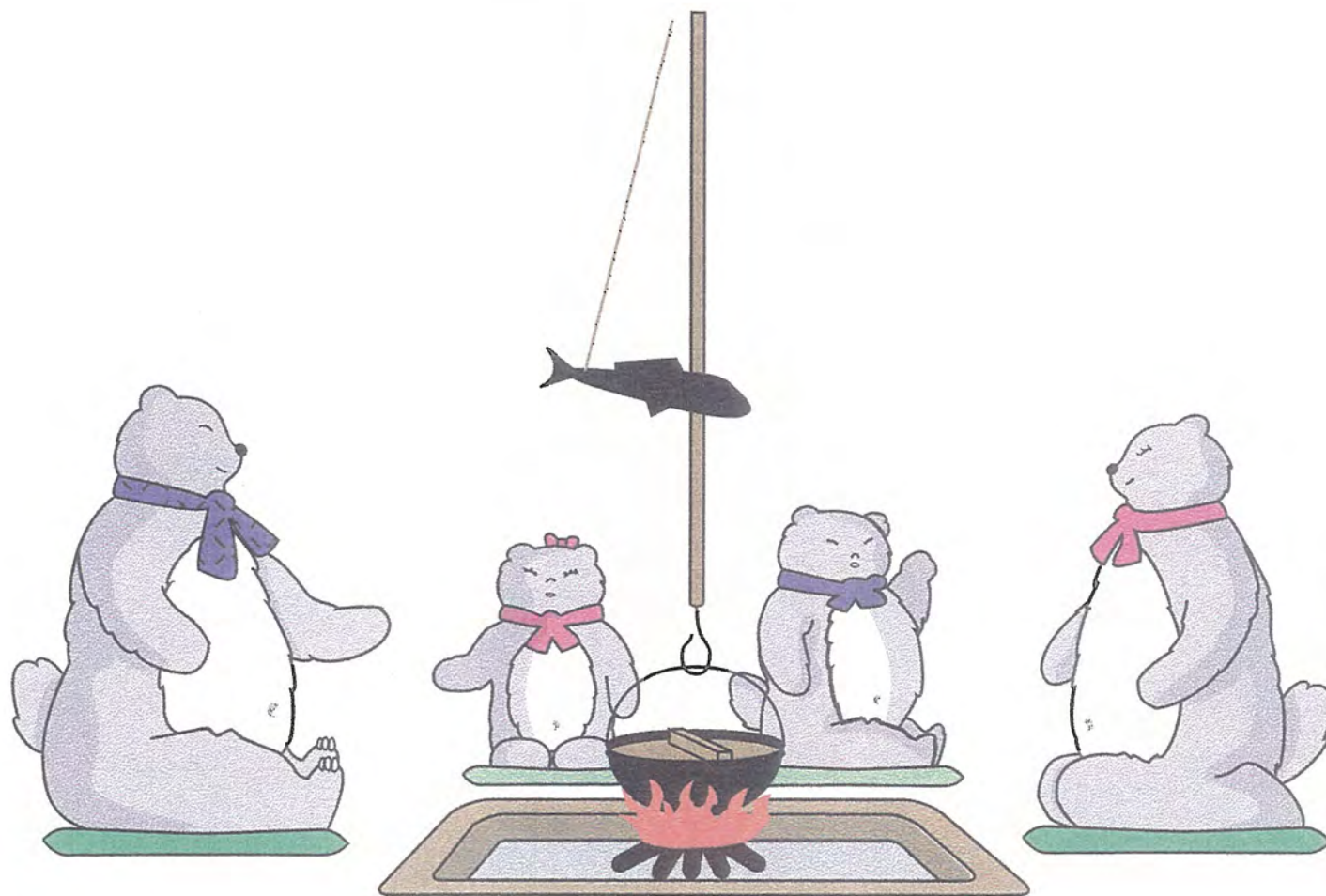


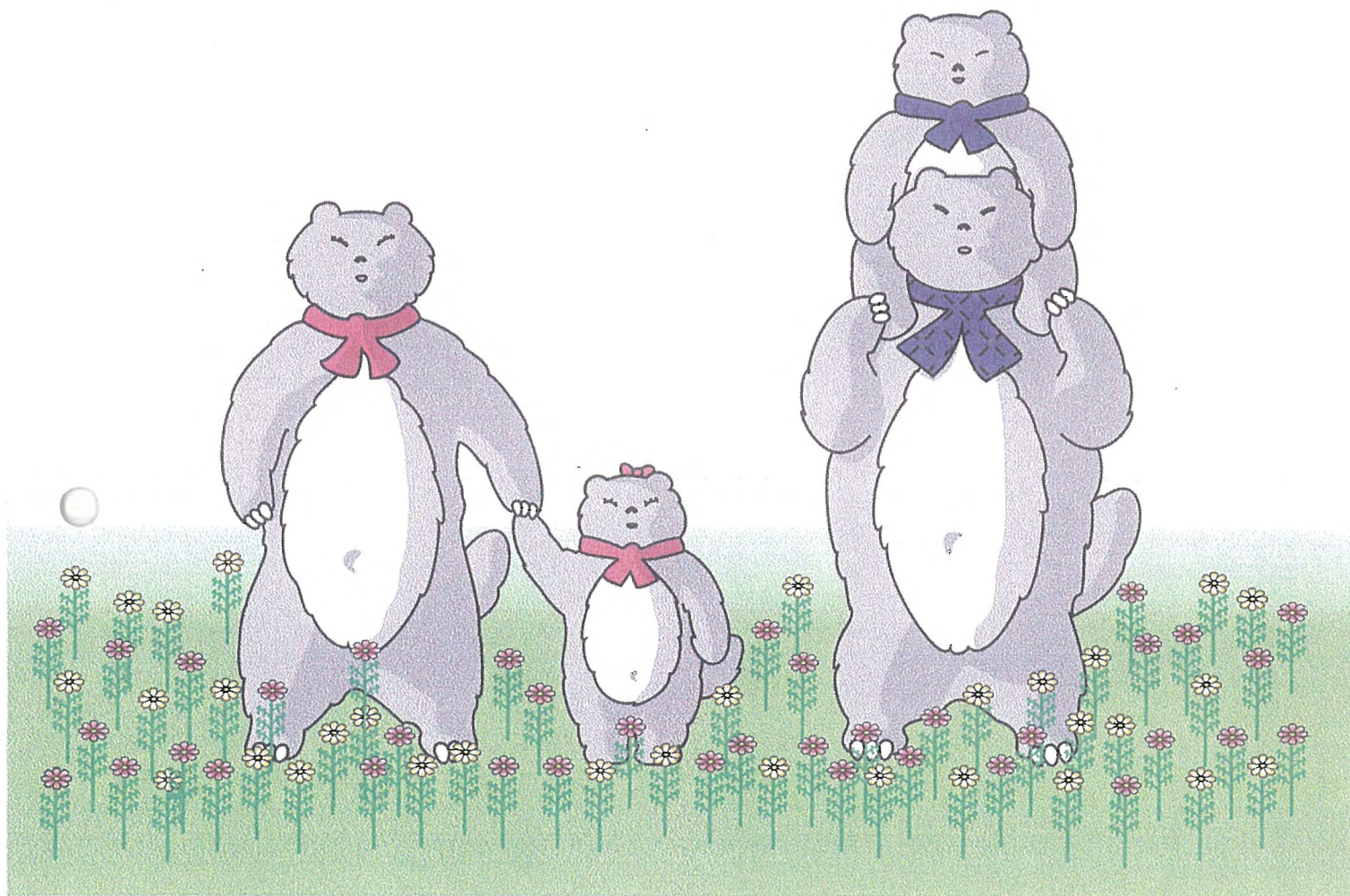
●エプロン





158

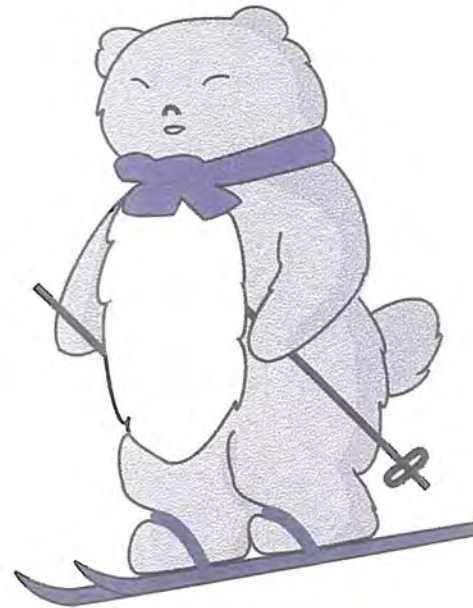


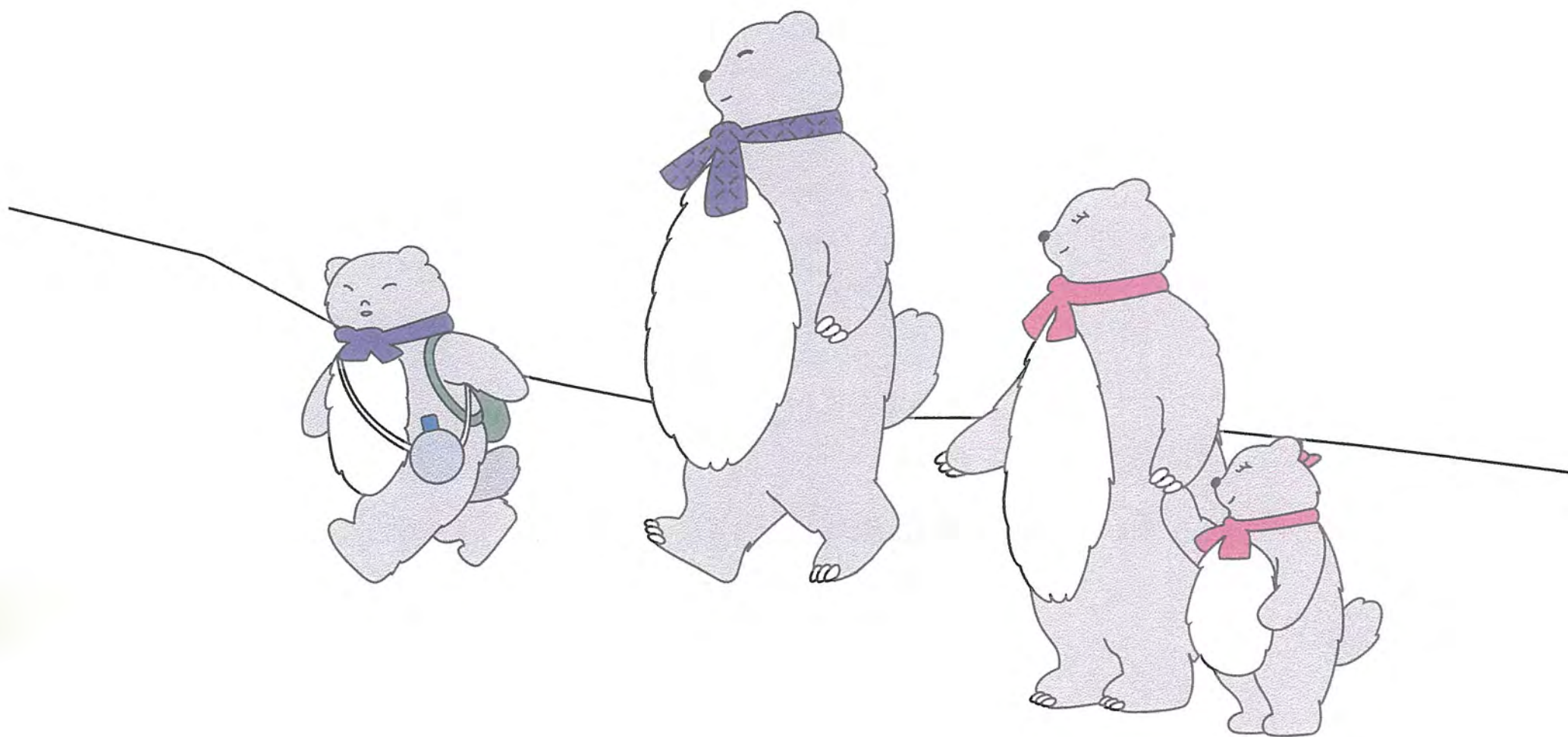


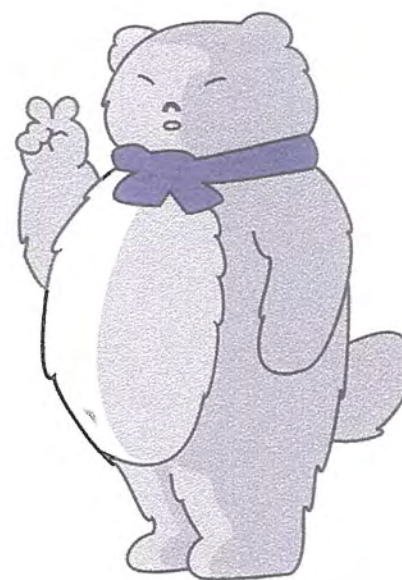
3
4

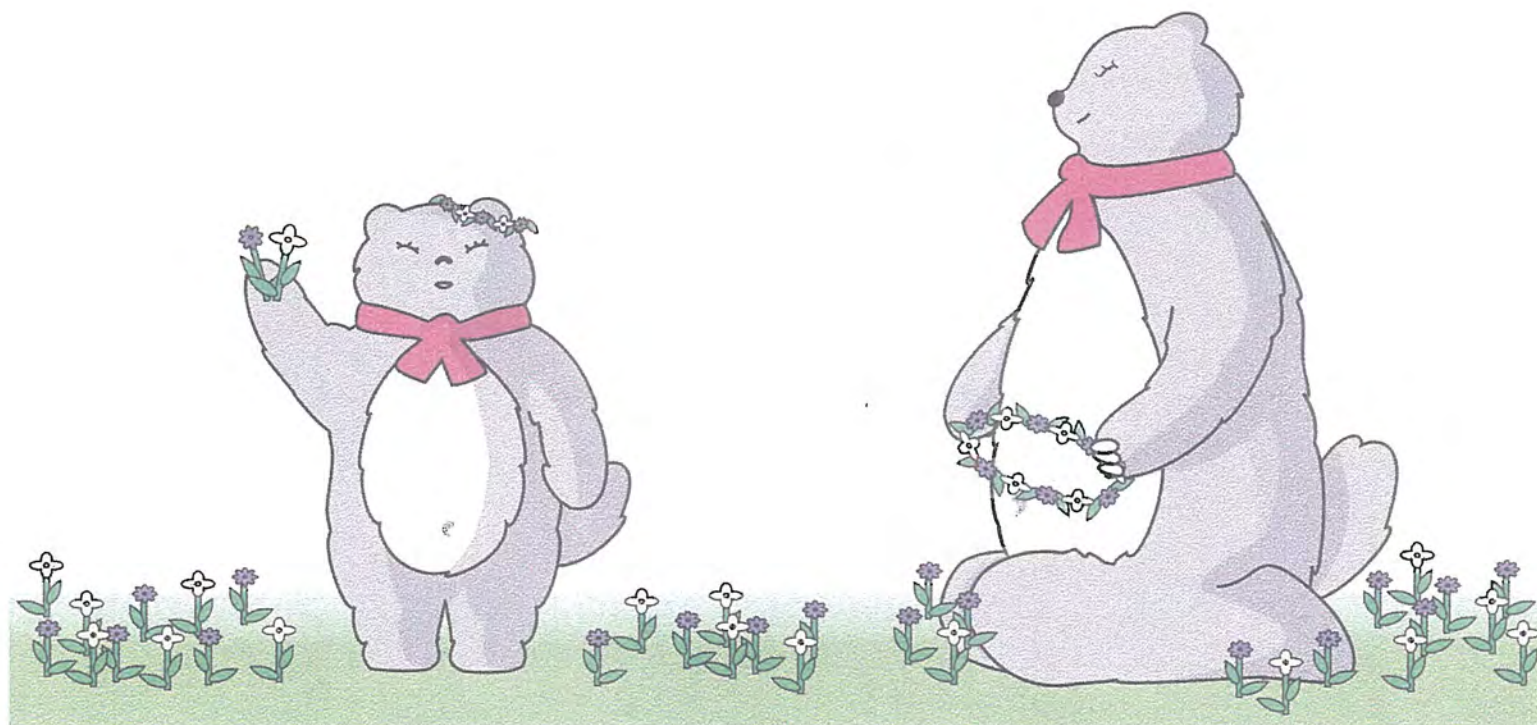




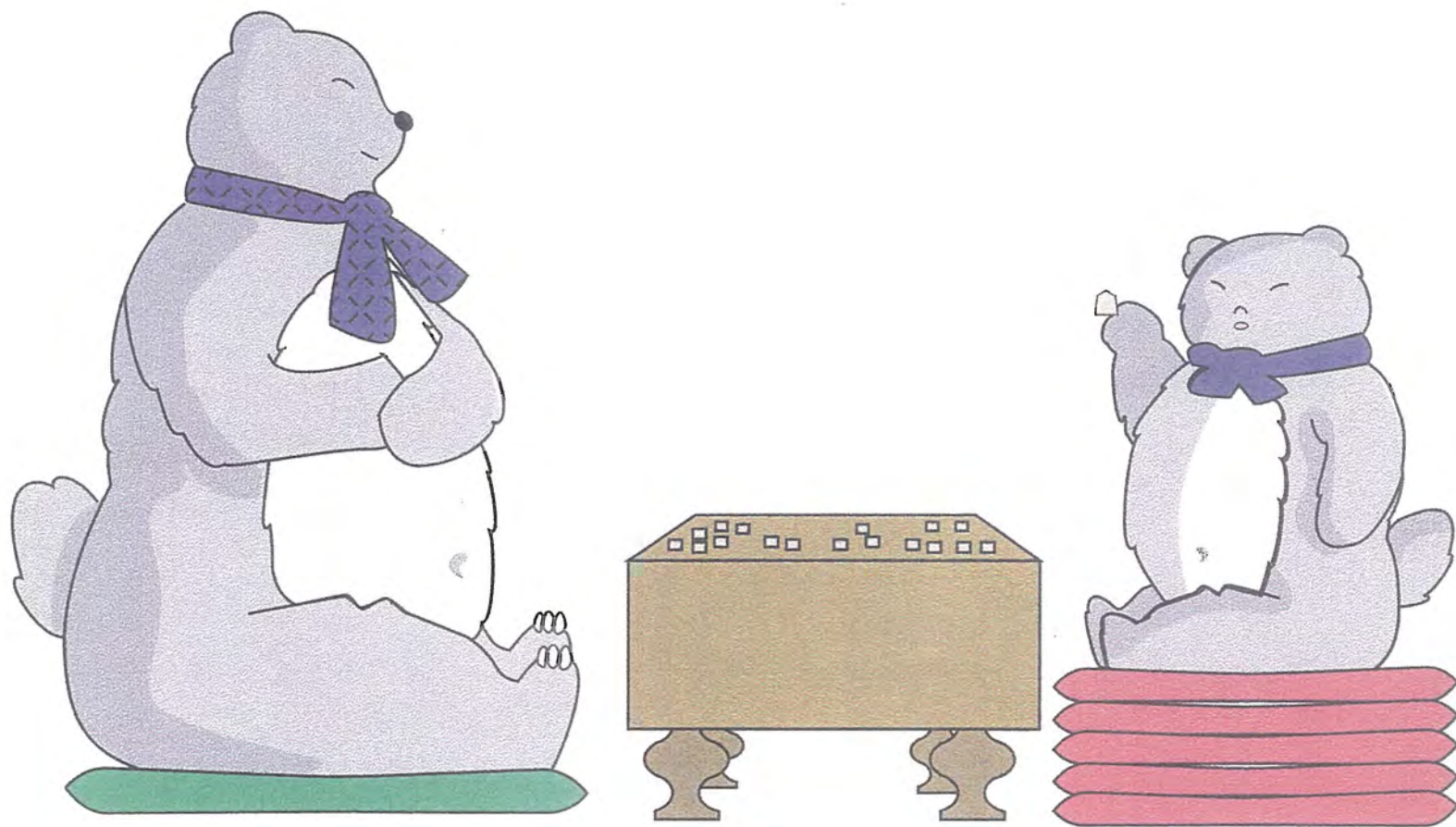




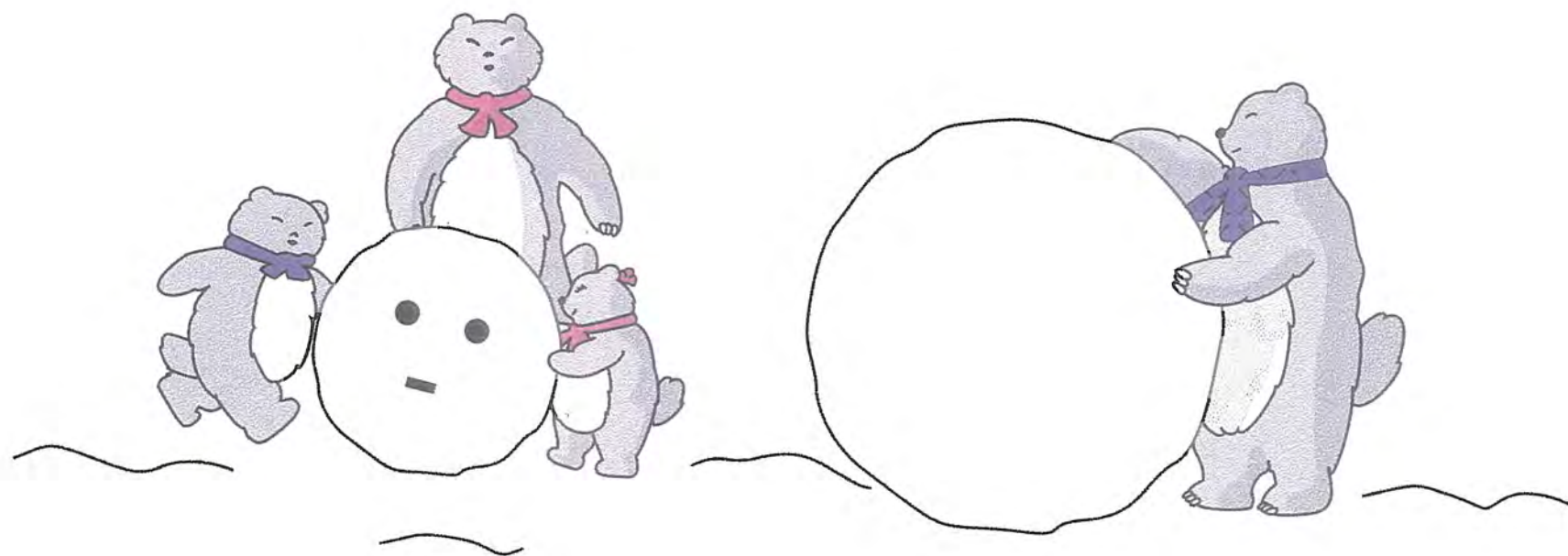


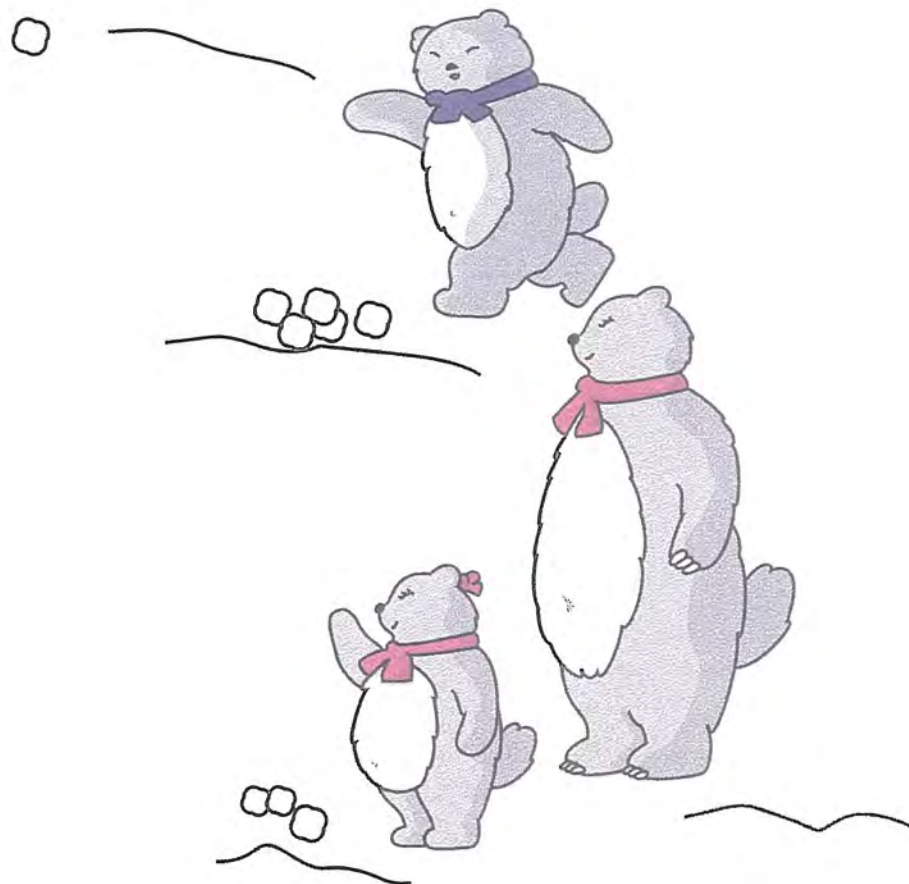




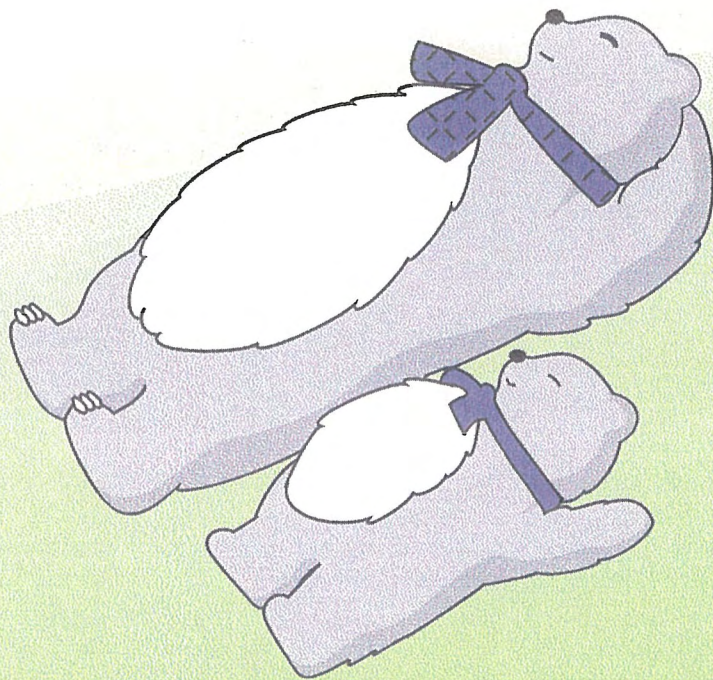


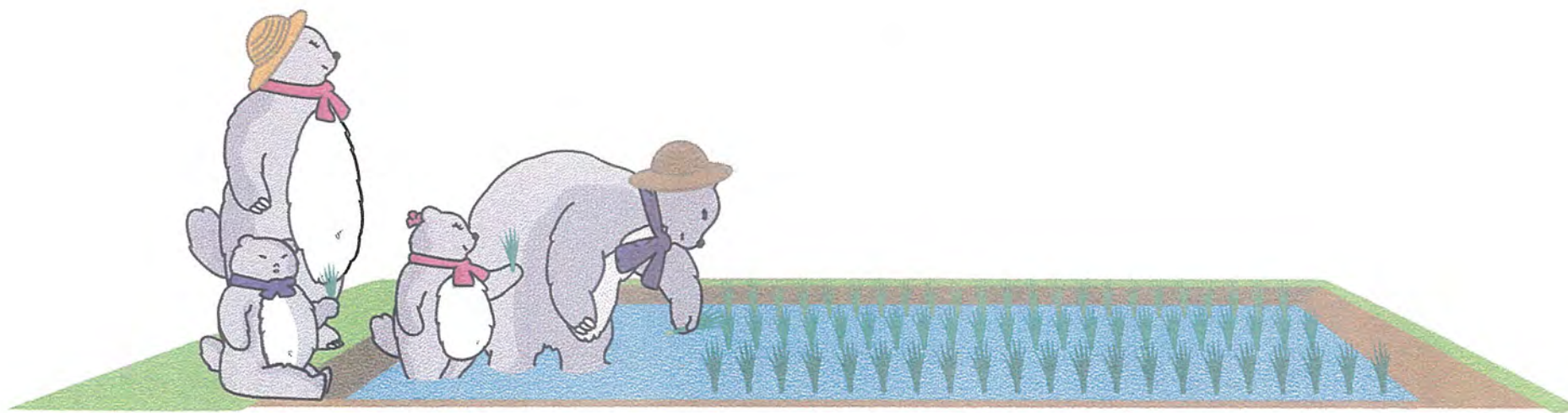
72

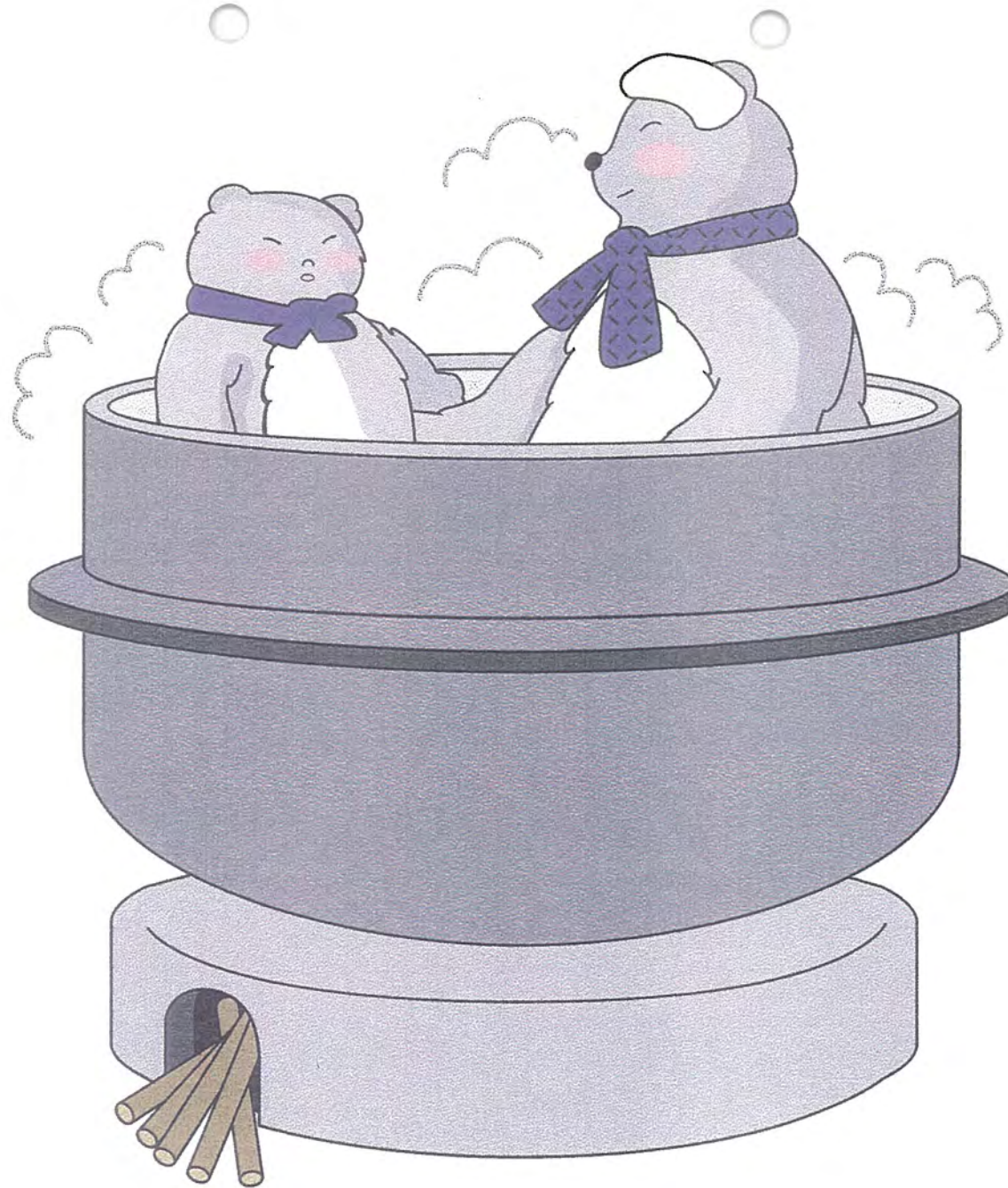




13









国営備北丘陵公園利用指導・利用サービスマニュアル

目次

1 資料編	： 国営備北丘陵公園の概要.....	1
1-1	位置および面積	1
1-2	沿革.....	1
1-3	施設概要	1
2 本編	： 利用指導・利用サービスマニュアル	5
2-1	接客・接遇.....	5
2-1-1	国営公園での接客態度	5
2-1-2	基本接客マニュアル	6
2-1-3	身だしなみ、制服.....	8
2-1-4	接客基本用語	9
2-2	管理・運営.....	10
2-2-1	入園料金徴収	10
2-2-2	貸出業務	11
2-2-3	公園内持込禁止物品	12
2-2-4	迷子対応	15
2-2-5	拾得物・遺失物対応	16
2-2-6	園内放送	17
2-2-7	団体利用の手続き	19
2-2-8	苦情、要望等対応.....	20
2-2-9	駐車場	22
2-2-10	救急対応.....	25
2-2-11	重度な事故発生時の初期対応.....	26
2-2-12	1日の業務の流れ	27
2-2-13	想定問答.....	32

別紙－1 国営備北丘陵公園における行為の禁止等に関する取扱要領

別紙－2 ペット同伴入園の皆様へ（お願い）

はじめに

このマニュアルは、備北公園管理センターに所属する職員が公園利用者の利用指導・利用サービスを適切に行い、公園利用者が本公園で安全で快適に過ごして頂けるように作成したものである。

1 資料編：国営備北丘陵公園の概要

1-1 位置および面積

国営備北丘陵公園(以下「備北公園」という。)は、中国地方全域からご利用頂けるよう、中国地方のほぼ中心に位置する広島県庄原市(広島市から約 90kmの位置)にあり、森と湖(国兼池)に囲まれた緑豊かな自然の中で「ふるさと・遊び」をテーマに公園づくりが進められています。

全体計画面積は約 340ha(東西約 3.5km、南北約 1km)

H24年4月のいこいの森 109.3ha の開園により 338.8ha

敷地は標高 180m～200mの高低差のある丘陵地

1-2 沿革

備北公園は、自然と人間のふれあいの場として県境を越えた広域的な見地から設置された全国で 11 番目、中国地方では初めての国営公園です。国民の余暇の増大、レクリエーション活動の多様化等から中国地方にも国営公園設置の要望が高まり、昭和57年4月 1 日に事業化され、平成3年10月22日の起工式を経て、平成7年4月14日に中入口・ひばの里等の 80 ha が開園しました。その後、平成11年6月26日に星の里(キャンプ場)46.5 ha、平成14年7月1日に第二駐車場 3.2 ha、平成15年4月12日につどいの里(グラウンド・ゴルフコース等)49.1 ha、平成20年4月26日にみのりの里(北入口エリア等)43.3ha、平成22年4月1日にみのりの里 7.4ha、平成24年4月21日にいこいの森 109.3ha が開園しています。

1-3 施設概要

(1)基本理念

- ①緑豊かな自然へのいざない
- ②中国地方の歴史や文化とのふれあい
- ③多様なレクリエーションへのしたしみ
- ④周辺環境とのつながり

(2)基本方針

- ①国兼池を中心とした湖畔景観や、丘陵景観等の自然を生かした公園
- ②中国地方の古い文化の継承や、新しい文化をはぐくむことのできる公園
- ③四季にわたる多様なレクリエーションに対応できる公園
- ④中国地方の全域から利用できる公園
- ⑤地域とのふれあいのできる公園

(3)ゾーニング(10 エリア)

①中入口センターエリア

ビジターセンター、中の茶屋、花の広場、サイクリングセンター、駐車場、飲食施設等

②ひばの里

さとやま屋敷、農家群、神楽殿、工房群、再現田畑等

③つどいの里

大芝生広場、きゅうの丘、きゅうの森、林間アスレチックコース、グラウンドゴルフコース等

④水辺の里国兼池（一部未供用）

湖畔散策路等

⑤星の里

オートキャンプ場（備北オートビレッジ）等

⑥北入口センターエリア

エントランスセンター、湖畔広場、サイクリングセンター、ゲート、飲食施設、駐車場等

⑦みのりの里

スイセンガーデン、ナン園、（臨時駐車場）みのりの里臨時駐車場等

⑧いこいの森

第7駐車場、いこいの森トイレ、（臨時駐車場）南臨時駐車場、散策路、田淵池、日本の池等

（4）利用案内

①公開日時

エリア	開園期間	開園時間
供用区域	3月1日～6月30日	9:30～17:00
	7月1日～8月31日	9:30～18:00
	9月1日～10月31日	9:30～17:00
	11月1日～11月22日及び12月26日～2月末日	9:30～16:30
	11月23日～12月25日	9:30～21:00

※ 休園日は毎週月曜日（但し月曜日が休日の場合は直後の平日）、12月31日及び1月1日。但し、4月9日～5月5日、7月21日～8月31日及び9月16日～10月16日の月曜日並びにその翌日が休日に当たる月曜日は公開日とする。

※ 繁忙期、イベント開催時等においては、事業者が中国地方整備局長に協議し、承諾を得た上で開園時間の変更を行うことができる。

※ 開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は、事業者が中国地方整備局長に協議し、承諾を得た上で休園とすることができる。

③入園料金

区分	大人(15歳以上 65歳未満の者)	シルバー (65歳以上の者)	小人 (小・中学生)
個人(1回)	400 円	200 円	80 円
団体(1回)	280 円	200 円	50 円
年間パスポート(1年間)	4,000 円	2,000 円	800 円

※身障者・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示された方とその付添の方1名は無料。

※団体は、小学生以上の有料入園者 20 名以上(上記手帳及び年間パスポートを提示した方及びシルバー(65歳以上)も人数に含む)を対象とします。

※年間パスポートは、購入日から1年間有効。

※年間パスポートを園内で購入した場合の当日の入園料は返金。

※年間パスポート発行場所: 中入口案内所、つどいの里クラブハウス(閉園1時間前まで)

④駐車料金

区 分	大型車	普通車	二輪車
一般・団体	1,000 円 / 日	300 円 / 日	100 円 / 日
年間パスポート		250 円 / 日	80 円 / 日

※大型車は車体総重量 8t以上、最大積載量 5t以上、または乗車定員が 30 名以上に適用。

※大型車は、基本的に大型駐車場を使用。

※運転手又は同乗者が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられている方は、手帳の提示により駐車料金無料。(但し、同乗者が11名以上の場合は、2名の方の手帳の提示が必要。)

※身障者用スペース: 第1～第6駐車場まで各駐車場に用意。

⑤貸自転車

(単位:円)

区 分	大 人	小 人	備 考
自転車	250 (70)	100 (30)	2 時間利用 ()は超過 30 分
電動補助自転車	500 (160)	250 (80)	2 時間利用 ()は超過 30 分

※貸出時間は、閉園時間の1時間前まで。

⑥ペットの同伴

ペットの入園は可能 (リードをつなぐ、糞等の後始末等ペットの管理を条件として)

但し、飲食コーナー等の一部エリアは不可(2-2-3公園内持込禁止物品(2)ペットの取扱について 参照)

⑦キャンプ場

(備北オートビレッジ TEL0824-72-8800)

施設維持費 (1泊)

区 分	シルバー	大 人	小 人
一 般	500 円 / 1 名	700 円 / 1 名	200 円 / 1 名
団 体	500 円 / 1 名	580 円 / 1 名	170 円 / 1 名

※施設維持費は、公園入園料を含む。

※団体は、小学生以上の方が 20 名以上

サイト使用料

(単位:円)

区 分	料 金	備 考
コテージ4人用 1泊	15,000	追加4人まで、1,000 円/1 名
コテージ4人用 デイ	7,500	追加4人まで、1,000 円/1 名
コテージ6人用 1泊	18,000	追加4人まで、1,000 円/1 名
コテージ6人用 デイ	9,000	追加4人まで、1,000 円/1 名
トレーラーハウス 1泊	15,000	定員 6 人
トレーラーハウス デイ	7,500	定員 6 人
一般カーサイト	3,000	1 泊につき電源 500 円
キャンピングカーサイト	4,000	1 泊につき電源 500 円
フリーテントサイト	1,500	
デイキャンプ	1,000	

⑧交通案内

○お車の場合

中入口:「中国自動車道」庄原ICより約 4km、三次ICより約 18km

北入口:「中国自動車道」庄原 IC より約 2km、三次 IC より約 16km

○JR の場合

「JR 芸備線」七塚駅より徒歩約 20 分

○バスの場合

「備北交通バス」庄原バスセンターより三次・吉田行き、三次バスバスセンターより庄原・西城行き、「熊野口」バス停下車徒歩約 20 分

2 本編：利用指導・利用サービスマニュアル

2-1 接客・接遇

2-1-1 国営公園での接客態度

(1) 現 状

お客様は、常に「国」が運営している公園の職員という目でみています。ファミリーレストラン・ファーストフード店をはじめガソリンスタンド等、お金を払って利用するいわゆるサービス業の接客マナーが良くなり、お客様はこれらの接客マナーに慣れているので同等もしくはそれ以上の接客マナーが必要になってきています。

(2) 苦情の原因

お客様は、この国営公園に遊びに、楽しさ・安らぎなどを求めて来園します。

お客様は、自分のやりたいことができれば、満足感があり、苦情など言わないでしょう。しかし、ここでは国営公園としてのルールがあり、お客様に守ってもらわないといけないこともありますのでこれを説明しなければなりません。

お客様は、自分で考えていたこと、思っていたことができないとわかったとき、満足感が得られないため、あるいは目的を失うため何らかの文句・苦情を言いたくなるでしょう。

お客様は、その時の断られ方、説明しているときの動作、顔の表情を見て判断し、最後には「接客態度が悪い」という結論を出してきます。

(3) 苦情を言われなかったためのお断り方のテクニック

「だめ」「だめです」「できません」「やれませんが」「知りません」等 これらの言葉を言った時点でお客様は、感情的になり敵対心を抱くようになります。と同時に「なぜ、だめなんだ」「なぜ、できないんだ」と必ず言ってきます。

たとえば、車イスを他の場所に返却できない事を説明する場合

「申し訳ございません」と軽くゆっくりと頭をさげて最初に謝ってしまいます。

それから

「公園内には車イスをお貸しする場所は〇〇ヶ所ありますが、それぞれの場所ごとに保有台数を決めています。このバランスが崩れますと他のお客様にもご迷惑がかかりますので、ご遠慮願っているのですが」と説明し、お客様の次の言葉を待つ。

混雑している場合には、早く告げのお客様の対応をしなくてはと気持ちがあせりがちになりますが、「ぶあいそう」にならず、「つっけんど」にならずに、必ず納得していただいてから次のお客様の接客をしてください。

2-1-2 基本接客マニュアル

(1) 接客する各ポジション共通の基本的なこと

- ①挨拶
- ②適切な言葉遣い
- ③身だしなみを整える
- ④環境美化、パンフレットなどの用意

(2) 基本的接客態度

- ①常にあたたかく、やさしい笑顔で
- ②機転をはたかせ、敏速に処理
- ③相手を尊重し、すべてに平等に対応する
- ④質問には正確な応答を
- ⑤健康維持は自らの手で

(3) クレーム・トラブル時

①発生原因

- a) 見たいものが見られるか（花、イベント、展示物など）
- b) 行きたいところへ行けるか（園内動線、スロープ、階段など）
- c) 休みたい時に休めるか（休憩施設、自動販売機、売店、食事場所、ベンチなど）
- d) 危険な状況はないか（危険箇所、遊具など）
- e) 接客がゆきとどいているか

②対応

- a) まず何をおいてもお客様の立場に立って、言葉遣いには充分気をつけましょう
- b) 感謝の気持ちで。（最初の対応が大切）
- c) お客様の言い分をよく聞く。（何を怒っているか）
- d) 話の途中での弁解、議論は禁物。
- e) お客様の主張が間違っているときでも説明は急がない。
- f) 苦情によっては、場所、人、時間を変える。
- g) おだやかな話し方、やさしい表情で
- h) 解決したら、注意、指摘に対してお礼を述べる
- i) できるだけ記録を残す

(4) クレームを防ぐ話し方のテクニック

前置き「あいにくですが」「おそれいりますが」

命令形を依頼形に「〇〇は、やらないでください。」⇒「〇〇は、△△をお願いします。」

否定形は避けて、肯定形に「〇〇は、持って入れないの」

⇒「はい、こちらでお預かりいたします。」

(5) 駐車場係員対応例

○お客様が見えた時

「おはようございます」、「こんにちは」

※「いらっしゃいませ」では、お客様からの返事はありません。会話を交わすため「おはようございます」、「こんにちは」で対応するのがベターです。

○料金をいただく時

「300 円になります」

⇒「はい、5,000 円お預かりいたします」

⇒「4,700 円のお返しです、お確かめください」

○見送りの時

「いってらっしゃいませ」、「ありがとうございました」

(6) 料金所、案内所、クラブハウス係員対応例

○お客様をお迎えする時は、

・「おはようございます」、「こんにちは」、「いってらっしゃいませ」の言葉で対応する。

○各質問について

- ・すぐにお答えする。そのためイベント、花の場所、状況、園内の状況、園内の配置等細かく知っておく必要がある。
- ・わからない部分は、仲間のスタッフや職員に相談し、クリアーにしておく。
- ・地図などで丁寧に説明する。

○複数のお客様が一度にいらした時

- ・お待ちいただく方にはその旨を告げ、あわてずに順番に対応していく。
- ・他の係員に対応してもらう。係員同士の連携が必要。

○見送りの時

・「ありがとうございました」、「またお越し下さい」、「またのご来園をおまちしております」

(7) サイクリングセンター係員対応例

○お客様が見えた時

・「おはようございます」、「こんにちは」

○注意事項の説明

- ・「こちらのレシートは、お戻りの際、必要になりますので無くさずにお持ち下さい」
- ・「サイクリングコースには歩行者が横断する場所がありますので、歩行者の方に十分ご注意ください」
- ・「自転車は、この場所にお返しいただきますのでご了承ください」

○見送りの時

・「いってらっしゃいませ」、「お気をつけて」

○戻って来られた時

・「お疲れ様でした、お忘れ物のないようご注意ください」、「ありがとうございました」

(8) シルバーカー係員対応例

○お客様が見えた時「おはようございます」「こんにちは」

行き先をご案内「湖畔レストハウス行きです」「中の広場行きです」

○園内のことを質問された時

- ・わかる範囲でお答えする
- ・わからない時は「申し訳ございません、只今確認しますのでお待ち下さい」「くわしくは案内所でご案内しております」
- ・乗車中の注意事項を説明する。「走行中はお立ちにならないでください」「飲食・喫煙はご遠慮下さい。」

○園内のご案内、特に走行範囲について。「花の広場は湖畔レストハウス手前にございます。」「ひばの里へは中の広場より右手、坂を上がったところがございます。」

○見送りの時

- ・「ありがとうございました」、「またお越し下さい」

(9) 巡視員対応例

○お客様が見えた時 「おはようございます」、「こんにちは」

○園内のことを質問された時

- ・わかる範囲でお答えする
- ・わからない時は「申し訳ございません、只今確認しますのでお待ち下さい」「くわしくは案内所でご案内しております」

○見送りの時

- ・「ありがとうございました」、「またお越し下さい」

2-1-3 身だしなみ、制服

職場は仕事をするところです。仕事に取り組む姿勢をただす意味からも、身だしなみのよさは大切です。特に公園はお客様と身近に接する職場ですので、服装の善し悪しは直接公園全体の印象につながります。よい印象を持っていただくためには、服装に十分気を使い、自分好みのファッションは休日や就業時間外に楽しんでください。

ジャケット、ジャンパー、ポロシャツのボタン・チャックは必ずしめ、あけっぱなしはしないでください。お客様には様々な年代の方がいらっしゃいますので流行に流されること等、だらしない印象や不快感を与えるような服装は慎みましょう。

お客様と接するときには、必ず名札及び公園のマークの入っている制服を着用し、お客様から見てすぐに公園関係者とわかるようにしてください。

次の点に注意してください。

①髪

月に1度は散髪。こざっぱりとした、清潔で自然なヘアースタイルを心がけましょう。長すぎないか、フケはないか、寝癖はついてないか、くさい匂いがしないか、整髪料の匂いがきつすぎないか気をつけましょう。

②顔

洗顔したか、無精ヒゲが生えていないか、ヒゲの剃り残しはないか、目やにはついていないか、耳掃除はしてあるか、歯磨きをしたか、充血した目をしていないか、鼻毛は伸びていないか気を

つけましょう。

化粧は、フレッシュで自然な化粧とし、つけすぎに気をつけましょう。どうしてもマニキュアをつけたい場合は、無色またはできるだけ肌の色に近いものを選択しましょう。

メガネは派手でないものとし、サングラスはお客様に不快感を与える場合がありますので、接客時の使用は慎みましょう。

③装飾品

ネックレス・ブレスレット・イヤリング等装飾品は慎みましょう。なお、指輪は、両指に1つまでとし、小さめで上品なものにしましょう。

また、女性がピアスをつける場合は、耳に固定されていて直径6ミリ以内のシンプルで控えめなデザインのものにしましょう。

④靴

踵は踏んだままにしない。汚れに気をつけましょう。

⑤靴下

汚れていないか、ずり落ちていないか、破けていないか、穴はあいていないか、接客に相応しくない色・デザインでないか気をつけましょう。

2-1-4 接客基本用語

- | | | |
|-------------|--------------|-------------------|
| ①いらっしゃいませ | ②はい、かしこまりました | ③少々おまちくださいませ |
| ④お待たせいたしました | ⑤ありがとうございます | ⑥申し訳ございません |
| ⑦おそれいます | ⑧失礼いたします | ⑨またのお越しをお待ちしております |

2-2 管理・運営

2-2-1 入園料金徴収

(1)種類

- ①自動券売機：中案内所(2台)
- ②手売券：団体や状況(自動券売機混雑時等)に応じ、窓口にて手売販売
- ③入園券の種類：一般券(シルバー 大人 小人)
団体券(領収書 1団体に1枚を代表者へ発行)

(2)販売方法

①個人の場合(自動券売機・手売販売)

- ・自動券売機を原則とするが、お客様が窓口に来られたときや自動券売機が混雑してきたら、手売販売を行う。
- ・団体(20名以上)に満たない団体の場合には手売券にて販売する。

②団体の場合(手売販売のみ)

- ・窓口で代表者の方に団体申込用紙を記入していただく。(別紙)
- ・申請人数と実人数の確認カウントをする。
- ・確認の結果、誤差があれば代表者に報告し、確認してもらう。
- ・確認がとれれば料金を徴収し、領収書を発行する。

③払い戻し

- ・間違って購入した場合は、券を返却してもらい同額をお客様に払い戻す。

④その他

- ・無料については、数取器でカウントし、報告書に記入する。

(3)再入場

- ・再入場は当日に限り有効です。
- ・確認方法として、一般券の場合は半券にて確認が可能であるが、団体の場合は代表者が領収書をもっているため、他の利用者が再入場をする場合には、団体名と氏名を確認し再入場をしていただく。

(4)無料入園

無料対象者となるのは、以下の利用者です。

- ・幼児(6歳未満)
- ・障害者手帳、療育手帳又は精神障害者手帳の交付を受けている方。
- ・団体利用下見(事務所で下見の受付をされた方)
- ・業務入園
国土交通省職員、管理センター職員・臨時職員及びアルバイト、
テナントスタッフ、納品業者、工事業者等
- ・国土交通省公園事務所が受付を行った視察等(事前に許可を受けたもの)

2-2-2 貸出業務

(1) ベビーカー・車椅子・電動スクーター、カート

ア) 貸出方法

貸出簿に必要事項を記入していただき、閉園時間までに、原則同じ所に返却してもらうよう伝える。

イ) 注意事項

ベビーカー：乳幼児を乗せる道具であるため、その他の利用目的（例：荷物運搬、ペットを乗せる等）以外の使用はご遠慮いただくこと。

車椅子：身体障害者、高齢者及び傷病者が使用する道具であるため、その他の利用目的（例：荷物運搬、ペットを乗せる等）以外の使用はご遠慮いただくこと。

電動スクーター：身体障害者、高齢者及び傷病者が使用する道具であるため、その他の利用目的（例：荷物運搬、ペットを乗せる等）以外の使用はご遠慮いただくこと。また、貸出の際には必ず、使用方法を説明し、試乗したのちに貸し出すこと。

カート：バーベキュー用具等の荷物運搬用であるため、その他の利用目的（例：幼児、ペットを乗せる等）以外の使用はご遠慮いただくこと。

(2) グラウンド・ゴルフ

ア) 貸出場所

・つどいの里クラブハウス

イ) 貸出方法

・貸出簿に必要事項を記入していただき貸出する。その際、利用場所（グラウンド・ゴルフコース）を限定していることを必ず伝えること。

(3) ビックボール

ア) 貸出場所

大芝生広場（約20個）

イ) 案内方法

- ・自由使用としているが、危険な行為等をしている又は予測される場合には、その都度注意すること。また、使用後は必ず元の保管場所に返却することを伝えること。
- ・利用場所（大芝生広場）を限定していることを伝えること。
- ・強風、雷雨時等により使用を中止している場合があることを伝えること。

(4) ちびっ子ゲレンデ

ア) ソリの貸出

大芝生広場（約20台）

イ) 案内方法

2-2-3 公園内禁止行為及び持込み禁止物品

(1) 禁止行為及び持込み禁止物品

当公園では、都市公園法に基づく通達並びに国営備北丘陵公園における行為の禁止等に関する取扱要領により禁止行為及び持込み禁止物品が定められています。

(詳細は別紙1 国営備北丘陵公園における行為の禁止等に関する取扱要領 参照)

禁止行為を行っている利用者を見かけた場合は、当公園では禁止行為となっていることを説明し中止させる必要があります。

また、以下の物品並びに別紙1で定める物品を持ち込む場合には、ゲート係員により預かることとしています。

補助付自転車を持ち込みのお客様は、歩行者園路のみ利用可能です。但し、付き添いを必要とし、スタッフが危険と判断した場合はご利用を差し控えていただきます。

なお、混雑状況等により下記物品以外にも利用を制限する場合があります。

(預かる際には)

- ・「誠に申し訳ございません。当公園ではお客様の〇〇〇は持ち込み禁止物品になっておりますので、こちらのゲートで預からせていただきます。」と伝え
- ・預かり物品に番号札を付け
- ・半券を「こちらが〇〇〇の預り証になっております。お帰りの際、引き換えとなります。」と恐縮した気持ちで渡します。

持ち込み禁止物品一覧

持ち込み禁止物品	適用
銃・刀剣類	モデルガン・木刀・竹刀等を含む
火気類、多量の工業用アルコール類	花火・火薬・ガス類(ライターは除く)
野球用具(木製バット、金属バット、硬球及び軟球)	ビニール製バットを除く
ゴルフ用具	パークゴルフは除く
ローラースケート・スケートボード類	ローラーシューズ、ローラーブレード、キックボードを含む
動力付き模型(モーター・エンジン付模型)	飛行可能な模型・エンジン、モーター駆動のラジコン等
ブーメラン・弓矢・パチンコ	凧、スポーツカイト等も含む
球技用ネット	
テント・ビーチパラソル	
補鳥網・補虫道具・植物採集道具	
カラオケ等の音響道具	
ホッピング	
変形自転車、一輪車	
ソリ・釣り具	
ボート・カヌー	

大型テント	家庭用自立型テント《多客時のバーベキューコーナーでの設置はご遠慮ください》は除く
その他	他のお客様の迷惑となるもの

(2) ペットの取扱について

ペットは、以下の条件を守れるという前提のもとに入園を許可します。

(詳細は 別紙2 ペット同伴入園者へのお願い事項 参照)

- ・リード(ひも・鎖・ロープ等)でつなげること
- ・ペットのふんの始末ができること
- ・他のお客様とのトラブルに自分たちで対処できること

入園の際に、別紙—2を示し、下記のことを伝えること。

- ・他のお客様からペット同伴のマナーについて、苦情を頂いております。マナー向上にご協力ください。
- ・お客様の中には、ペットの嫌いな方もおります。必ずリードに繋いで、周囲の安全にご配慮下さい。
- ・レストラン・売店等の施設は同伴できないため、施設によっては同伴できない場所もあることを、御了承下さい。

(3) 都市公園法及び関係法令

①都市公園法 第11条 (国の設置に係る都市公園における行為の禁止等)

国の設置に係る都市公園においては、何人もみだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 都市公園を損傷し、又は汚損すること
- 二 竹木を伐採し、又は植物を採取すること
- 三 土石、竹木等の物件を堆積すること
- 四 前三号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で、政令で定めるもの

政令＝本法施行令 第18条

法第11条第四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする

- 一 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること
- 二 動物を捕獲し、又は殺傷すること
- 三 公園管理者が指定した場所以外の場所でたき火をすること
- 四 公園管理者が指定した立入禁止区域に立ち入ること
- 五 公園管理者が指定した場所以外の場所に車輛を乗り入れること
- 六 はり紙、はり札その他の広告物を表示すること

②都市公園法 第12条

国の設置に係る都市公園において次の各号に掲げる行為をしようとするときは国土交通省令で定めるところにより公園管理者の許可を受けなければならない。

- 一 物品を販売し、又は頒布すること
- 二 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること
- 三 前二号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で、政令で定めるもの

政令＝本法施行令 第19条

法第10条の三第四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする

- 一 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること
- 二 ロケーションをすること

2-2-4 迷子対応

迷子の対応は、子供と同じ目線の高さを保ち、にこやかに対応します。決して自分の感情を出したり、いらだったりしないよう心がけましょう。

①迷子発生（自分で来る又は第三者、スタッフに連れてきてもらう）

（迷子を発見した場合は、周囲に保護者がいないか確認を行う）



②保 護

- ・近く案内所に連れてきて保護する。
- ・第三者に連れてきてもらった場合には、ていねいに「ありがとうございました。」と挨拶すること。



③-1 本人が話せる場合

- ・名前、住所（〇〇市〇〇町）、年齢、誰と来たかを聞いてメモする。

③-2 本人が話せない場合

- ・性別、服装（色・形・帽子など）、大体の年齢、その他特徴のあること（持ち物等）を確認してメモする。



④園内放送の依頼

- ・③-1 又は③-2を確実に報告し、管理センターに放送依頼をする。（つどいの里クラブハウス周辺の場合は、クラブハウスで放送を行う。）
- ・10分経過しても保護者が現れない場合には、再度園内放送の依頼をする。



⑤引渡し

- ・保護者が来たら確認し、引渡しを行う。



⑥報告

- ・迷子件数を日誌に記録する。

2-2-5 拾得物・遺失物対応

①公園従事者が「落し物」を発見した場合

- ・公園従事者は、所有権を放棄し、管理センターへ届出ること。

②お客様が「落し物」を発見した場合

- ・「所有権を放棄するか」、「しないか」を、お客様に確認すること。

※特に、財布・時計などの貴重品については必ず確認すること。

A. 所有権を放棄する場合

現物は、お客様から預かり夕方管理センターへ届けること。

B. 所有権を放棄しない場合

拾得者本人に、「拾得物預書」を書いていただく。

現物と「拾得物預書」を預かり、夕方管理センターへ届けること。

③お客様から忘れ物・落し物をしたという連絡があった場合

A. お客様が直接きた場合

遺失日、遺失物を確認

→当日であれば、各施設(管理センター、案内所、クラブハウス等)に有無を確認。

あった場合 : 保管場所へ案内する。

なかった場合 : その旨をお伝えし、翌日以降に見つかった場合にはこちらから連絡を差し上げることを伝える。その際、「遺失物届書」に必要事項を記入していただく。

B. 電話でお問い合わせの場合

電話を受けた者が、「遺失物届書」に必要事項を確認、記入し、警備係へ渡す。

④確認作業

遺失物届書に基づき遺失物の確認作業を行う。

A. 遺失物の所有者が確認できた場合

- ・遺失物が本人であるかどうか確認の後、所有者に連絡をとり、受領方法について確認する。

1) 来園して受領する場合

来園日時の確認 → 来園 → 「受領書」の受け取り

2) 郵送を希望の場合

- ・郵送の場合には、着払いにする。(電話連絡の際、必ず「着払い」であることを申し伝える。)

- ・遺失物を郵送するときには、受領書を必ず同封する。

- ・チェックリストにより処理状況を把握し、宅配便の伝票の控え、受領書の返納の確認を行う。

B. 遺失物の所有者が確認できない場合

- ・財団法人公園緑地管理財団「遺失物取扱規程」に基づき、所轄の警察署に届け出る。

2-2-6 園内放送

定時の案内放送以外の臨時園内放送の対象は、「迷子」「車輛の移動」「災害や病気等の緊急時」「注意事項」を原則とします。

(1) 迷子に関する園内放送文例

区 分	放送文例
預かっていて名前等がわかっている場合	「ご来園のお客様に迷子のお知らせをいたします。 ただいま、〇〇〇において、〇〇〇からお越しになった、〇〇〇君(ちゃん)、〇歳をお預かりしております。保護者の方は、至急〇〇〇までお越し下さい。」(くりかえし)
預かっていて名前等がわからない場合	「ご来園のお客様に迷子のお知らせをいたします。 ただいま、〇〇〇において、〇〇〇を着た(〇〇をかぶった)、〇歳ぐらいの男の子(女の子)をお預かりしております。保護者の方は、至急〇〇〇までお越し下さい。」(くりかえし)
探している場合	「ご来園のお客様に迷子のお知らせをいたします。 〇〇色の〇〇を着た(〇〇をかぶった)、〇歳の〇〇〇君(ちゃん)を只今探しております。お気づきの方は、お近くの係員までご連絡ください。」(くりかえし)
迷子が多く園内放送が多い場合	「ご来園のお客様にお知らせいたします。 ただいま、迷子が大変多くなっています。保護者の方は、小さいお子様から目をはなさぬよう十分お気をつけください。」(くりかえし)

(2) お客様から呼び出し等の放送依頼があった場合

お客様からの依頼による園内放送は、緊急時の場合及び迷子放送以外はお断りしている旨を丁寧伝えること。

区 分	放送文例
緊急時等の場合	「お客様のお呼び出しをいたします。 〇〇からお越しの〇〇様、お伝えしたいことがありますので、至急〇〇(お近くのスタッフ)までお越し(ご連絡)ください。」 (くりかえし)
呼び出し放送	団体呼び出し(こどもの谷のみ) 「〇〇市(町・区)〇〇小学校(〇〇幼稚園)のみなさん、集合時間になりましたので、〇〇広場にお集まりください。」

(3)その他

車に関する場合	「お客様にお車のお呼び出しを申し上げます。 〇〇駐車場にお止めの「広島〇〇-〇-〇〇〇〇」、〇〇色の〇〇〇〇(車種名)のお客様、ライトがついたまま(交通の妨げ)となっておりますので、至急お車までお戻りください。」(至急お車を移動ください。)(くりかえし)
催し物(イベント)	「ご来園のお客さまへ催し物のご案内をいたします。 本日(ただいま)〇〇時より、〇〇〇におきまして〇〇〇〇を開催いたします。ご観覧ください。(又は皆様のご参加をお待ちしております。)」
注意事項等	・雷雲注意の場合 「お客様にお知らせいたします。 只今、広島県備北地域に雷雨注意報が発令されております。今後、公園に接近する恐れがありますので、ご注意ください。」 「また雷が発生した場合はお近くの建物内に避難されますようお願いいたします。」 ・雷雨注意法解除の場合 「お客様にお知らせいたします。 只今、雷雨注意報が解除されましたが、大気の状態が不安定ですので、今後の放送に十分ご注意くださいようをお願いいたします。」 ・天候注意報の場合 「お客様にお知らせいたします。 只今(大雨・洪水・雷雨)注意報が発令されました。 今後の天候の変化には充分ご注意くださいようをお願いいたします。」

2-2-7 団体利用の手続き

(1) 団体利用について

学校行事や職場、団体等のレクリエーションなど、20 名以上の団体で公園をご利用いただく場合は、事前に「団体来園申込書」へのご記入・提出をお願いすること。

また、下見や利用に関するご相談は、管理センターにて対応することを伝えること。

(2) 許可申請が必要な事例

団体利用において、主催者が参加者を一般募集するなど大会形式で利用する場合、臨時の施設を設置する場合、100 名以上でマラソン大会等を行う場合などは、事前に許可申請が必要となることを伝え、手続きの方法を伝えること。

〈許可申請が必要な事例〉

- ・物品を販売、又は頒布する場合
- ・競技会、集会、展示会などの催しのために、公園の一部を独占して使用する場合
- ・100 名以上でマラソン大会(学校団体は除く)やオリエンテーリング大会等を行う場合
- ・通常の公園利用には不必要とされる物品を園内に持込み、設置する場合(机・椅子・音響・ステージ・テント等)
- ・公園内に標識や横断幕等を設置する場合
- ・アンケート調査、または植生調査等の調査を行う場合
- ・ロケーションをする場合(取材等は除く)
- ・大会等で器材の運搬や救護のための車輛を園内に乗り入れる場合(原則として乗用車不可)
- ・その他、公園管理者が、許可申請が必要であると判断した行為をする場合

(3) 利用調整

団体での広場使用や体験プログラムの利用等は、一般の入園者等利用者と使用場所を別にしたり、講師を複数準備するなど、団体と一般の入園者等利用者の双方がスムーズに公園利用を行えるように配慮すること。

また、雨天時等には、団体利用の適切な誘導や集合、休憩場所の確保、利用内容やスケジュールの変更への助言等支援を行うこと。

2-2-8 苦情、要望等対応

(1) 苦情対応について

お客様からの苦情は、お客様がその公園に抱いている期待や願望です。

苦情を避けるのではなく、逆に尊重して、誠実に対応することにより、公園への信頼が高まり、公園の再利用が期待できます。

(2) 苦情の種類

①モノ・サービスに関する苦情

製品の品質やサービスそのものに対するもの

②接客に関する苦情

対応が悪い、不親切など、感情に関するもの

③情報に関する苦情

情報の内容、職員の知識に関するもの

④金銭に関する苦情

情報や接客とも関連するもの

⑤システムに関する苦情

受け取り、連絡などのシステムに関するもの

私たちはつい、苦情を言ってくるお客様を「わがまま」「自分勝手」と考えがちです。しかし何も言わない人が我慢していて、はっきり言う人が正直だという考え方もできます。

(3) 苦情になりやすい状況(説明の仕方の大切さ)

①お客様に選択権が無い

「(喫煙者の方に)ここでは吸えません」⇒ 相手は有無を言わず我慢させられる。

⇒⇒⇒「ここでは吸えませんが園内には喫煙所がございますのでそちらをご利用頂けますか」【相手に選択権を与える状況をつくる。】

②お客様の期待を無視する

「切手を下さい」というお客様に対して・・・

「切手はありません」⇒ 相手に期待を無視する。

⇒⇒⇒あいにく切手は置いておりませんが、近くに郵便局がありますのでそちらでお求めください。

【相手の期待に応えようとしている】

(4) 苦情対応のポイント

〈3K の原則〉

苦情を未然に防ごうと努力していても、苦情に発展してしまった場合には、誠実に対応しましょう。苦情対応時には相手が「聴いてくれている」と感じるような反応を示すことが重要です。

3K の原則・・・1. 共感する、2. 傾聴する、3. 確認する

1. 共感する……同情ではなく、相手と同じところに立つということ。
2. 傾聴する……相手の話を評価・判断したりしないで白紙の状態話を聴くことが大切。※
3. 確認する……お客様の言い分のポイントを整理する。※

※特に2、3は電話対応で重要

〈三変の原則〉

誠意ある対応を検討する前に、まず腹を立てているお客様に冷静になってもらうことも大切です。相手が冷静になるのを助ける効果的な方法として一般的に言われているのが、この「三変の原則」です。

三変の原則・・・1. 人を変える、2. 時を変える、3. 場所を変える

1. 人を変える……お客様の言い分を十分に聴いてから対応する人を(上司・責任者)に変える
2. 時を変える……特に電話での対応は、時を変える方が効果的。
3. 場所を変える……応接室・別室等へ案内し、気持ちを落ち着けてもらう。

(5) 苦情対応時の注意事項

・議論しない

「お客様の言われるようなことはないと思います」という言い方は避けるべきです。自分が嘘をついていると思われる…と感じたら怒りはさらに難しい段階に入ってしまいます。

・その場を早く収めようとしない

面倒くさがっている、早く終わらせたいと思っているとお客様が感じたら、新たな怒りを呼んでしまい、かえって早期解決が困難になってしまいます。

・よくあること、と逃げない

お客様の怒りが公園スタッフにとってあまりめずらしいことではない場合、つい、「それはよくあることで」と言ってしまうがちです。

・話の途中でさえぎらない

お客様の言い分が間違っていると感じても、途中で遮ってはいけません。全て聴いてからでも遅くありません。お客様は全て言ってしまいたいものなのです。

2-2-9 駐車場

管理運営においては、関係法令を遵守し、利用者への快適なサービスを努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。

(1) 営業時間等

- 1) 営業期間 : 営業日は、原則として公園公開日とする。
- 2) 営業時間 : 営業時間は原則として次のとおりとする。
 - 一 営業時間 : 開園時間内
 - 二 発券時間 : 開園時刻から閉園時間の1時間前まで
- 3) 設置場所 :
 - 一 第1駐車場 (490 台)
 - 二 第2駐車場 (837 台)
 - 三 第3駐車場 (126 台)
 - 四 第4駐車場 (144 台)
 - 五 第5駐車場 (649 台)
 - 六 第6駐車場 (111 台)
 - 七 第7駐車場 (99 台)
 - 八 大型駐車場 (大型車 31 台)
- 4) 利用料金 : P4参照

(2) 利用指導

- 1) 駐車場内では、利用者に次に掲げる事項を遵守するよう指導するものとする。
 - 一 場内での車輛走行速度は、時速20kmを越えないこと
 - 二 場内での追い越しをしないこと
 - 三 火気の取扱をしないこと
 - 四 標識又は係員の指示に従うこと
 - 五 車輛を離れるときは、エンジンを停止し、ドア及びトランクは施錠し、盗難に備えること
 - 六 公害防止のため、エンジンを空ぶかししないこと
 - 七 施設、他の車輛及びその取付け物等に損害を与え、又はその他の事故が発生した時には、直ちに係員に連絡を届け出ること。
 - 八 利用者及びその関係者(同乗者を含む。)が故意又は過失により駐車場の施設並びに他の車輛に損害を与えたときは、当事者がその損害賠償を行うこと
 - 九 その他業務及び利用者の妨げになるような行為をしないこと
- 2) 天災地変、その他不可抗力による事故及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた車輛及び利用者の損害については、賠償しないものとする。
- 3) 車輛に残された貴重品、その他物品及び取付け物に関する損害については、一切賠償しないものとする
- 4) 補修、その他管理上やむを得ない理由があるときは、駐車場の全部又は一部を閉鎖することができるものとする。
- 5) 駐車場は、管理上必要があると認められるときは、出入口の全部又は一部を閉鎖することが

できるものとする。

6) 次の各号に該当する場合は、駐車場の利用を拒否することができるものとする。

- 一 駐車場利用者が遵守事項を守らない場合又は係員の指示に従わない場合。
- 二 危険物を積載している車輛、その他の駐車場の管理上支障のある車輛が駐車しようとする場合。

7) 駐車場内において、事故が発生し、又はその恐れがあるときは、速やかに必要 措置を講じるものとする。

8) 駐車場が満車になることが予測される場合は、あらかじめその対策を考慮し、事前に必要な措置を講じるものとする。

(3) 駐車料金等割引の適用

1) 適用表

適用区分	無料適用の方法等	
一 運転者が障害者	手帳の呈示	
二 同乗者が障害者	①同乗者10人以下	同乗の障害者1名の手帳の呈示
	②同乗者11人以上	同乗の障害者2名の手帳の呈示
	③観光バス	適用外 ただし、養護学校等が借上げた観光バスで事前に管理センターの承諾を得た場合は適用
三 事前許可を受けた車輛	養護学校等の車輛で、機構から割引を摘要する旨の証書等の交付を受けた車輛は当該証書等を呈示すれば摘要	

①手帳とは身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳をさす。

②障害者とは身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳の交付を受けた者をいう。

③養護学校等とは障害者の団体、ボランティア団体等障害者の社会参加支援する団体を含む。

④表中③の適用を受けるための申請方法等について

申請があり、適用することが妥当と判断した車輛に対し、割引が適用される旨を証した書面等を発行する。

(4) 周知方法等

①表中③の対象となる学校等が既に判明している場合は、利用案内を送付する。

②当該割引制度内容に係る案内を各料金所に表示する。

(5) 割引方法

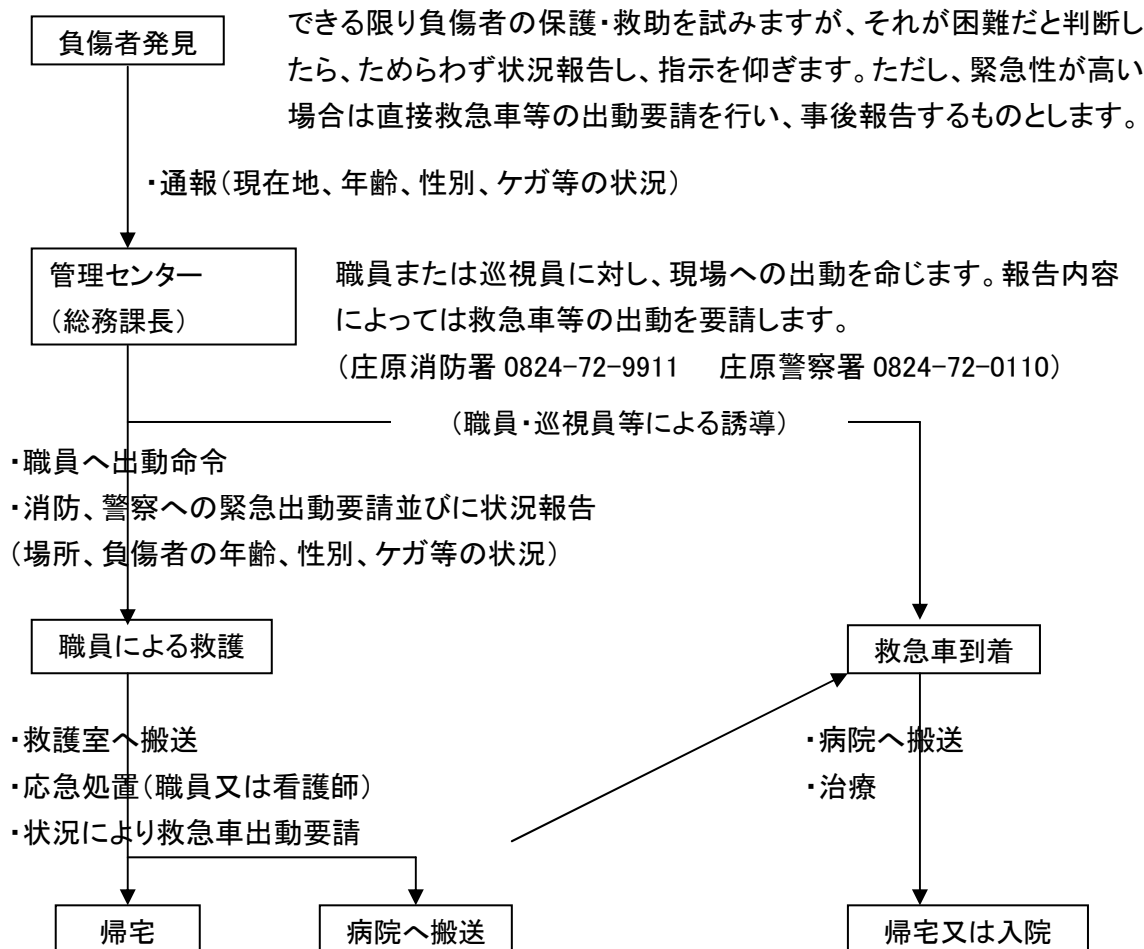
①料金所にて、手帳呈示に基づき割引を行う。

(6)手帳等の定義

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保険福祉手帳
法律等	身体障害者福祉法第15条第4項	療育手帳制度について (昭和48年9月27日厚生省発児156)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条
交付対象者	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語障害、租借機能、肢体、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫機能に一定の障害を有する者	児童相談所又は精神薄弱者更正相談所において精神薄弱と判定された者	精神疾患を有し、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活に制約のあるもの (知的障害者を除く)
交付対象年齢	年齢による制限はない	年齢による制限はない	年齢による制限はない
交付機関	都道府県知事	・都道府県知事 ・地方自治法第252条の19項第1号の指定都市の長(政令で指定する人口50万人以上の都市)	都道府県知事
交付期限	なし	2年	2年
障害等級区分	1級～7級 ※障害程度によって等級で分類されている	重度(A)、その他(B) ※その他(B)については他の区分を定めることができる	1級～3級 ※1級:単独での日常生活が困難な者 2級:日常生活に著しい制限を受ける者 3級:日常生活、社会保険に制限を受ける者

2-2-10 救急対応

(1)フロー



(2)救急の場合に確認すること

①氏 名

②年 齢

③性 別

④負傷の程度

- ・()から出血している
- ・()を打撲している
- ・()が()している 等

⑤負傷した場所

⑥負傷した時間と原因

時 分頃()をしていて負傷した。

⑦住 所

⑧連絡先

⑨公園にきた交通手段は、・自動車 ・観光バス ・路線バス ・その他()

⑩誰ときたか

2-2-11 重度な事故発生時の初期対応

※重度な事故とは、「骨折の疑い」「意識薄弱・不明」「発作」など、救急車の要請等が必要と判断される場合

1 事故発生

- ・第1受報者（第1発見者）は、以下の事項を確認すること
- ・確認事項は別紙の事故記録に記入すること

<確認事項>

- ①いつ : 「13:50 に」 など発生時刻
- ②どこで : 「きゅうの丘 大型複合遊具」 など発生場所
- ③だれが : 「7歳の男の子が」 など
- ④何をしている時に : 「遊具で遊んでいる時に」
- ⑤どこを・どうした : 「右足首を転んでひねった、骨折の疑いあり、出血はなし」
などケガの部位とケガの状況
→ 出血している場合は、血液型（±は分かる場合）を確認すること
- ⑥意識はあるか
→ 呼びかけて判断すること
- ⑦自分で動くことができるかどうか
→ これにより、担架が必要かどうか判断できる
- ⑧救急車を要請するか、または自家用車等で病院に向かうか
→ 原則、保護者または付き添い（引率者等）に判断してもらうこと
→ 公園側に管理瑕疵（事故等の原因）の可能性がある場合は、公園側で判断すること
- ⑨負傷者の氏名（保護者がいる場合はその氏名）
- ⑩連絡先：住所、電話番号
- ⑪来園方法：自家用車、路線バス、団体貸切バス等

2 センターへの第1報

- ・無線等により、上記の確認事項①～⑧を第1報としてセンターへ報告すること
→ この報告内容が、救急車要請時の通報内容となる
- ・できる限り負傷者の保護・救助を試みることとするが、それが困難だと判断したらためらわず状況報告し、指示を仰ぐこと
- ・複数人配置の場合は、応急処置、報告を分担して行うこと
- ・看護師がいる場合は、応急処置を要請すること

3 センターからの指示

⇒ 各配置場所への指示

4 巡視の対応

⇒ 搬送、誘導の実施

2-2-12 1日の業務の流れ

(1)案内所

期 間			業務内容
3～6 月、 9・10 月	7・8 月	11～2 月	
			○出勤、配置場所の確認、身だしなみの確認 ・出勤簿に押印
8:45	8:45	8:45	○朝礼(全体連絡事項、手話・挨拶練習)
8:50～	8:50～	8:50～	○釣銭・手売券、配置場所の鍵等準備 ○配置場所へ移動 ○到着後、開園までの準備 ・異常事態(停電・断水・積雪・建物等の倒壊など)の有無を確認 ・券売機のセット(電源・釣銭・用紙) ・手売券のセット(残枚数・釣銭) ○貸出物品(ベビーカー等)の点検・貸出準備 ○配置場所の内外の清掃 ・床の掃き掃除 ・ガラス、カウンター、券売機とその周辺の雑巾がけ ○改札、窓口、ゲートの準備(ゲート開閉、パンフレット準備等) ○簡易打合せ(昨日の引継、当日の団体、下見の有無等)
9:30	9:30	9:30	○開 園 ・発券業務 ・改札業務、案内業務、物品貸出業務、迷子対応、遺失物対応、救急対応、下見案内等
12:00	12:00	12:00	○昼 食 ※入園者の動向により、必ずしもこの時間に休憩が取れないので、1日の勤務時間内で、交替して昼食・休憩をとるようにする。
16:00	17:00	15:30	○閉園1時間前 ・閉園に向けての準備 ・自動券売機の発売中止 ※発売中止後、入園したいお客様がいる場合には、閉園時間を告げ、それでも入園を希望する場合には手売券にて対応。 ・貸出物品(乳母車、車イス等)の片付け ・入園料金等報告書の作成 ・業務日誌の作成 ・簡易点検(停電・断水・建物のき損・破損等)、清掃等
16:00～	17:00～	15:30～	○集計作業・管理センターへ 報告書・入園券を回収。 ※管理センター集計室にて確認を行う。
16:50	17:50	16:20	○閉園準備 ・残入園者や未返却貸出物品等の情報収集
17:00	18:00	16:30	○閉園 ・戸締り後、管理センターへ移動。 (業務日誌、遺失物等持参)
17:30	18:15	17:00	○終礼・業務終了 ・超過勤務がある場合には、終了後、その時間を超過勤務等命令簿に記録。

(2) ブース・料金所

期 間			業務内容
3～6 月、 9・10 月	7・8 月	11～2 月	
			○出勤、配置場所の確認、身だしなみの確認 ・出勤簿に押印
8:45	8:45	8:45	○朝礼(全体連絡事項、手話・挨拶練習)
8:50	8:50	8:50	○簡易打合せ(昨日の引継、当日の団体、下見の有無等) ○配置場所へ移動 ○到着後、開園までの準備 ・異常事態(停電・断水・積雪・建物等の倒壊など)の有無を確認 ・レジのセット(電源・釣銭・用紙) ○配置場所の内外の清掃 ・ガラス、床等の掃き掃除 ・料金所周辺の清掃
9:30	9:30	9:30	○開 園 ・料金徴収業務、案内業務等
12:00	12:00	12:00	○昼 食 ※入園者の動向により、必ずしもこの時間に休憩が取れないので、1日の勤務時間内で、交替して昼食・休憩をとるようにする。
16:00	17:00	15:30	○閉園1時間前 ・閉園に向けての準備 ・入園中止(発券中止) ※発売中止後、入園したいお客様がいる場合には、閉園時間を告げ、それでも入園を希望する場合には警備員の誘導により案内所にて対応。
16:00～	17:00～	15:30～	○集計作業 ・すべての現金・報告書・入園券を回収。 ・入園料金等報告書の作成 ※管理センター集計室にて確認を行う。
16:50	17:50	16:20	○閉園準備 ・簡易点検(停電・断水・建物のき損・破損等)、清掃等 ・業務日誌の作成
17:00	18:00	16:30	○閉園 ・管理センターへ移動。 (業務日誌、遺失物等持参)
17:30	18:15	17:00	○終礼・業務終了 ・超過勤務がある場合には、終了後、その時間を超過勤務等命令簿に記録。

(3) つどいの里クラブハウス

期 間			業務内容
3～6 月、 9・10 月	7・8 月	11～2 月	
			○出勤、配置場所の確認、身だしなみの確認 ・出勤簿に押印
8:45	8:45	8:45	○朝礼(全体連絡事項、手話・挨拶練習)
8:50	8:50	8:50	○簡易打合せ(昨日の引継、当日の団体、下見の有無、イベント等) ○配置場所へ移動 ○到着後、開園までの準備 ・異常事態(停電・断水・積雪・建物等の倒壊など)の有無を確認 ○貸出物品の点検・貸出準備 ○配置場所の内外の清掃 ・床の掃き掃除 ・ガラス、カウンターとその周辺の雑巾がけ
9:30	9:30	9:30	○開 園 ・案内業務、貸出物品貸出業務、迷子対応、遺失物対応、救急対応、下見案内、年間パスポート販売等
12:00	12:00	12:00	○昼 食 ※入園者の動向により、必ずしもこの時間に休憩が取れないので、1日の勤務時間内で、交替して昼食・休憩をとるようにする。
16:50	17:50	16:20	○閉園準備 ・閉園に向けての準備 ・貸出物品(グラウンド・ゴルフ用具等)の返却確認等
17:00	18:00	16:30	○閉園 ・貸出物品(グラウンド・ゴルフ用具等)の片付け ・簡易点検(停電・断水・建物のき損・破損等) ・清掃等 ・戸締り後、管理センターへ移動。 (遺失物等持参)
17:10	18:10	16:40	○集計作業 ・すべての現金回収 ・業務日誌の作成
17:30	18:15	17:00	○終礼・業務終了 ・超過勤務がある場合には、終了後、その時間を超過勤務等命令簿に記録。

(4) サイクリングセンター

期 間			業務内容
3～6 月、 9・10 月	7・8 月	11～2 月	
			○出勤、配置場所の確認、身だしなみの確認 ・出勤簿に押印
8:45	8:45	8:45	○朝礼(全体連絡事項、手話・挨拶練習)
8:50	8:50	8:50	○簡易打合せ(昨日の引継、当日の団体、イベント等) ○釣銭・配置場所の鍵の受取 ○配置場所へ移動 ○到着後、開園までの準備 ・異常事態(停電・断水・積雪・建物等の倒壊など)の有無を確認 ○貸自転車の点検・貸出準備 ○配置場所の内外の清掃 ・床の掃き掃除 ・ガラス、カウンターとその周辺の雑巾がけ
9:30	9:30	9:30	○開 園 ・自転車貸出業務、案内業務、迷子対応、遺失物対応、救急対応等
12:00	12:00	12:00	○昼 食 ※入園者の動向により、必ずしもこの時間に休憩が取れないので、1日の勤務時間内で、交替して昼食・休憩をとるようにする。
16:00	17:00	15:30	○閉園1時間前 ・閉園に向けての準備 ・貸自転車の貸出終了案内 ・簡易点検(停電・断水・建物のき損・破損等) ・清掃等
16:30	17:30	16:00	○閉園準備 ・貸自転車の返却確認、片付け ・業務日誌の作成
17:00	18:00	16:30	○閉園 ・サイクリングセンター戸締り後、管理センターへ移動。 (業務日誌、遺失物等持参) ・すべての現金を回収。 ※管理センター集計室にて確認を行う。
17:30	18:15	17:00	○終礼・業務終了 ・超過勤務がある場合には、終了後、その時間を超過勤務等命令簿に記録。

(5)シルバーカー

期 間			業務内容
3～6 月、 9・10 月	7・8 月	11～2 月	
			○出勤、配置場所の確認、身だしなみの確認 ・出勤簿に押印
8:45	8:45	8:45	○朝礼(全体連絡事項、手話・挨拶練習)
8:50	8:50	8:50	○簡易打合せ(昨日の引継、当日の団体、イベント等) ○鍵の受取 ○シルバーカー車庫へ移動 ○到着後、開園までの準備 ・異常事態(作動不良、パンクなど)の有無を確認
9:30	9:30	9:30	○開 園 ・シルバーカー運行業務、案内業務、迷子対応、救急 対応等
12:00	12:00	12:00	○昼 食 ※入園者の動向により、必ずしもこの時間に休憩が取れないので、1日の勤務時間内で、交替して昼食・休憩をとるようにする。
16:00	17:00	15:30	○閉園1時間前
16:30	17:30	16:00	○閉園準備
17:00	18:00	16:30	○閉園 ・シルバーカーを車庫に入庫後、管理センターへ移動。
17:30	18:15	17:00	○終礼・業務終了 ・超過勤務がある場合には、終了後、その時間を超過勤務等命令簿に記録。

2-2-13 想定問答

①案内所及び料金所

質問・苦情等	模範解答または対応
国営なのに何故、入園料がいるの。	国営公園は特定の場所に設置されていることから利用者の方が限定される状況にあるため、受益者負担としており、これは都市公園法により定められております。
なぜ、〇〇は持込禁止なの。	お客様ご自身または他の利用者に危険を及ぼすおそれのあるものとして禁止しております。
なぜ、植物を採ってはいけないの。	多くの皆様に観賞していただくため、禁止としております。

②駐車場関係

質問・苦情等	模範解答または対応
どこに、止めればいいの。	「ただいま、満車ですので係員の指示に従ってお進みください。」
忘れ物をして取りに来たのですが。	「只今、担当者（警備係）に連絡いたしますので少々お待ちください。」 警備員の誘導により車をロータリー等に駐車していただき、案内所等で受渡し手続きをしていただく。
なぜ国営なのに駐車料金を取るの。	「申し訳ございません。この料金で駐車場の運営をしておりますのでご了承ください。」
午後から入っても午前から入っても同じ料金なのはなぜ。	「申し訳ございません。この駐車場は1日単位の料金設定となっておりますのでご了承ください。」
車内にキーを閉じ込めてしまったのですが。	「只今、担当者（警備係）に連絡いたしますので車の前でお待ちください。」 公園スタッフによる開錠作業は行えませんので、専門業者（JAF等）へお客様（当事者）から連絡していただく対応となります。
一旦駐車場外に出て、再度、駐車場に停めたいんだけど。	「本日発券いたしました駐車券（レシート）を料金所で呈示いただければ本日の再入場ができるようになっております。」
料金を払わずに通過してしまった時、あるいは料金不足なのに通過してしまったら。	すぐに追いかけて料金を徴収します。 料金所に1人しかいないとき、または追いつかないときは、巡視員等に連絡を取り、料金所で支払いをしてもらう。 故意か過失かいずれの場合でも相手はお客様であることを忘れずに対応してください。
閉園時間間際に来られた時	「あと、〇〇分で閉園時間となりますが、よろしいでしょう

は	か。」と念を押してください。 また、閉園時間の約 2 時間前位から「あと、〇〇分で閉園時間となります。」と付け加えてください。
口や耳が不自由な障害者の方が障害者手帳を見せたら	メモ用紙に用件を書いてもらい、メモ用紙による筆談でお客様と対応してください。
〇〇テレビのものですが、〇〇の取材をしたいのですが	「いつもお世話になっております。ただいま企画の担当者に連絡いたしますので少々お待ち下さい。」 企画担当の指示に従って下さい。
駐車場に止めてある他のお客様の車にぶつけてしまったんですが	「只今、担当者（警備係）に連絡いたしますので車の前でお待ちください。」 場所を確認し、相手がいない場合には車種、ナンバーを控え、呼び出しの放送をしてもらう。また、駐車場内でのお客様同士の車輛事故は原則、当事者同士で解決していただくので、最寄りの警察署への連絡についてもお客様にさせていただく。

③団体等に関すること

質問・苦情等	模範解答または対応
花の広場の前の車道から乗降したい	「申し訳ございません。車道での乗降は事故の原因となり危険ですので、ご遠慮いただいております。」
体の不自由な者がいるので車で園内に入りたい	「申し訳ございません。お車を歩道に乗り入れることはご遠慮いただいております。入口案内所で車椅子、電動スクーターを無料貸出しております。また、シルバーカーの運行もございますので、これらをご利用していただいております。」
大型バスを第 3 駐車場（4 駐車場）に停めたい	「申し訳ございません。第 3 駐車場は構造上の問題で大型車両の駐車は、ご遠慮いただいております。お客様の乗降以外の時間につきましては、大型駐車場にお停めいただきますようお願いいたします。」 混雑日には、乗降についても大型駐車場を案内する。

④貸自転車に関すること

質問・苦情等	模範解答または対応
自転車が貸し出し後にパンクや故障した場合	「申し訳ございません。」 代替の自転車がある場合 「こちらの自転車をお使いください。」 代替の自転車がない場合 「申し訳ございませんが只今、代替の自転車がございませんので。」と回答し返却の自転車を待つか、乗ることをやめるか確認してください。
自転車でサイクリングコー	「申し訳ございません。お客様が安全に公園を利用して頂く

ス以外になぜ入れないのか	ため、園内は歩道・自転車道・車道に区分されております。サイクリングコースの各所には駐輪場を設けておりますので、目的の広場等へお越しの際は、最寄の駐輪場をご利用ください。」
--------------	---

⑤その他

質問・苦情等	模範解答または対応
「〇〇にスズメバチの巣があるよ」と知らせがあった場合	「ありがとうございます。至急担当者に除去するよう連絡いたします。」と返答し、警備係に連絡してください。
〇〇に人が倒れているけど	「はい、承知しました。」と返事をした後、詳しい情報（倒れている場所等）を聞き、第 1 報を管理センター（総務課長）へ報告してください。
救急車を呼んでください	状況を聞き、速やかに総務課へ連絡をいれてください。
イベントのクレームがあったら	「申し訳ございません。担当者に連絡し改善するよう申し伝えます。」

平成 23 年 4 月 1 日

国営備北丘陵公園における行為の禁止等に関する取扱要領

(目 的)

第 1 条 この要領は、国営備北丘陵公園（以下「公園」という。）における行為の禁止等に関する運用の指針を定め、もって安全で快適な公園利用に資することを目的とする。

(適 用)

第 2 条 公園内における行為の禁止等については、都市公園法（以下「法」という。）及びその他関連法令に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(定 義)

第 3 条 この要領において、「公園内」とは、法の定めるところにより国営備北丘陵公園として公告された次の各号に掲げる区域をいう。

- 一 法第 2 条の 2 により公告させた区域
- 二 法第 23 条第 2 項により公告された区域のうち、国土交通省が土地の権限を取得している区域
- 2 この要領において、「職員等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - 一 中国地方整備局の公園管理担当職員
 - 二 特定公園施設等の運営管理を委託した事業者の運営管理担当職員
 - 三 中国地方整備局又は独立行政法人都市再生機構から公園の運営維持管理に関する業務を受託した機関の業務実施に関する機関（以下「センター等」という。）に属する職員
 - 四 センター等との契約により、センター等の指揮監督を受けて公園の利用上の指導等の業務を行う者
- 3 この要領において、「利用者」とは、勤務中の職員を除く公園内に入る全ての者をいう。
- 4 この要領において、「事務所長」とは、三次河川国道公園事務所長をいう。
- 5 この要領において、「別に定める」とは、事務所長の責任において別に定める細目をいう。

(禁止する行為)

第 4 条 公園内における行為のうち、次の各号に掲げるものは、法第 10 条の 2 に準ずる行為ともなし、その行為を禁止する。

- 一 別に定める場所以外で動植物を採取する行為

- 二 別に定める場所以外でガスコンロ、石油コンロ、バーベキューコンロ並びに花火等の火気を使用する行為
 - 三 自転車の利用に関し、公園の安全かつ快適な利用に支障を及ぼす行為で別に定めるもの
 - 四 他の利用者の快適性を損なう音響の発生を行う行為
 - 五 他の利用者の安全又は公園施設の正常な利用に支障を及ぼす行為
 - 六 公園の利用に際し、許可なく次の各号に掲げる物件を持ち込み又は使用する行為
 - イ 銃、刀剣、弓矢、パチンコその他これらに類するもの
 - ロ 爆発性、引火性の高い花火、火薬、大量のガス、油脂類
 - ハ 野球バット（ビニール製のものは除く）、野球用の硬球及び軟球
 - ニ ゴルフ用具類
 - ホ 動力付き模型
 - 七 別に定める場所以外で一輪車、ローラースケート、スケートボードその他これらに類するものを使用する行為
- 2 前項第一号から第七号の規定にかかわらず、職員等が公園の安全かつ快適な利用に支障を及ぼし、又は公園施設を毀損するおそれがあると認めたもの

（法第11条〔旧10条の2〕規定する適用除外）

第5条 公園内における行為のうち、次の各号に掲げるものは、法第11条の規定を適用しない。

- 一 職員等又は職員等との契約者が管理（利用促進等にかかる行為も含む）のために行うもの
- 二 中国地方整備局または三次河川国道事務所が主催もしくは共催する行催事等
- 三 行催事等で、事務所長の許可を受けた行為

（場所の指定）

第6条 都市公園法施行令（以下「令」という。）第18条第3号から第5号までにより指定する場所は、別に定めるものとする。

（許可を要する行為）

第7条 公園内における行為のうち、次の各号に掲げるものは、法第12条の1に準ずる行為とみなし、事務所長の許可を受けるものとする。

- 一 アンケート調査又は動植物等の調査
- 二 開催日等を事前に告知することにより参加者を公募して行う行催事等
- 三 営利を目的として、又は会費等を徴収して写真等の撮影を行うもの

- 四 公園内に標識又は横断幕を掲示して行うもの
- 五 その他事務所長が公共性の理由から必要と認めたもの

(法第12条の1〔旧10条の3〕の規定に関する適用除外)

第8条 公園内における行為のうち、次の各号に掲げるものについては、法第12条の1の規定を適用しない。

- 一 職員等又は職員等との契約者が管理（利用促進等にかかる行為も含む）のために行うもの
- 二 中国地方整備局または三次河川国道事務所が主催もしくは共催する行催事等
- 三 行催事等で、事務所長の許可を受けた行為
- 四 別に定める施設における行為

(利用指導)

第9条 職員等は、その責務に応じ、法令等及びこの要領に定める禁止行為又は許可条件に違反する行為を発見したときは、必要の都度入園の制限又は適切な利用指導を行うものとする。

(許可基準)

第10条 法第12条の1の規定による許可の申請に関しては、原則として次の各号に掲げるものに該当するものは許可しないものとする。

- 一 営利を目的とした物品の販売又は頒布
 - 二 公共性に欠け、又は排他的な集会、展示会及び興業
 - 三 営利のみを目的とした集会、展示会及び興業
 - 四 公共性に欠ける募金又は署名運動
 - 五 公園利用又は公園管理に係わりのない調査
 - 六 休園日又は開園時間外の利用
 - 七 次の各号に該当し著しく公園利用の快適性を損なうもの
 - イ 公園施設の損傷又は汚損
 - ロ 公園の風致又は美観の侵害
 - ハ 他の利用者に危害を加え又は不便を生じさせること
 - 八 事故の発生又は公園施設の損害に対し、申請者の責任能力が欠如していると考えられる場合
 - 九 前各号に定められるもののほか、事務所長が公園の利用上又は管理（利用促進等にかかる行為も含む）上から不都合と認めるもの
- 2 前項第一号及び第六号の規定にかかわらず、職員等が、公園利用の促進又は利用者の利便を図る目的で実施する場合は許可の対象とするものとする。

(許可条件)

第 11 条 公園内の行為について許可をする場合は、必要に応じて条件を付すものとする。

附則 この要領は平成 11 年 10 月 1 日から適用する。

国営備北丘陵公園における行為の禁止等に関する取扱要領の細目

(動植物の採取)

第1条 要領第4条第一号に定める行為は、次の各号とする。

- 一 職員等による看板等で指定された場所における必要最小限の動植物採取
 - 二 職員等による看板等で指定された場所における必要最小限の魚釣り
- 2 前各号の規定における行為であっても、職員等が必要最小限の範囲を超えると判断するものについては、その行為を禁止する。

(火気を使用する行為)

第2条 要領第4条第二号に定める場所は、次の各号とする。

- 一 オートキャンプ場管理運営要領により指定された場所
- 二 職員等による看板等で指定された場所

(自転車の利用)

第3条 要領第4条第三号に定める場所は、次の各号とする。

- 一 自転車園路以外に自転車を乗り入れること
- 二 駐輪場以外に自転車を駐輪すること
- 三 スピードの出し過ぎ、無理な追い越し等、他の利用者の安全に支障が及ぶこと
- 四 オートキャンプ場管理運営要領により定められた行為

(一輪車等の使用)

第4条 要領第4条第七号に定める場所は、次の各号とする。

- 一 オートキャンプ場管理運営要領により指定された場所
- 二 職員等による看板等で指定された場所

(場所の指定)

第5条 要領第6条に定める場所は、次の各号とする。

- 一 令第18条第3号により指定する場所は、次の各号に掲げる場所とする。
 - イ オートキャンプ場管理運営要領により指定された場所
 - ロ 職員等による看板等で指定された場所
- 二 令第18条第4号により指定する立入禁止区域は、次の各号に掲げる区域とする。
 - イ オートキャンプ場管理運営要領により指定された場所
 - ロ 職員等による看板等で「立入禁止」等の標識で示された区域

三 令第18条第5号により指定する場所は、次の各号に掲げる区域とする。

- イ 駐車場及びその進入路並びに自転車園路の区域
- ロ オートキャンプ場管理運営要領により指定された場所
- ハ 職員等による看板等で指定された場所

(適用除外の施設)

第5条 要領第8条に定める施設における行為は、次の各号とする。

- 一 神楽殿及び参集殿での神楽、太鼓、踊り等の伝統芸能の練習や発表会
 - 二 工房での各種の工作教室や作品の展示会
 - 三 センター等の長が事前に事務所長へ承諾を得た日時と場所における行為
- 2 前各号を行う場合は、施設利用申込書により事前にセンター等の長に申請し、承諾をうけた場合に限る。

附則 この細則は平成11年10月1日から適用する。

ペット同伴入園の皆様へ(お願い)

※必ずお読みください。

ペットの同伴入園については、下記のお約束をもとに、同伴入園を許可しております。
必ず、下記のルールを守って、他の入園者の迷惑にならないようお願いいたします。

記

(同伴入園の許可条件)

1. 園内では、必ずロープや紐(ひも)等でつなぎ、いつでも飼い主が制御(せいぎょ)できる状態にし、他の入園者に迷惑をかけないこと。
2. 排泄物(糞、尿等)の処理は、飼い主が責任を持って処理すること。
3. 他の入園者に吠えついたり、飛びかかるなどの迷惑をかけないこと。
4. 事故(怪我)等が発生した場合は、すべて飼い主の責任において処置して いただきます。
5. 建物内(飲食棟・売店・屋敷・農家・工房等)へのペット同伴の入室はでき ません。また、自転車に乗せたり、サイクリングコースと一緒に走行することはできません。
6. 電動スクーター、シルバーカーにペットを乗せることはできません。
7. 園内では、係員や巡視(警備)員の指示に従ってください。

上記のルール違反があった場合には、直ちに、退園していただきます。
その場合は、入園料等はお返しいたしませんので、ご承知おきください。

国営備北丘陵公園

シルバーカー運行計画

1. シルバーカー

国が貸与するシルバーカー；2台、運転手を含め8人乗り

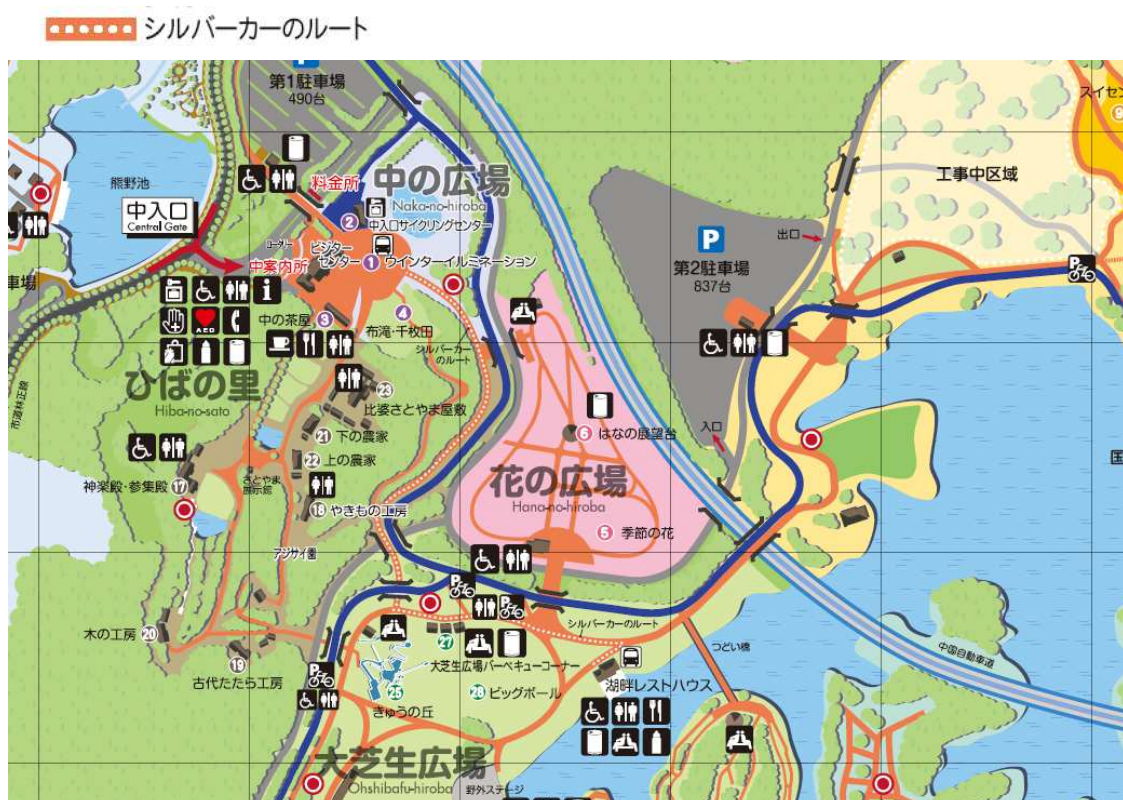


2. 運行期間

原則として12月～2月を除く開園期間中

3. 運行ルート・運行時間等

- ① 運行ルート；中の広場～湖畔レストハウス（下図参照）
- ② 運行時間；開園時間
- ③ 停留所；中の広場・湖畔レストハウス
- ④ 運休日；公園の休園日及び車輛定期点検日、荒天その他管理上の観点から適当でないと判断できる場合



国営備北丘陵公園 巡視計画（案）

国営備北丘陵公園の通常巡視については以下を標準とするが、詳細については事業者が巡視計画書を作成し、業務計画書に合わせて調査職員等に提出し、承諾を得るものとする。

（１） 主要巡視コース

Aコース（ひばの里 ～ 林間アスレチックコース）

本公園の中でも、経常的に利用者があり特に重点的に巡視を必要とするコース。

原則、１日２回（午前、午後１回）以上巡視を行う。

【巡回時主要施設】

- ① ビジターセンター ～ ②（棚田上～農家裏～中の茶屋） ～ ③ さとやま屋敷 ～
 ④ やきもの工房 ～ ⑤ 神楽殿 ～ ⑥ 木工房 ～ ⑦ B駐車場 ～
 ⑧ 古代たたら工房 ～ ⑨ 芝生広場休憩所レストラン「湖畔レストハウス」 ～
 ⑩ 林間休憩所 ～ ⑪（林間アスレチック内遊具） ～ ⑫ チビッ子ゲレンデ ～
 ⑬ 大芝生広場上 ～ ⑭ 国兼跨道橋 ～ ⑮ 中入口サイクリングセンター ～

- ① ビジターセンター

※（ ）内は徒歩巡視

（２） 通常巡視コース

Bコース（星の里 ～ いこいの森 ～ 花の広場コース）

Cコース（つどいの里 ～ みのりの里コース）

本公園の中で主要巡視コースについて公園利用者があり、巡視を必要とするコース。

原則、１日１回以上巡視を行う。

Bコース【巡回時主要施設】

- ① ビジターセンター ～ ② 第１駐車場周辺 ～ ③ 熊野池下流部 ～
 ④ 熊野口ゲート ～ ⑤ 上下水道施設 ～ ⑥ いこいの森トイレ ～
 ⑦ 県道七塚三良坂線 ～ ⑧ 伝代池 ～ ⑨ 一般カーサイト付近 ～
 ⑩ 友国上池 ～ ⑪ キャンプ場管理センター付近 ～ ⑫ トイレ ～
 ⑬ 熊野池横 ～ ⑭ 第２駐車場法面 ～ ⑮ 芝生広場休憩所レストラン「湖畔レストハウス」 ～ ① ビジターセンター

Cコース【巡回時主要施設】

- ① エントランスセンター国兼 ～ ② 第6駐車場付近 ～ ③ なし園前 ～
④ 第2駐車場トイレ ～ ⑤ 国兼池堤体 ～ ⑥ 湖畔広場 ～
⑦ 遊びの原っぱ ～ ⑧ なし園 ～ ⑨ 国兼池堤体横 ～
⑩ 北入口サイクリングセンター前 ～ ⑪ 大平橋 ～ ⑫ クラブハウス ～
⑬ 観察デッキ ～ ⑭ (グラウンドゴルフコース～林間アスレチック) ～
① エントランスセンター国兼

※ () 内は徒歩巡視

(3) 散策路徒歩巡視コース

Dコース(友国上下池～中国自動車道コース)

Eコース(熊野池～八幡調整池コース)

利用頻度も余り多くなく、徒歩を主体とする散策路の巡視コース。

原則、2日1回以上巡視を行う。

但し、3月～11月末の期間とし、冬季で利用頻度が少ない期間の巡視は行わない。

Eコース(いこいの森内散策路コース)

原則ツアー形式による利用形態であることから、D・Eコースよりも更に利用頻度が少なく、徒歩を主体とする散策路の巡視コース。

原則、利用前1回以上巡視を行う。

但し、利用日が2日間移譲連続する場合、2日に1回以上の巡視とする。

Dコース【巡回時主要施設】

- ① 友国下池からの散策路 ～ ② 一般カーサイト(上)～ ③ 中国自動車道付近 ～
④ 八幡調整池 ～ ⑤ 一般カーサイト(上)～

Eコース【巡回時主要施設】

- ① キャンプ場第1ゲート前 ～ ② 熊野池ウッドデッキ ～
③ キャンプ場第1ゲート ～ ④ フリーサイト前 ～ ⑤ トイレ ～
⑥ 八幡調整池周辺

Fコース【巡回時主要施設】

- ① いこいの森広場 ～ ② 又池 ～ ③ 日の本池 ～ ④ 伝代池 ～
⑤ トイレ ～ ① いこいの森広場

(4) 開園前点検

公園の開園前に施錠の解錠及び点検を行う。施設点検でありルートは問わない。
施設は点検を実施。水道メーターは読み取りを行う。
開園前1回とする。

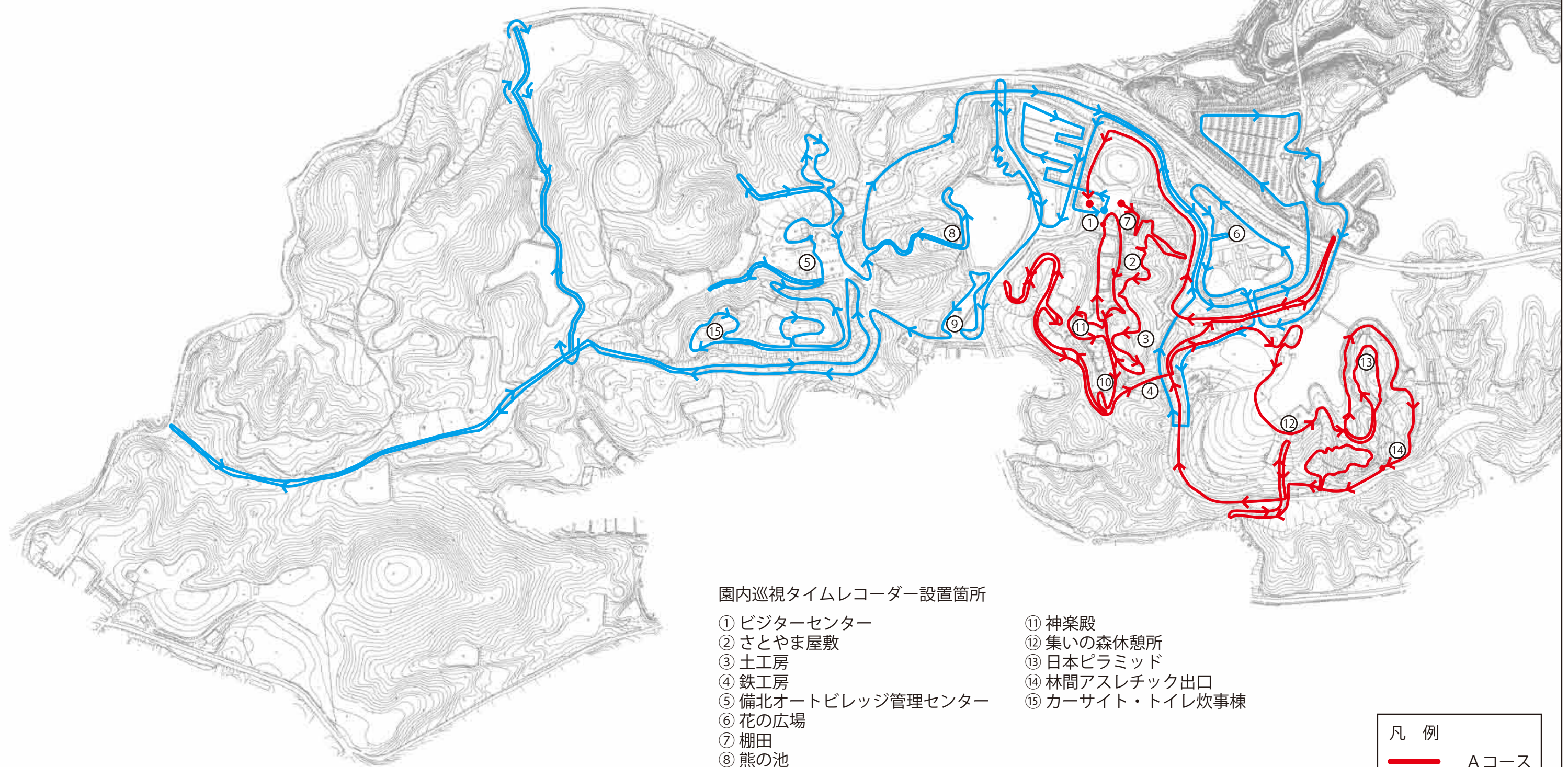
【巡回時主要施設】

- ① 北入口通用門 ② 中入口ブース ③ 中入口（市道前）
- ④ ビジターセンター（警備解除・解錠・トイレ等） ⑤ ひばの里水車（電源 ON）
- ⑥ 中入口サイクリングセンター前倉庫 ⑦ 第1駐車場トイレ
- ⑧ さとやま展示館（解錠・点検） ⑨ 神楽殿トイレ ⑩ B駐車場倉庫
- ⑪ 大芝生横円形トイレ（3箇所） ⑫ 花の広場トイレ ⑬ 林間休憩所・トイレ
- ⑭ 芝生広場休憩所レストラン「湖畔レストハウス」・トイレ ⑮ 第2駐車場トイレ
- ⑯ 大型駐車場トイレ ⑰ 水道メーター ⑱ 北入口 ⑲ 北ブース（歩道部）
- ⑳ クラブハウス

(5) 開園前サイクリングコース点検

公園の開園前に、全サイクリングコースの点検を行い、自転車の走行に支障が無いか確認を行う。
開園前1回とする。
点検ルート：サイクリングコース（自転車園路）

巡視経路 A・Bコース



園内巡視タイムレコーダー設置箇所

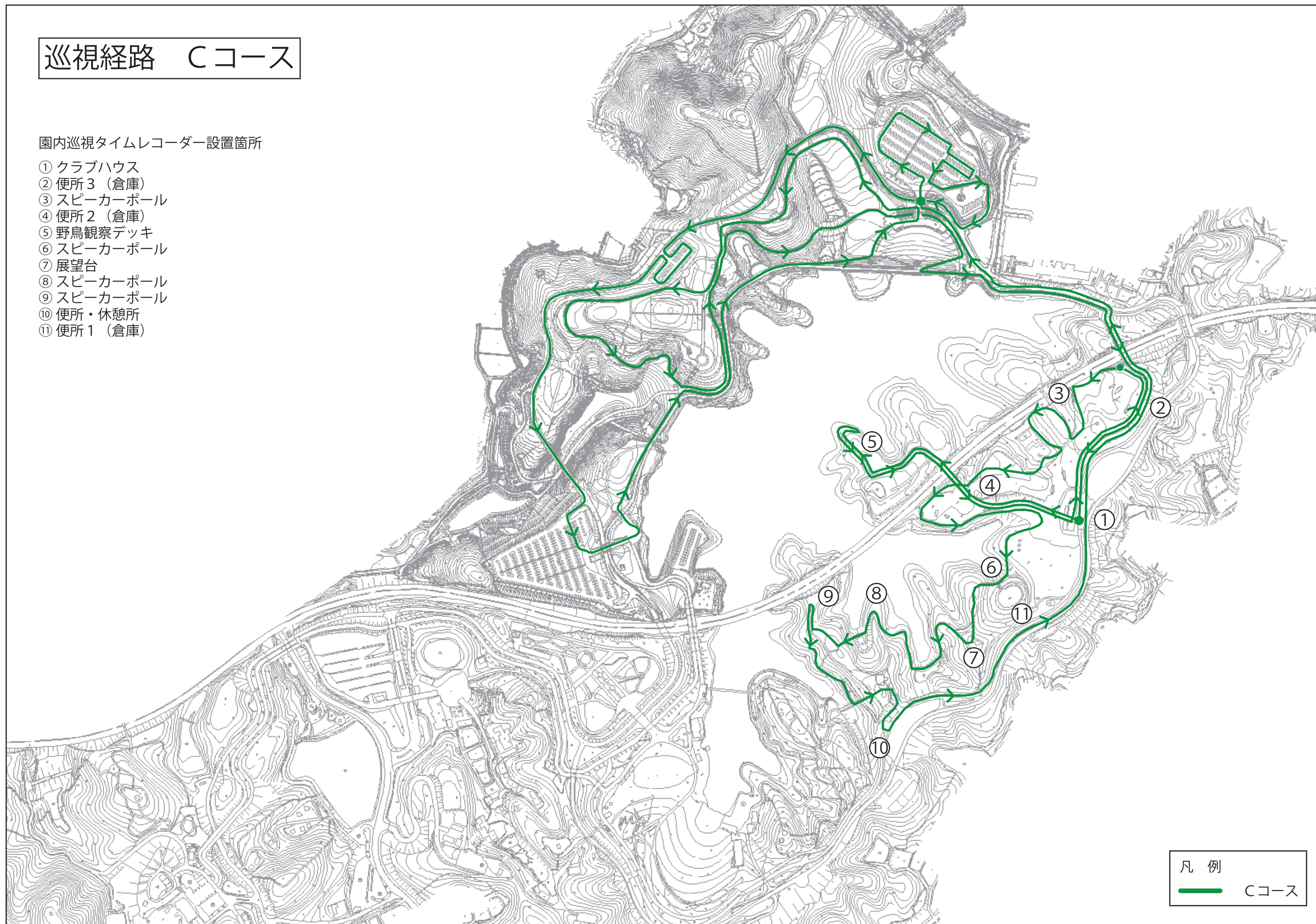
- | | |
|-------------------|----------------|
| ① ビジターセンター | ⑪ 神楽殿 |
| ② さとやま屋敷 | ⑫ 集いの森休憩所 |
| ③ 土工房 | ⑬ 日本ピラミッド |
| ④ 鉄工房 | ⑭ 林間アスレチック出口 |
| ⑤ 備北オートビレッジ管理センター | ⑮ カーサイト・トイレ炊事棟 |
| ⑥ 花の広場 | |
| ⑦ 棚田 | |
| ⑧ 熊の池 | |
| ⑨ 大型駐車場 | |
| ⑩ 竹工房 | |

凡 例	
—	Aコース
—	Bコース

巡視経路 Cコース

園内巡視タイムレコーダー設置箇所

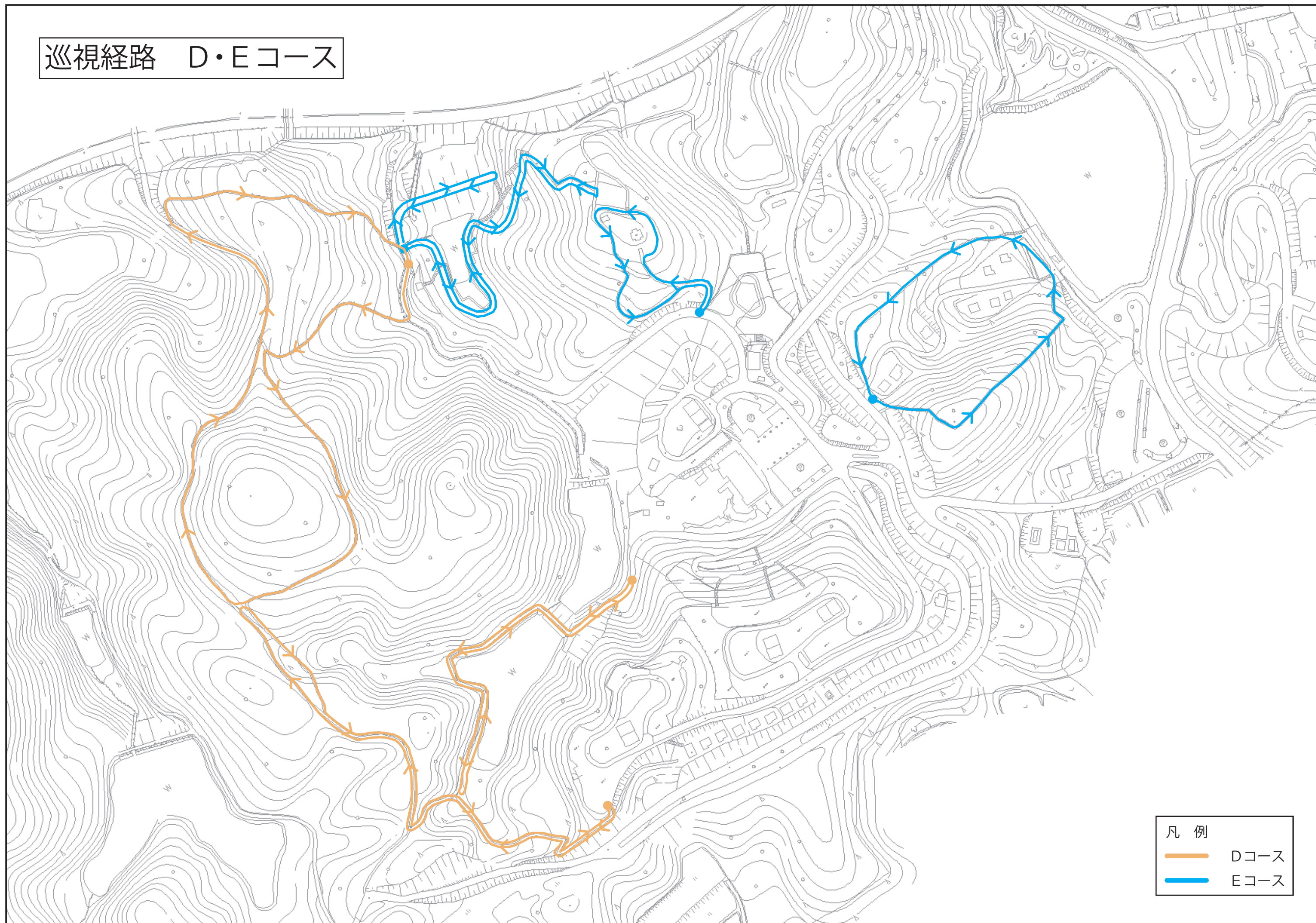
- ① クラブハウス
- ② 便所3 (倉庫)
- ③ スピーカーポール
- ④ 便所2 (倉庫)
- ⑤ 野鳥観察デッキ
- ⑥ スピーカーポール
- ⑦ 展望台
- ⑧ スピーカーポール
- ⑨ スピーカーポール
- ⑩ 便所・休憩所
- ⑪ 便所1 (倉庫)



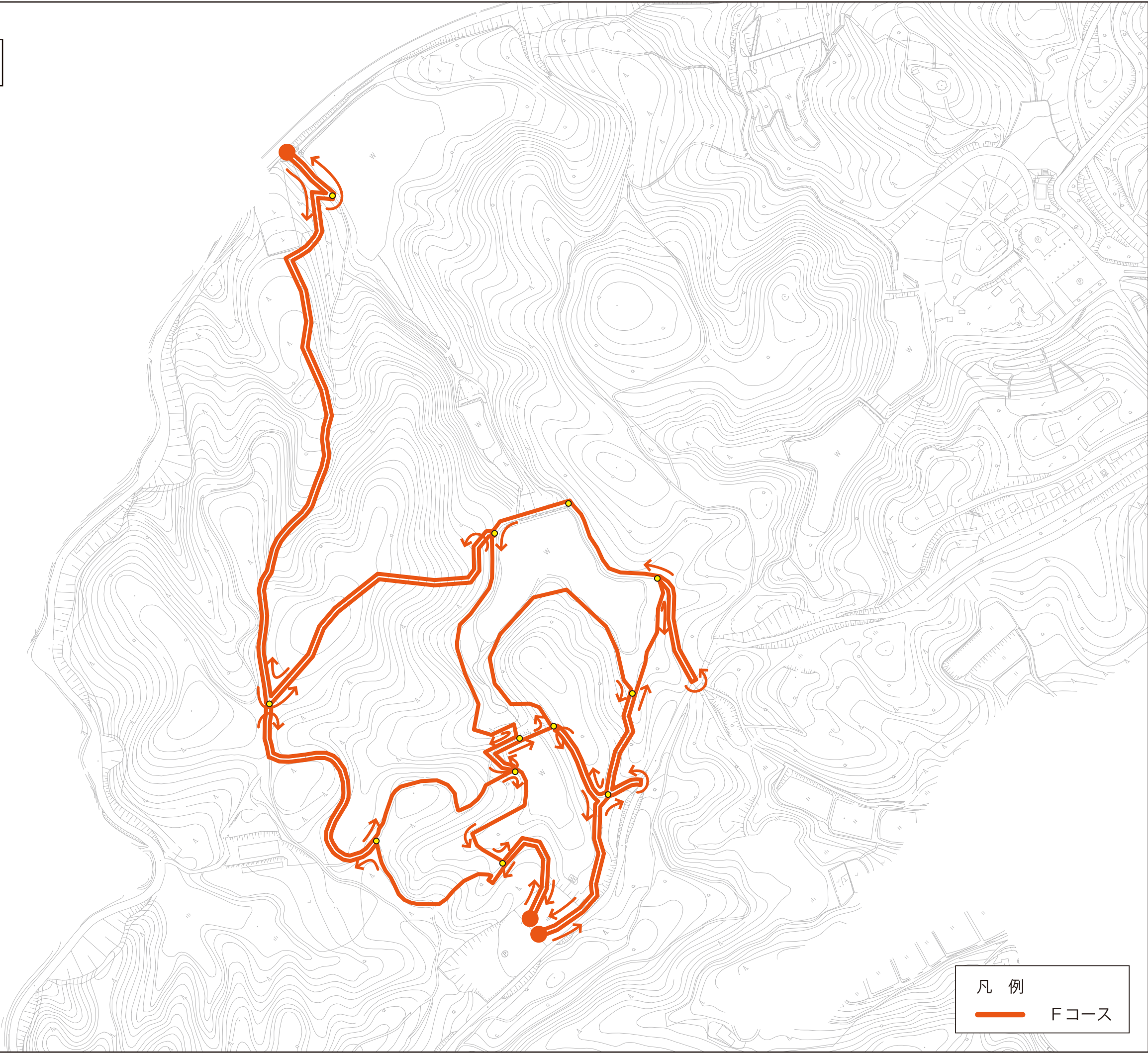
凡 例

— Cコース

巡視経路 D・Eコース



巡視経路 Fコース



凡 例

— Fコース

エレベーター保守点検計画

施設名 (エレベーターの種類)	停止床 階数	積載 重量 (kg)	定員 (人)	点検回数 (年間)		備考
				定期点検 (簡易)	定期点検 (詳細)	
湖畔レストハウス (油圧式)	2	600	9	12	1	東芝エレベーター(株)
エントランスセンター国兼 1号機 (機械室なし)	3	1,000	15	12	1	東芝エレベーター(株)
エントランスセンター国兼 2号機 (機械室なし)	3	1,000	15	12	1	東芝エレベーター(株)
管理事務所 (機械室なし)	3	900	13	12	1	日本エレベーター製造(株)
北入口サイクリングセンター (機械室なし)	2	1,000	15	12	1	日本エレベーター製造(株)

電気通信設備保守点検計画（通信設備）

履行場所、点検施設一覧表

(通信設備)

履行場所	機器名	規格・形式名	製造年月	製造業者名	点検回数									準拠する基準			備考
					総合点検			個別点検			巡回点検			電気通信施設点検基準（案）			
					3	6	12	3	6	12	6	12	総合	個別	巡回		
備北丘陵公園分室	簡易型交換機	1台(E-230)	2000.1	富士通						1				16-2		放送室	
	対搬送トランク	4回線	2006.4	富士通												放送室	
	線路	28回線														放送室	
	電話器	28台（FAX2台含む）														事務所	
	移動無線基地局	FB 1台	1990.1	日本無線						1				5-1		事務所	
	空中線	八木3素子	1989.12	アンテナ 技研												事務所	
	移動無線移動局	5台	2001.6	日本無線						1				5-2		事務所	
	K-cosmos 車載型移動局	2台	1997.3	日本電気						1				6-4		事務所	
公園管理センター	警報監視壁	1面	2008.3	芝通						1				19-10		執務室	
	簡易型交換機	1台(RM10SL2)	2007.12	扶桑電通						1				16-2		放送室	
	放送装置操作端末	1台	2006.12	日本無線						1				24-16		放送室	
ビクタセンター	簡易型交換機	1台(RM10SL2)	2007.12	扶桑電通						1				16-2			
オートビレッジ管理センター	簡易型交換機	1台(GS-100)		富士通						1				16-2			

電気通信設備保守点検計画（受変電設備）

履行場所	盤 名 称	数量	点検回数									準拠する基準			備考	
			総合点検			個別点検			巡回点検			電気通信施設点検基準（案）				
			3	6	12	3	6	12	6	12	総合	個別	巡回			
第1変電所	電源設備（自家用電気設備）	1			1	1					2		17-1		7-2	
	高圧設備（断路器）	1								1				32-12		
	高圧設備（真空遮断器）	5								1				32-3		
	高圧設備（モールド変圧器）	9								1				32-5		
	高圧設備（計器用変成器）	19								1				32-6		
	高圧設備（避雷器）	1								1				32-7		
	高圧設備（閉鎖配電盤）	6								1				32-8		
	高圧設備（電力用コンデンサ設備）	1								1				32-9		
	高圧設備（電力ヒューズ）	15								1						
	高圧設備（開閉器）	5								1						
	高圧設備（母線）	1								1				32-12		
	高圧設備（引込柱）	1								1				32-13		
	高圧設備（区分開閉器（ガス・真空・気中を含む）	1								1				32-14		
	高圧設備（電線・支持物）	1								1				32-15		
	高圧設備（ケーブル）	4								1				32-16		
	動力・電灯盤	3								1				33-1		
	直流電源装置（真空遮断器投入用）（MSE形）	1								1				33-3		
	自家用電気設備環境点検	1							1	1				30-1		
	受変電設備（継電器共通事項）	25								1						
	受変電設備（図書類・予備品等の確認）	1								1				30-4		
第2変電所	電源設備（自家用電気設備）	1			1	1					2		17-1		7-2	
	高圧設備（真空遮断器）	3								1				32-1		
	高圧設備（モールド変圧器）	4								1				32-5		
	高圧設備（計器用変成器）	17								1				32-6		
	高圧設備（避雷器）	3								1				32-7		
	高圧設備（閉鎖配電盤）	2								1				32-8		
	高圧設備（電力用コンデンサ設備）	1								1				32-9		
	高圧設備（電力ヒューズ）	14								1						
	高圧設備（開閉器）	4								1						
	高圧設備（母線）	1								1				32-12		
	高圧設備（ケーブル）	2								1				32-16		
	電力・電灯盤	4								1				33-1		
	直流電源装置（真空遮断器投入用）（MSE形）	1								1				33-3		
	自家用電気設備環境点検	1								1	1			30-1		
	受変電設備（継電器共通事項）	20								1						
	受変電設備（図書類・予備品等の確認）	1								1				30-4		
第3変電所	電源設備（自家用電気設備）	1			1	1					2		17-1		7-2	
	高圧設備（真空遮断器）	1								1				32-3		
	高圧設備（モールド変圧器）	2								1				32-5		
	高圧設備（計器用変成器）	6								1				32-6		
	高圧設備（避雷器）	3								1				32-7		
	高圧設備（閉鎖配電盤）	2								1				32-8		
	高圧設備（電力用コンデンサ設備）	1								1				32-9		
	高圧設備（電力ヒューズ）	8								1						
	高圧設備（開閉器）	3								1						
	高圧設備（母線）	1								1				32-12		
	高圧設備（ケーブル）	1								1				32-16		
	電力・電灯盤	2								1				33-1		
	自家用電気設備環境点検	1								1				30-1		
	受変電設備（継電器共通事項）	8								1						
	受変電設備（図書類・予備品等の確認）	1								1				30-4		
第5変電所	電源設備（自家用電気設備）	1			1	1					2		17-1		7-2	
	高圧設備（真空遮断器）	3								1				32-3		
	高圧設備（モールド変圧器）	3								1				32-5		
	高圧設備（計器用変成器）	13								1				32-6		
	高圧設備（避雷器）	3								1				32-7		
	高圧設備（閉鎖配電盤）	2								1				32-8		
	高圧設備（電力用コンデンサ設備）	1								1				32-9		
	高圧設備（電力ヒューズ）	11								1						
	高圧設備（開閉器）	4								1						
	高圧設備（母線）	1								1				32-12		
	高圧設備（ケーブル）	3								1				32-16		
	電力・電灯盤	3								1				33-1		
	直流電源装置（真空遮断器投入用）（MSE形）	1								1				33-3		
	自家用電気設備環境点検	1								1				30-1		
	受変電設備（継電器共通事項）	18								1						
	受変電設備（図書類・予備品等の確認）	1								1				30-4		
第6変電所	電源設備（自家用電気設備）	1			1	1					2		17-1		7-2	
	高圧設備（真空遮断器）	2								1				32-3		
	高圧設備（モールド変圧器）	2								1				32-5		
	高圧設備（計器用変成器）	8								1				32-6		
	高圧設備（避雷器）	3								1				32-7		
	高圧設備（閉鎖配電盤）	1								1				32-8		
	高圧設備（電力用コンデンサ設備）	1								1				32-9		
	高圧設備（電力ヒューズ）	8								1						
	高圧設備（開閉器）	3								1						
	高圧設備（母線）	1								1				32-12		
	高圧設備（ケーブル）	2								1				32-16		
	電力・電灯盤	2								1				33-1		
	自家用電気設備環境点検	1								1				30-1		
	受変電設備（継電器共通事項）	11								1						
	受変電設備（図書類・予備品等の確認）	1								1				30-4		

履行場所	盤 名 称	数量	点検回数						準拠する基準			備考				
			総合点検			個別点検			巡回点検				電気通信施設点検基準（案）			
			3	6	12	3	6	12	3	6	12		総合	個別	巡回	
第 7 変電所	電源設備（自家用電気設備）	1		1	1					2			17-1		7-2	
	高圧設備（真空遮断器）	2						1					32-3			
	高圧設備（モールド変圧器）	4						1					32-5			
	高圧設備（計器用変成器）	12						1					32-6			
	高圧設備（避雷器）	3						1					32-7			
	高圧設備（閉鎖配電盤）	2						1					32-8			
	高圧設備（電力用コンデンサ設備）	1						1					32-9			
	高圧設備（電力ヒューズ）	15						1								
	高圧設備（開閉器）	5						1								
	高圧設備（母線）	1						1					32-12			
	高圧設備（ケーブル）	2						1					32-16			
	電力・電灯盤	4						1					33-1			
	自家用電気設備環境点検	1						1					30-1			
第 8 変電所	受変電設備（継電器共通事項）	20						1								
	受変電設備（図書類・予備品等の確認）	1						1					30-4			
	電源設備（自家用電気設備）	1		1	1					2			17-1		7-2	
	高圧設備（真空遮断器）	2						1					32-3			
	高圧設備（油入変圧器）	2						1					32-4			
	高圧設備（モールド変圧器）	2						1					32-5			
	高圧設備（計器用変成器）	13						1					32-6			
	高圧設備（避雷器）	3						1					32-7			
	高圧設備（閉鎖配電盤）	2						1					32-8			
	高圧設備（電力用コンデンサ設備）	1						1					32-9			
	高圧設備（電力ヒューズ）	8						1								
	高圧設備（開閉器）	3						1								
	高圧設備（母線）	1						1					32-12			
第 9 変電所	高圧設備（ケーブル）	2						1					32-16			
	電力・電灯盤	4						1					33-1			
	自家用電気設備環境点検	1						1					30-1			
	受変電設備（継電器共通事項）	7						1								
	受変電設備（図書類・予備品等の確認）	1						1					30-4			
	電源設備（自家用電気設備）	1		1	1					2			17-1		7-2	
	高圧設備（真空遮断器）	1						1					32-3			
	高圧設備（油入変圧器）	1						1					32-4			
	高圧設備（計器用変成器）	4						1					32-6			
	高圧設備（避雷器）	3						1					32-7			
	高圧設備（閉鎖配電盤）	1						1					32-8			
	高圧設備（電力用コンデンサ設備）	1						1					32-9			
	高圧設備（電力ヒューズ）	5						1								
第 1 0 変電所	高圧設備（開閉器）	2						1								
	高圧設備（母線）	1						1					32-12			
	高圧設備（ケーブル）	1						1					32-16			
	電力・電灯盤	2						1					33-1			
	自家用電気設備環境点検	1						1								
	受変電設備（継電器共通事項）	2						1					30-2, 30-3			
	受変電設備（図書類・予備品等の確認）	1						1					30-4			
	電源設備（自家用電気設備）	1		1	1					2			17-1		7-2	
	高圧設備（真空遮断器）	2						1					32-3			
	高圧設備（モールド変圧器）	3						1					32-5			
	高圧設備（計器用変成器）	10						1					32-6			
	高圧設備（避雷器）	3						1					32-7			
	高圧設備（閉鎖配電盤）	1						1					32-8			
第 1 1 変電所	高圧設備（電力ヒューズ）	8						1								
	高圧設備（開閉器）	3						1								
	高圧設備（母線）	1						1					32-12			
	高圧設備（ケーブル）	1						1					32-16			
	電力・電灯盤	3						1					33-1			
	自家用電気設備環境点検	1						1					30-1			
	受変電設備（継電器共通事項）	3						1								
	受変電設備（図書類・予備品等の確認）	1						1					30-4			
	電源設備（自家用電気設備）	1		1	1					2			17-1		7-2	
	高圧設備（真空遮断器）	1						1					32-3			
	高圧設備（油入変圧器）	2						1					32-4			
	高圧設備（計器用変成器）	8						1					32-6			
	高圧設備（避雷器）	3						1					32-7			
高圧設備（閉鎖配電盤）	2						1					32-8				
高圧設備（電力コンデンサ設備）	2						1					32-9				
高圧設備（電力ヒューズ）	3						1									
高圧設備（開閉器）	1						1									
高圧設備（母線）	1						1					32-8				
高圧設備（ケーブル）	1						1					32-16				
電力・電灯盤	3						1					33-1				
自家用電気設備環境点検	1						1					30-1				
受変電設備（継電器共通事項）	2						1									
受変電設備（図書類・予備品等の確認）	1						1					30-4				

履行場所	盤 名 称	数量	点検回数						準拠する基準			備考				
			総合点検			個別点検			巡回点検				電気通信施設点検基準（案）			
			3	6	12	3	6	12	3	6	12		総合	個別	巡回	
第 1 2 変電所	電源設備（自家用電気設備）	1			1	1					2		17-1		7-2	
	高圧設備（真空遮断器）	2								1			32-3			
	高圧設備（モールド変圧器）	2								1			32-5			
	高圧設備（計器用変成器）	32								1			32-6			
	高圧設備（避雷器）	3								1			32-7			
	高圧設備（閉鎖配電盤）	2								1			32-8			
	高圧設備（電力コンデンサ設備）	1								1			32-9			
	高圧設備（電力ヒューズ）	3								1						
	高圧設備（開閉器）	3								1						
	高圧設備（母線）	1								1			32-8			
	高圧設備（ケーブル）	2								1			32-16			
	電力・電灯盤	3								1			33-1			
	直流電源装置（真空遮断器投入用）（MSE形）	1								1						
	自家用電気設備環境点検	1								1			30-1			
芝生広場休憩施設	受変電設備（継電器共通事項）	8								1						
	電力監視端末	1								1			24-16			情報システム室
	受変電設備（図書類・予備品等の確認）	1								1			30-4			
	分電盤 LMT-1	1								1			34-4			屋内自立、電灯動力、制御回路あり
	分電盤 LM-1	1								1			34-4			屋内自立、電灯動力、制御回路あり
	分電盤 M-2	1								1			33-4			屋内壁掛け、動力
	分電盤	1								1			33-4			屋内自立、電灯動力
	分電盤 L-B	1								1			33-4			屋内自立、電灯
	分電盤 L-A	1								1			33-4			屋内壁掛け、電灯
	分電盤 M-A	1								1			33-4			屋内壁掛け、動力
	コンセント盤	1								1			33-4			屋外壁掛け、電灯
	イベント用分電盤	1								1			33-4			屋外自立、電灯動力
	ホンプ操作盤	1								1			34-4			自立型、電灯動力、制御回路あり
	中継ホンプ制御盤P2a	1								1			34-4			屋外自立、動力、制御回路あり
中継ホンプ制御盤P2b	1								1			34-4			屋外自立、動力、制御回路あり	
ひばの里	中継ホンプ制御盤P3	1								1		34-4			屋外自立、動力、制御回路あり	
第 2 駐車場	中継ホンプ制御盤P4	1								1		34-4			屋外自立、動力、制御回路あり	
	中継ホンプ制御盤P5	1								1		34-4			屋外自立、動力、制御回路あり	
	制御盤P-A	1								1		33-4			屋外自立、動力	
	制御盤P-B	1								1		34-4			屋外自立、動力、制御回路あり	
	制御盤P-C	1								1		33-4			屋外自立、動力	
	制御盤P-D	1								1		34-4			屋外自立、動力、制御回路あり	
	L2-1照明制御盤	1								1		33-4			屋外自立、電灯動力	
	電灯制御盤L-1	1								1		33-4			屋外壁掛け、電灯	
	イベント用コンセント盤L-2	1								1		33-4			屋外壁掛け、電灯	
	イベント用コンセント盤L-3	1								1		33-4			屋外自立、電灯	
	電灯制御盤L-4	1								1		33-4			屋外壁掛け、電灯	
	第 1 駐車場	L2-2照明制御盤	1								1		33-4			屋外自立、電灯動力
		L2-21照明制御盤	1								1		33-4			屋外自立、電灯
		L2-22照明制御盤	1								1		33-4			屋外自立、電灯
L6-1照明制御盤		1								1		33-4			屋外壁掛け、電灯	
L1-1照明制御盤		1								1		33-4			屋外自立、電灯	
L2-4照明制御盤		1								1		33-4			屋外自立、電灯	
汚水処理施設		汚水処理施設制御盤	1							1		34-4			自立型、電灯動力、制御回路あり	
汚水処理施設		中水ホンプ盤	1							1		34-4			屋外自立型、電灯動力、制御回路あり	
バス駐車場休憩所		分電盤 LM-A	1							1		33-4			屋内壁掛け、電灯	
第1駐車場公衆便所		分電盤 L-A	1							1		33-4			屋内壁掛け、電灯	
トワイライトセンター		分電盤 L-A	1							1		33-4			屋内壁掛け、電灯	
料金所		分電盤	1							1		33-4			屋内壁掛け、電灯	
ビジターセンター		分電盤 LM-3B	1								1		33-4			屋内壁掛け、電灯動力
		分電盤 LM-3C	1								1		33-4			屋内壁掛け、動力
	分電盤 LM-1A	1								1		33-4			屋内壁掛け、電灯動力	
	分電盤 LM-1B	1								1		33-4			屋内自立、電灯動力	
	分電盤 LM-1C	1								1		33-4			屋内壁掛け、電灯動力	
	分電盤 L-2A	1								1		33-4			屋内壁掛け、電灯	
	分電盤 L-2B	1								1		33-4			屋内壁掛け、電灯	
	分電盤 LM-2C	1								1		33-4			屋内壁掛け、電灯動力	
	分電盤 LM-1A	1								1		33-4			屋内壁掛け、電灯動力	
	分電盤 LM-2	1								1		33-4			屋内壁掛け、電灯	
さとやま屋敷	分電盤 1L-1	1								1		33-4			屋内壁掛け、電灯	
	分電盤 1LM-1	1								1		33-4			屋内自立、電灯動力	
	分電盤 1L-2	1								1		33-4			屋内壁掛け、電灯	
	分電盤 LM-A	1								1		33-4			屋内自立、電灯動力	
	分電盤 L-A	1								1		33-4			屋内壁掛け、電灯	
	分電盤	1								1		33-4			屋内自立、電灯	
	分電盤 L-A	1								1		33-4			屋内壁掛け、電灯	
	分電盤 LM-A	1								1		33-4			屋内壁掛け、電灯動力	
	分電盤 L-A	1								1		33-4			屋内壁掛け、電灯	
	分電盤 LM-A	1								1		33-4			屋内壁掛け、電灯動力	
	分電盤 L-A	1								1		33-4			屋内壁掛け、電灯	
	分電盤 LM-A	1								1		33-4			屋内壁掛け、電灯動力	
	分電盤 LM-A	1								1		33-4			屋内壁掛け、電灯動力	
	分電盤 LM-A	1								1		33-4			屋内自立、電灯動力	
さとやま展望台	分電盤	1								1		33-4			屋外壁掛け、電灯	
	イベント分電盤	1								1		33-4			屋外自立型、電灯	

履行場所	盤 名 称	数量	点検回数									準拠する基準			備考
			総合点検			個別点検			巡回点検			電気通信施設点検基準（案）			
			3	6	12	3	6	12	3	6	12	総合	個別	巡回	
管理センター	LM-1	1						1					33-4		屋内壁掛け、電灯、動力
	LM-2	1						1					33-4		屋内自立、電灯、動力
	MP-1	1						1					33-4		屋内壁掛け、動力
ジャブジャブ池	池水浄化設備制御盤	1						1					34-4		屋内自立、動力、制御回路あり
共同利用施設 1	分電盤 LP-1	1						1					33-4		屋内自立、電灯
	分電盤 L-1	1						1					33-4		屋内壁掛け、電灯
共同利用施設 2	分電盤 LP-2	1						1					33-4		屋内自立、電灯
	分電盤 L-1	1						1					33-4		屋内壁掛け、電灯
共同利用施設 3	分電盤 LP-3	1						1					33-4		屋内自立、電灯
	分電盤 L-1	1						1					33-4		屋内壁掛け、電灯
共同利用施設 4	分電盤 LP-4	1						1					33-4		屋内自立、電灯
	分電盤 L-1	1						1					33-4		屋内壁掛け、電灯
Aサイト	サイト用コンセント盤 L-A1	1						1					33-4		屋外自立、電灯
	サイト用コンセント盤 L-A2	1						1					33-4		屋外自立、電灯
Bサイト	サイト用コンセント盤 L-B	1						1					33-4		屋外自立、電灯
Cサイト	サイト用コンセント盤 L-C	1						1					33-4		屋外自立、電灯
Dサイト	汚水ポンプ盤	1						1					34-4		屋外自立、動力、制御回路あり
	LMC-18 幹線分岐盤	1						1					33-4		屋外自立、電灯
	LMC-19 幹線分岐盤	1						1					33-4		屋外自立、電灯
	LMC-20 幹線分岐盤	1						1					33-4		屋外自立、電灯
Eサイト	LMC-2 幹線分岐盤	1						1					33-4		屋外自立、電灯
	LMC-3 幹線分岐盤	1						1					33-4		屋外自立、電灯
	LMC-14 幹線分岐盤	1						1					33-4		屋外自立、電灯
	LMC-15 幹線分岐盤	1						1					33-4		屋外自立、電灯
	LMC-16 幹線分岐盤	1						1					33-4		屋外自立、電灯
	LMC-17 幹線分岐盤	1						1					33-4		屋外自立、電灯
	シャワー棟分電盤	1						1					33-4		屋外壁掛け、電灯
Fサイト	汚水ポンプ盤	1						1					34-4		屋外自立、動力、制御回路あり
自動車道	L-1-1 照明制御盤	1						1					33-4		屋外自立、電灯
	L-1-2 照明制御盤	1						1					33-4		屋外自立、電灯
	L-2-1 照明制御盤	1						1					33-4		屋外自立、電灯
	L-3-3 照明制御盤	1						1					33-4		屋外自立、電灯
	L-G1 ゲート制御盤	1						1					34-4		屋外自立、動力、制御回路あり
	L-G2 ゲート制御盤	1						1					34-4		屋外自立、動力、制御回路あり
	L-2 照明制御盤	1						1					33-4		屋外自立、電灯
細園路	L-3-1 照明制御盤	1						1					33-4		屋外自立、電灯
	L-3-2 照明制御盤	1						1					33-4		屋外自立、電灯
こもれびの里	トイレ棟分電盤	1						1					33-4		屋内壁掛け、電灯
キャビン棟	分電盤 B-1	1						1					33-4		屋内壁掛け、電灯
	分電盤 B-2	1						1					33-4		屋内壁掛け、電灯
	分電盤 B-3	1						1					33-4		屋内壁掛け、電灯
	分電盤 B-4	1						1					33-4		屋内壁掛け、電灯
	分電盤 B-6	1						1					33-4		屋内壁掛け、電灯
	分電盤 B-7	1						1					33-4		屋内壁掛け、電灯
	分電盤 B-8	1						1					33-4		屋内壁掛け、電灯
	分電盤 B-9	1						1					33-4		屋内壁掛け、電灯
	分電盤 B-10	1						1					33-4		屋内壁掛け、電灯
	分電盤 B-11	1						1					33-4		屋内壁掛け、電灯
	分電盤 B-12	1						1					33-4		屋内壁掛け、電灯
	分電盤 B-13	1						1					33-4		屋内壁掛け、電灯
	分電盤 B-14	1						1					33-4		屋内壁掛け、電灯
	分電盤 B-15	1						1					33-4		屋内壁掛け、電灯
	キャビン棟	分電盤 B-16	1						1					33-4	
分電盤 B-17		1						1					33-4		屋内壁掛け、電灯
分電盤 B-18		1						1					33-4		屋内壁掛け、電灯
分電盤 B-19		1						1					33-4		屋内壁掛け、電灯
分電盤 B-20		1						1					33-4		屋内壁掛け、電灯
つどいの里	分電盤 L10-1	1						1					33-4		屋外自立、電灯
	分電盤 L10-2	1						1					33-4		屋外自立、電灯
	利用拠点A棟分電盤 LM-1	1						1					33-4		屋内壁掛け、電灯
	利用拠点B棟分電盤 LM-2	1						1					33-4		屋内壁掛け、電灯動力
	休憩所分電盤 L-K	1						1					33-4		屋内壁掛け、電灯
	イベント分電盤 1	1						1					33-4		屋外自立、電灯
	イベント分電盤 2	1						1					33-4		屋外自立、電灯
	便所 1 分電盤 L-B1	1						1					33-4		屋内壁掛け、電灯動力
	便所 2 分電盤 L-B2	1						1					33-4		屋内壁掛け、電灯動力
	便所 3 分電盤 L-B3	1						1					33-4		屋内壁掛け、電灯動力
	やぐら分電盤	1						1					33-4		屋外壁掛け、電灯動力
	汚水ポンプ制御盤	1						1					34-4		屋外自立、動力、制御回路あり

履行場所	盤 名 称	数量	点検回数									準拠する基準			備考		
			総合点検			個別点検			巡回点検			電気通信施設点検基準（案）	総合	個別		巡回	
3	6	12	3	6	12	3	6	12	3	6	12						
キャンプ場天文台	分電盤	1							1					33-4		屋内壁掛け、電灯	
管理センター	イベント盤	1							1					33-4		屋外自立、電灯	
	ろ過装置制御盤 MP-2	1							1					34-4		屋内壁掛け、動力、制御回路あり	
出島ログハウス	分電盤	1							1					33-4		屋内壁掛け、電灯	
第2駐車場	分電盤 L7-1	1							1					33-4		屋外自立、電灯	
林間アスレチック便所	分電盤	1							1					33-4		屋外壁掛け、電灯	
バーベキューコーナートイレ	分電盤	1							1					33-4		屋外壁掛け、電灯	
大芝生広場トイレ	分電盤	1							1					33-4		屋外壁掛け、電灯	
地下道	照明盤	1							1					33-4		屋外自立、電灯	
竹工房トイレシャワー棟	分電盤	1							1					33-4		屋内壁掛け、電灯	
新イベント倉庫	分電盤	1							1					33-4		屋内壁掛け、電灯	
リサイクル施設	分電盤 LM-1	1							1					33-4		屋外壁掛け、電灯	
電動カート棟	分電盤	1							1					33-4		屋内壁掛け、電灯	
浄化設備棟	照明盤	1							1					33-4		屋内壁掛け、電灯	
	制御盤	1							1					34-4		屋内壁掛け、動力、制御回路あり	
第6変電所	排水ポンプ制御盤	1							1					34-4		屋内壁掛け、動力、制御回路あり	
ピオトープ	分電盤	1							1					33-4		屋外自立、動力	
第3変電所前イベント盤	分電盤	1							1					33-4		屋外自立、電灯動力	
うきぐも	分電盤	1							1					33-4		屋内壁掛け、電灯	
たたら小屋	分電盤	1							1					33-4		屋内壁掛け、電灯	
炭焼小屋	分電盤	1							1					33-4		屋内壁掛け、電灯	
竹工房	分電盤	1							1					33-4		屋内壁掛け、動力	
共同利用施設 5	分電盤	1							1					33-4		屋内壁掛け、電灯	
Dサイト	トイレ分電盤	1							1					33-4		屋外壁掛け、電灯	
管理センター	サウナ操作盤	1							1					34-4		屋内壁掛け、動力、制御回路あり	
第3変電所	分電盤 L-A	1							1					33-4		屋外壁掛け、電灯	
飲食棟裏	分電盤 M-3	1							1					33-4		屋外自立、動力	
事務所	分電盤 1L-1	1							1					33-4		屋内自立、電灯	
	分電盤 1M-1	1							1					33-4		屋内壁掛け、動力	
	分電盤 1M-2	1							1					33-4		屋内壁掛け、動力	
	分電盤 1M-3	1							1					33-4		屋内壁掛け、動力	
	分電盤 2L-1	1							1					33-4		屋内自立、電灯	
	分電盤 2L-2	1							1					33-4		屋内壁掛け、電灯	
	分電盤 2L-3	1							1					33-4		屋内壁掛け、電灯	
	分電盤 2L-4	1							1					33-4		屋内壁掛け、電灯	
	分電盤 OA-2A	1							1					33-4		屋内壁掛け、電灯	
	分電盤 OA-2B	1							1					33-4		屋内壁掛け、電灯	
	分電盤 3L-1	1							1					33-4		屋内自立、電灯	
	分電盤 3L-2	1							1					33-4		屋内壁掛け、電灯	
	分電盤 OA-3A	1							1					33-4		屋内壁掛け、電灯	
	分電盤 OA-3B	1							1					33-4		屋内壁掛け、電灯	
	分電盤 OA-3C	1							1					33-4		屋内壁掛け、電灯	
	分電盤 RM-1	1							1					33-4		屋外壁掛け、動力	
第11変電所内	照明変圧器盤（1）	1							1					33-4		屋内自立、電灯	
第7変電所横	照明変圧器盤（2）	1							1					33-4		屋外自立、電灯	
範囲1用	分電盤(照明分電盤1)	1							1					33-4		屋外自立、電灯	
エントランスセンター	西照明分電盤 2	1							1					33-4		屋外自立、電灯	
第6駐車場北東	照明分電盤3	1							1					33-4		屋外自立、電灯	
梨園南東国兼池横	照明分電盤4	1							1					33-4		屋外自立、電灯	
第6駐車場入口北 照明分電盤5		1							1					33-4		屋外自立、電灯	
第5駐車場休憩所分電盤 (GBL-1)		1							1					33-4		屋内自立、電灯	
給水ポンプ室	ポンプ室分電盤	1							1					33-4		屋内壁掛け、電灯	
	給水ポンプ盤	1							1					33-4		屋内自立、動力	
北入口ゲート	ゲート分電盤 (GCL-1)	1							1					33-4		屋内壁掛け、電灯	
エントランスセンター	SKL-B1-1 (B1F 電気室)	1							1					33-4		屋内壁掛け、電灯	
	SKL-B1-2 (B1F 食材倉庫)	1							1					33-4		屋内壁掛け、電灯	
	SKL-1-1 (1F西側EPS)	1							1					33-4		屋内壁掛け、電灯	
	SKLP-1-1 (1F西側厨房)	1							1					33-4		屋内壁掛け、電灯・動力	
	SKL-1-2 (1F東側EPS)	1							1					33-4		屋内壁掛け、電灯	
	SKL-2-1 (2F西側EPS)	1							1					33-4		屋内壁掛け、電灯	
	SKL-2-2 (2F東側EPS)	1							1					33-4		屋内壁掛け、電灯	
	SKLP-2-1 (2F西側業務用EV充電機)	1							1					33-4		屋内壁掛け、電灯・動力	
	SKP-B1-1 (B1F電気室)	1							1					33-4		屋内壁掛け、電灯	
	SKP-B1-2 (B1F屋外機械置場)	1							1					33-4		屋外自立、動力	
	SKP-B1-3 (B1F屋外機械置場)	1							1					33-4		屋内壁掛け、動力	
	SKP-1-1 (1F西側EPS)	1							1					33-4		屋内壁掛け、動力	
	SKP-2-2 (2F東側EPS)	1							1					33-4		屋内壁掛け、動力	
	SKP-3-1 (3F西側空調機械置場)	1							1					33-4		屋内壁掛け、動力	
	総合事務所1階	バス車庫 L-1S	1							1					33-4		屋内壁掛け、電灯
		バス車庫 S-3	1							1					33-4		屋内壁掛け、電灯
運転手控室屋外 S-2		1							1					33-4		屋内壁掛け、電灯	
車庫機械庫 S-1		1							1					33-4		屋内壁掛け、動力	
北入口サイクルセンタ屋外	中継ポンプ制御盤	1							1					33-4		屋外自立、動力	
	開閉器箱S-1	1							1					33-4		屋外壁掛け、動力	
北入口サイクルセンタ動力分電盤	T1LM-1	1							1					33-4		屋内壁掛け、電灯・動力	

電気通信設備保守点検計画（その他）

履行場所、点検施設一覧表

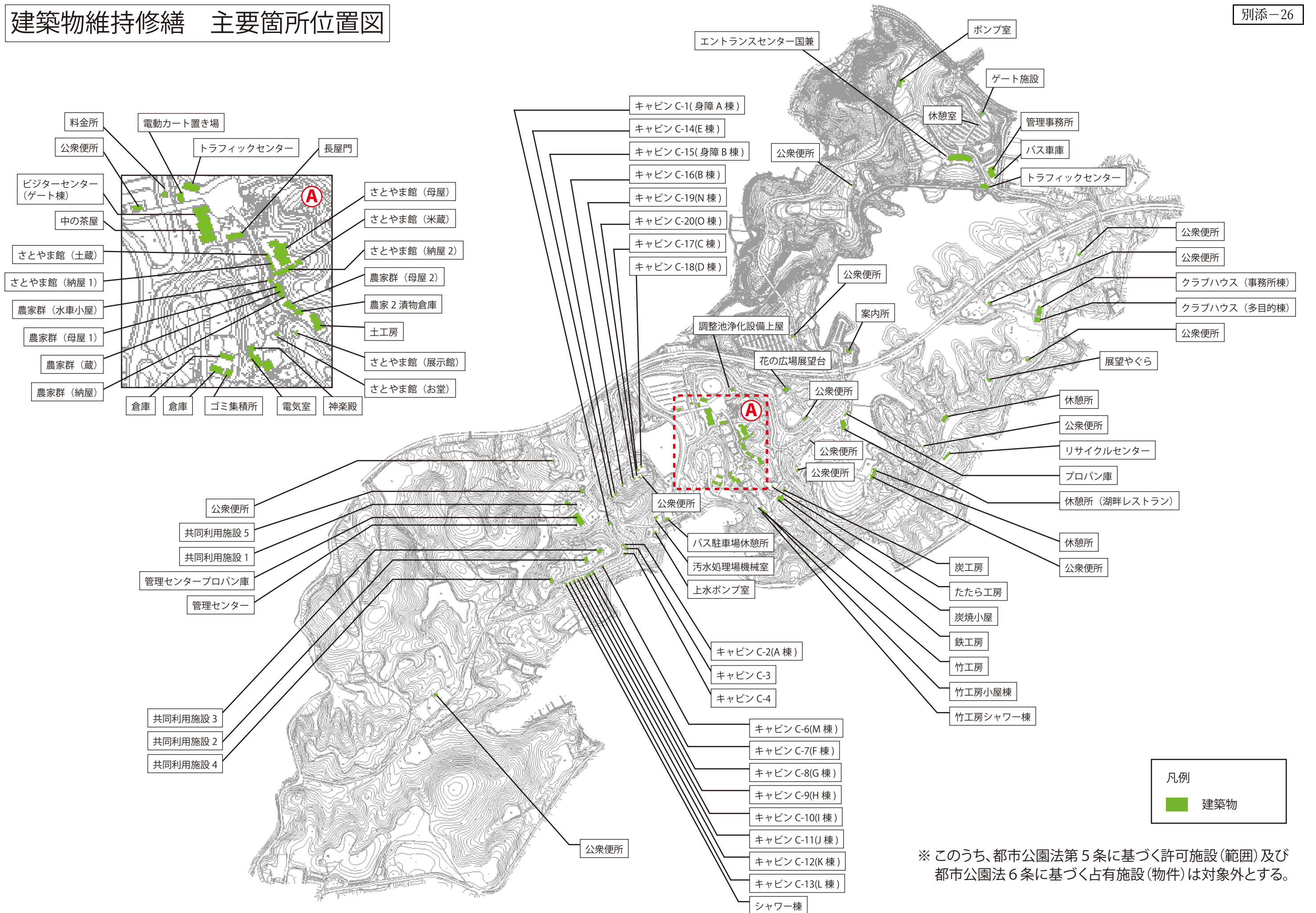
履行場所	機 器 名	規 格 (型 式 名)	製造年月	製造者名	数 量	点検回数												準拠する基準				備 考
						総合点検			個別点検			巡回点検			電気通信施設点検基準（案）							
						3	6	12	3	6	12	3	6	12	総合	個別	巡回					
（予備電源装置）																						
備北丘陵公園分室	発動発電機	原動機	19. 3	東芝	1台					1	1					37-1						
	150kVA	発電機	19. 3	東芝	1台					1	1					37-2						
		直流電源盤	19. 3	東芝	1台						1					37-3						
		煙道、消音器	19. 3	東芝	1台						1					37-4						
		発電機盤	19. 3	東芝	1台						1					37-5						
（太陽光発電装置）																						
つどいの里利用拠点	太陽光発電設備（5kW）	太陽電池アレイ	H13. 9	日本電池	1台						1					39-1						
		接続箱	H13. 9	日本電池	1台						1					39-2						
		パワーコンディショナ	H13. 9	日本電池	1台						1					39-3						
キャンプ場 Bー6	太陽光発電設備(3kW)	太陽電池アレイ	H. 12	シャープ	1台						1					39-1						
		パワーコンディショナ	H. 12	シャープ	1台						1					39-3						
（CCTV設備）																						
ビジターセンター	CCTV制御装置	ギガビットイーサー	13. 9	三 菱	1台			1			1			10-1	14-2							
	操作端末装置		13. 9	三 菱	1台													放送室（新庁舎）				
	カメラ管理サーバ		13. 9	三 菱	1台						1				24-18							
	映像配信サーバ		13. 9	三 菱	1台						1				24-18							
	ルータ		13. 9	三 菱	1台						1				24-17							
	ブラスディスプレイ	50インチ（松下）	13. 9	パナソニック	1台						1				24-3			管理センター				
	コーデック	NTSC	13. 9	三 菱	1台						1				24-15			DSU含む				
備北丘陵公園分室	コーデック	NTSC	13. 9	三 菱	1台						1				24-15			DSU, TV変調器含む				
	CCTV1～4	カメラ装置	13. 9	三 菱	4台						1				14-1							
		機側装置	13. 9	三 菱	4台																	
	CCTV5, 6	カメラ装置	15. 3	三 菱	2台						1				14-1							
		機側装置	15. 3	三 菱	2台																	
（園内表示板設備）																						
中の広場	LED表示板	W3200*H2400mm	14. 11	岩崎電気	1 台						1				18-4							
ビジターセンター	主制御機 操作機		14. 11	岩崎電気	1 台						1				18-1							
	主制御機 映像制御架		14. 11	岩崎電気	1 台																	
（光ファイバーネットワーク設																						
	ビジターセンタ	CCTV、第3変電所			1箇所						1				4-4							
	第3変電所	ビジターセンタ			1箇所						1				4-4							
	ビジターセンタ	利用拠点施設			1箇所						1				4-4							

消防設備保守点検計画

防火対象物	消火器	屋内消火栓設備							屋外消火栓設備			自動火災報知設備															導灯				配線	防火対象物定期点検
	粉末	加圧送水装置	制御盤	消火栓	表示灯	水源（水、給水装置、バルブ等）	呼水装置	放水試験	消火栓	水源（水、給水装置、バルブ等）	放水試験	受信機		受信機	差動式		定温式	煙感知器	中継器	発信器		表示灯	音装置	用電源	電源 電池設備	B級	C級	階段灯	測定及び配線点検			
												型1級	型2級		分布型	スポット型	スポット型			型1級	型2級											
点検回数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1		
数量	本	組	面	組	灯	組	組	式	組	組	式	面	面	面	個	個	個	個	個	個	個	個	灯	個	組	組	灯	灯	灯	式	式	
さとやま展示館	2												1			4		9				1	1	1	1	1	5	2		1		
神楽殿	4												1			15	7	3				1	1	1	1	1				1		
鉄工房	5												1			14	4					3	3	3	1	1				1		
土工房	4												1			14	1	1				1	1	1	1	1				1		
農家（1）	2												1			13	6					2	2	2	1	1				1		
農家（2）	2												1			15	7					2	2	2	1	1				1		
林間広場・休憩所	1																															
備北オートビレッジ管理棟	14											1		1		13	11	25		3		3	3	1	1	9	1		1		1	
きゅうの森休憩所	1																															
さとやま屋敷	16											1			13	29	11			5		5	6	1	1				1		1	
クラブハウス	3												1			8		1				2	2	2	1	1				1		
お堂	1												1			3						1	1	1	1	1				1		
イベント倉庫	3																															
ログハウス	2												1			3	3	1				2	2	2	1	1				1		
ビジターセンター	26											1				42	7	5		6		6	6	1	1		4		1		1	
屋外変電所	11																															
屋外消火栓設備									18	18	1																					
木工房	2																															
湖畔レストハウス	7											1				48	4	9		2		2	2	1	1	11	5		1		1	
ひばの里中の茶屋	6												1			11	4	1			2	2	2	1	1	1	2		1		1	
コテージ	29								6	6	1		1			46	33	2			19	19	19	1	1				1		1	
エントランスセンター園兼	19	1	1	7	7	1	1	1				1				44	49	40	2	7		7	7	1	1	28			1	1	1	
北入口ゲート	1												1			4						1	1	1	1				1		1	
北入口サイクリングセンター	3												1			29		1				2	2	2	1	1	8			1		
総合管理事務所	14											1		1		39	13	32		7		7	7	1	1	17	1	4	1		1	
合 計	178	1	1	7	7	1	1	1	24	24	1	6	13	2	13	394	160	130	2	30	39	69	70	19	19	79	15	4	1	1	1	

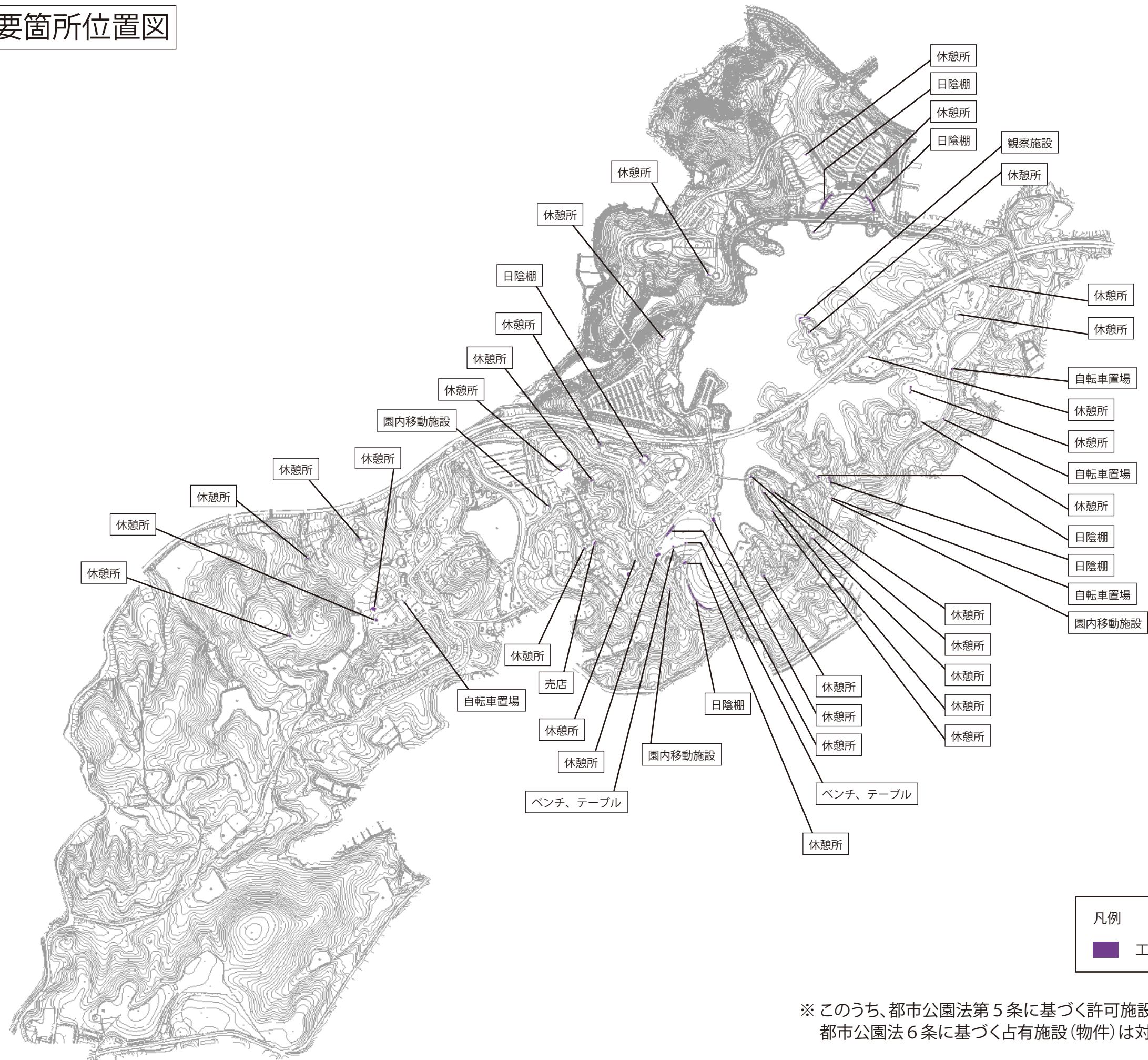
建築物維持修繕 主要箇所位置図

別添-26

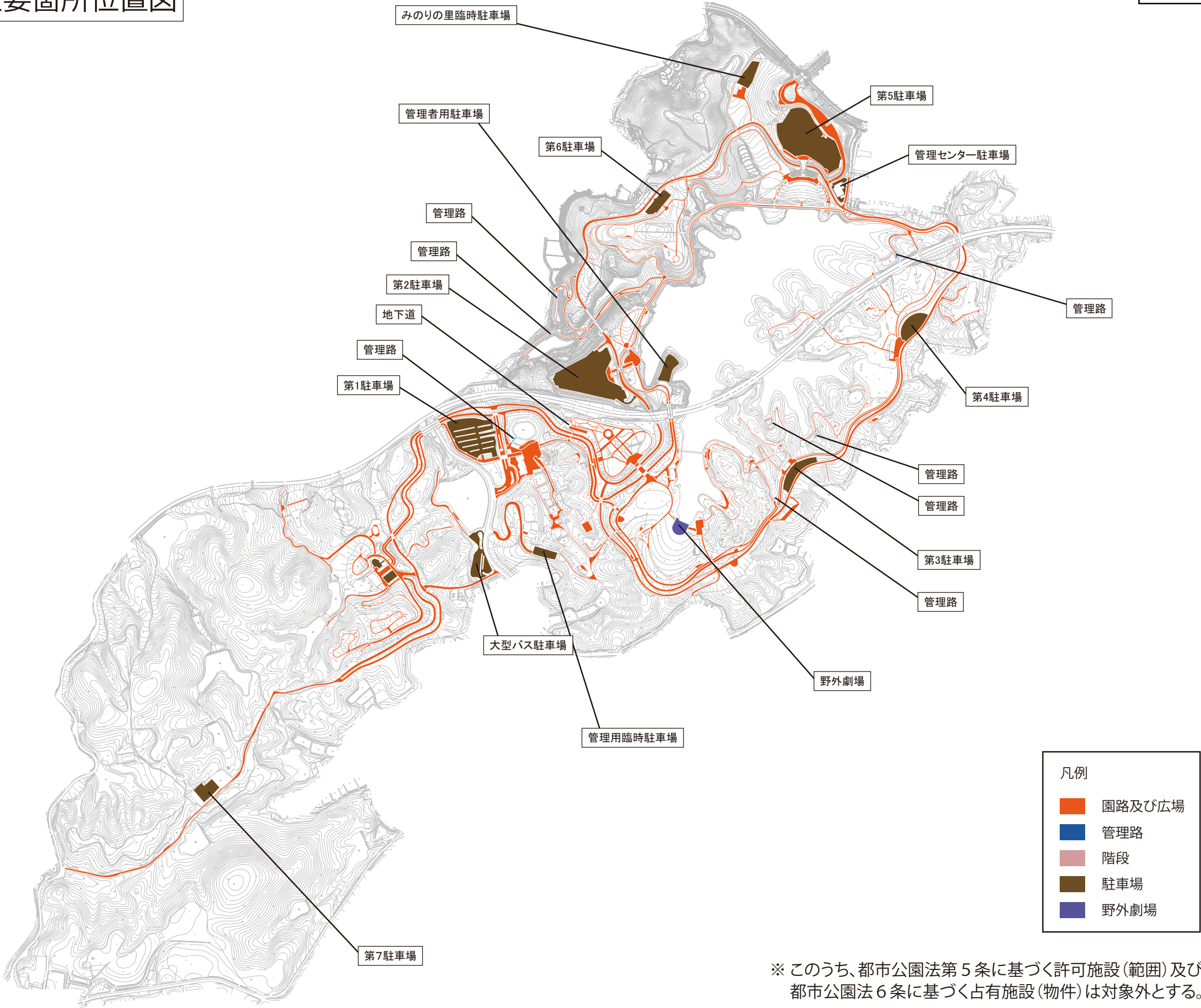


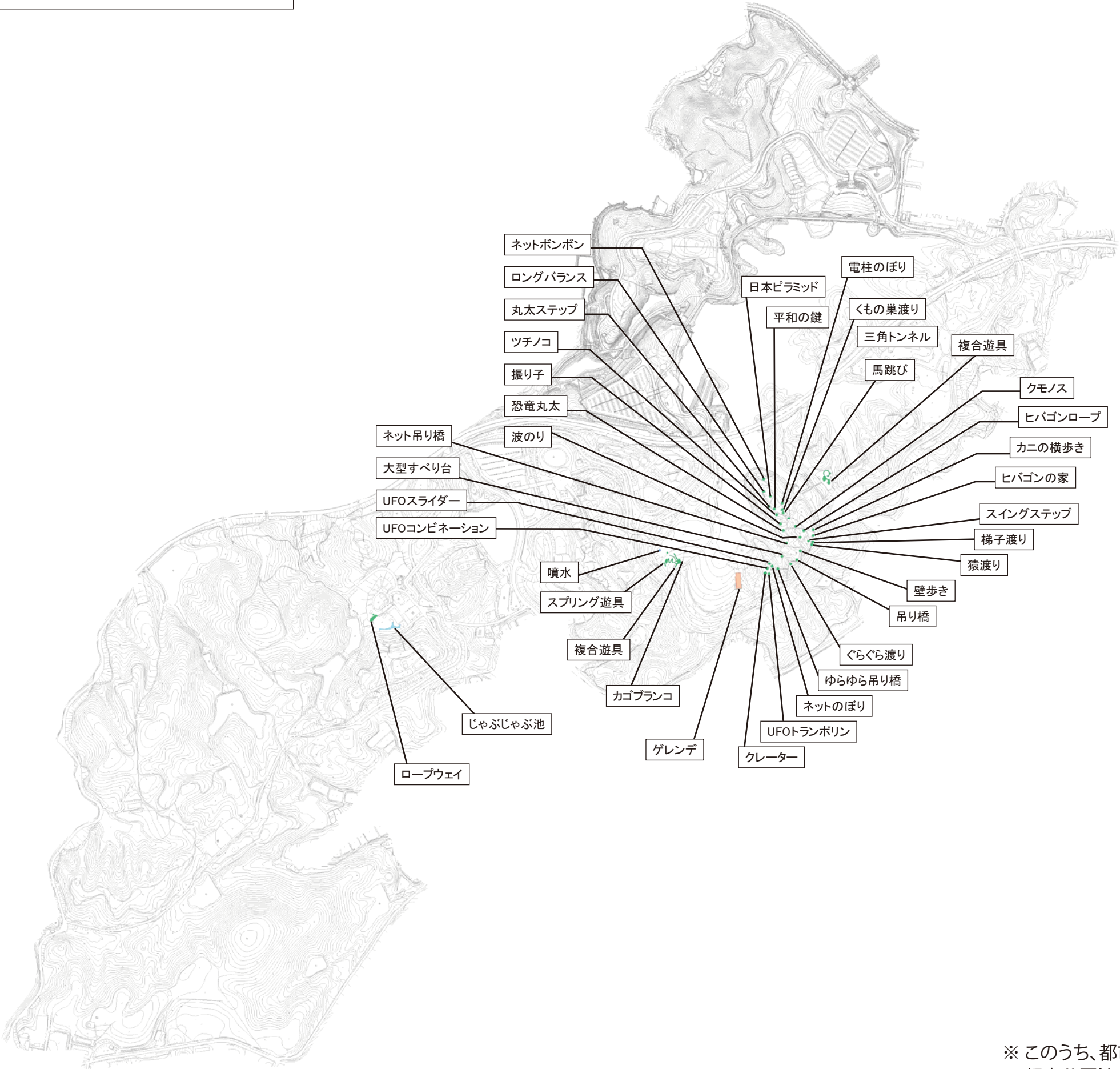
工作物維持修繕 主要箇所位置図

別添-27

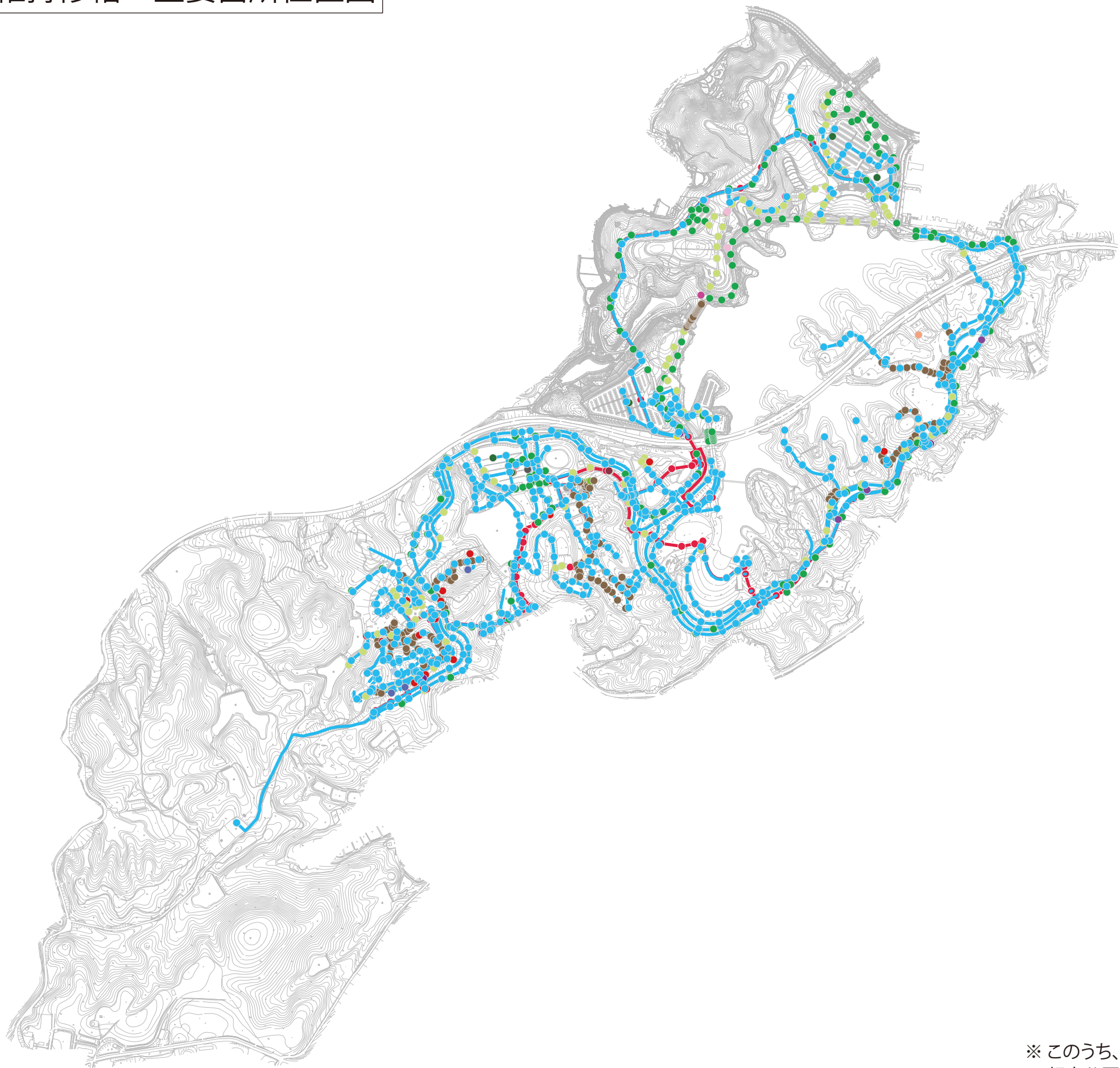


※ このうち、都市公園法第 5 条に基づく許可施設(範囲)及び
都市公園法 6 条に基づく占有施設(物件)は対象外とする。



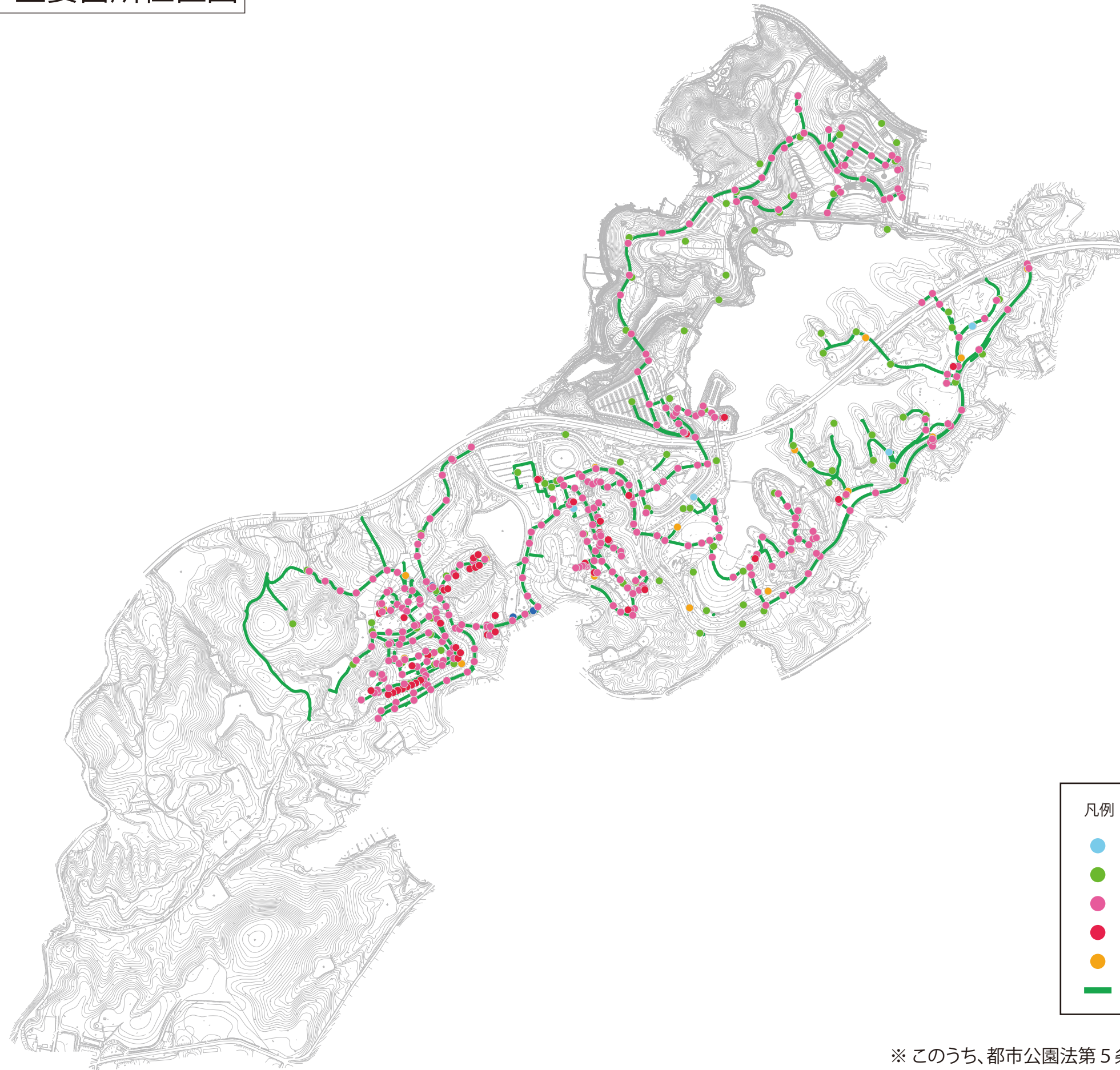


※ このうち、都市公園法第 5 条に基づく許可施設(範囲)及び
都市公園法 6 条に基づく占有施設(物件)は対象外とする。

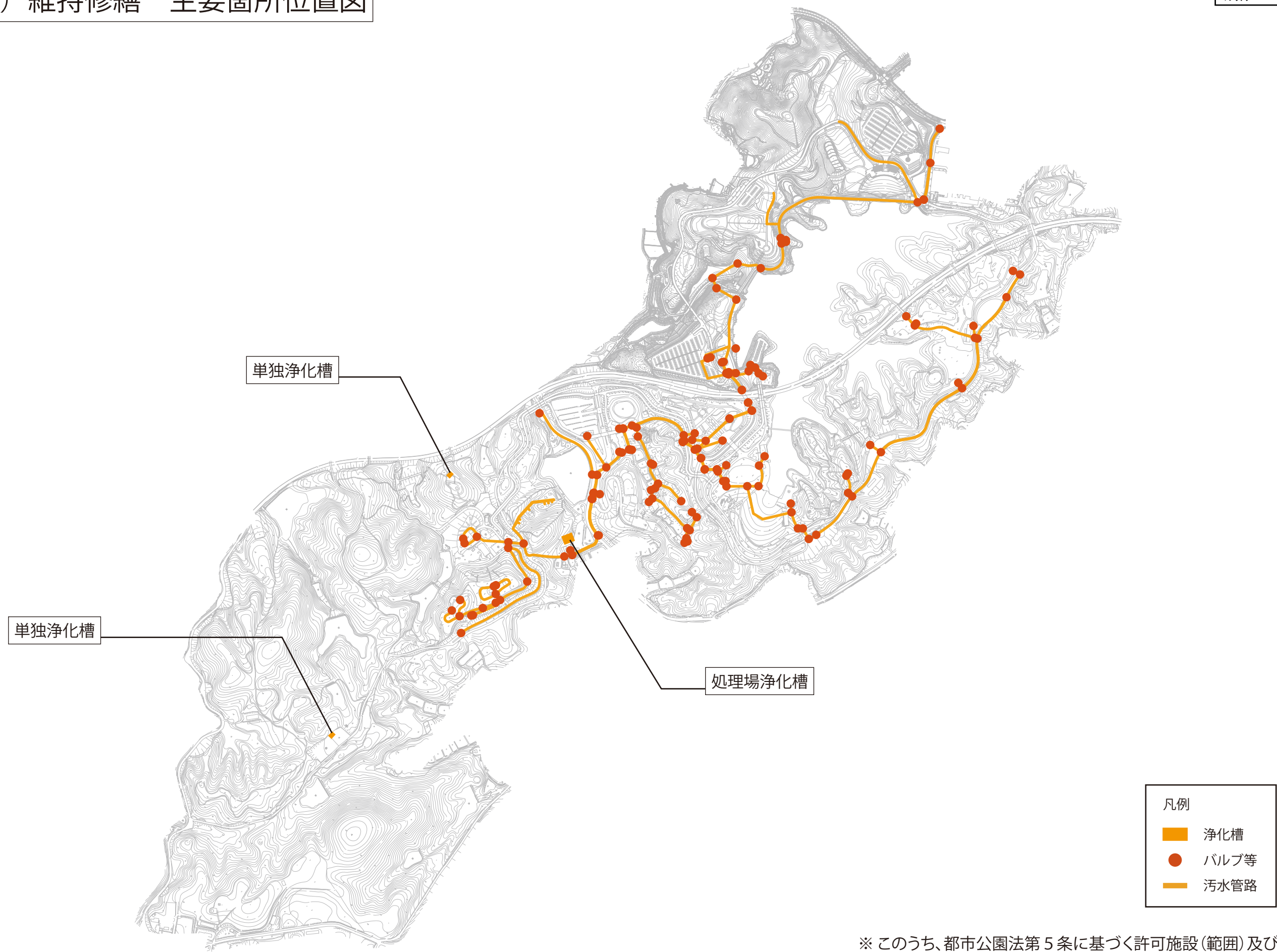


- 凡例
- イベント分電盤
 - ビオトープ分電盤
 - 分電盤
 - 拠点分電盤
 - 照明分電盤
 - 屋外端子盤 LMC
 - キャラバンサイトコンセント盤
 - テントサイトコンセント盤
 - 照明用変圧器盤
 - 車輛検知器
 - 受電施設
 - 地下道照明盤
 - 園路照明
 - ライトアップ照明
 - 道路照明
 - 駐車場照明
 - フットライト
 - 電光案内板
 - 駐車場電光案内板
 - ハンドホール（低圧用）
 - 低圧管路
 - ハンドホール（高圧用）
 - 高圧管路

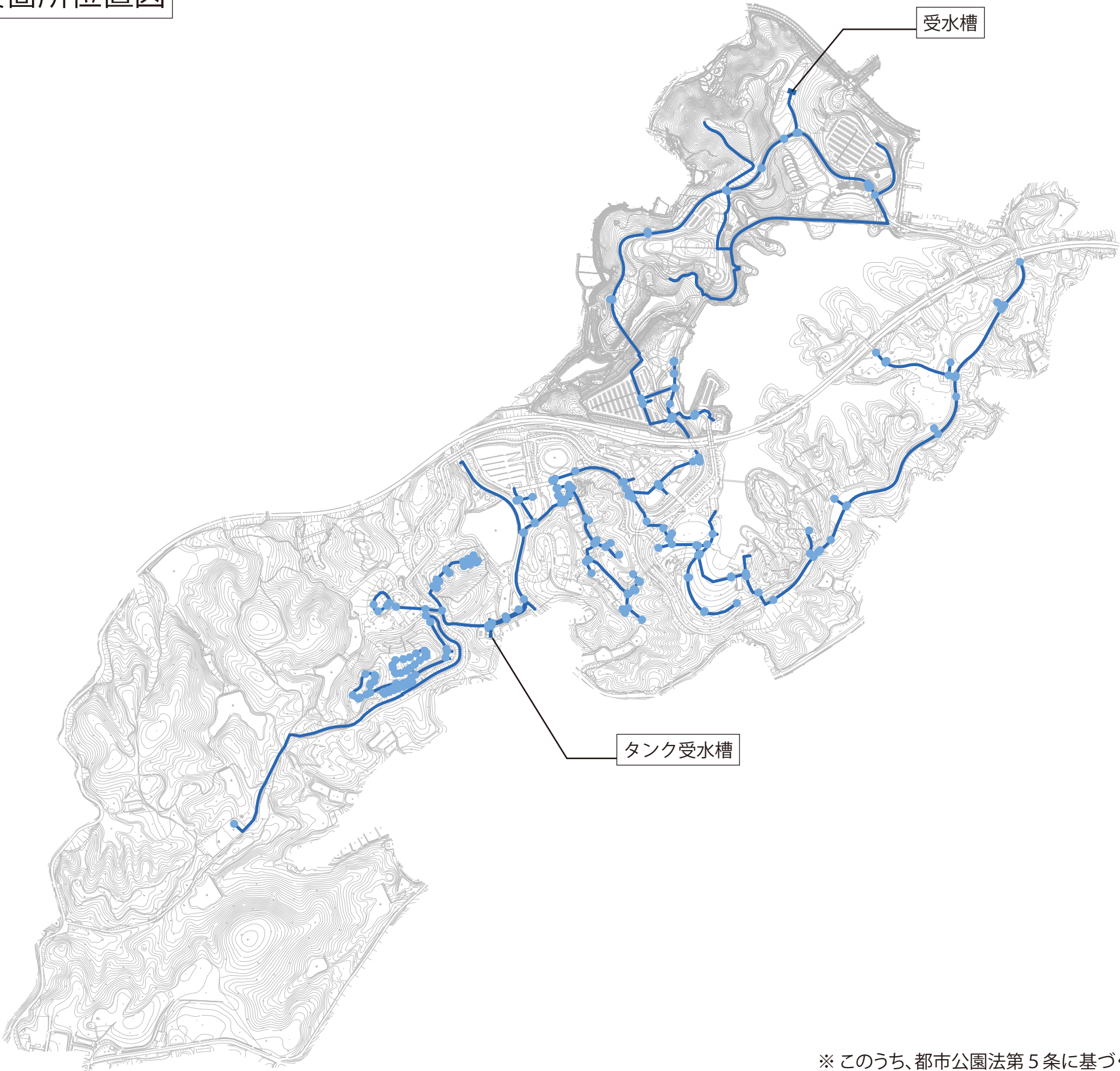
※ このうち、都市公園法第 5 条に基づく許可施設（範囲）及び
都市公園法 6 条に基づく占有施設（物件）は対象外とする。



※ このうち、都市公園法第5条に基づく許可施設（範囲）及び都市公園法6条に基づく占有施設（物件）は対象外とする。



※ このうち、都市公園法第5条に基づく許可施設(範囲)及び
都市公園法6条に基づく占有施設(物件)は対象外とする。



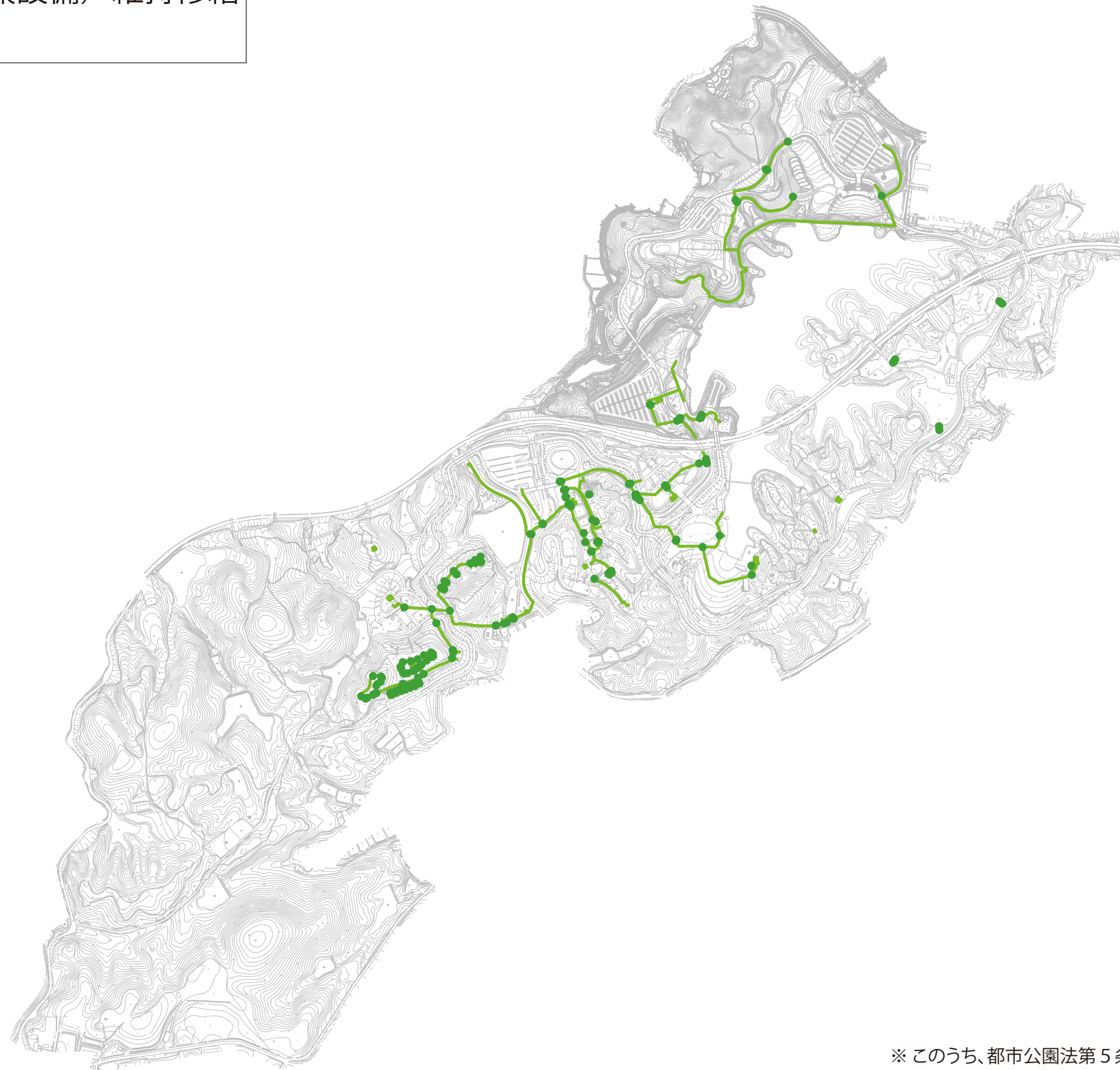
凡例

■	受水槽
●	バルブ等
—	上水管路

※ このうち、都市公園法第 5 条に基づく許可施設(範囲) 及び
都市公園法 6 条に基づく占有施設(物件) は対象外とする。

ポンプ設備（水循環設備）維持修繕
主要箇所位置図

別添－34



凡例

- ポンプ・水栓等
- 配水管路

※ このうち、都市公園法第5条に基づく許可施設（範囲）及び
都市公園法6条に基づく占有施設（物件）は対象外とする。

建物・工作物にかかる冬季対応

冬季において最低気温が氷点下-5℃以下となると水道管及びその周辺設備が凍結により破損するため、その対策を行う。

○エントランスセンター国兼

- ・2階レストラン用温水器の水抜き作業

冬季に同上設備を閉鎖する場合は、レストラン側の送水・給水バルブを閉鎖し、屋外機置き場の配管に設置されるドレンコックを開放し配管内の水抜きをする。

閉鎖期間

ウインターイルミネーション終了～春まつり開始

○つどいの里周辺水飲み

- ・つどいの里及びきゅうの森の水飲みの閉鎖

天気予報等により最低気温が氷点下-5℃以下を予想された場合は、つどいの里3か所及び、きゅうの森1か所の水飲みの給水バルブ閉鎖し、蛇口の撤去・キャップ敷設・サインの設置を行う。

閉鎖期間

12月中旬～4月初旬

○水遊び系遊具

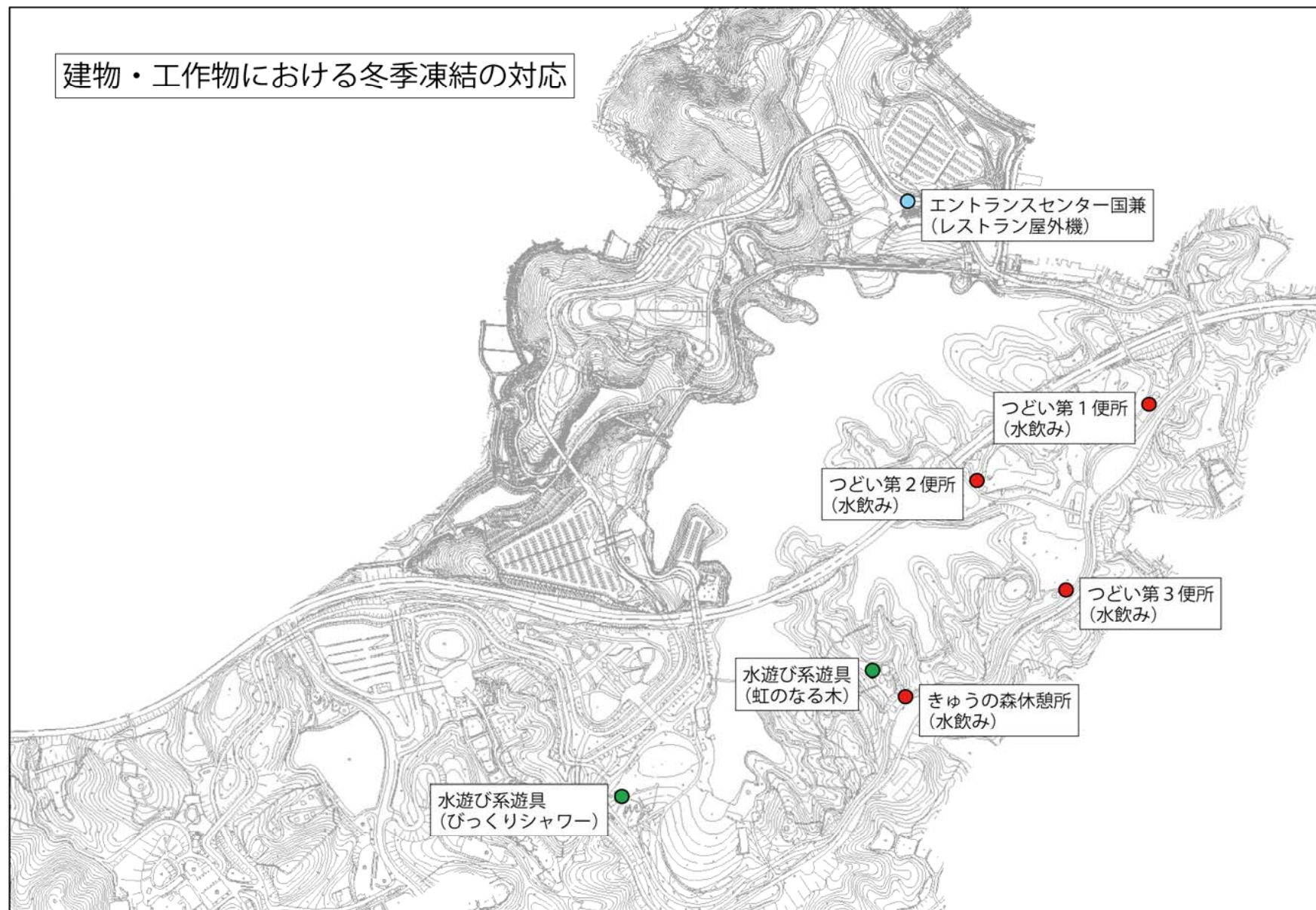
- ・びっくりシャワー及び虹のなる木の閉鎖

肌寒く感じるころより、きゅうの丘「びっくりシャワー」及びきゅうの森「虹のなる木」の給水バルブを閉鎖する。

閉鎖期間

秋まつり終了～ゴールデウィーク開始

建物・工作物における冬季凍結の対応

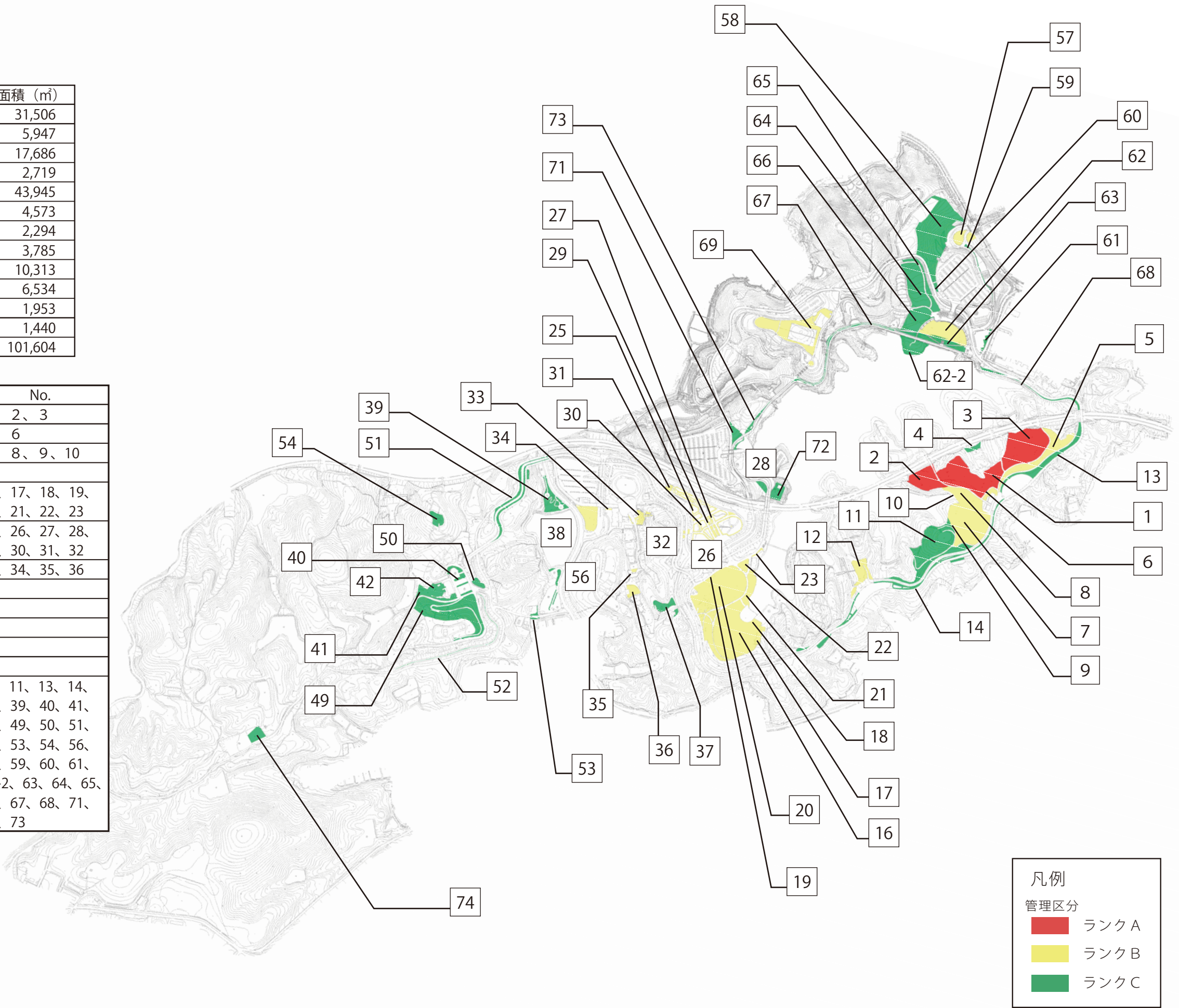


芝生管理区域図

芝生管理区域

ランク	エリア名	面積 (㎡)
A	グラウンド・ゴルフコース	31,506
	グラウンドゴルフクラブハウス周辺	5,947
B	スポーツ広場	17,686
	きゅうの森遊具周辺	2,719
	大芝生広場及び周辺	43,945
	花の広場周辺	4,573
	ひばの里周辺	2,294
	中入口前	3,785
	なし園周辺	10,313
	北入口湖畔広場	6,534
	北入口前ロータリー	1,953
	いこいの森広場	1,440
C	上記以外	101,604

ランク	エリア名	No.
A	グラウンド・ゴルフコース	1、 2、 3
B	グラウンドゴルフクラブハウス周辺	5、 6
	スポーツ広場	7、 8、 9、 10
	きゅうの森遊具周辺	12
	大芝生広場及び周辺	16、 17、 18、 19、 20、 21、 22、 23
	花の広場周辺	25、 26、 27、 28、 29、 30、 31、 32
	ひばの里周辺	33、 34、 35、 36
	中入口前	38
	なし園周辺	69
	北入口湖畔広場	62
	北入口前ロータリー	57
	いこいの森広場	74
C	上記以外	4、 11、 13、 14、 37、 39、 40、 41、 42、 49、 50、 51、 52、 53、 54、 56、 58、 59、 60、 61、 62-2、 63、 64、 65、 66、 67、 68、 71、 72、 73

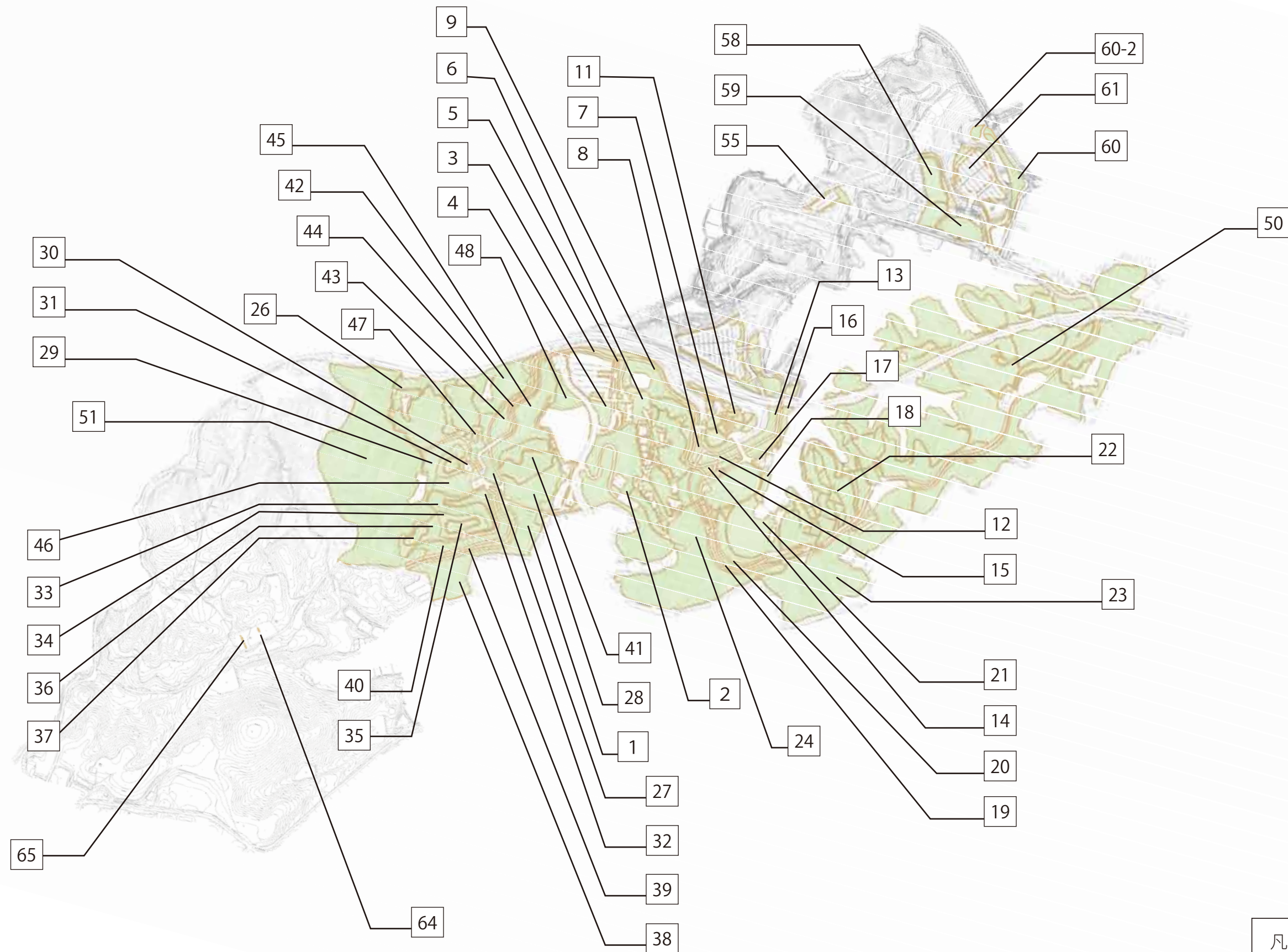


凡例

管理区分

- ランク A
- ランク B
- ランク C

中低木管理区域図



凡例

 低木

中低木管理数量表（樹種別）

エリア	樹種名	面積（㎡）	No.
寄植	アオキ	2	24
	アジサイ	6,022	2、24、26
	アベリア	996	2、3、4、16、19、22、28、32、38
	オオムラサキツツジ	104	40
	カンツバキ	16	2、48
	キリシマツツジ	452	2、4、6、19
	キンシバイ	159	48、60
	クチナシ	26	48、61
	クルメツツジ	328	55、57、59
	コクチナシ	174	22、61
	サツキツツジ	1,336	2、3、4、6、21、22、23、24、48、50、58、59
	シャリンバイ	73	2、19
	ジンチョウゲ	5	2
	セイヨウイワナンテン	40	59
	タニウツギ		
	チャノキ	101	55
	ドウダンツツジ	1,165	2、3、19、20、23、24、47、48、50、59、60、61
	トサミズキ	441	2、19、20、23
	ニシキギ	222	3、
	ハクチョウゲ	21	50
	ハコネウツギ		
	ヒイラギナンテン	26	48
	ヒサカキ	71	54、62
	ヒュウガミズキ	1,090	8、12、14、60、61
	ビョウヤナギ	942	3、48、61
	ヒラドツツジ	3,054	1、2、3、4、5、7、10、12、13、48、50、55、61
	フィリフィラオーレア	139	60
	ベニバナシャリンバイ	45	59
	マメツゲ	64	24、25
	ミツバツツジ	5,200	2、8、9、12、14、19、20、24
	ミヤギノハギ	237	2
	ヤブラン・ギボウシ	112	60
	ヤマツツジ	741	2、19、20、58、59
	ヤマブキ	1,180	19、20、24、30、36、41、46、61
	ユキヤナギ	2,902	3、7、8、9、14、15、19、22
	ユキヤナギ●	1,080	23、50
	リシマキア	58	7、60
	レンギョウ	4,108	9、10、14、15、20、46
	レンギョウ●		
	レンゲツツジ		
エリア計（寄植）		32,732	
生垣	アラカシ	160	10、24
	キンモクセイ	23	3
	シラカシ	179	59、60、61
	ナワシログミ	5	24
	ヒイラギモクセイ	5	50
	ヒラドツツジ	1,959	7、10、12、13、52、61
	ムクゲ	48	30、31、36
	レッドロビン	831	2、7、12、13、24、26、40、44、47、50、55、64、65
エリア計（生垣）		3,210	
単木	アキグミ	26	58、59
	ウツギ	78	51、58
	ガマズミ	37	58、59
	シモツケ	37	58、59
	シロモジ	15	58
	タマイブキ	47	24
	ヒサカキ	1	54
	ヒュウガミズキ	93	51、55、58、59、61
	ボケ	23	55
	ミツバツツジ	41	55
	ミツマタ	202	2、19、20、24
	ヤマハギ	101	51、58、59
	ユキヤナギ	23	58、59
	ユスラウメ	51	55
	レンギョウ		
	碎石地	104	61
	エリア計（単木）	879	
エリア合計		36,821	

高木管理区域図



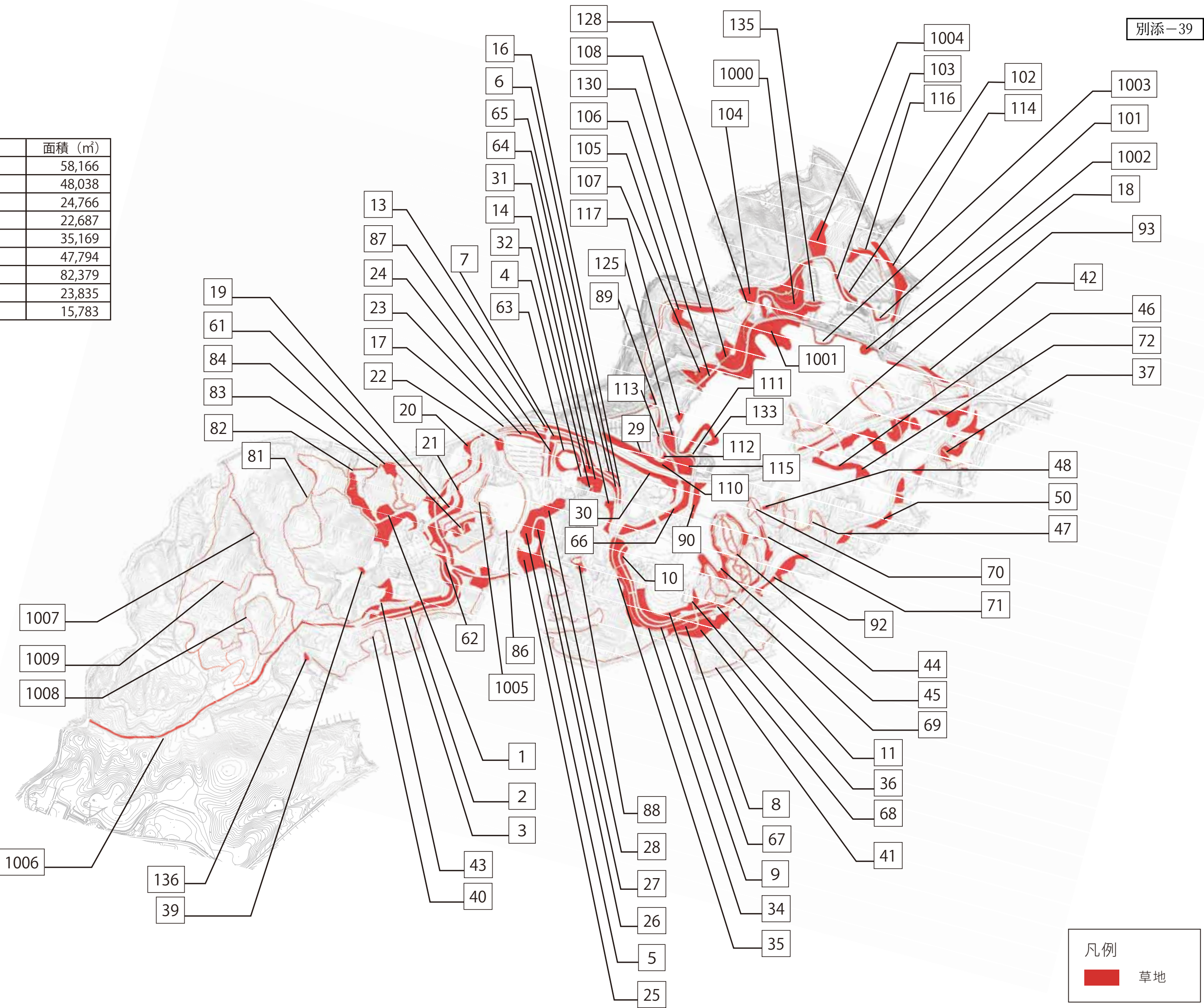
凡例

	高木
---	----

草地管理区域図

草地管理区域

No.	エリア名	面積 (㎡)
1	みのりの里	58,166
2	つどいの里	48,038
3	ひばの里	24,766
4	中の広場	22,687
5	花の広場	35,169
6	大芝生広場	47,794
7	備北オートビレッジ	82,379
8	北入口	23,835
9	いこいの森	15,783



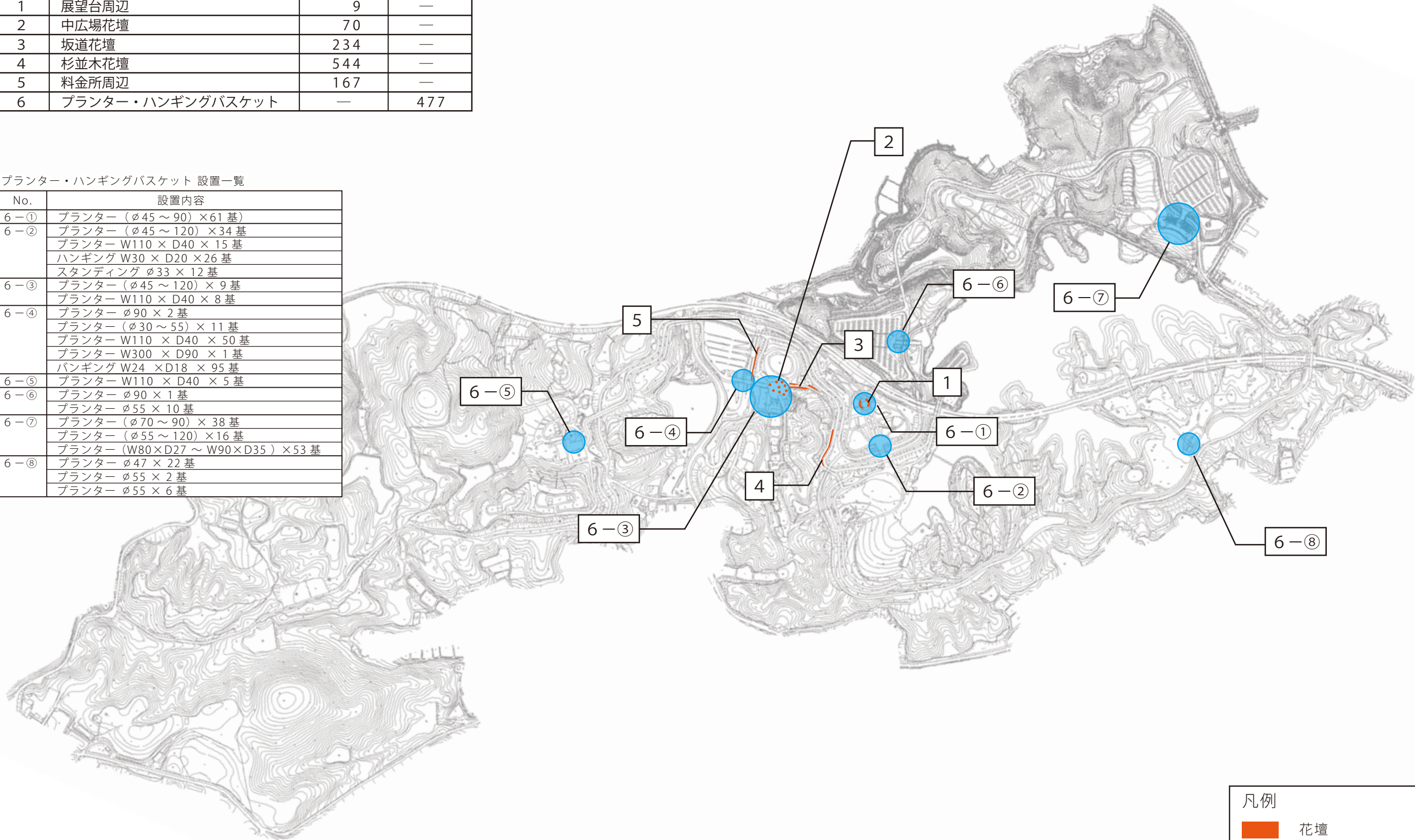
花壇管理区域図

花壇管理区域

No.	エリア名	面積（㎡）	数量（基）
1	展望台周辺	9	—
2	中広場花壇	70	—
3	坂道花壇	234	—
4	杉並木花壇	544	—
5	料金所周辺	167	—
6	プランター・ハンギングバスケット	—	477

プランター・ハンギングバスケット 設置一覧

No.	設置内容
6－①	プランター（φ45～90）×61基
6－②	プランター（φ45～120）×34基
	プランター W110 × D40 × 15基
	ハンギング W30 × D20 × 26基
	スタンディング φ33 × 12基
6－③	プランター（φ45～120）×9基
	プランター W110 × D40 × 8基
6－④	プランター φ90 × 2基
	プランター（φ30～55）×11基
	プランター W110 × D40 × 50基
	プランター W300 × D90 × 1基
	ハンギング W24 × D18 × 95基
6－⑤	プランター W110 × D40 × 5基
6－⑥	プランター φ90 × 1基
	プランター φ55 × 10基
6－⑦	プランター（φ70～90）×38基
	プランター（φ55～120）×16基
	プランター（W80×D27～W90×D35）×53基
6－⑧	プランター φ47 × 22基
	プランター φ55 × 2基
	プランター φ55 × 6基



凡例

花壇

プランター
ハンギングバスケット

花畑管理区域図

花畑管理区域

No.	エリア名	面積 (㎡)
1	花の広場	16,488
2	北斜面	3,882
合計	—	2,0370



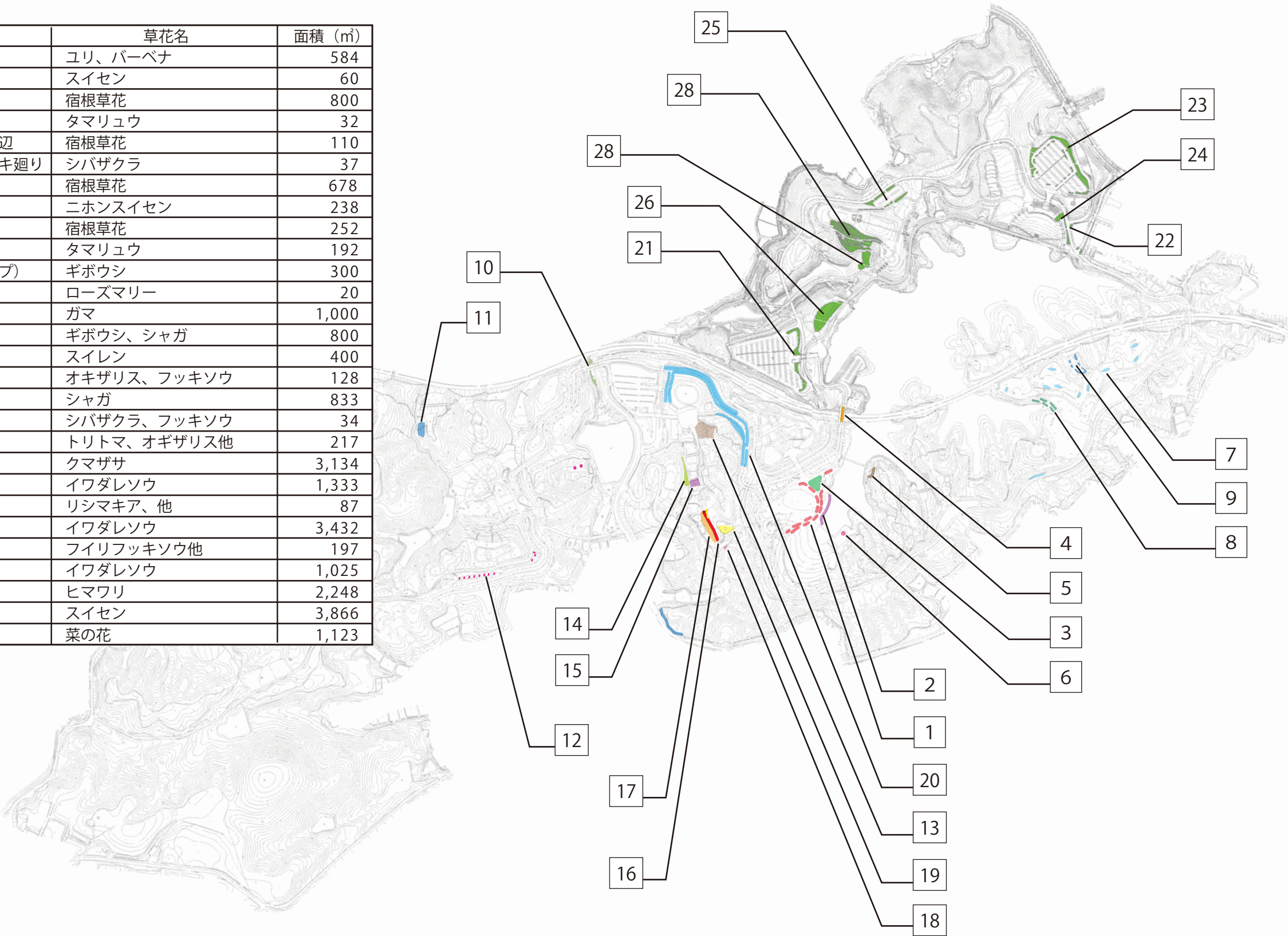
凡例

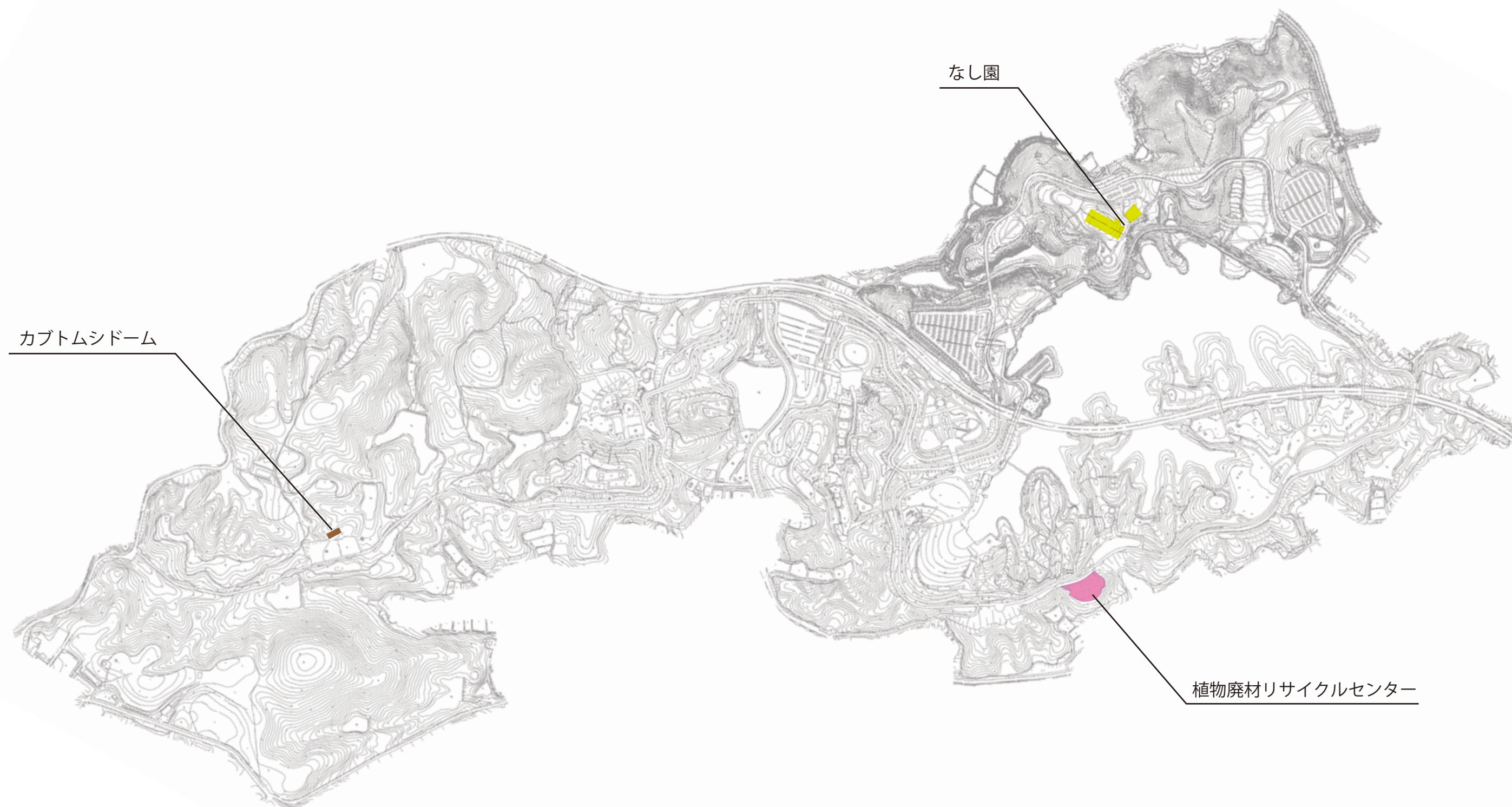
	花の広場
	北斜面

草花管理区域図

草花管理区域

No.	エリア名	草花名	面積 (㎡)
1	大芝生広場 宿根ボーダー	ユリ、バーベナ	584
2	大芝生広場 湖畔レストハウス脇	スイセン	60
3	大芝生広場 湖畔レストハウス前	宿根草花	800
4	大芝生広場 国兼跨道橋	タマリユウ	32
5	林間アスレチック つどい橋展望台周辺	宿根草花	110
6	林間アスレチック 林間休憩所前ケヤキ廻り	シバザクラ	37
7	つどいの里 グラウンドゴルフコース	宿根草花	678
8	つどいの里 スポーツ広場斜面	ニホンスイセン	238
9	つどいの里 ビオガーデン	宿根草花	252
10	無料開園区	タマリユウ	192
11	星の里 木もれびの里周辺 (ビオトープ)	ギボウシ	300
12	星の里 コテージ周辺	ローズマリー	20
13	ひばの里 棚田	ガマ	1,000
14	ひばの里 桜並木園路沿い	ギボウシ、シャガ	800
15	ひばの里 新池	スイレン	400
16	ひばの里 神楽殿前園路沿い	オギザリス、フッキソウ	128
17	ひばの里 神楽殿前園路斜面	シャガ	833
18	ひばの里 たたら鉄工房前	シバザクラ、フッキソウ	34
19	ひばの里 たたら鉄工房前高台	トリトマ、オギザリス他	217
20	中の広場 杉並木下	クマザサ	3,134
21	第二駐車場	イワダレソウ	1,333
22	北入口ロータリー他	リシマキア、他	87
23	第五駐車場	イワダレソウ	3,432
24	湖畔広場	フィリフッキソウ他	197
25	果樹ガーデン	イワダレソウ	1,025
26	ひまわり畑	ヒマワリ	2,248
27	スイセンガーデン	スイセン	3,866
28	スイセンガーデン下	菜の花	1,123





注) カブトムシドームは、H24年4月21日オープン

みのりの里 ナシ園管理マニュアル（案）

ナシ園の位置図

- ・庄原実業高校の実習園として、主に昭和 40 年に植え付けられた 40 年生の木で構成。
- ・下図の 72 本を活用する計画。24 本が二十世紀、ついで赤ナシの幸水が 22 本、豊水が 11 本、青ナシの八雲が 7 本、その他秀玉、新星、新高、長十郎、中国梨、品種不明の幼木がある。
- ・ナシの花の見頃は 4 月中旬。H16 年は 4 月 13 日頃、H17 年は 4 月 20 日頃、H18 年は 4 月 25 日頃、平成 23 年は 4 月 26 日頃に満開。園内ではスイセン、ソメイヨシノは散った後であり、遅咲きのサクラ(白妙など)、カスミザクラ、コバノミツバツツジの満開期と重なる。



年間管理計画

■管理目標

①樹勢を健全に保つことを大前提に、できるだけ管理労力を低減し、果実の数の確保に努める。

■管理内容

管理項目	時期	内容	
		二十世紀区	幸水区
		基本的な考え方： 花を多めに咲かせ、果実も収穫まで実らせ、体験活動やボランティア活動を積極的に展開する。目標収穫数 7,000 個（72 本総計）	基本的な考え方： 花を多めに咲かせ、果実も収穫まで実らせ、体験活動やボランティア活動を積極的に展開する。目標収穫数 7,000 個（72 本総計）
霜害対策	4 月中旬（開花期）	遅霜による花序の組織破壊を防止し、果房の結実数を確保する。 中水を利用し、棚上に敷設したパイプ（総延長 480m）と 58 基のスプリンクラーを別紙「なしの霜害対策実施判断基準」に基づき実施する。（タイマー設定）	遅霜による花序の組織破壊を防止し、果房の結実数を確保する。 中水を利用し、棚上に敷設したパイプ（総延長 480m）と 58 基のスプリンクラーを別紙「なしの霜害対策実施判断基準」に基づき実施する。（タイマー設定）
摘蕾	4 月上旬（開花直前）	貯蔵養分の無駄な消耗をなくし、初期生育を促し、樹勢回復や大玉生育を図る。 1 花房に 6～9 個付いたつぼみを、3～4 個程度に選抜する。 土壌改良、施肥、摘果を行えば樹勢に影響無い。 本公園では、花を多く咲かせるため行っていない。	貯蔵養分の無駄な消耗をなくし、初期生育を促し、樹勢回復や大玉生産を図る。 1 花房に 6～9 個付いたつぼみを、3～4 個程度に選抜する。 土壌改良、施肥、摘果を行えば樹勢に影響無い。 本公園では、花を多く咲かせるため行っていない。
受粉	4 月中旬（開花期）～5 月上旬	受粉を促し着果数を確保する。 西洋ミツバチの巣箱（約 10,000 匹/箱）1 箱を高さ 1.8m□1.8m 角の合板で覆い設置。	受粉を促し着果数を確保する。 西洋ミツバチの巣箱（約 10,000 匹/箱）1 箱を高さ 1.8m□1.8m 角の合板で覆い設置。
芽かき （花芽整理）	5 月上旬～下旬	貯蔵養分の無駄な消耗をなくし、幼果や葉の初期生育を促し、良質な結果枝をつくる。 下記の部位について、芽かきを行う。 ① 主枝、亜主枝を中心とし枝の背面から直上する芽 ② 枝の先端から新梢が 2 本伸びている場合、長いほうを残し 1 本とする ③ マチ枝の不要な枝 ④ 枝の切り口から発生する直上した芽 ⑤ 側枝の基部から発生している芽 本公園では、樹勢衰退を防止するため行っていない。	貯蔵養分の無駄な消耗をなくし、幼果や葉の初期生育を促し、良質な結果枝をつくる。 下記の部位について、芽かきを行う。 ① 主枝、亜主枝を中心とし枝の背面から直上する芽 ② 枝の先端から新梢が 2 本伸びている場合、長いほうを残し 1 本とする ③ マチ枝の不要な枝 ④ 枝の切り口から発生する直上した芽 ⑤ 側枝の基部から発生している芽 本公園では、樹勢衰退を防止するため行っていない。
摘果	5 月上旬～下旬	貯蔵養分の無駄な消耗をなくし、大玉生育を図る。 通常は 2 果房 1 果だが、果実数を抑えるため 5 果房 1 果に選抜する。	貯蔵養分の無駄な消耗をなくし、大玉生育を図る。 通常は 3 果房 1 果だが、果実数を抑えるため 5 果房 1 果に選抜する。
薬剤散布	3 月上旬～8 月下旬	病虫害の予防・対処のため、薬剤を散布する。（別紙防除暦参照）	病虫害の予防・対処のため、薬剤を散布する。（別紙防除暦参照）
袋かけ	5 月下旬～6 月上旬	二十世紀、八雲他 48 本全てを対象に黒斑病等の予防のため袋かけを行う。	幸水、豊水他 24 本全てを対象に黒斑病等の予防のため袋かけを行う。
夏季剪定・誘引	7 月下旬	徒長枝による貯蔵養分の無駄な消耗をなくし、樹勢バランスを整える。 主枝や亜主枝の上面の枝は徒長枝となるため基部より剪定する。 強剪定による樹勢衰退、直射日光による主枝等の障害に配慮する。 本公園では、樹勢衰退を防止するため十分生育状況を観察し、施工の是非を判断する必要がある。（平成 22、23 年は実施していない。）	徒長枝による貯蔵養分の無駄な消耗をなくし、樹勢バランスを整える。 幸水の長果枝を育成するため、伸長した新梢を 45℃に誘引しておく。 主枝や亜主枝の上面の枝は徒長枝となるため基部より剪定する。 強剪定による樹勢衰退、直射日光による主枝等の障害に配慮する。 本公園では、樹勢衰退を防止するため十分生育状況を観察し、施工の是非を判断する必要がある。（平成 22、23 年は実施していない。）
防鳥ネット・電気柵器・金網設置	6 月中旬～収穫期	カラスによる食害を防止するため防鳥ネットで覆う。 マミ（アナグマ）による食害を防止するため側面ポリエチレンネット内側に電気柵器・ワイヤー（2 段・夜間通電）で囲む。	カラスによる食害を防止するため防鳥ネットで覆う。 マミ（アナグマ）による食害を防止するため側面ポリエチレンネット外側に亀甲金網（高さ 30～50cm）で囲む。
灌水	5 月中旬～8 月上旬	必ずしも必要ない。干ばつがひどければ霜害対策用スプリンクラーを稼働させる。	必ずしも必要ない。干ばつがひどければ霜害対策用スプリンクラーを稼働させる。
草刈り	①5 月下旬、②6 月下旬	害虫の温床となる雑草を刈り払い、集草し園外搬出する。①～⑤の時期を目安に、体験イ	害虫の温床となる雑草を刈り払い、集草し園外搬出する。①～⑤の時期を目安に、体

	③7月下旬、④8月下旬 ⑤9月中旬	ベント等で来園者を入れる前に刈るように調整する。					験イベント等で来園者を入れる前に刈るように調整する。																																								
収穫	8月下旬～9月下旬	果実を適期に収穫する。 ①8月下旬・9月上旬は、八雲。②9月中旬は、幸水・豊水・新星・二十世紀・長十郎。 ③9月下旬は、二十世紀、新高、中国梨 ただし落果が多くなりスズメバチが来るため、落果の処理を徹底する。					果実を適期に収穫する。 ②9月中旬は、幸水・豊水 ただし落果が多くなりスズメバチが来るため、落果の処理を徹底する。																																								
施肥	①追肥 5月下旬②秋肥 9月中旬③礼肥 11月中旬 ④元肥 3月中旬	肥料切れや翌年への貯蔵養分の蓄積を促進するとともに樹勢回復を図る。 幹周り(15m2/本)に普通化成肥料、マグネシウム肥料を表面散布する。					肥料切れや翌年への貯蔵養分の蓄積を促進するとともに樹勢回復を図る。 幹周り(15m2/本)に普通化成肥料、マグネシウム肥料を表面散布する。																																								
		<table><tr><td>品名</td><td>規格</td><td>単位</td><td>数量</td><td>(袋数)</td><td>摘要</td></tr><tr><td>果樹有機 887</td><td>20Kg</td><td>K g</td><td>237.6</td><td>12</td><td>N:P:K=8:8:7</td></tr><tr><td>マルチサポート 1号</td><td>20Kg</td><td>K g</td><td>172.8</td><td>9</td><td>マグネシウム肥料</td></tr></table>					品名	規格	単位	数量	(袋数)	摘要	果樹有機 887	20Kg	K g	237.6	12	N:P:K=8:8:7	マルチサポート 1号	20Kg	K g	172.8	9	マグネシウム肥料																							
品名	規格	単位	数量	(袋数)	摘要																																										
果樹有機 887	20Kg	K g	237.6	12	N:P:K=8:8:7																																										
マルチサポート 1号	20Kg	K g	172.8	9	マグネシウム肥料																																										
		※幸水区共																																													
剪定・誘引	11月下旬～12月下旬	枝の剪定・誘引。花芽の整理。落葉直後から年内にかけて実施。 ・樹冠の骨格部分（主枝、垂主枝）を確認し、骨格部分から剪定する。 ・側枝の生長を促すよう骨格部分の先端は強く切り戻す。 ・側枝は重ならないよう 30～50cm 程度間隔が保持できるよう剪定・誘引する。 ・剪定した枝は健全な葉芽を残す。 ・骨格部分の上面の枝は伸長すると葉芽ばかりになるので、バランスがとれるよう基部から剪定するか誘引する。 ・側枝の芽は上面や下面からでたものを優先的に剪定する。(20cm 程度の間隔) ・罹病した芽「ぼけ芽」は切除する。(黒っぽくなり皮がゆるんだもの) ・直径 1cm 程度以上の剪定切口には癒合剤(トップジン M ペースト)を塗布する。					枝の剪定・誘引。花芽の整理。落葉直後から年内にかけて実施。 ・樹冠の骨格部分（主枝、垂主枝）を確認し、骨格部分から剪定する。 ・側枝の生長を促すよう骨格部分の先端は強く切り戻す。 ・側枝は重ならないよう 30～50cm 程度間隔が保持できるよう剪定・誘引する。 ・剪定した枝は健全な葉芽を残す。 ・骨格部分の上面の枝は伸長すると葉芽ばかりになるので、バランスがとれるよう基部から剪定するか誘引する。 ・側枝の芽は上面や下面からでたものを優先的に剪定する。(20cm 程度の間隔) ・罹病した芽「ぼけ芽」は切除する。(黒っぽくなり皮がゆるんだもの) ・直径 1cm 程度以上の剪定切口には癒合剤(トップジン M ペースト)を塗布する。																																								
落葉埋没	1月	溝を幅 60cm 深さ 50cm 掘り、刈草、落葉をかき集めて埋没。					溝を掘り、刈草、落葉をかき集めて埋没。																																								
土壌改良		溝に土壌改良材・肥料を現地土と十分攪拌し埋め戻す。 <table><tr><td>品名</td><td>規格</td><td>単位</td><td>数量</td><td>(袋数)</td><td>摘要</td></tr><tr><td>粒状 BM ようりん</td><td>20Kg</td><td>K g</td><td>122.4</td><td>7</td><td>燐酸肥料</td></tr><tr><td>サンライム(粉)</td><td>20Kg</td><td>K g</td><td>309.6</td><td>16</td><td>カキ殻</td></tr><tr><td>油粕</td><td>20Kg</td><td>K g</td><td>201.6</td><td>11</td><td>菜種油粕肥料</td></tr><tr><td>バーク堆肥</td><td>植物性廃棄物流用</td><td>K g</td><td>10080</td><td>2m3</td><td>有機質</td></tr><tr><td>アヅミン</td><td>20Kg</td><td>K g</td><td>28.8</td><td>2</td><td>腐食酸苦土肥料</td></tr></table>					品名	規格	単位	数量	(袋数)	摘要	粒状 BM ようりん	20Kg	K g	122.4	7	燐酸肥料	サンライム(粉)	20Kg	K g	309.6	16	カキ殻	油粕	20Kg	K g	201.6	11	菜種油粕肥料	バーク堆肥	植物性廃棄物流用	K g	10080	2m3	有機質	アヅミン	20Kg	K g	28.8	2	腐食酸苦土肥料	溝に土壌改良材・肥料を現地土と十分攪拌し埋め戻す。				
品名	規格	単位	数量	(袋数)	摘要																																										
粒状 BM ようりん	20Kg	K g	122.4	7	燐酸肥料																																										
サンライム(粉)	20Kg	K g	309.6	16	カキ殻																																										
油粕	20Kg	K g	201.6	11	菜種油粕肥料																																										
バーク堆肥	植物性廃棄物流用	K g	10080	2m3	有機質																																										
アヅミン	20Kg	K g	28.8	2	腐食酸苦土肥料																																										
		※幸水区共																																													

なし園における霜害対策として、散水氷結法（夜間散水）により作物体の気温を0℃程度に維持するものとする。

※散水氷結法とは、水が氷に凍結するときに水1 gにつき80 calの放出する熱（潜熱）を利用して、0℃以下にならないようにすることで霜害を防ぐ方法です。

散水の実施判断基準は以下の①から③のとおりとし、全ての条件に該当する場合とする。

- ① 17時時点で気象庁広島地方気象台から広島県庄原市に「霜注意報」※¹が発令されている。
- ② 17時発表の広島県庄原市の翌日の最低気温予報（気象庁広島地方気象台）がマイナス1℃以下の場合。
- ③ 13時発表の霜予測（Yahoo JAPAN 天気予報のコンテンツ）で翌朝が「注意」、「警戒」のいずれかに当公園エリアが該当する場合。

※散水を開始する時間帯の設定

天気予報で庄原市の気温が0℃以下となると推定される時点。

※散水を停止する時間帯の設定

気温がプラスに転じて0℃以上に上昇して花序に付着した氷が溶けると推定される時点。

※1・・・別添「警報・注意報発表基準一覧表」参照

（広島市中区で気温4℃以下）

○薬剤散布については、樹勢や病害虫の発生状況等を確認しながら、以下のなし病害虫防除歴を参考に適宜散布する。

なし病害虫防除暦（案）

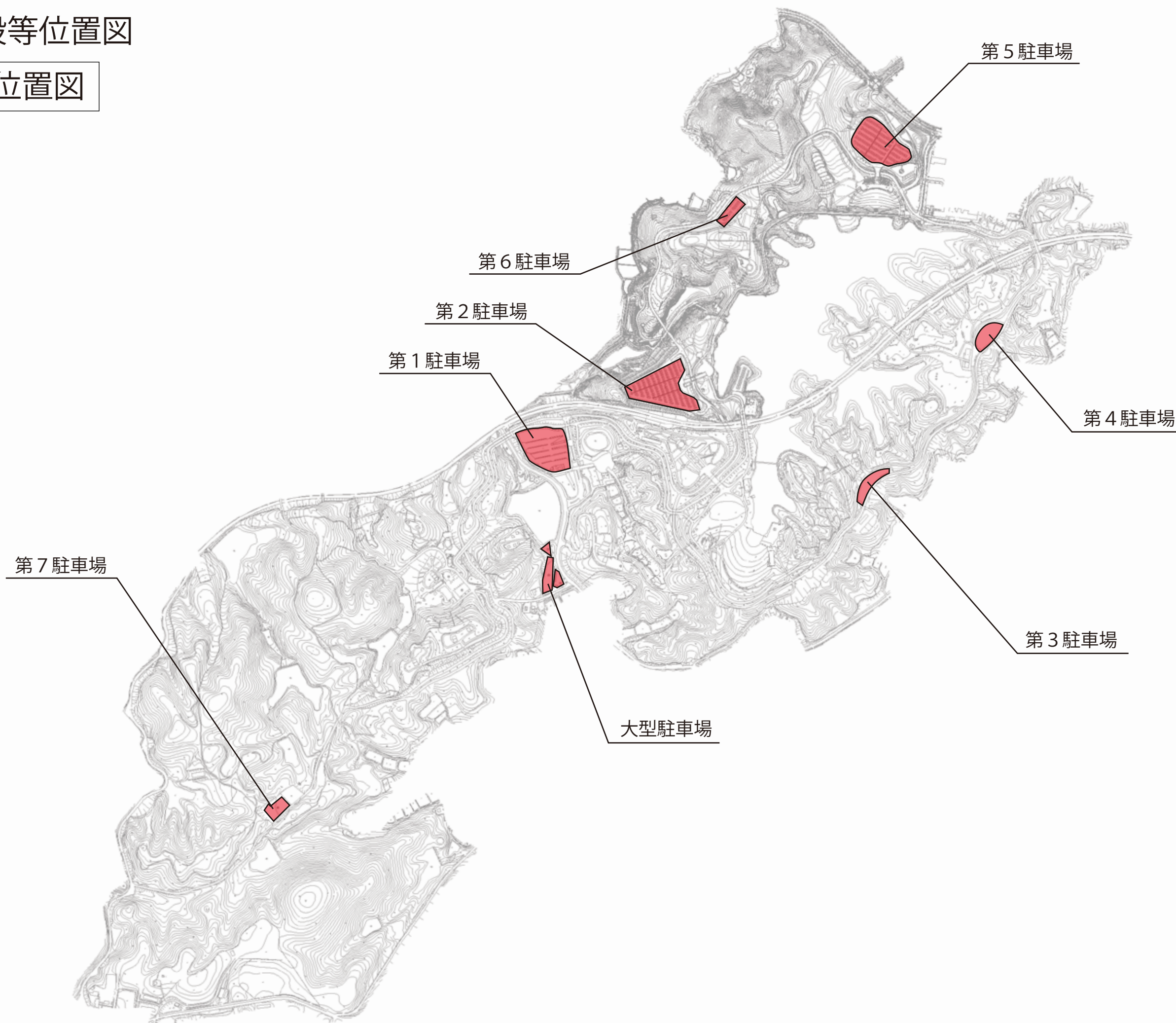
月	旬	生育状況	この時期発生する病害虫	薬剤等	希釈倍率	注意事項
3	上		ハダニ類	ハーベストオイル	50 倍	
	下	りんぼうが ゆるむ前	黒班病	アントラコール顆粒水和剤	500 倍	○黒班病、黒星病の被害芽は除去し、必ず園外へ持ち出し 処分すること。
4	上	りんぼう脱 落直前	黒班病 黒星病 ハマキムシ類 シンクイムシ類	デランフロアブル サイアノックス水和剤	1000 倍 1000 倍	○黒班病は雨によって感染するので雨の直前に散布する。 ○デランフロアブルは皮膚かぶれが問題になることがある ので注意する。
	中	開花前	黒班病 黒星病 ハダニ類	ジアリン水和剤 テデオン水和剤	600 倍 600 倍	
		開花 5 分咲 き	黒班病 黒星病 赤星病	チオノックフロアブル	500 倍	
	下	交配終了後	黒班病 黒星病 赤星病	キノンドーフロアブル スコア顆粒水和剤	1000 倍 4000 倍	○赤星病、黒星病の発生は雨と深い関係があるので天気予 報に注意し雨の前に散布する。 ○ケムシ類にはファイブスター顆粒水和剤 1000 倍液を散 布する。
		落花期	黒班病 黒星病 赤星病 シンクイムシ類	オキサシン水和剤 ラービン水和剤 75	1000 倍 1500 倍	
5	上	摘果期	黒班病 クワコナカイガラムシ	キノンドーフロアブル ダイアジノン水和剤 34	800 倍 1000 倍	○黒班病はめしべ感染が多いためめしべを取り除く。 ○黒班病の重点防除期であるので袋かけは薬剤散布後でき るだけ早く行う。 ○クワコナカイガラムシはこの時期よりふ化し葉の裏、短 果枝、枝の切口などに寄生しているので徹底的に防除する。 ○赤星病がみられたらバイレトン水和剤 1000 倍液を散布 する。 ○ワタアブラムシの発生がみられたらウララ DF2000 倍液 を散布する。
			黒班病 黒星病	ユニックス顆粒水和剤 47	2000 倍	
	中		黒班病 クワコナカイガラムシ シンクイムシ類	ポリオキシ AL 水和剤 キノンドーフロアブル ダイアジノン水和剤 34	1000 倍 800 倍 1000 倍	
			黒班病 黒星病 カンザワハダニ ニセナシサビダニ	ジアリン水和剤 コテツフロアブル	600 倍 3000 倍	
	下					

6	上	袋かけ前	黒班病 黒星病 ハマキムシ類	チオノックフロアブル ダーズバン DF	500 倍 3000 倍	○ハダニ類発生園ではニッソラン水和剤 2000 倍液を散布すること。 ○裸果（主に受粉樹）を処分する。 ○黒班病の胞子形成最盛期なので新梢と袋に重点をおいて散布する。 ○クワコナカイガラムシとナシヒメシンクイの発生期であるので注意する。
	中	袋かけ中	黒班病 黒星病 輪紋病 ニセナシサビダニ	ナリア WDG ハチハチフロアブル	2000 倍 2000 倍	
	下	袋かけ後	黒班病 黒星病 クワコナカイガラムシ	アントラコール顆粒水和剤 ダーズバン DF	500 倍 3000 倍	
7	上	枝の伸長停止	黒班病 輪紋病 クワコナカイガラムシ シンクイムシ類	ベルクートフロアブル スプラサイド水和剤	1500 倍 1500 倍	○ハダニ類発生園ではコロマイト乳剤 1500 倍液を散布する。 ○ハダニ類は下草が発生源となるので草刈を励行する。
	下		黒班病 輪紋病 クワコナカイガラムシ	アリエッティ C 水和剤 ダーズバン DF	800 倍 3000 倍	
	下～上		黒班病 輪紋病 カメムシ類	アリエッティ C 水和剤 アルバリン顆粒水溶液	800 倍 2000 倍	
8	中		黒班病 シンクイムシ類 カメムシ類 ハマキムシ類	キノンドーフロアブル MR ジョーカー水和剤	800 倍 2000 倍	○ハダニ類発生園ではマイトコーネフロアブル 1500 倍液を散布する。
8	中		黒班病 ハダニ類	ベルクートフロアブル カネマイトフロアブル	1500 倍 1500 倍	
	下		黒班病 黒星病 カメムシ類	ストロビードライフロアブル アグロスリン水和剤	3000 倍 2000 倍	○ハマキムシ類とシンクイムシ類を同時防除できる。

収益施設等位置図

駐車場位置図

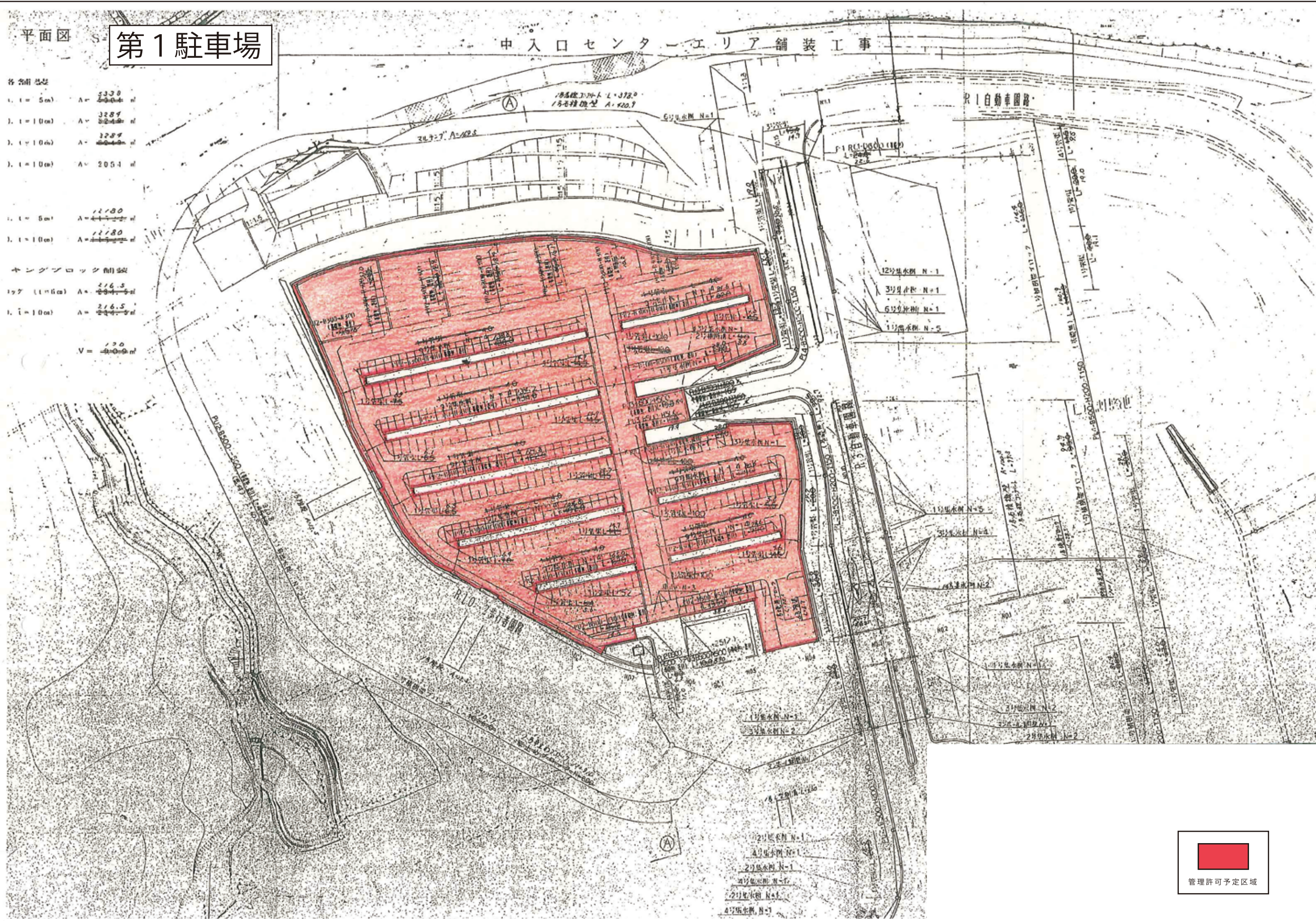
別添－45



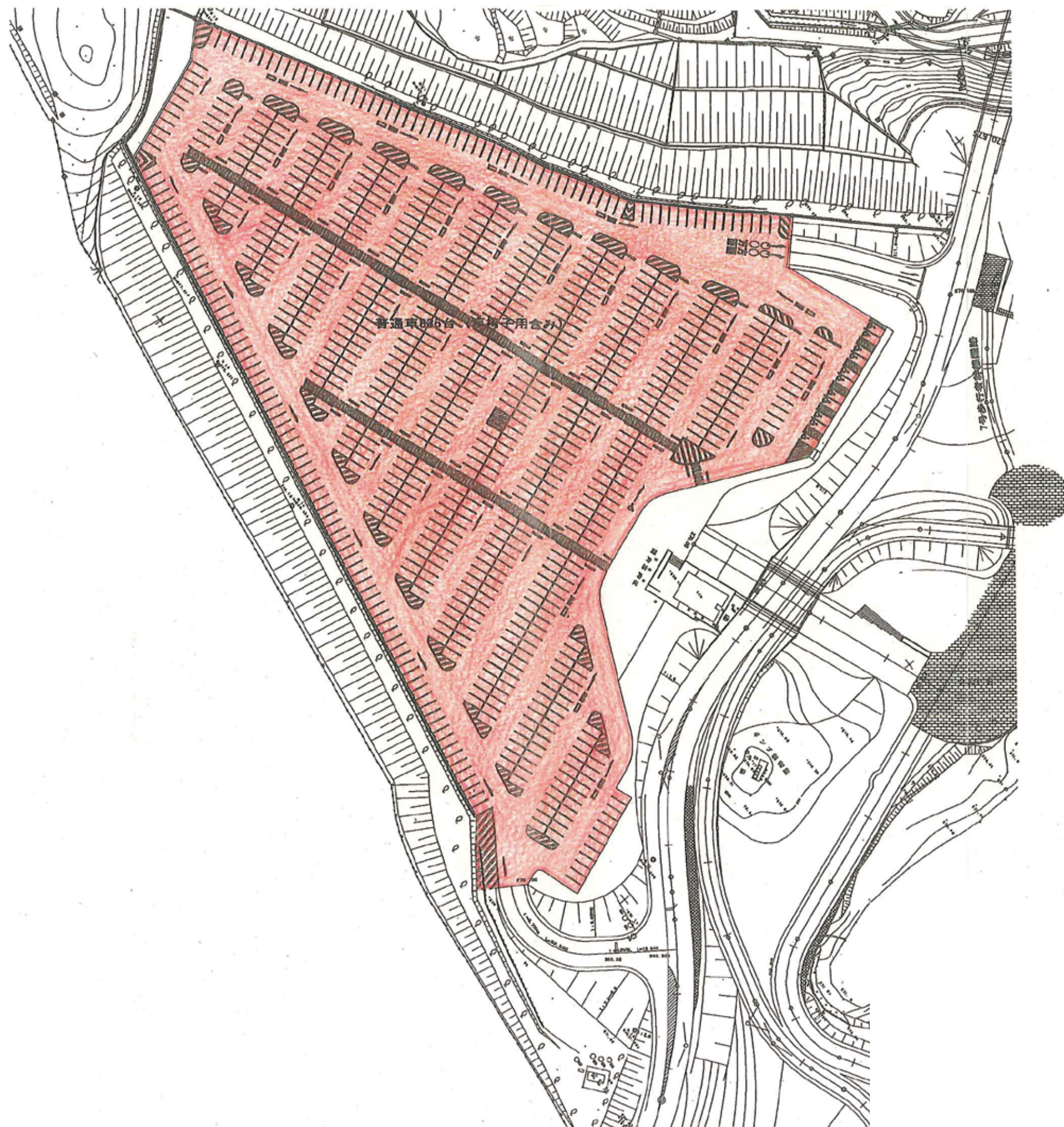
平面図 第1駐車場

中入口センターエリア舗装工事

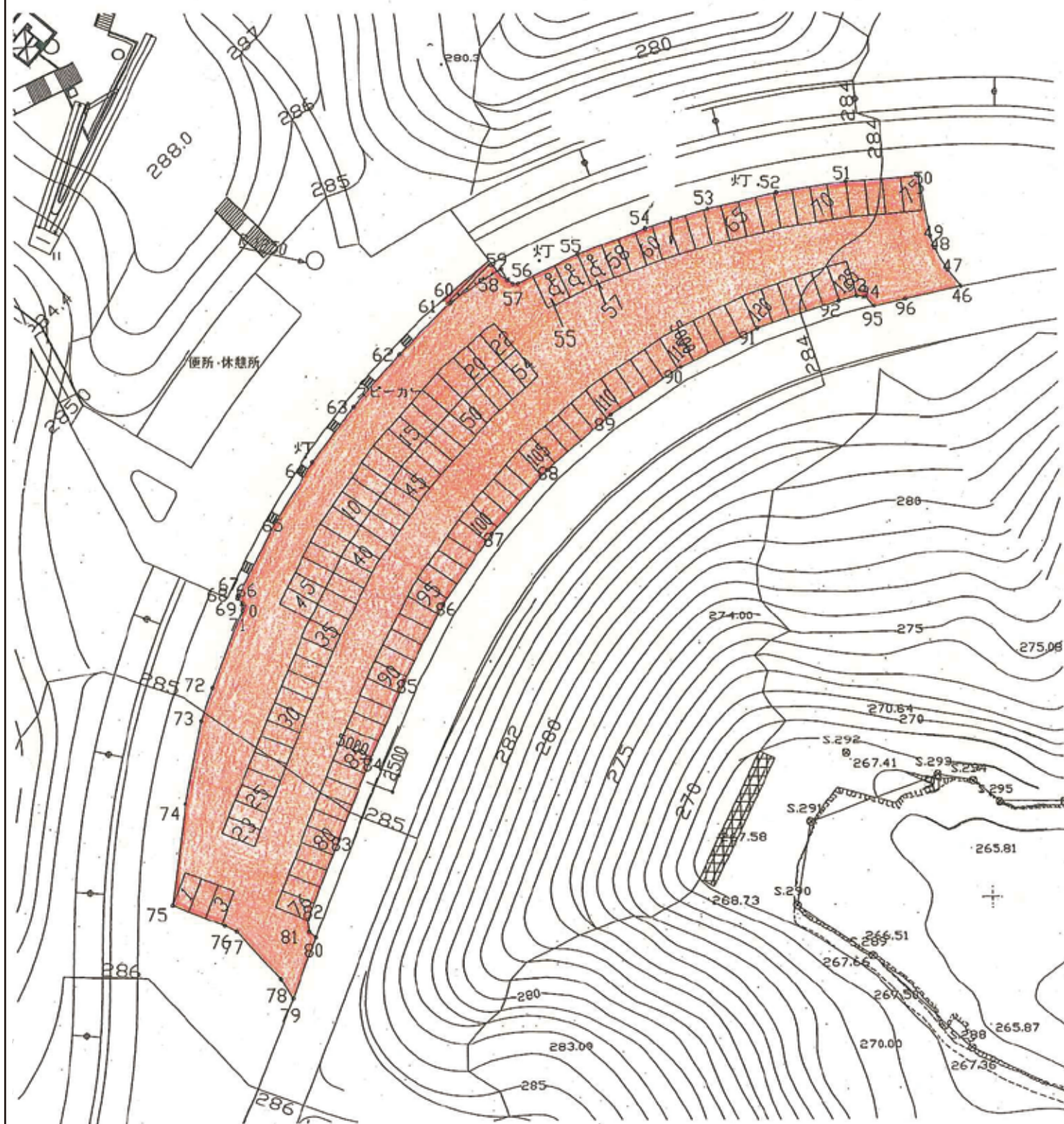
- 各名前記
- 1. (1 = 5cm) A = 533.8 m
 - 1. (1 = 10cm) A = 328.4 m
 - 1. (1 = 10cm) A = 328.4 m
 - 1. (1 = 10cm) A = 205.4 m
 - 1. (1 = 5cm) A = 111.80 m
 - 1. (1 = 10cm) A = 111.80 m
 - ヤングブロック 1000mm
 - 1. (1 = 5cm) A = 216.5 m
 - 1. (1 = 10cm) A = 216.5 m
 - V = 1.30 m



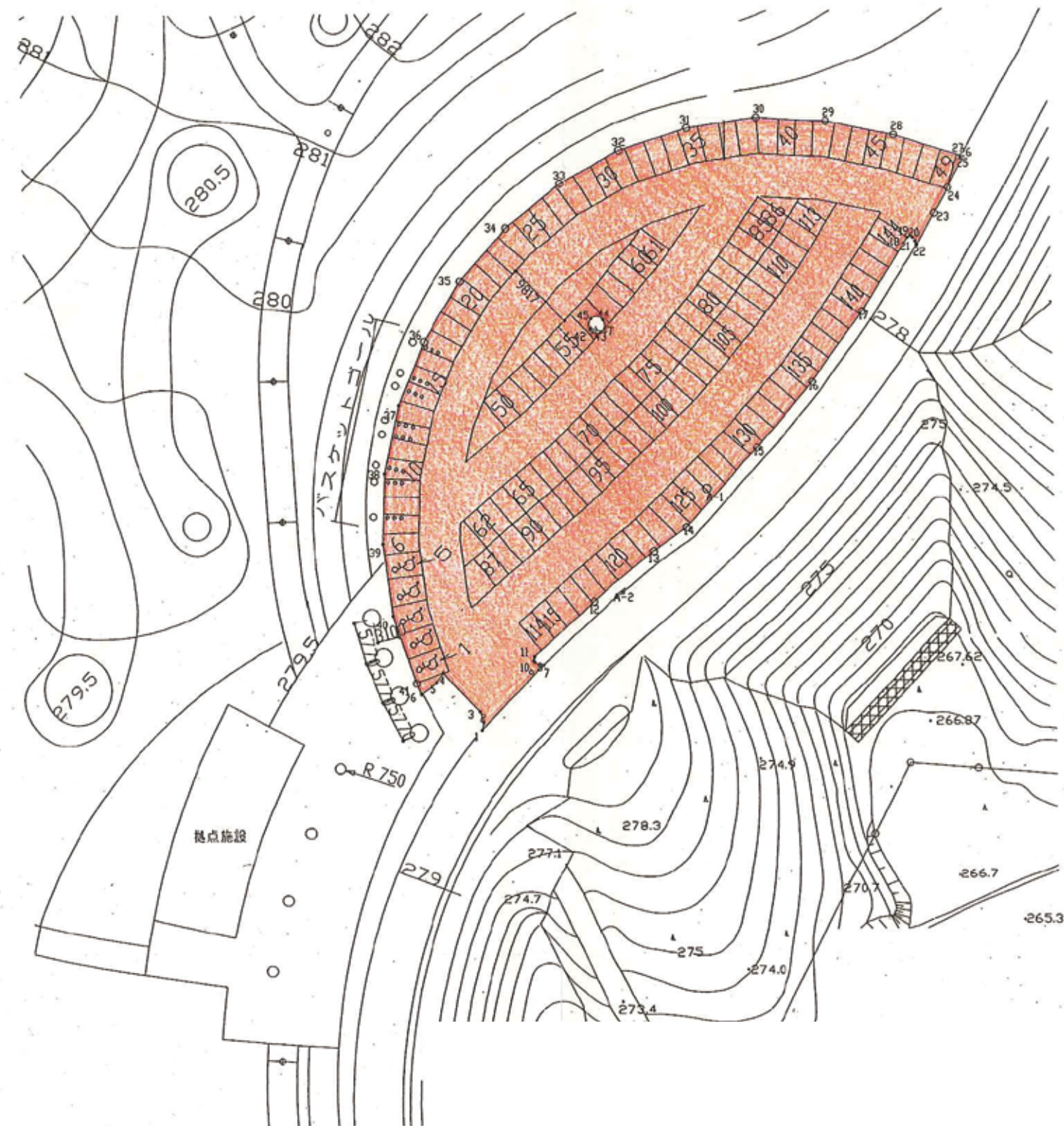
第2駐車場



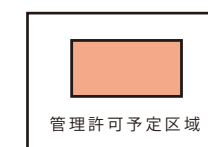
第3、第4駐車場



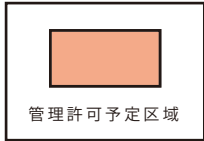
第三駐車場



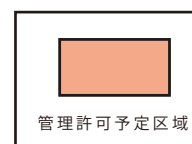
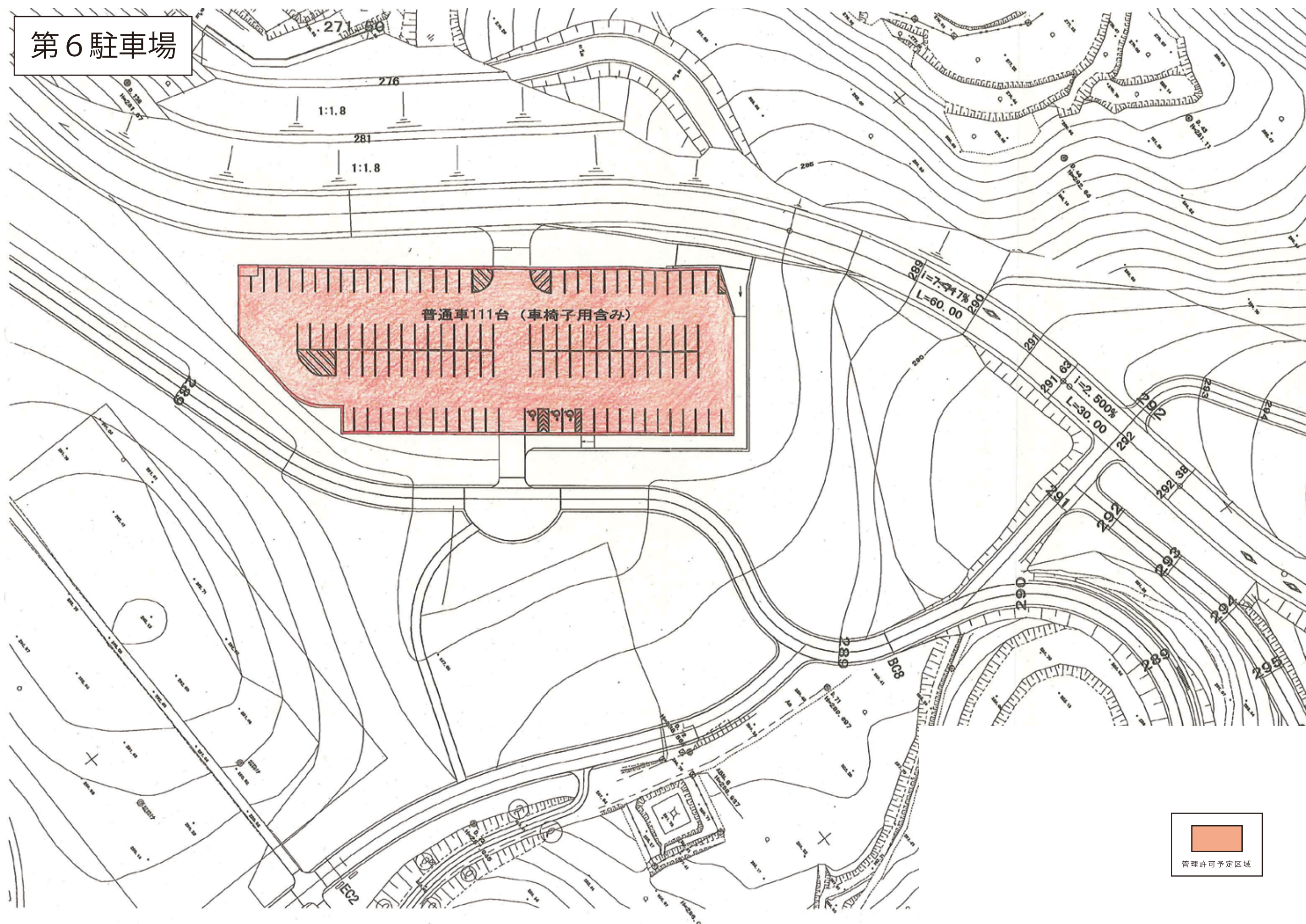
第四駐車場



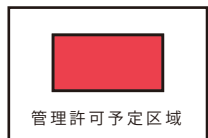
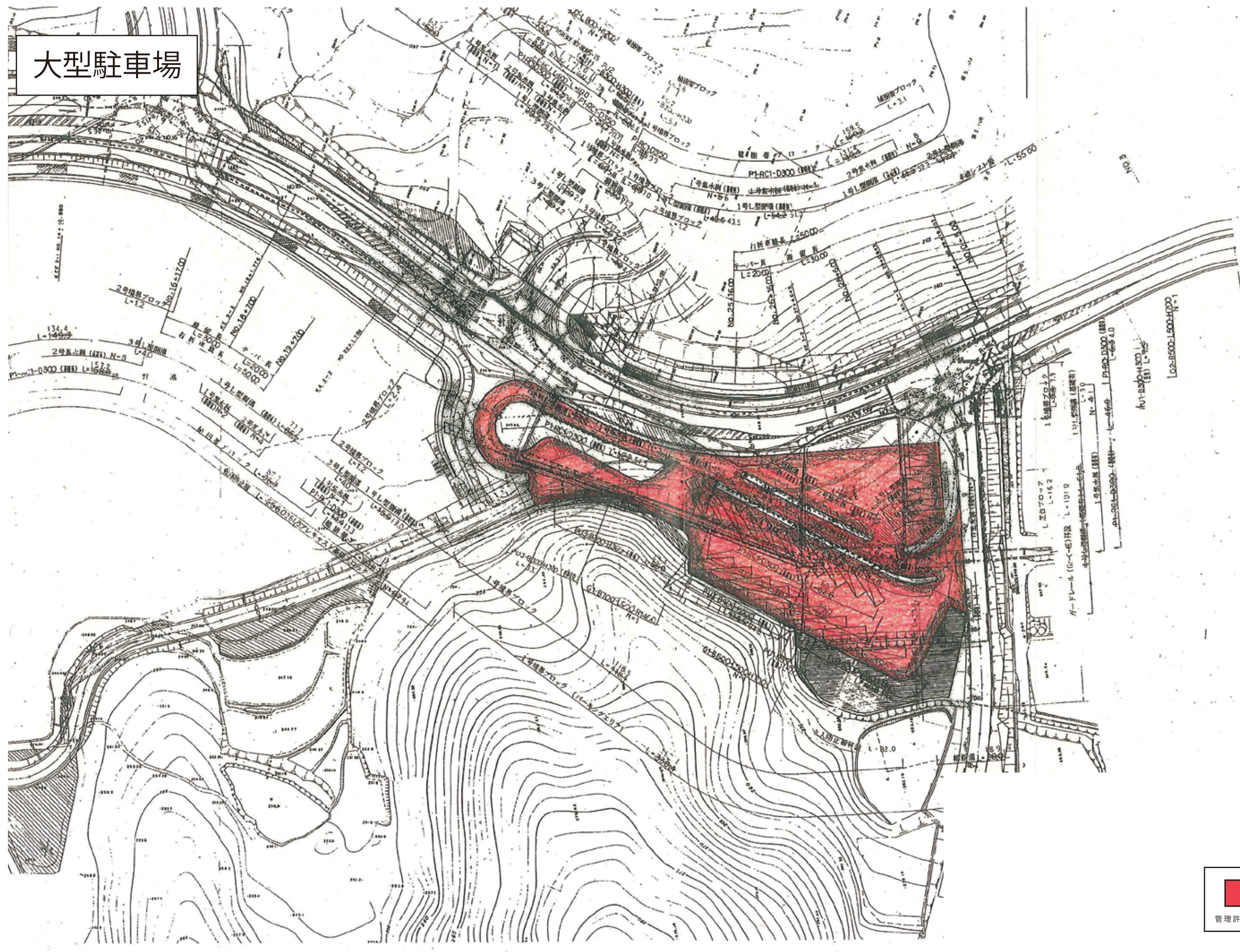
第 5 駐車場



第6駐車場

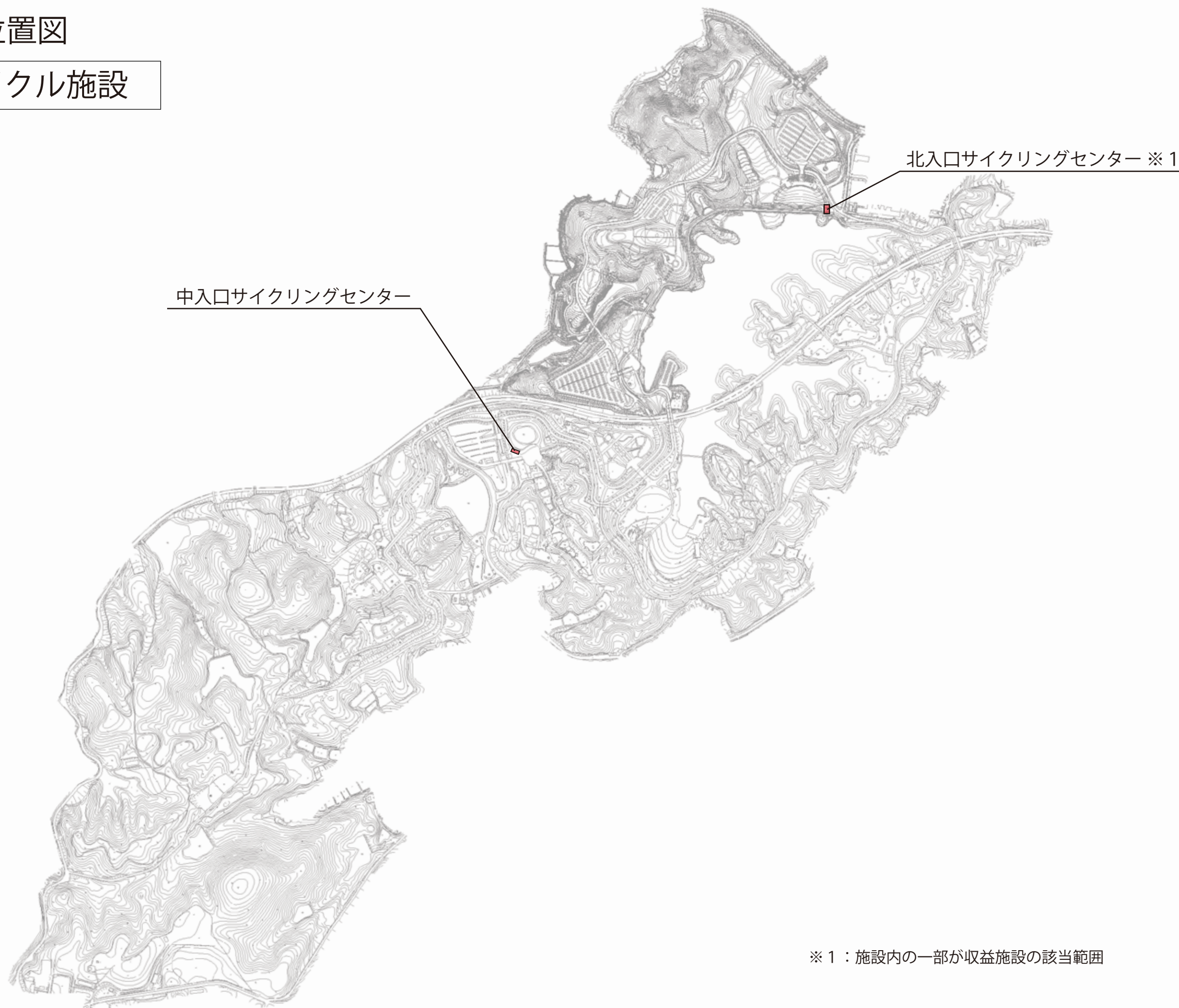


大型駐車場

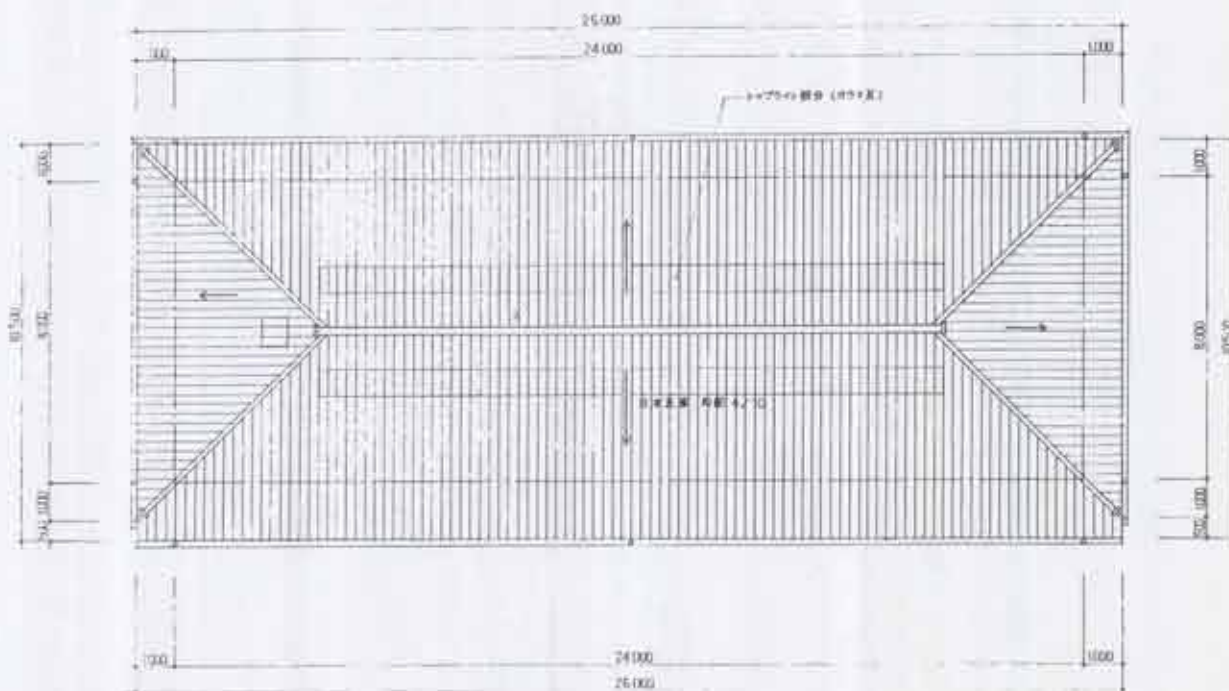


収益施設等位置図

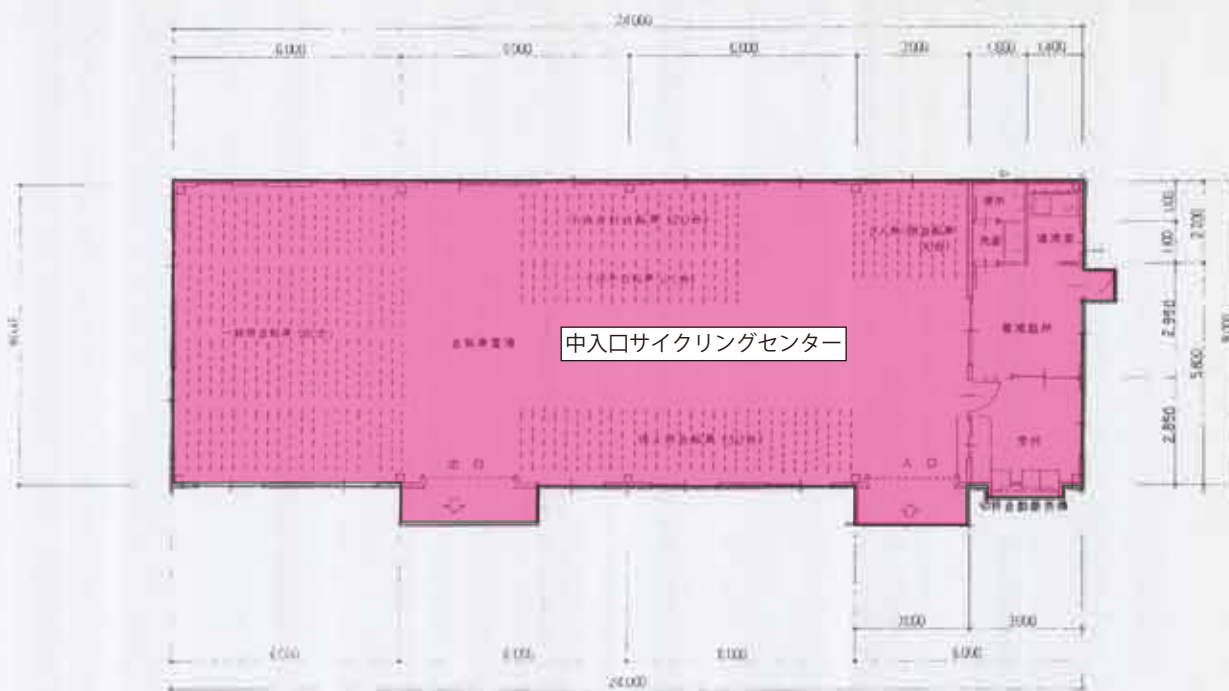
レンタサイクル施設



※1：施設内の一部が収益施設の該当範囲



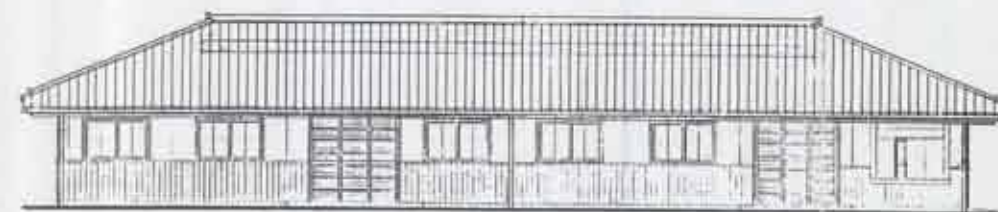
屋根伏図 S=1/100



平面図 S=1/100

ドラッグセンター

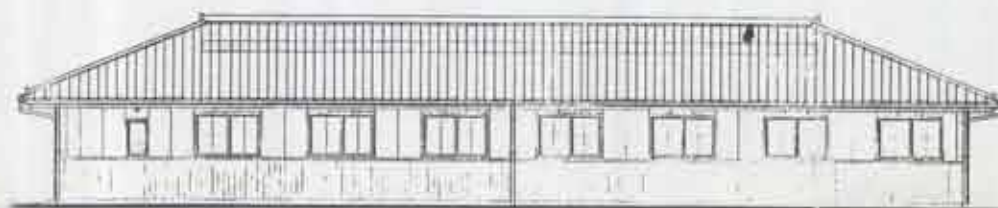
面積表	
床面積	192.00㎡(158.08坪)
建築面積	204.00㎡



正面立面図 S=1/100



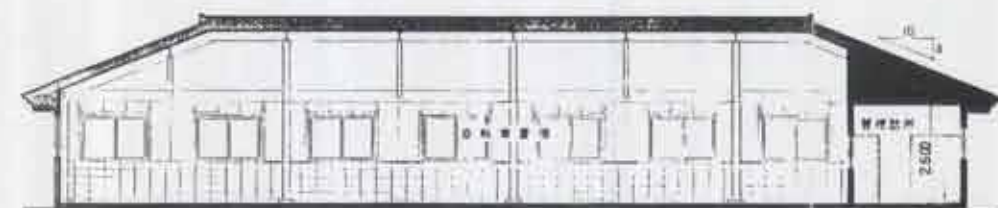
側面立面図 S=1/100



後面立面図 S=1/100



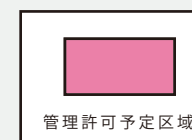
西面立面図 S=1/100

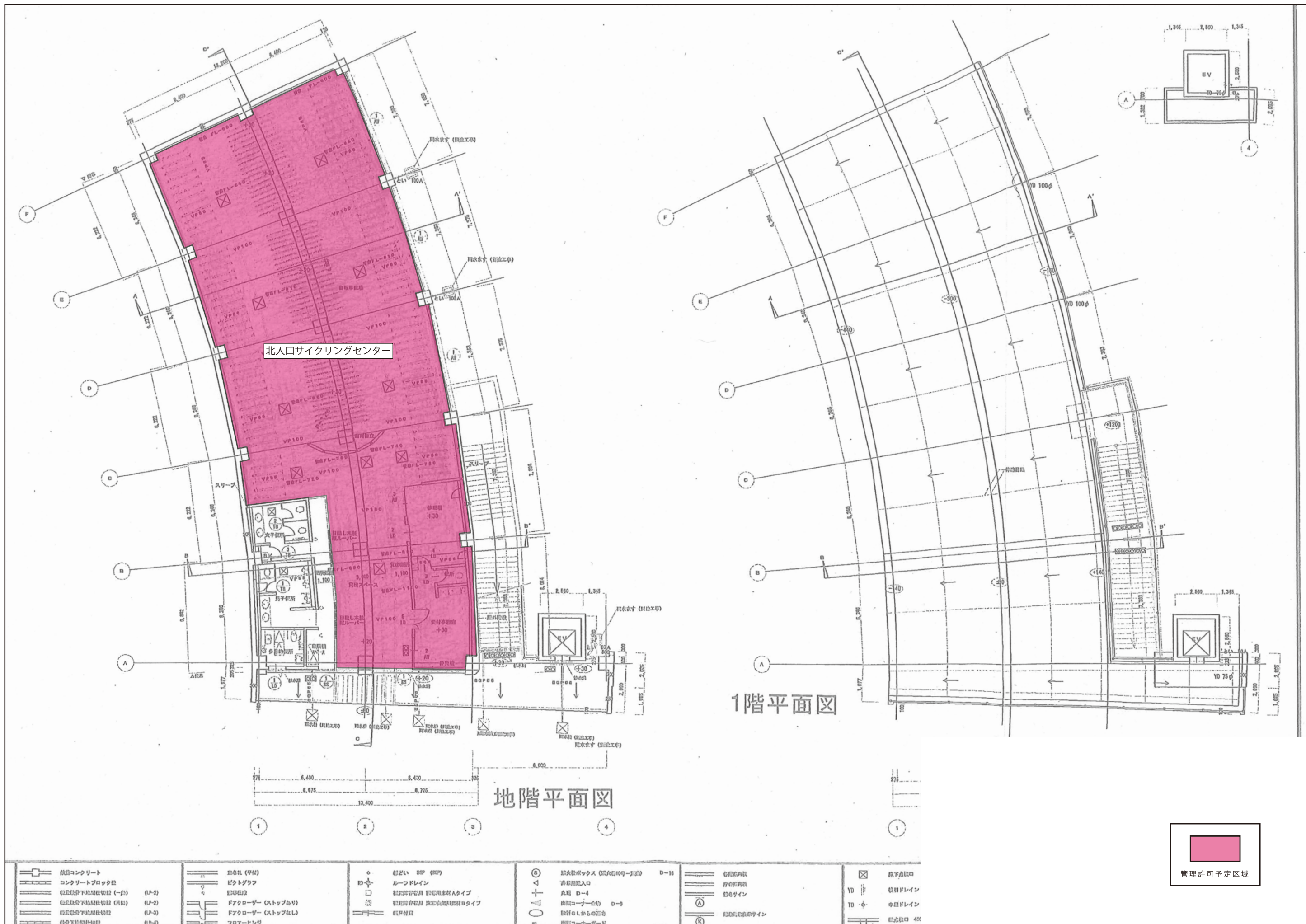


正面立面図 S=1/100



側面立面図 S=1/100





収益施設等位置図

飲食物販施設

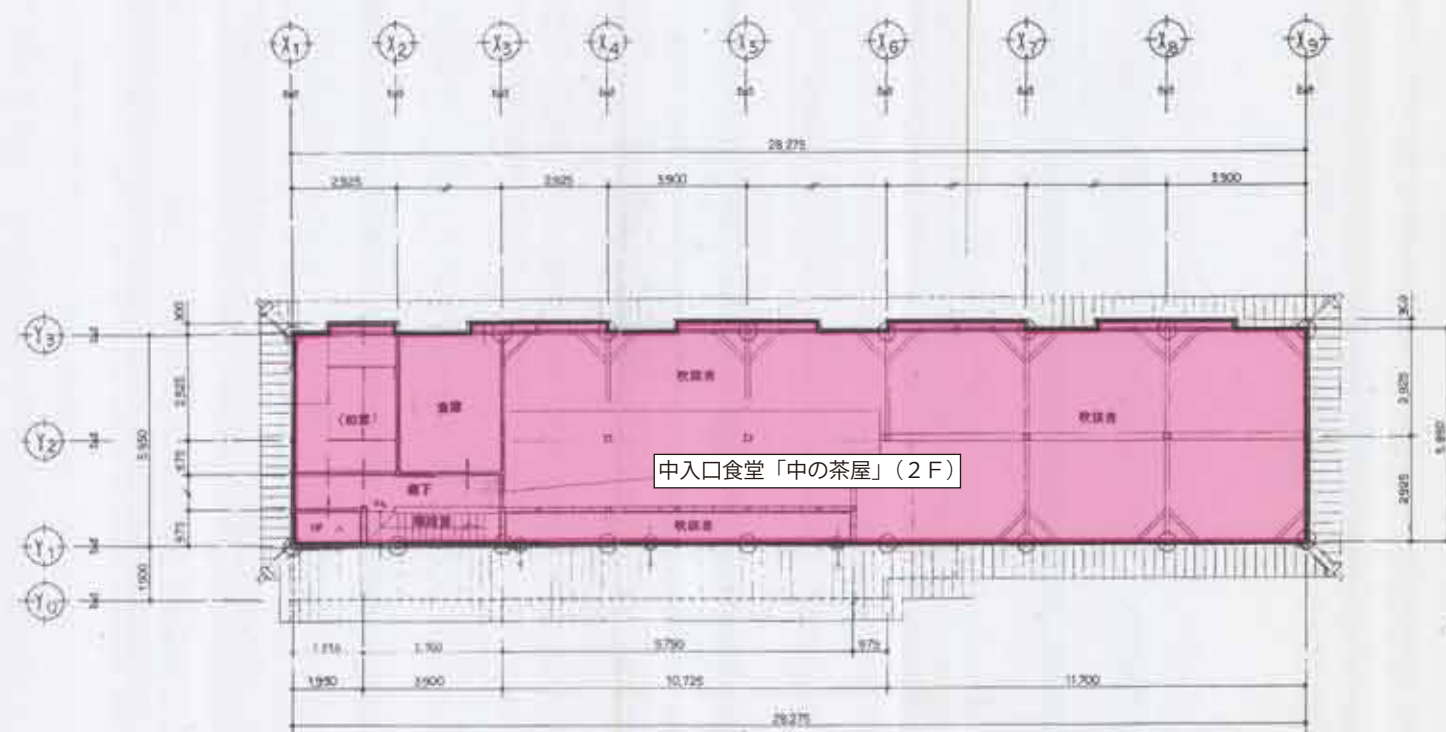
エントランスセンター国兼レストラン「レストラン国兼」
エントランスセンター国兼軽食コーナー「軽食きゅうくん」
エントランスセンター国兼売店「売店はなちゃん」※1

芝生広場休憩所レストラン
「湖畔レストハウス」※1

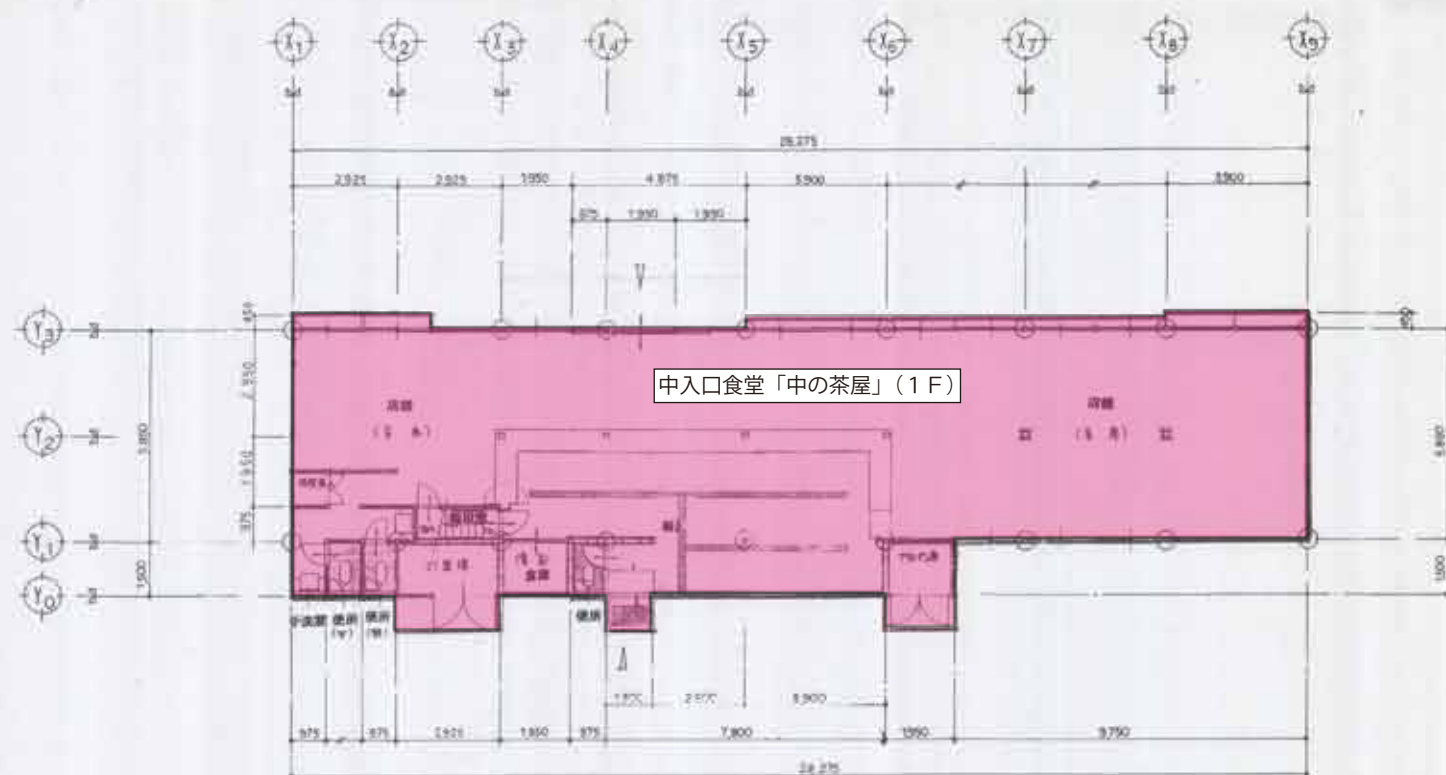
中入口食堂「中の茶屋」

中入口売店「ランバス」※1

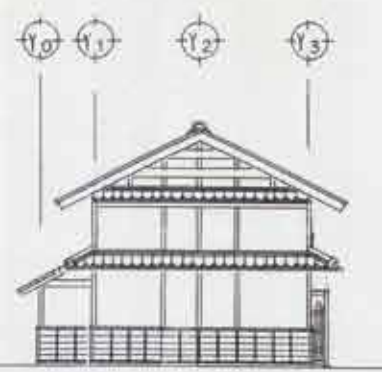
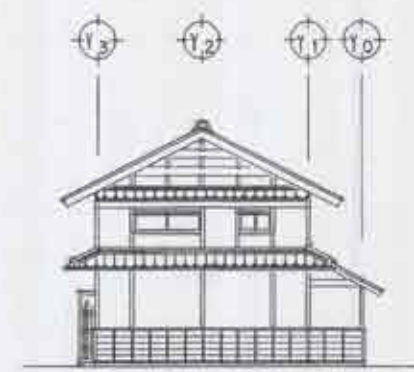
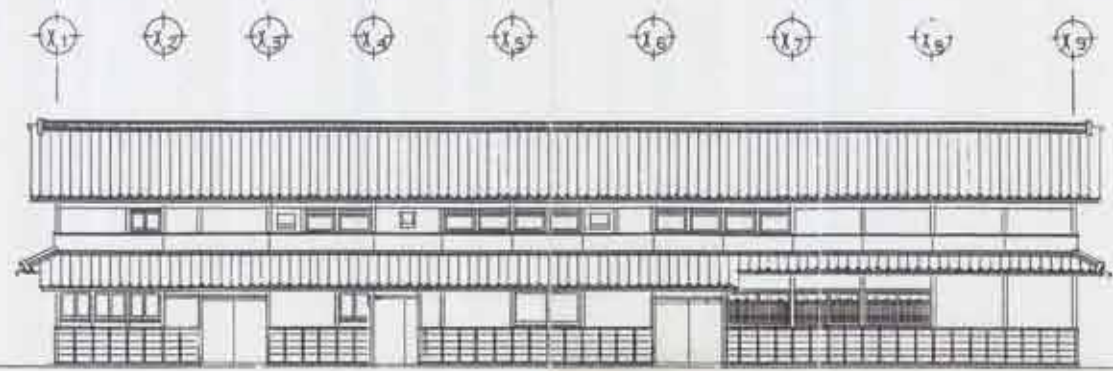
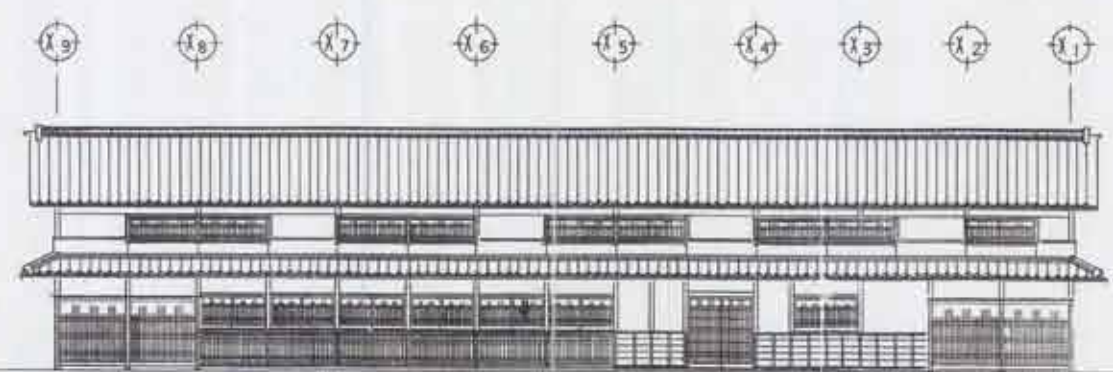
※1：施設内の一部が収益施設の該当範囲

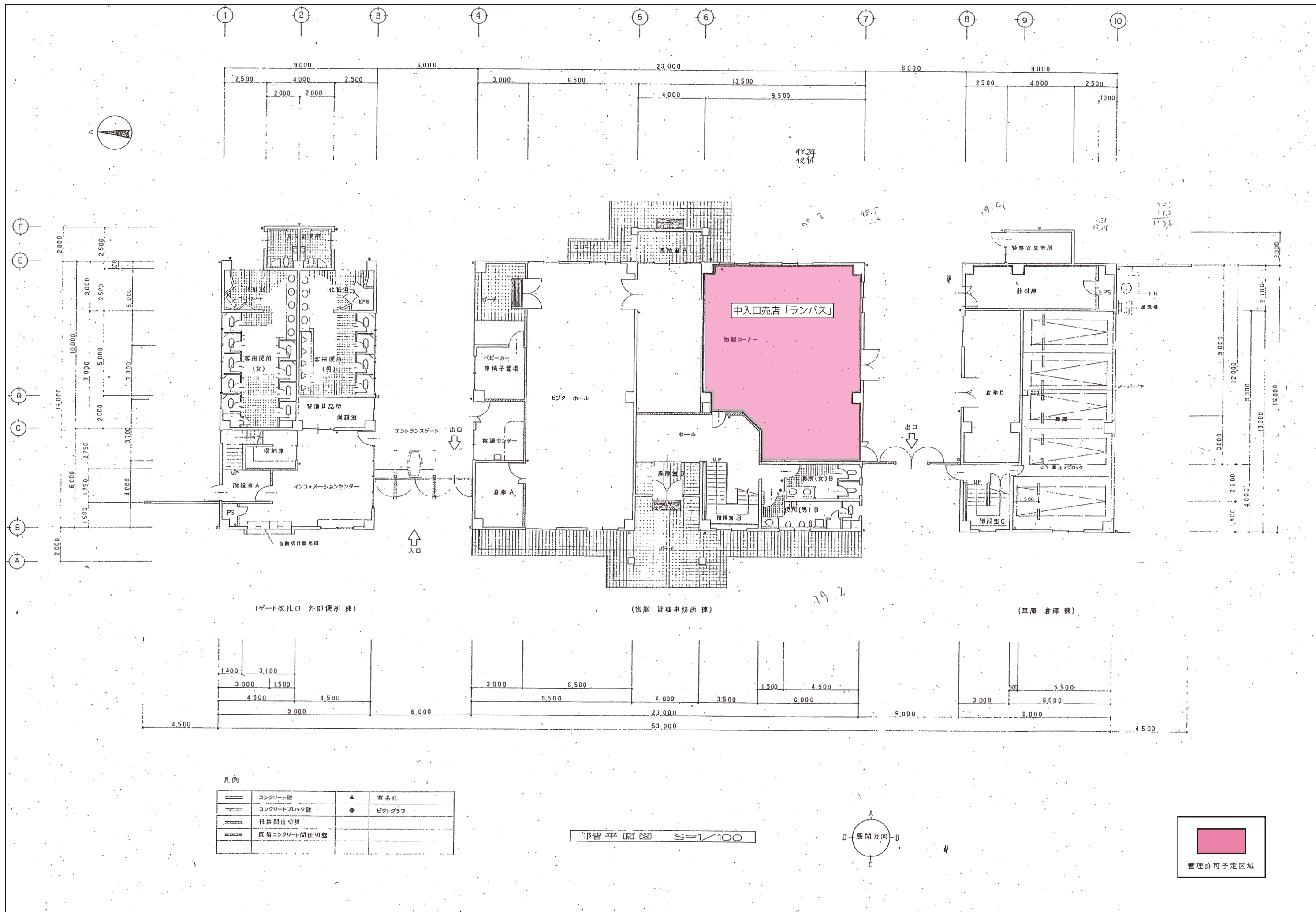


中入口食堂「中の茶屋」(2F)



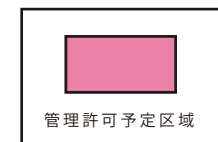
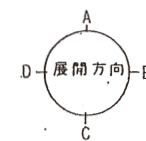
中入口食堂「中の茶屋」(1F)

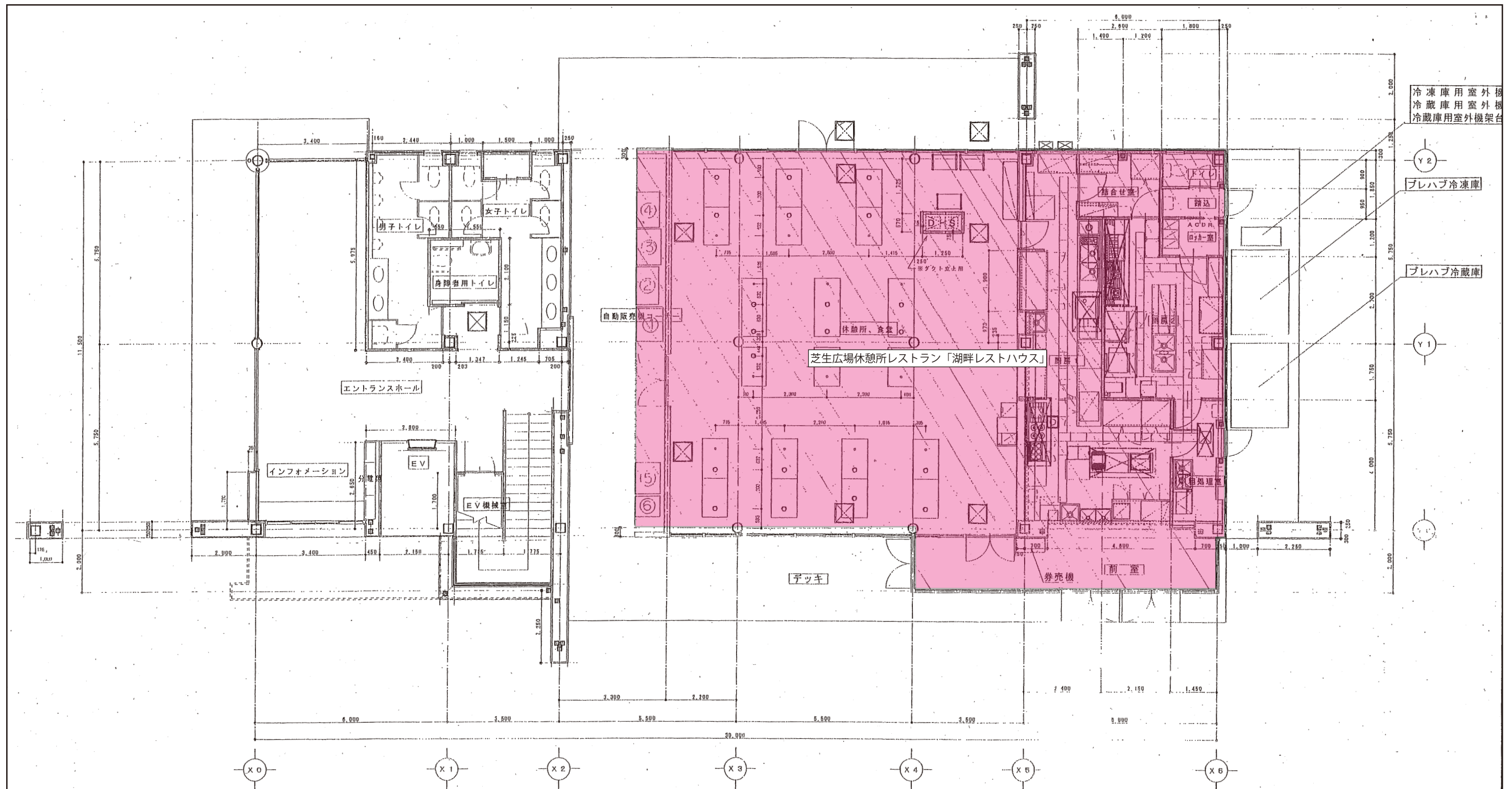




凡例			
——	コンクリート壁	▲	至名札
——	コンクリートブロック壁	◆	ピクトグラフ
----	鉄筋間仕切壁		
----	既設コンクリート間仕切壁		

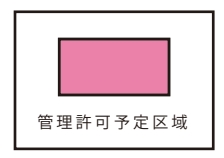
1階平面図 S=1/100

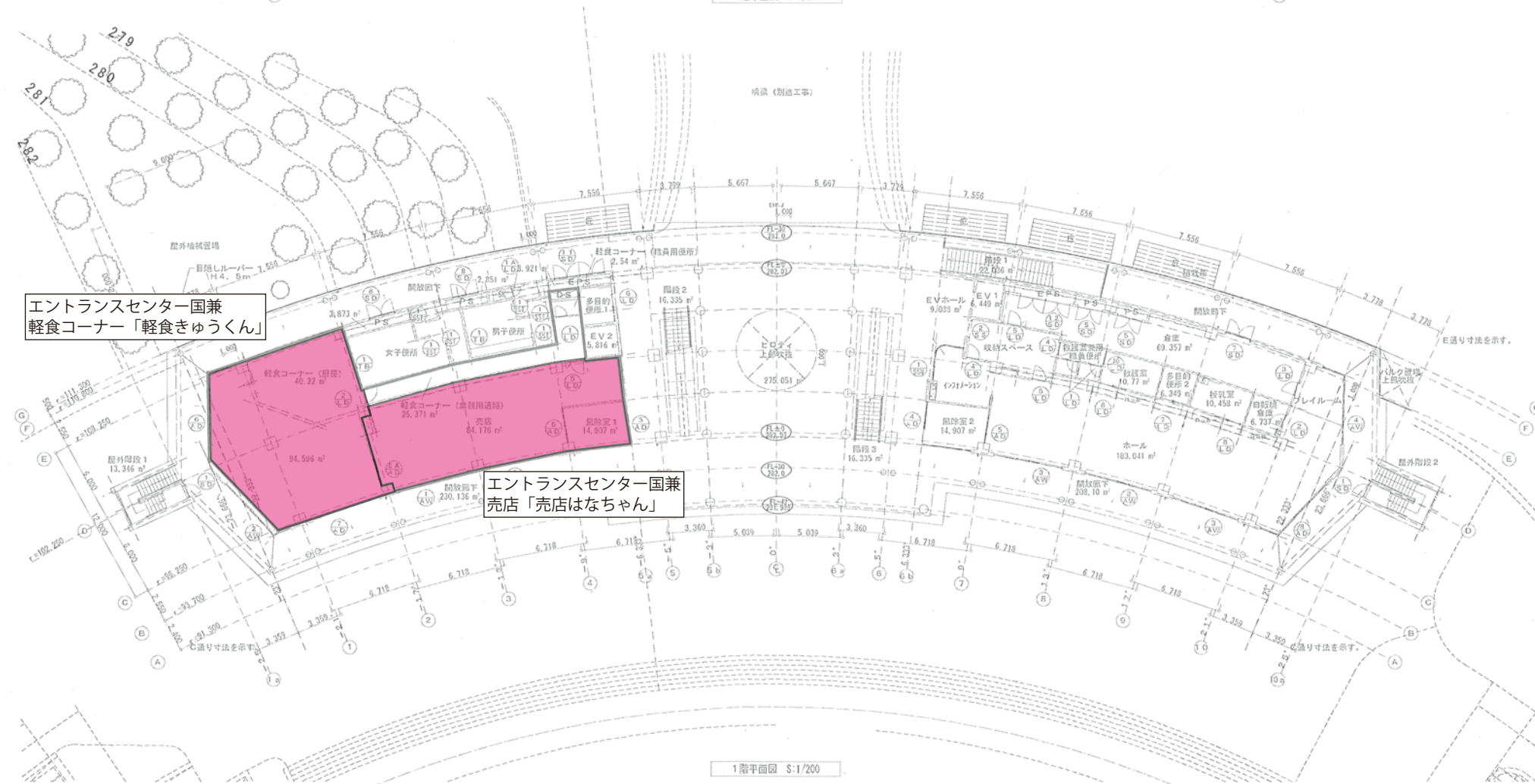
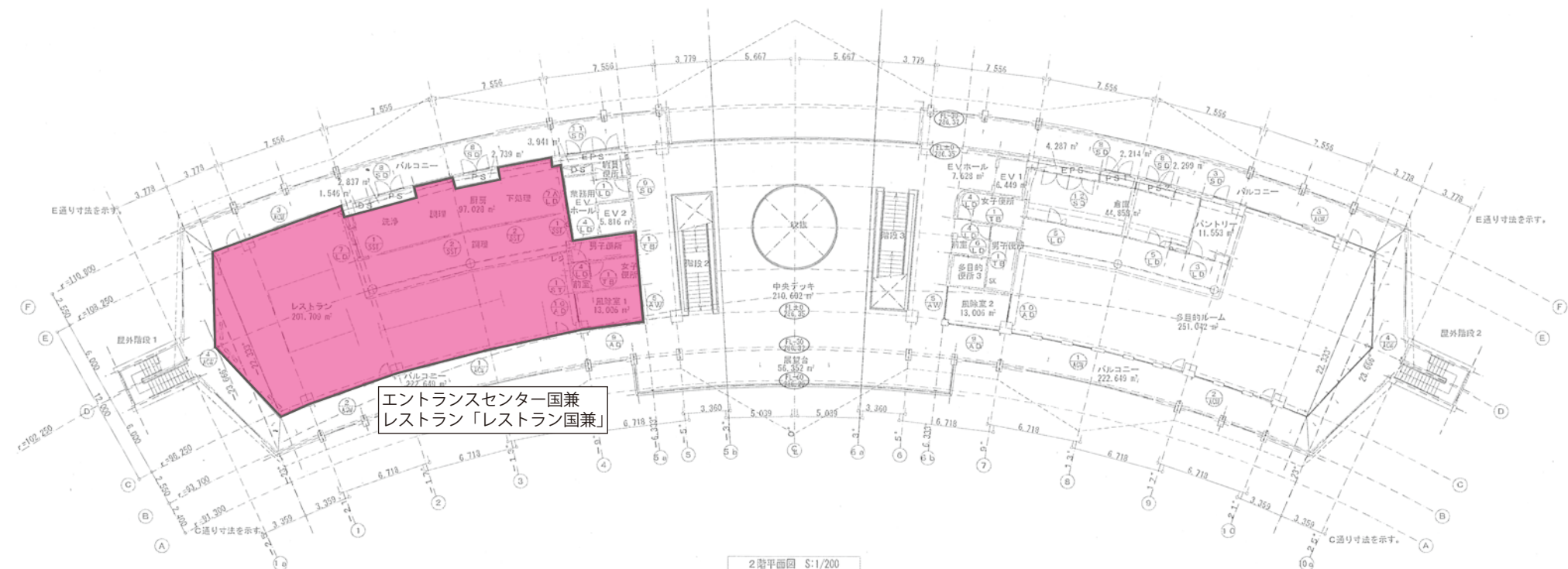




1 階平面図

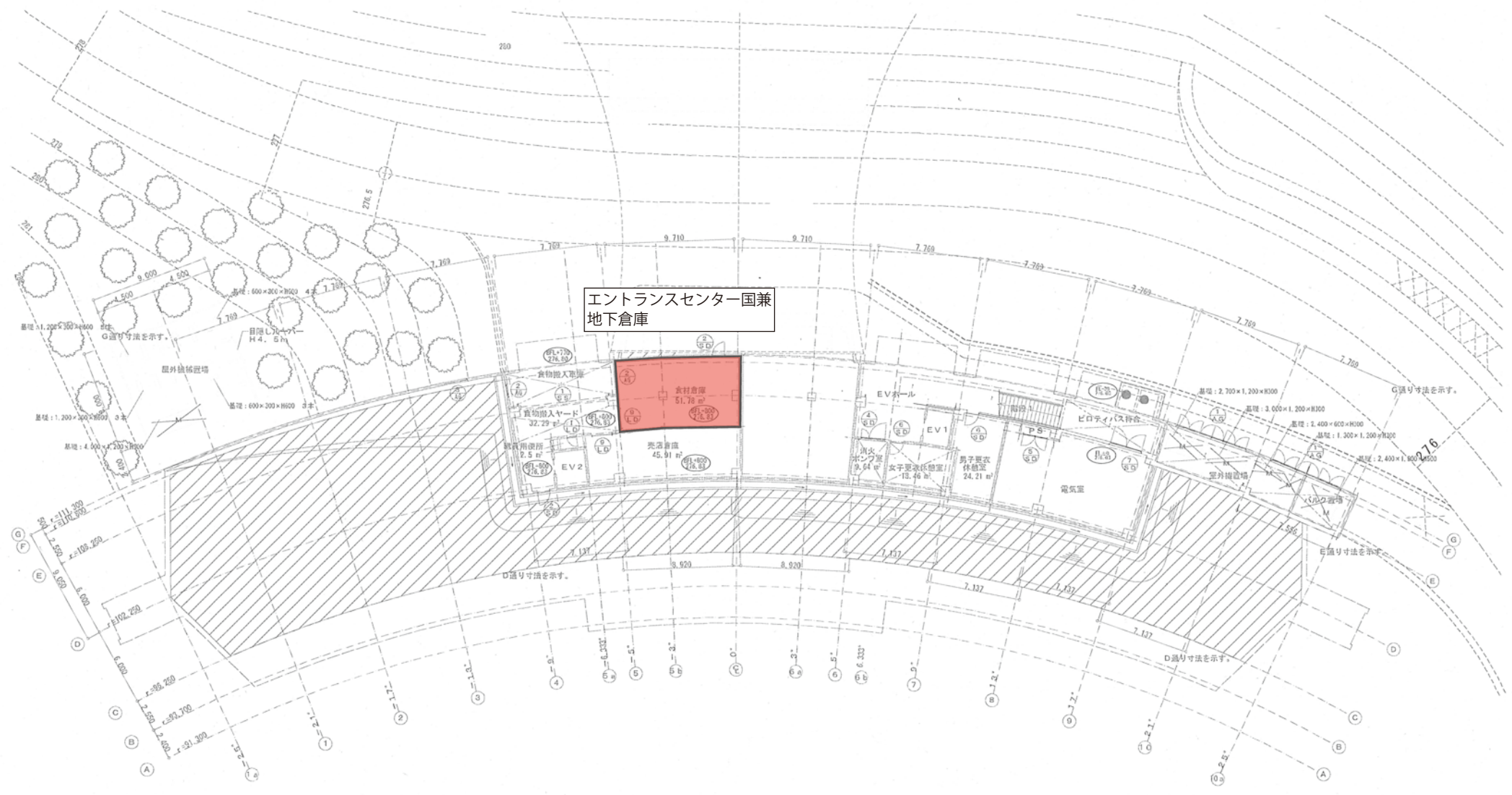
着色区域外（天井裏等）においても、レストランに係る電気設備、機械設備の配線、配管類については、管理範囲に含む。





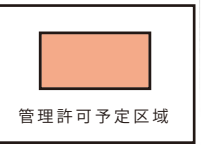
管理許可予定区域

凡例 鉄筋コンクリート コンクリートブロック壁 軽鉄骨下地間仕切壁 (一般) (LP-1) 軽鉄骨下地間仕切壁 (一般) (LP-2) 軽鉄骨下地間仕切壁 (透音) (LP-3)	窓名札 (平付) 窓名札 (持出) ピクトグラフ (平付) ピクトグラフ (持出) 視覚障害者用 誘導用天材 A タイプ 視覚障害者用 誘導用天材 B タイプ	壁どい SGP (SGP) ルーフドレイン	消火器 (別途) 基準 F.L. からの高さ 床下設備ピット範囲 機械基礎			管理協賛 国営備北丘陵公園 施設名称 エントランスセンター国兼飲食及び物販施設 図面名称 管理区域図 (1/2) 図面番号
---	---	-------------------------------------	---	--	--	---



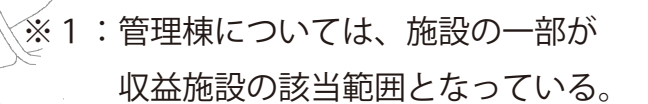
エントランスセンター国兼
地下倉庫

地階平面図 S:1/200

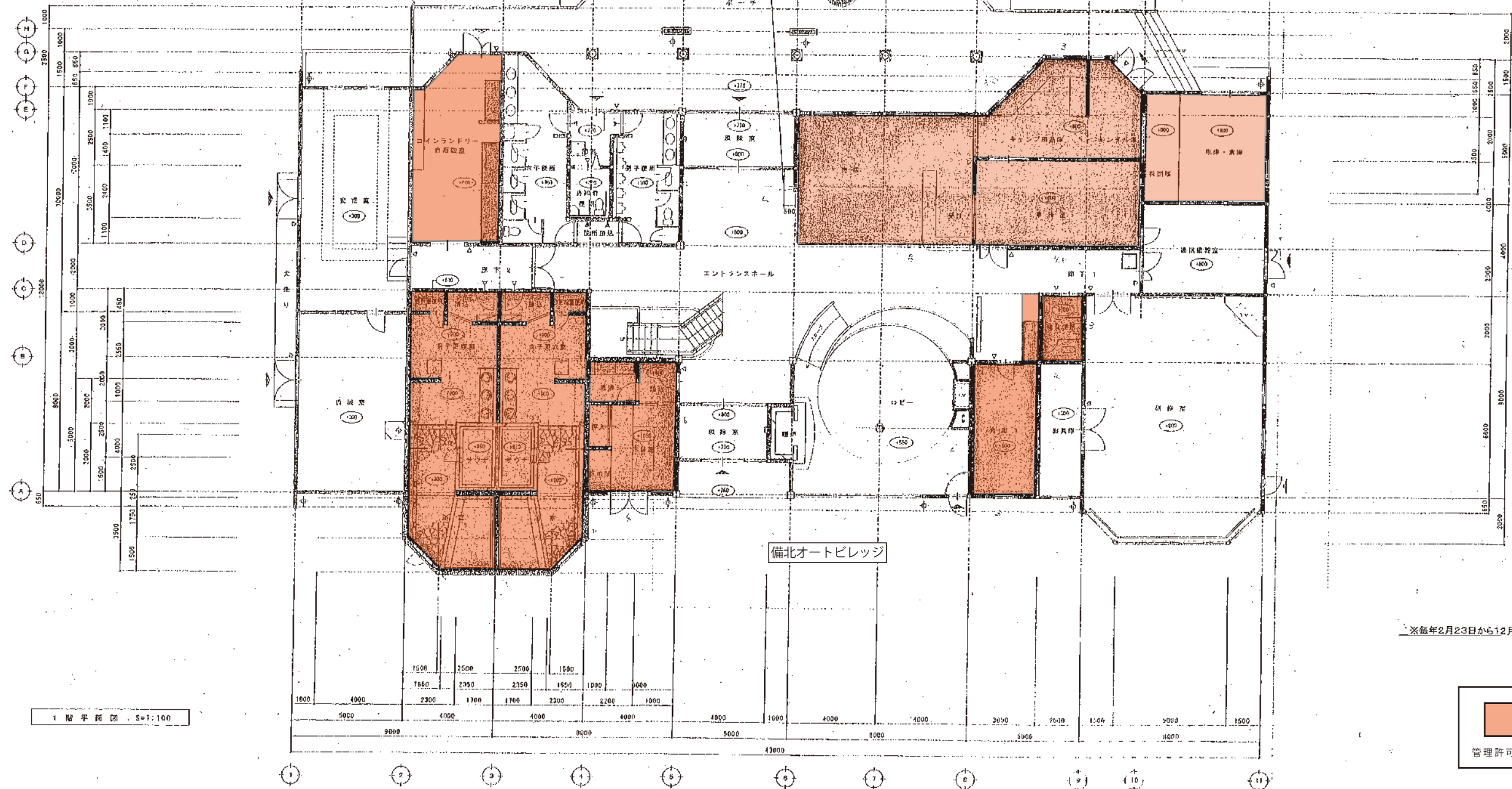
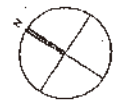


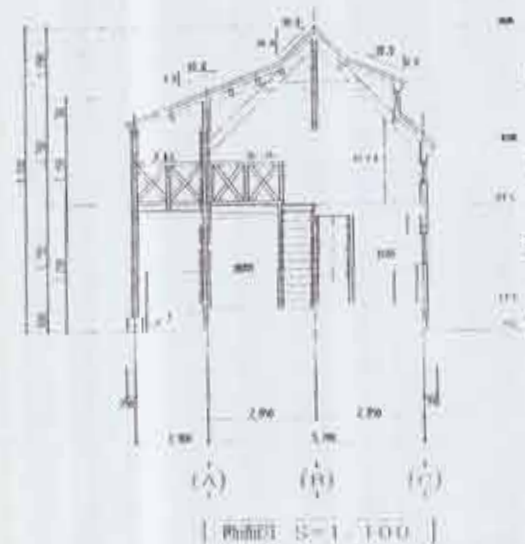
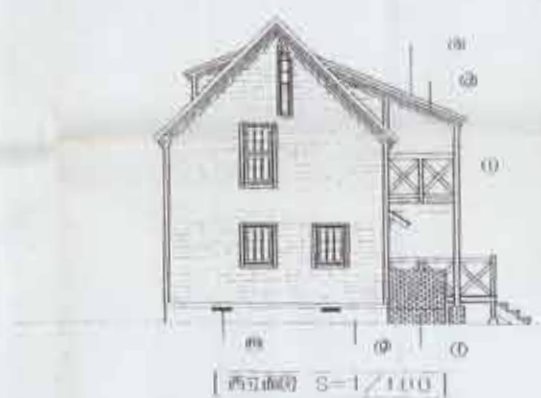
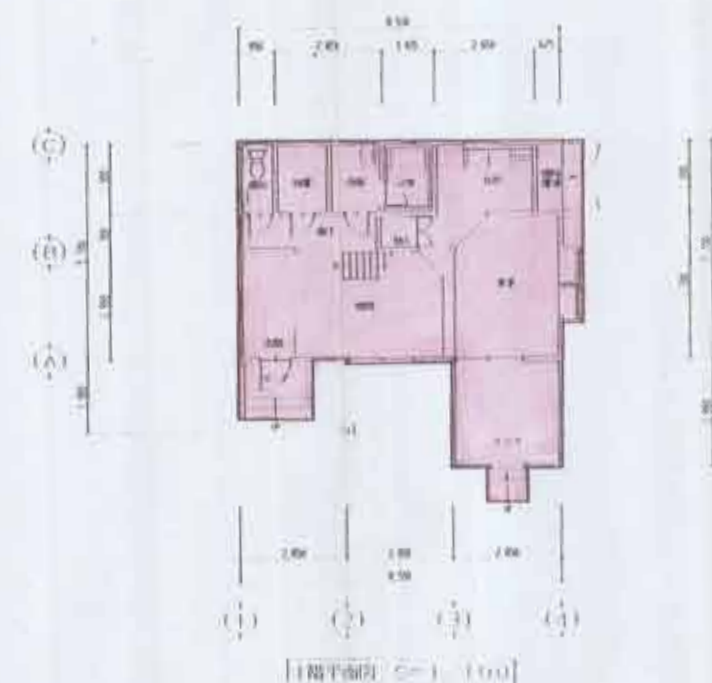
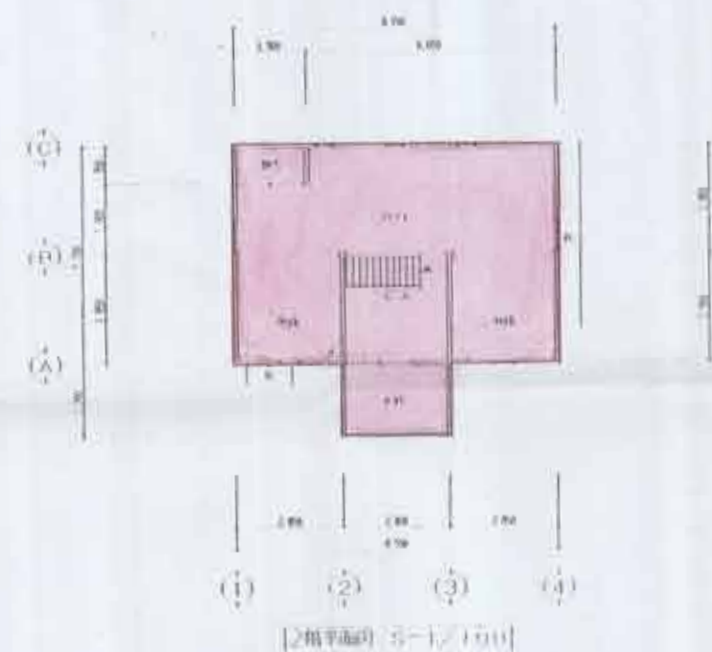
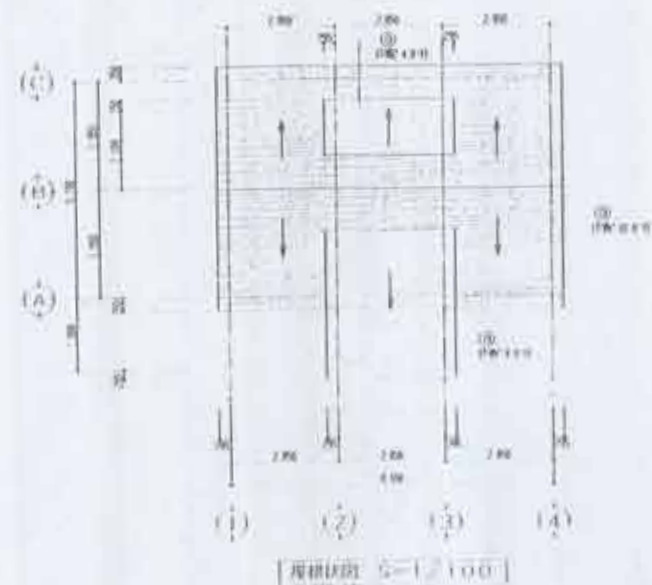
凡例 鉄筋コンクリート コンクリートブロック型 軽量鉄骨下地間仕切壁 (一般) 軽量鉄骨下地間仕切壁 (一般) 軽量鉄骨下地間仕切壁 (張貫)	窓名札 (平付) 窓名札 (特出) ピクトグラフ (平付) ピクトグラフ (特出) 視覚障害者用 誘導用床材Aタイプ 視覚障害者用 注意喚起用床材Bタイプ	緑どい SGP (SGP) ルーフトレイン	消火器 (別注) 基準F.L.からの高さ BFL±0、BFL+800 床下設備ピット範囲 換気基礎 ネット張り範囲			管理協賛 国営備北丘陵公園 施設名称 エントランスセンター国兼飲食及び物販施設 図面名称 管理区域図 (2/2) 図面番号
---	--	----------------------------------	--	--	--	--

備北オートビレッジ（キャンプ場）



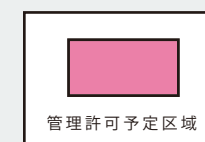
備北オートビレッジ (キャンプ場) 管理センター

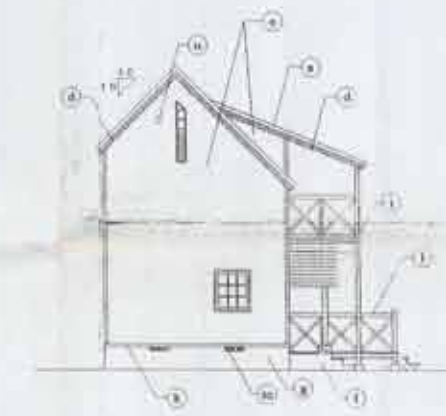
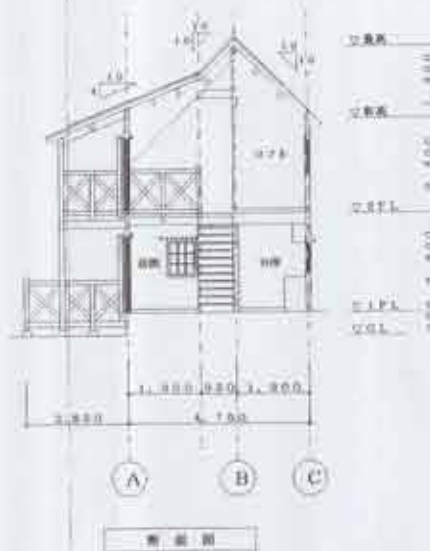
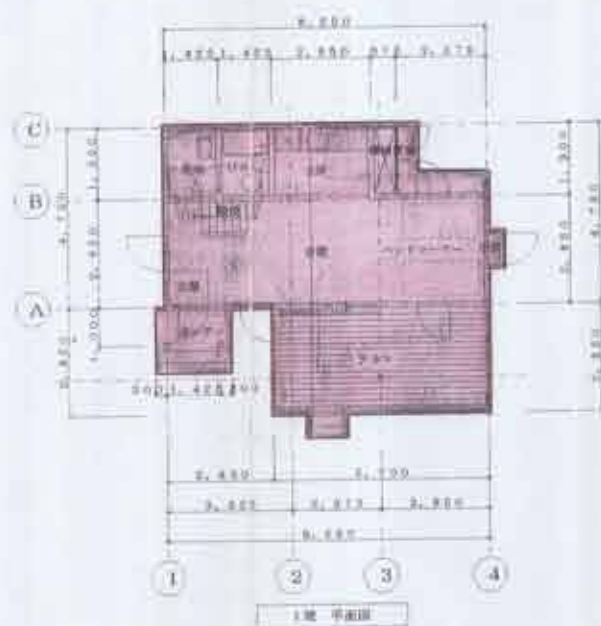
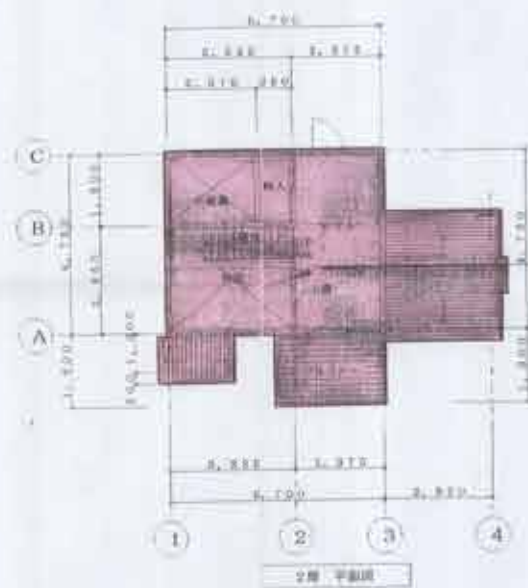
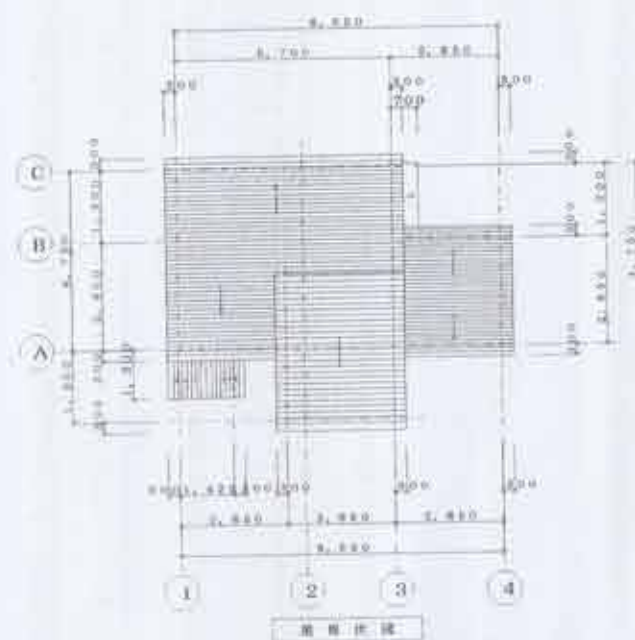




①	敷地面積 100.00㎡
②	延床面積 100.00㎡
③	床面積 100.00㎡
④	床面積 100.00㎡
⑤	床面積 100.00㎡
⑥	床面積 100.00㎡
⑦	床面積 100.00㎡
⑧	床面積 100.00㎡
⑨	床面積 100.00㎡
⑩	床面積 100.00㎡
⑪	床面積 100.00㎡
⑫	床面積 100.00㎡
⑬	床面積 100.00㎡
⑭	床面積 100.00㎡
⑮	床面積 100.00㎡
⑯	床面積 100.00㎡
⑰	床面積 100.00㎡
⑱	床面積 100.00㎡
⑲	床面積 100.00㎡
⑳	床面積 100.00㎡
㉑	床面積 100.00㎡
㉒	床面積 100.00㎡
㉓	床面積 100.00㎡
㉔	床面積 100.00㎡
㉕	床面積 100.00㎡
㉖	床面積 100.00㎡
㉗	床面積 100.00㎡
㉘	床面積 100.00㎡
㉙	床面積 100.00㎡
㉚	床面積 100.00㎡
㉛	床面積 100.00㎡
㉜	床面積 100.00㎡
㉝	床面積 100.00㎡
㉞	床面積 100.00㎡
㉟	床面積 100.00㎡
㊱	床面積 100.00㎡
㊲	床面積 100.00㎡
㊳	床面積 100.00㎡
㊴	床面積 100.00㎡
㊵	床面積 100.00㎡
㊶	床面積 100.00㎡
㊷	床面積 100.00㎡
㊸	床面積 100.00㎡
㊹	床面積 100.00㎡
㊺	床面積 100.00㎡
㊻	床面積 100.00㎡
㊼	床面積 100.00㎡
㊽	床面積 100.00㎡
㊾	床面積 100.00㎡
㊿	床面積 100.00㎡

コテージA

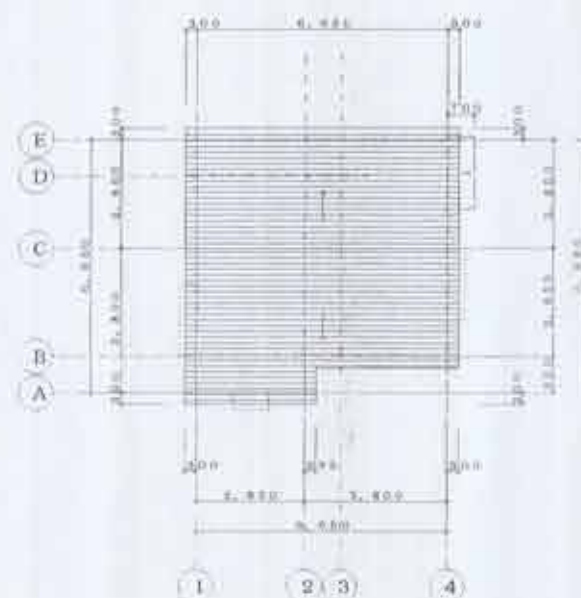




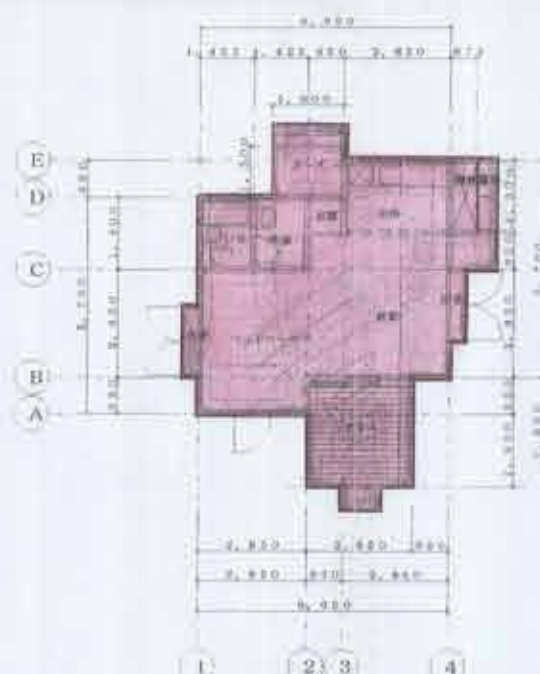
凡 例	
(a)	雪白サマント板厚6
(b)	ガルバリウム鋼板厚4
(c)	鼻隠し・ロフト
(d)	屋根板・ロフト
(e)	防火サイディング貼付厚12・SP
(f)	レンガ張り・タイル
(g)	巾木・サリカール貼付
(h)	サリカール金網サリカ
(i)	在来通し柱・ロフト
(j)	防火サイディングコーナー役物
(k)	土台木切サリカ・ガルバリウム鋼板・厚4
(l)	サリカ・木製・KD
(m)	サリカ・木製・KD・防虫網付
(n)	サリカ・木製・KD・防虫網付
(o)	サリカ・木製・KD・防虫網付

コテージB





新築計画図



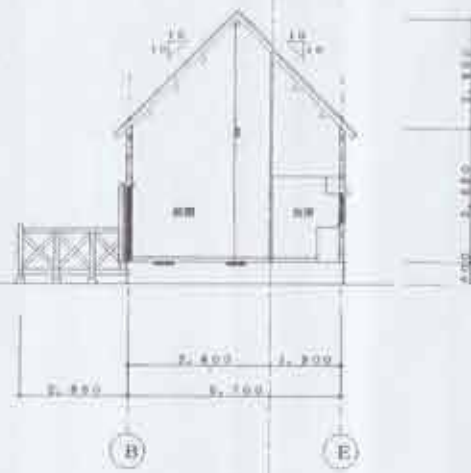
新築計画図



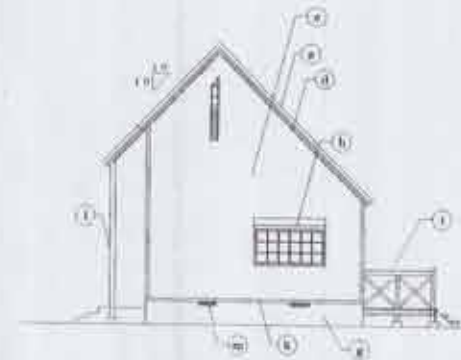
新築計画図



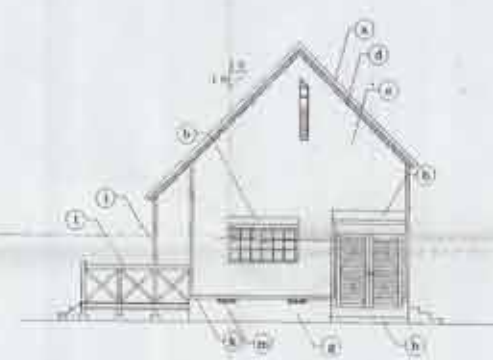
新築計画図



新築計画図



新築計画図

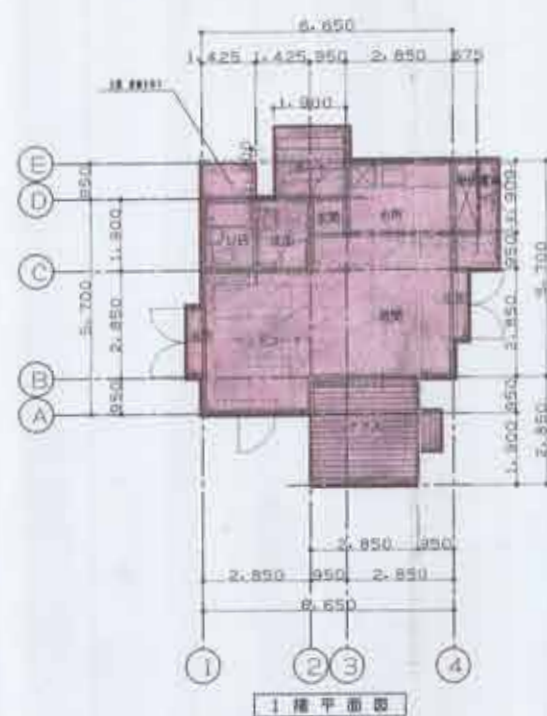
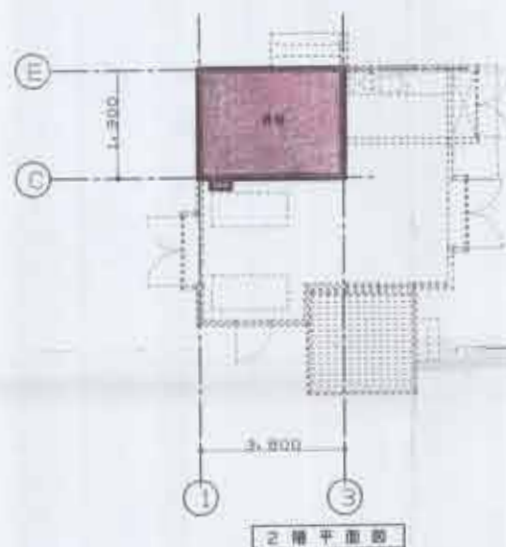
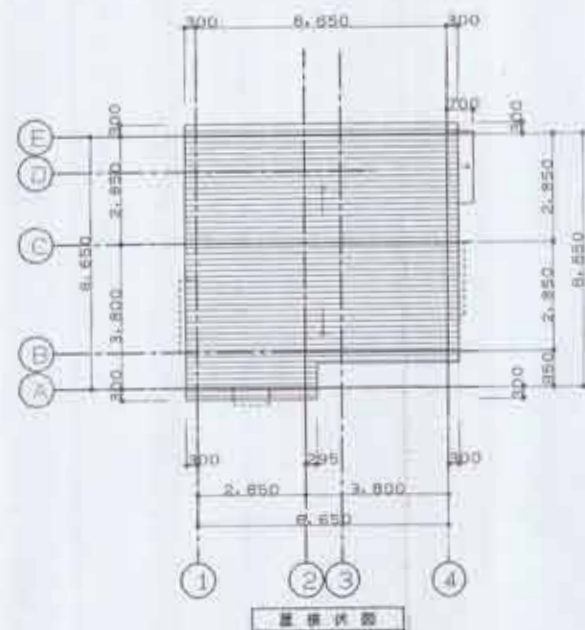


新築計画図

A. 例	
(a)	着色セメント板葺き
(b)	ガルバリウム鋼板平葺き厚さ 0.4
(c)	漆喰し・OP
(d)	破風板・OP
(e)	防火サイディング張り厚さ 2・SP
(f)	レンガ張り (タイル)
(g)	巾木・モルタル塗り引き
(h)	モルタル金網引き
(i)	化粧板し・OP
(j)	防火サイディングコーナース投物
(k)	土台木張り・ガルバリウム鋼板・厚さ 0.4
(l)	手摺・木製・KD
(m)	床下換気口・網目 100 X 500 (防虫網付)
(n)	アルミ製換気口 1.5 (フード型) 1.5 X 0.5 (防虫網付)

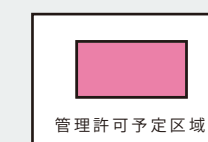
コテージC

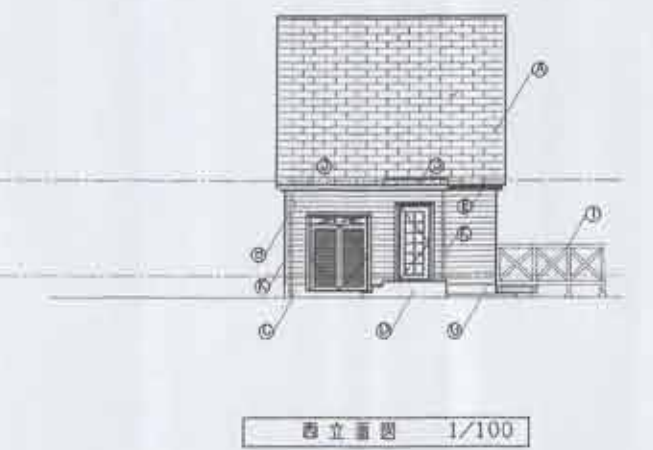
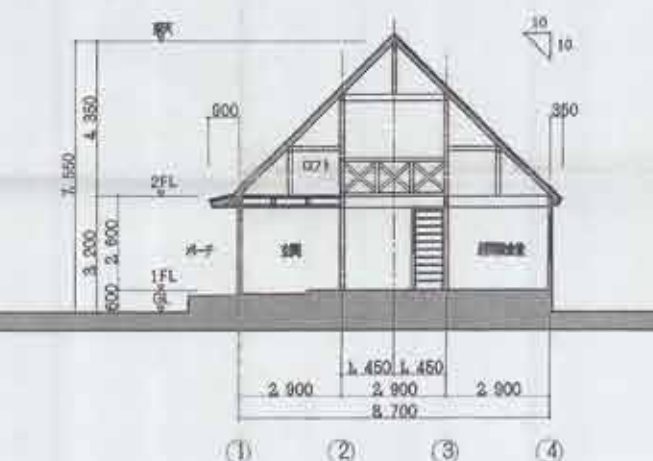
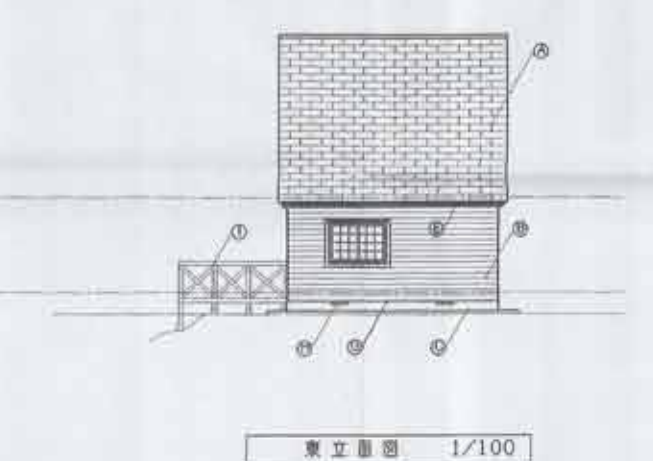
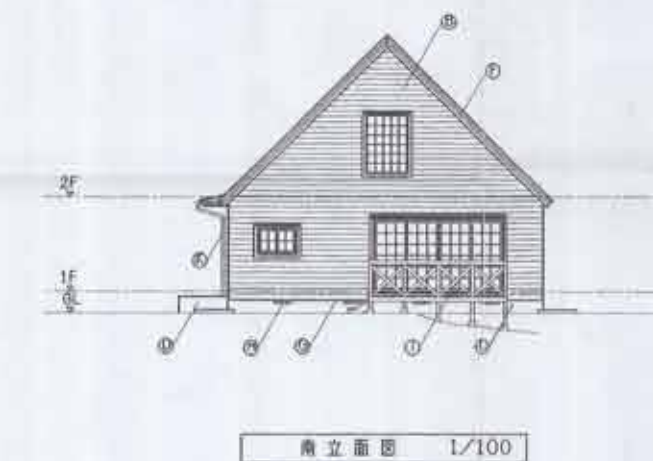
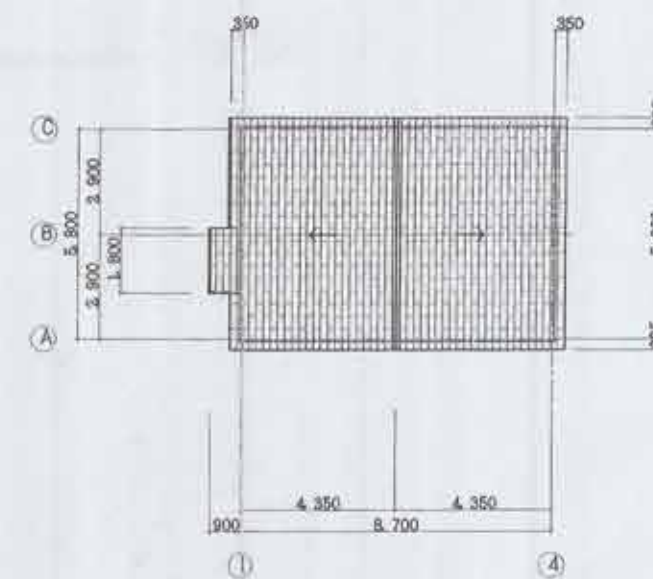
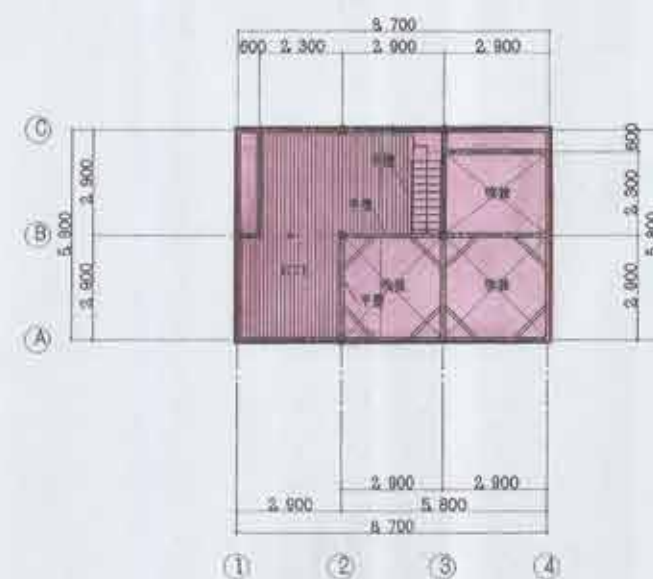
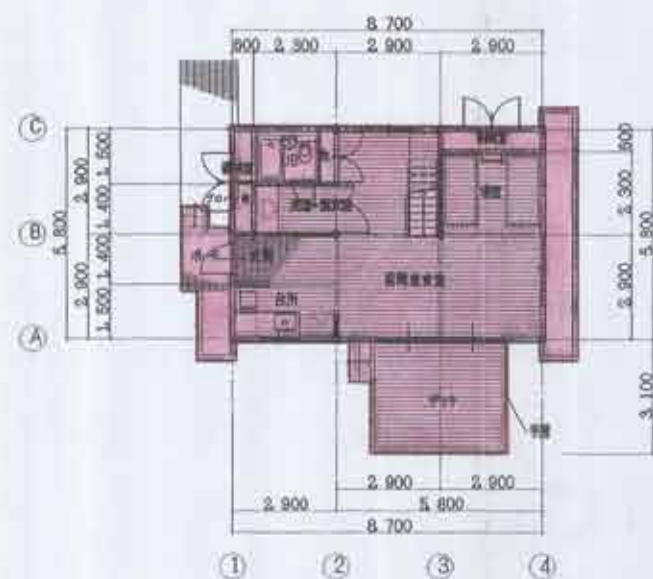




凡 例	
(A)	着色セメント珪藻土
(B)	ガルバリウム鋼板平屋根(厚さ0.4)
(C)	漆喰し OP
(D)	破風板 OP
(E)	防火サイディング貼付厚12
(F)	レンガ貼付(タイル)
(G)	巾木:モルタル張り耐湿性
(H)	モルタル金づち押ス
(I)	化粧通し柱 OP
(J)	防火サイディングコート(役物)
(K)	土台木切付 ガルバリウム鋼板 厚0.4
(L)	手摺 木製 KD
(M)	床下換気孔 鋼鉄製100X500(防虫網付)
(N)	アルミ製換気ガラリ(フード型)150式 防虫網付

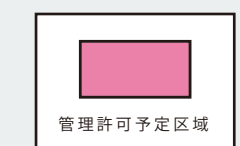
コテージD

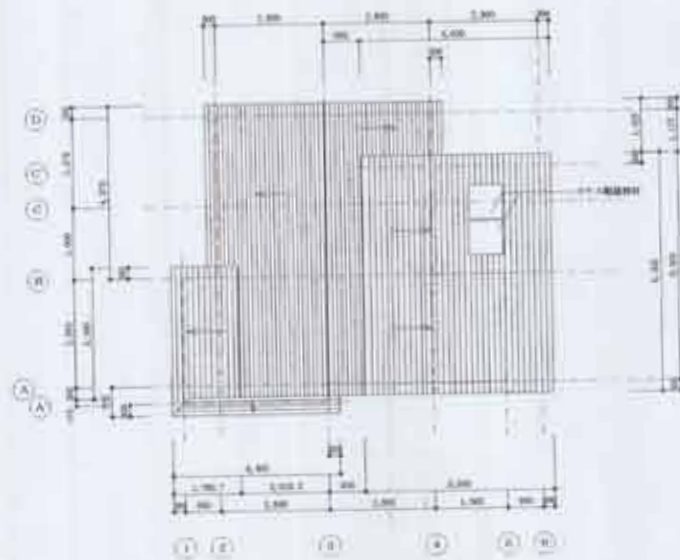




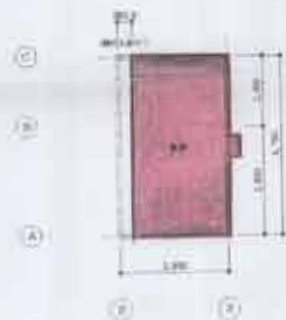
凡 例	
①	壁紙スレート6
②	サイディング材12 (縦割)
③	モルタル金こて付
④	レンガ
⑤	窓枠 OP
⑥	扉枠 OP
⑦	木目 縦割
⑧	木目 横割
⑨	木目 縦割 500×100 (防虫剤付)
⑩	木目 横割 500×100
⑪	木目 縦割 100×80
⑫	木目 横割 100×80

コテージ E

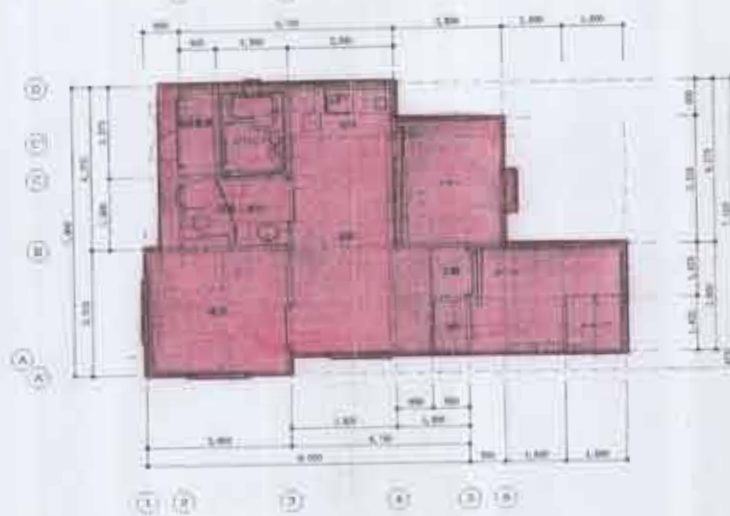




主要部分図 1/100



小建具部分図 1/100



1F平面図 1/100



正面図 1/100



側面図 1/100



背面図 1/100



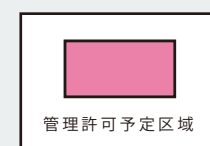
正面図 1/100

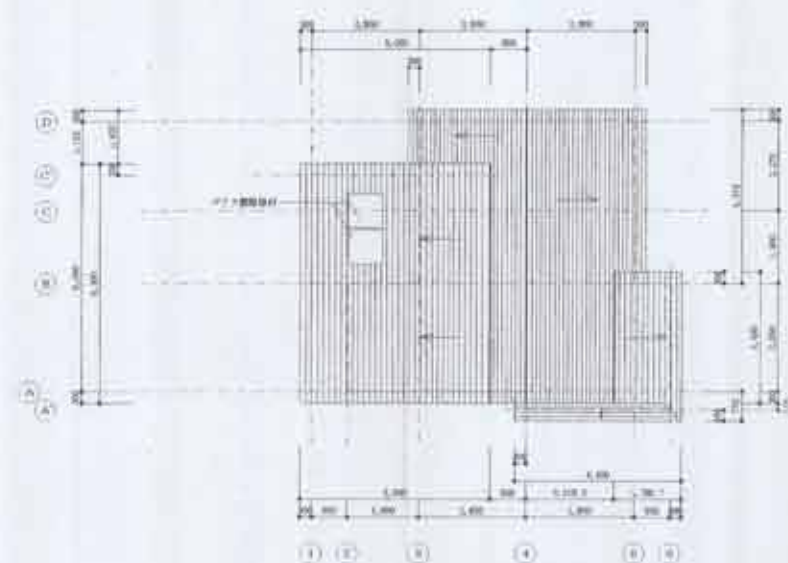


側面図 1/100

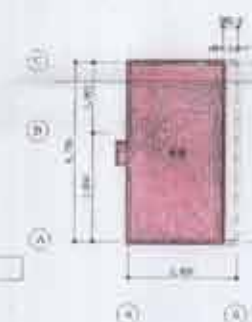
凡 例	
①	建物サマシタ面、壁面
②	屋根、天井
③	窓枠、ドア
④	鉄筋コンクリート配筋、壁、柱
⑤	床材仕上げ、敷材
⑥	床下、基礎、配管、配線
⑦	外装、金具、タイル
⑧	内装、天井
⑨	アルミサッシ、ガラス、樹脂、断熱材
⑩	窓、ドア、ガラス、樹脂、断熱材
⑪	床、床下、基礎、配管、配線
⑫	外装、金具、タイル
⑬	内装、天井
⑭	アルミサッシ、ガラス、樹脂、断熱材
⑮	窓、ドア、ガラス、樹脂、断熱材
⑯	床、床下、基礎、配管、配線
⑰	外装、金具、タイル

コテージ身障者A

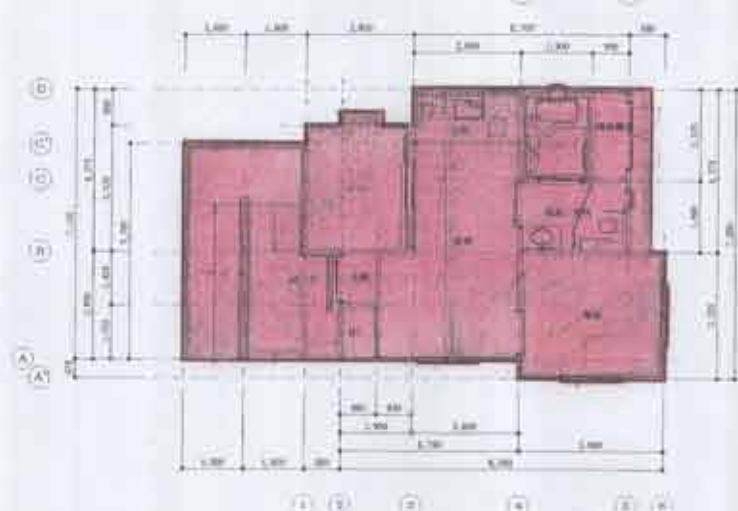




1F平面図 41.100



2F平面図 41.100



3F平面図 41.100



正面立面図 41.100



側面立面図 41.100



背面立面図 41.100



正面立面図 41.100



側面立面図 41.100

凡 例	
①	白色サシガラス、厚さ
②	黒色、OP
③	黒色、OP
④	防炎サイディング板、厚さ
⑤	黒色、OP
⑥	黒色、OP
⑦	黒色、OP
⑧	黒色、OP
⑨	黒色、OP
⑩	黒色、OP
⑪	黒色、OP
⑫	黒色、OP
⑬	黒色、OP
⑭	黒色、OP
⑮	黒色、OP
⑯	黒色、OP
⑰	黒色、OP
⑱	黒色、OP
⑲	黒色、OP
⑳	黒色、OP
㉑	黒色、OP
㉒	黒色、OP
㉓	黒色、OP
㉔	黒色、OP
㉕	黒色、OP
㉖	黒色、OP
㉗	黒色、OP
㉘	黒色、OP
㉙	黒色、OP
㉚	黒色、OP
㉛	黒色、OP
㉜	黒色、OP
㉝	黒色、OP
㉞	黒色、OP
㉟	黒色、OP
㊱	黒色、OP
㊲	黒色、OP
㊳	黒色、OP
㊴	黒色、OP
㊵	黒色、OP
㊶	黒色、OP
㊷	黒色、OP
㊸	黒色、OP
㊹	黒色、OP
㊺	黒色、OP
㊻	黒色、OP
㊼	黒色、OP
㊽	黒色、OP
㊾	黒色、OP
㊿	黒色、OP

コテージ身障者B



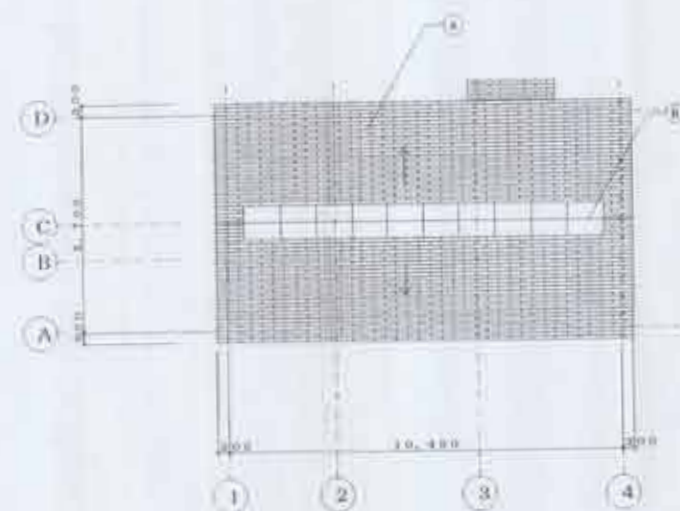


図 1:100

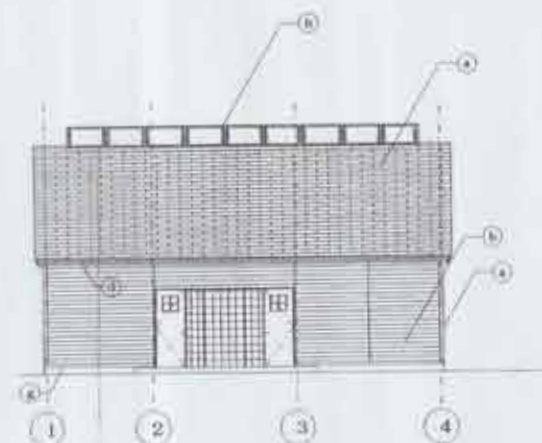


図 1:100

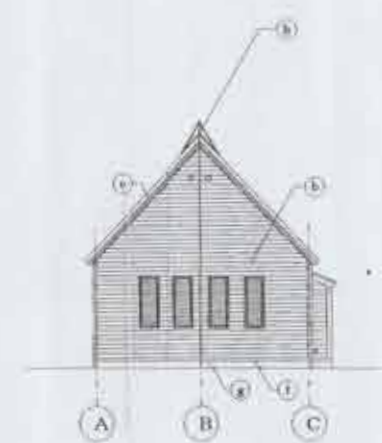


図 1:100

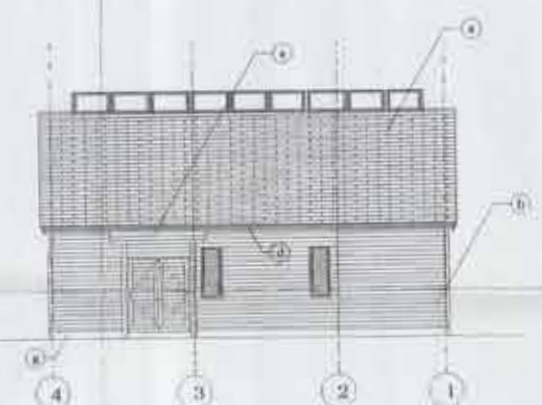


図 1:100

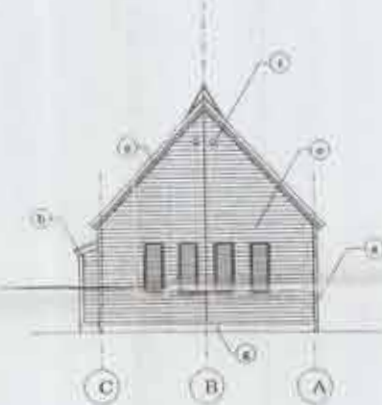


図 1:100

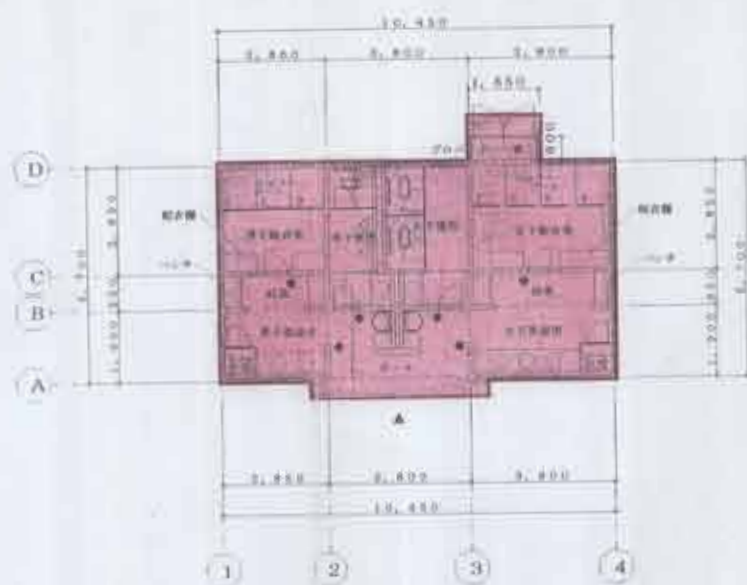


図 1:100

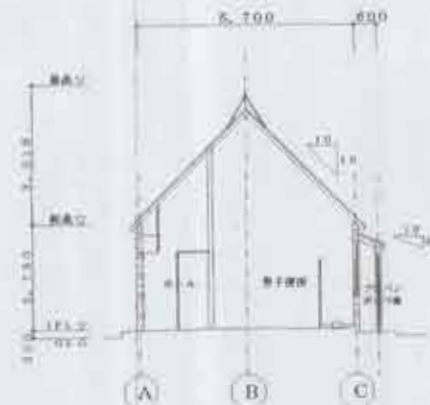
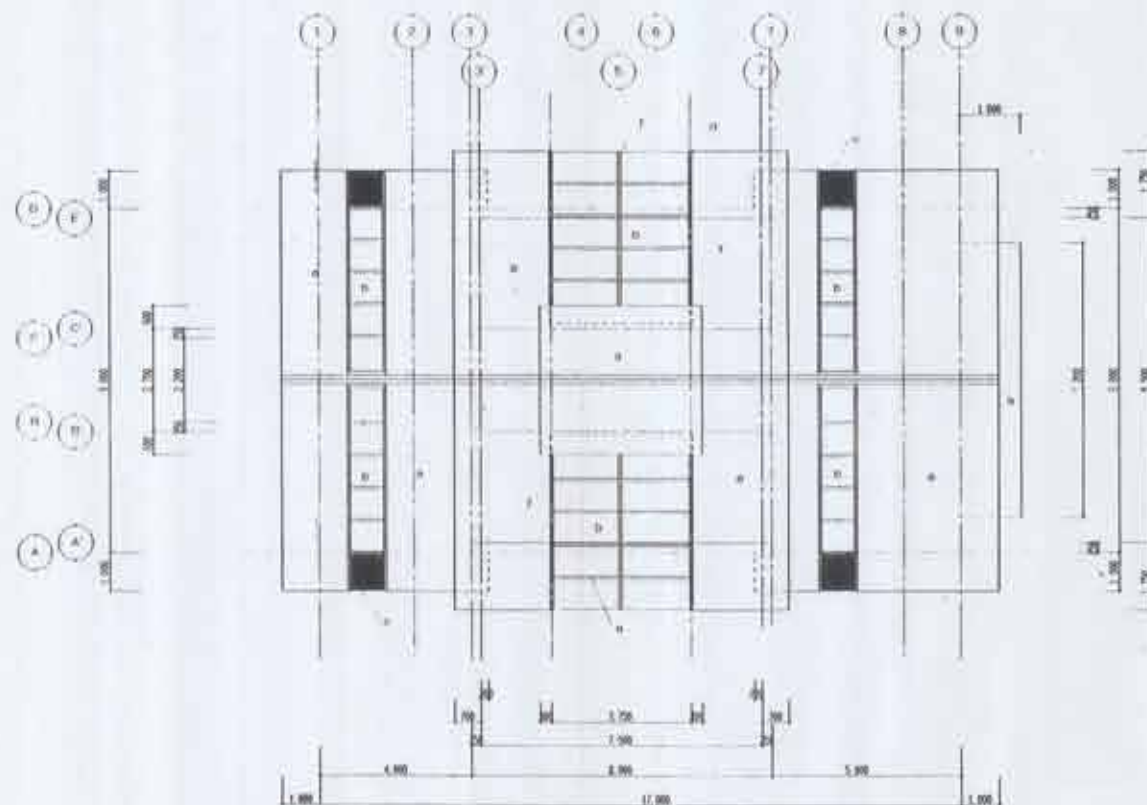


図 1:100

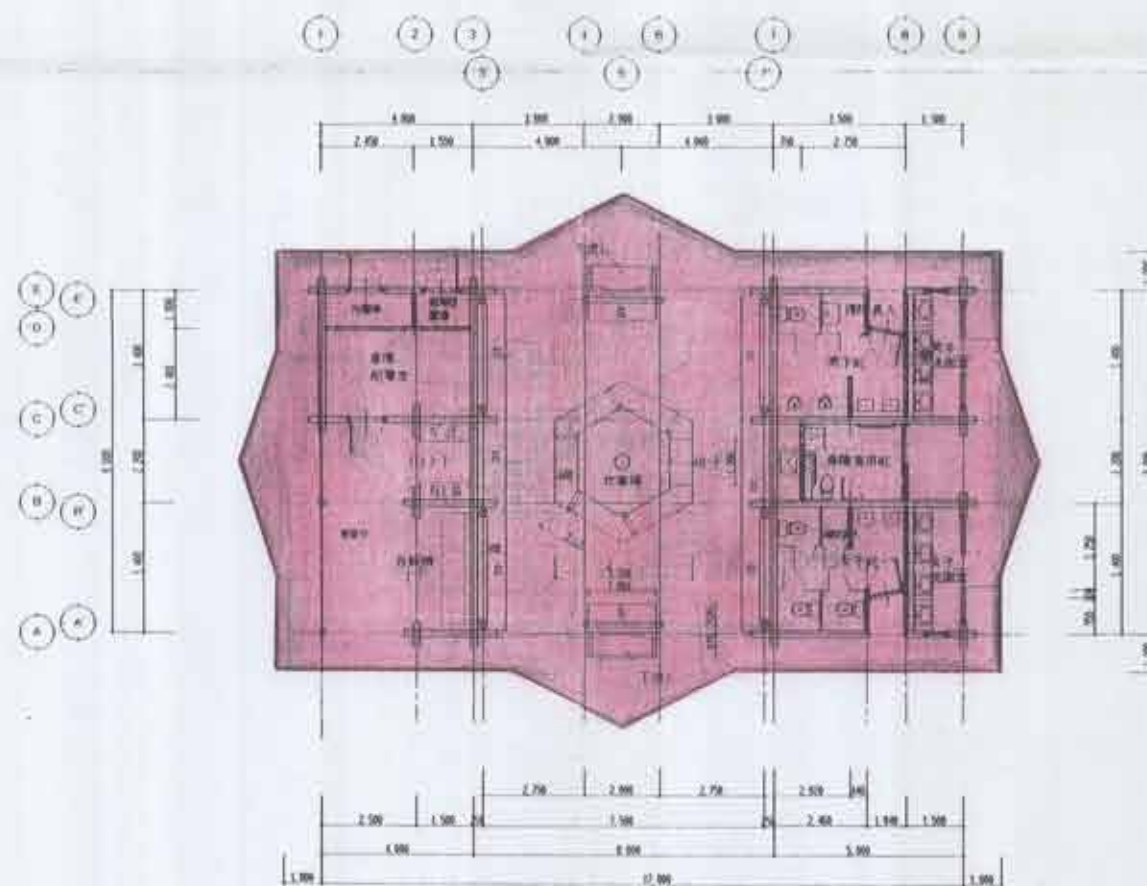
凡 例	
(a)	青色セメント瓦葺り
(b)	防火サイディング張り厚12mm
(c)	防火サイディングコーナー被覆
(d)	漆喰し 0.5
(e)	破風板 0.5
(f)	土台基礎 200mm x 200mm x 4
(g)	床板: 杉板張り 100mm x 100mm
(h)	床板: 杉板張り 100mm x 100mm
(i)	床板: 杉板張り 100mm x 100mm
(j)	床板: 杉板張り 100mm x 100mm

シャワー棟



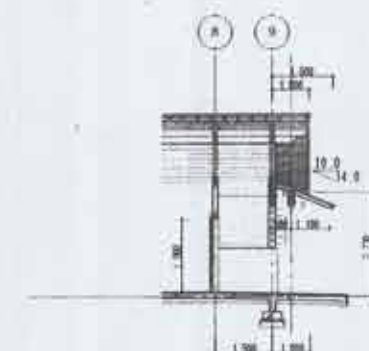


階段図 S=1/100

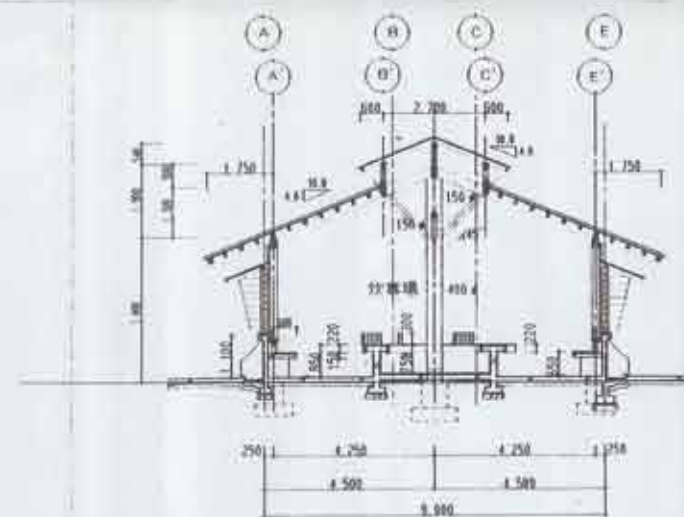


平面図 S=1/100

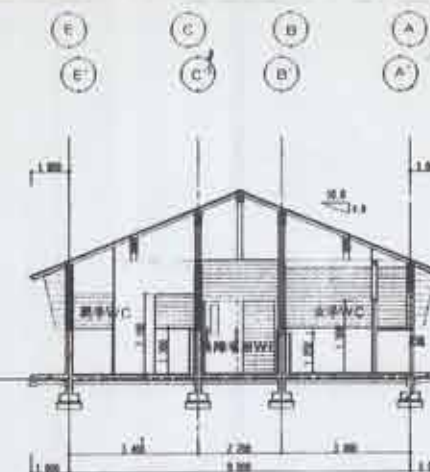
階上リスト	
a	暖色石目(1階) 300x400 (1/4) 700x700 (1/4)
b	鋼入り透明ガラス 16, 18
c	カラーアルミパネル 100x50, 100
d	カラーアルミパネル 100x50, 曲付加工 W=15
e	押し鉄 SUS-FB-70x3
f	ステンレス 100x100 (1/4) 70x70 (1/4) の枠組



断面図(妻側部) S=1/100

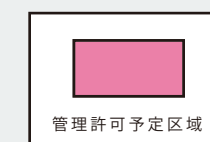


断面図(中央部) S=1/100

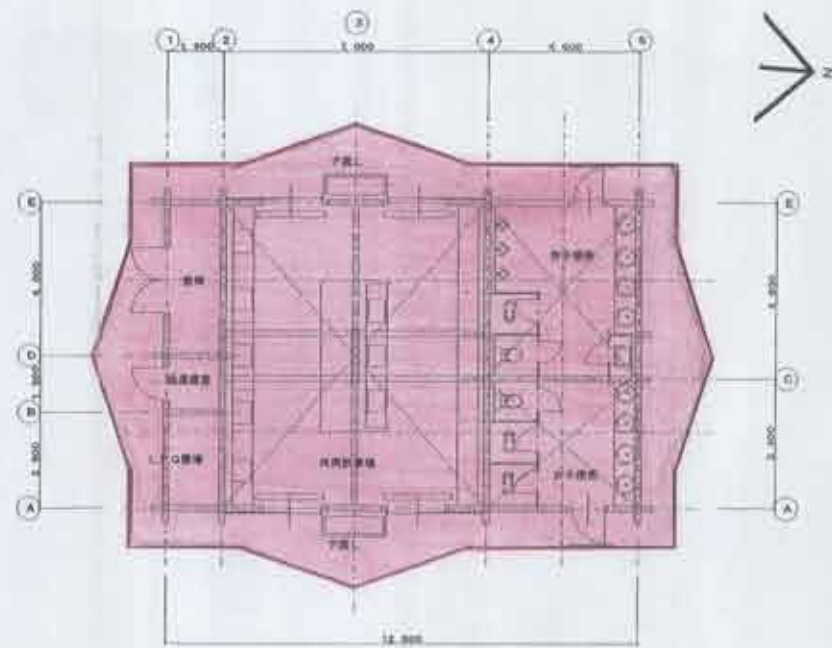


断面図(端部) S=1/100

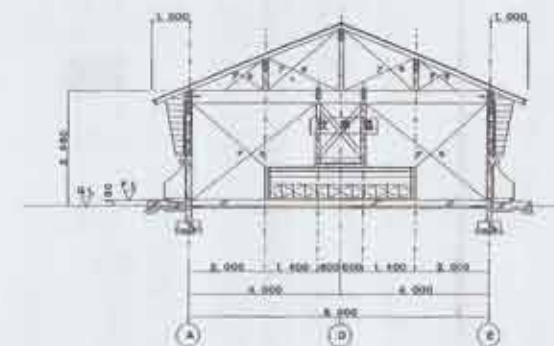
共同利用施設 A



管理許可予定区域

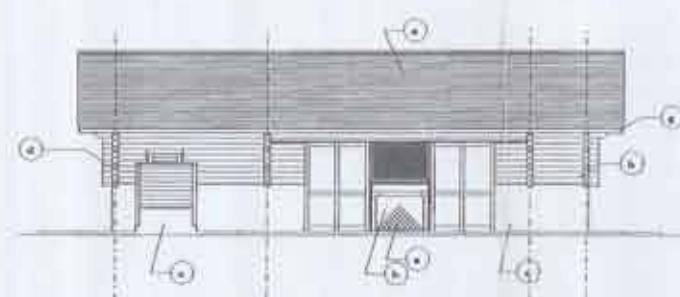


平面図



断面図

凡例	
①	青色スレート葺き 屋根
②	内装ログ材充填 180×180 断熱材 E・OS
③	コンクリート打ち出し (A種)
④	杉板張り 天井 W×120 (隠し接ぎ目) OS
⑤	硬質ウレタン100充填
⑥	断熱材 OS
⑦	真鍮シ OS
⑧	コンクリート打ち出し (B種)



西立面図



南立面図

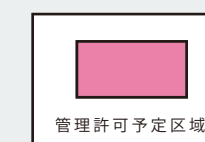


東立面図



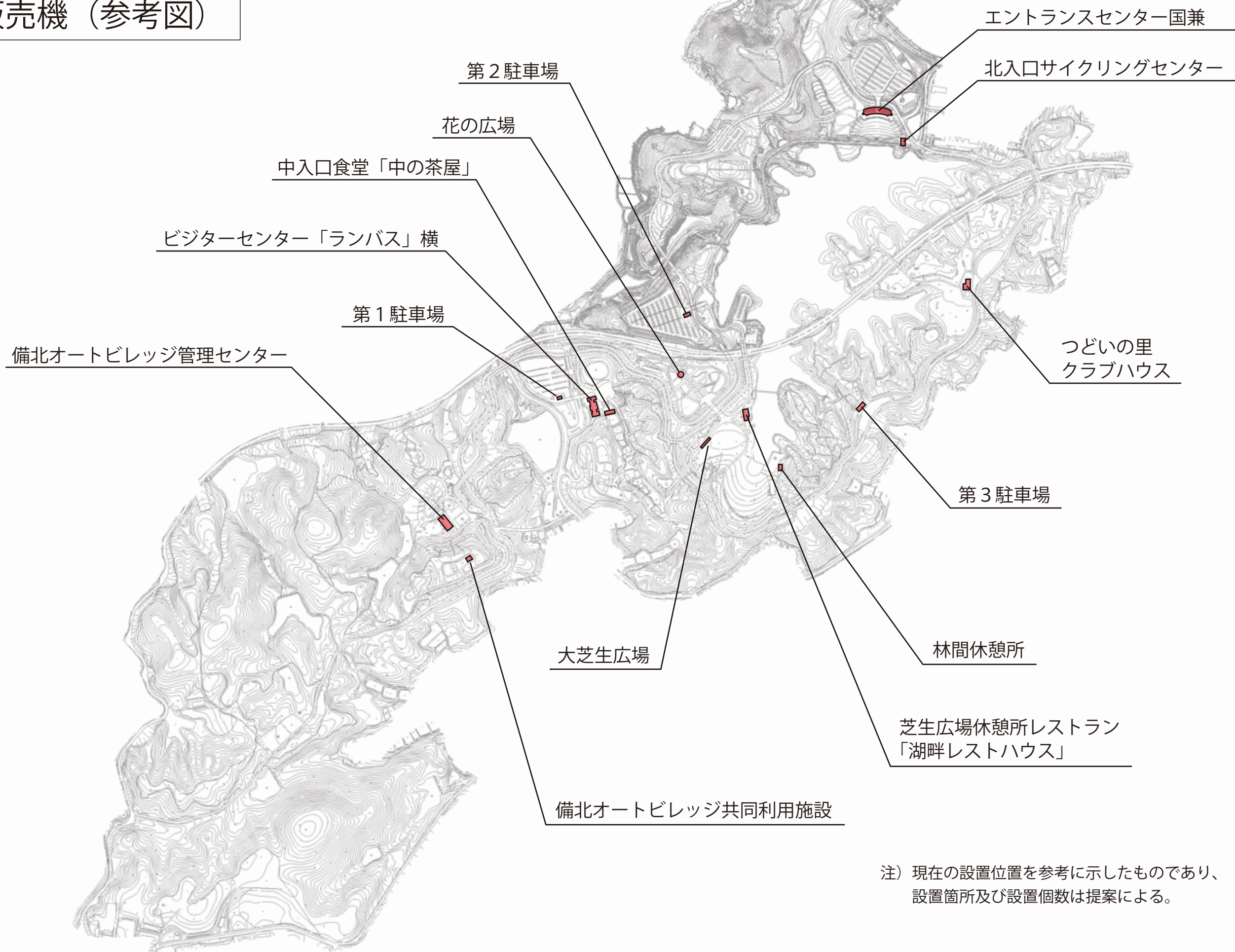
北立面図

共同利用施設 B



収益施設等位置図

自動販売機（参考図）



注）現在の設置位置を参考に示したものであり、
設置箇所及び設置個数は提案による。

収益施設等位置図

コインロッカー（参考図）



注）自動販売機と同じ

飲食施設：芝生広場休憩所レストラン「湖畔レストハウス」

区分		施設			数量	財産区分	図面番号	
		機器名	メーカー	形式			国	テナント
躯体	建物区体				一式	国		
設備	空調設備				一式	国		
	給排水設備							
		テナント什器持ち込みによる配管等			一式	テナント		
		上記以外			一式	国		
	電気設備							
		テナント什器持ち込みによる配線等			一式	テナント		
		上記以外			一式	国		
	厨房機器							
		冷凍チルド冷蔵庫	ホシザキ	HRF-120S	1	テナント		2
		電気フライヤー	ホシザキ	FL-22TA	1	テナント		3
		台	タニコー		1	国	4	
		台	タニコー		1	テナント		5
		台			1	国	8	
		寸胴レンジ	タニコー	TAP-TGP-60	1	国	10	
		ガスウオーマー	タニコー	TGW-60	1	テナント		11
		茹麺器	タニコー	N-TU-60	1	テナント		12
		台			1	テナント		13
		一槽シンク	タニコー		1	国	14	
		かき氷器	中国コーポ	HF700P	1	テナント		15
		二槽シンク	タニコー		1	テナント		16
		台下冷蔵庫	ホシザキ	RT18PNA	1	テナント		17
		電子レンジ	ホシザキ	HM-16B	1	テナント		18
		ホットショーケース	エイシン	ED-1100S	1	テナント		19
		作業台			1	国	20	
		エレファントシェルフ			1	国	21	
		チルド冷蔵庫			1	国	22	
		上棚			1	国	23	
		台下戸棚			1	国	24	
		二槽シンク			1	国	25	
		移動台			1	国	26	
		自動計量洗米装置			1	国	27	
		立体炊飯器			1	国	28	
		スチームコンベクションオープン			1	国	29	
		脇台			1	国	30	
		ガステーブル			1	国	31	
		ガス自動フライヤー			1	国	32	
		脇台			1	国	33	
		パイプ棚			1	国	34	
		パイプ棚			1	国	35	
		移動台			2	国	36	
		チルド冷蔵庫			1	国	37	
		吊戸棚			2	国	38	
		台下戸棚			1	国	39	

区分		施設			数量	財産区分	図面番号	
		機器名	メーカー	形式			国	テナント
		台下戸棚			1	国	40	
		冷凍庫			1	国	41	
		台下冷蔵庫			1	国	42	
		卓上冷凍スライサー			1	国	43	
		食器戸棚			1	国	44	
		クリーンテーブル			1	国	45	
		ドア型自動食器洗浄機			1	国	46	
		ラックシェルフ			1	国	47	
		ソイルドテーブル			1	国	48	
		ダストテーブル			1	国	49	
		製氷機(キューブアイス)			1	国	50	
		台下戸棚			1	国	51	
		一槽シンク			1	国	52	
		パススルー冷蔵庫			1	国	53	
		エレファントSUカート			3	国	54	
		ソリッドエレファントシェルフ			1	国	55	
		ティーサーバー			1	国	56	
		チップアイスディスペンサー			1	国	57	
		平棚			2	国	58	
		水切台			1	国	59	
		二槽シンク			1	国	60	
		ロストルクリーナー			1	国	61	
		平棚			1	国	62	
		瞬間湯沸器			2	国	63	
		手洗器			6	国	64	
		サーバー台			1	国	65	
		冷蔵ショーケース			1	国	66	
		ジャー 2台		THS-C80	2	テナント		67
		ジャー 5台		THC-900A	5	テナント		68
		スーブウオーマー		FW-T42W	1	テナント		69
		ビールサーバー		DBF-K40A2	1	テナント		70
		コーヒーウオーマー		ET450	1	テナント		71
		ソフトクリームサーバー			1	テナント		73
		冷凍ショーケース			1	テナント		74
		冷凍ストッカー			1	テナント		75
		プレハブ冷蔵庫			1	テナント		76
		プレハブ冷蔵庫用室外機			1	テナント		77
		プレハブ冷凍庫			1	テナント		78
		プレハブ冷凍庫用室外機			1	テナント		79
内装								
		ロッカー				テナント		72
	テーブルセット	子供用椅子			6	テナント		
		上記以外椅子			一式	国		
		無煙ロースター			一式	国		
	券売機				1	テナント		
	その他営業機材				一式	テナント		

収益施設資産一覧表

飲食施設：中入口食堂「中の茶屋」

区分		施設			数量	財産区分	図面番号	
		機器名	メーカー	形式			国	テナント
躯体	建物区体				一式	国		
設備	空調設備				一式	国		
	給排水設備							
		テナント什器持ち込みによる配管等			一式	テナント		
		上記以外			一式	国		
	電気設備							
		テナント什器持ち込みによる配線等			一式	テナント		
		上記以外			一式	国		
	厨房機器							
		ソフトクリームサーバー			1	テナント		1
		一槽シンク			1	テナント		2
		台下冷凍庫	ホシザキ	FT150SNA	1	国	3	
		二槽フライヤー	ホシザキ		1	国	4	
		一槽フライヤー	ホシザキ		1	テナント		5
		二槽シンク	マルゼン		1	国	6	
		寸胴用コンロ	マルゼン		1	国	7	
		調理台	マルゼン		1	国	8	
		スープレンジ	マルゼン		1	国	9	
		茹麺器	マルゼン		1	国	10	
		二槽シンク			1	テナント		11
		二槽シンク			1	国	12	
		食器洗浄機	ホシザキ		1	国	13	
		平台			1	国	14	
		台下冷蔵庫	フクシマ	RXC-40RJ	1	テナント		16
		4口コンロ	タニコー	T1222	1	テナント		17
		4ドア冷凍庫	ホシザキ	HF-120PV3	1	国	18	
		ライスロボ	イセキ	AR-440A-LP	1	テナント		19
		6ドア冷蔵庫	ホシザキ	HR-180PV3	1	国	20	
		製氷機	ホシザキ	IM-45TL-1	1	テナント		21
		電子レンジ	ホシザキ	HM-16A	1	国	22	
		台下冷蔵庫	ホシザキ	RT-180PNA	1	国	23	
		台下冷凍庫	ホシザキ	FT150SNA	1	国	24	
		ジャー	象印	THA-C80	1	テナント		26
		ジャー	象印	THS-C80A	1	テナント		27
		ジャー	象印	THA-C80	1	テナント		28
		ウオーマー	タイジ	FW-T42N	1	テナント		30
		ウオーマー	タイジ	FW-T42N	1	テナント		31
		給湯器	NORITZ	GQ-3210WS	1	テナント		33
		給湯器	NORITZ	GQ-2438WS	1	テナント		34
		冷凍ストッカー			1	テナント		35
		冷凍ストッカー			1	テナント		36
		冷凍ストッカー			1	テナント		38
		洗濯機			1	テナント		39
		オープン	リンナイ	RCK-10M	1	国	40	

区分		施設			数量	財産区分	図面番号	
		機器名	メーカー	形式			国	テナント
		給茶器			1	テナント		41
		冷水器			1	テナント		42
		コーヒーサーバー			1	テナント		43
		食器収納庫			1	テナント		44
内装								
		簡易物置			1	テナント		37
	テーブルセット	テーブル			一式	国		
		椅子			一式	国		
	券売機				1	テナント		
	その他営業機材				一式	テナント		

※ 図面番号 15, 25, 29, 32 欠番

収益施設資産一覧表

飲食施設：中入口売店「ランバス」

区分		施設			数量	財産区分	図面番号	
		機器名	メーカー	形式			国	テナント
躯体	建物区体				一式	国		
設備	空調設備				一式	国		
	給排水設備				一式	国		
	電気設備				一式	国		
	店舗設備				一式	国		
		冷蔵ショーケース	サンデン	RSD-LS1303Y	1	国	1	
		冷蔵ショーケース	サンデン	RSD-LS1303Y	1	国	2	
		冷蔵庫	ホシザキ	RS-120P	1	国	3	
		冷蔵庫	ホシザキ	RS-121P	1	国	4	
		冷凍ショーケース	サンヨー	GSR-D1503Y-B	1	国	5	
		レジ周りカウンター			1	国	6	
		上記以外ショーケース、棚			一式	テナント		
内装								
	レジ				1	テナント		
	その他営業機材				一式	テナント		

収益施設資産一覧表

飲食施設：エントランスセンター国兼レストラン「レストラン国兼」

区分		施設			数量	財産区分	図面番号	
		機器名	メーカー	形式			国	テナント
躯体	建物区体				一式	国		
設備	空調設備				一式	国		
	給排水設備				一式	国		
	電気設備				一式	国		
	厨房機器				一式	国		
		冷凍庫	ホシザキ	HF-180X3	1	国	1	
		冷蔵庫	ホシザキ	HR-180CX	1	国	2	
		プレバブ冷蔵庫 冷蔵ユニット		HUS-11RA	1	国	3	
		一槽シンク	タニコー		1	国	5	
		調理台	タニコー	TX-WCT-150NB	1	国	6	
		作業台	タニコー	TX-WT-150NT	1	国	7	
		ソリッドエレファントシェルフ			1	国	9	
		炊飯台	タニコー		1	国	10	
		スープレンジ	タニコー	TAP-TGP-60FSG	1	国	11	
		二段棚	タニコー	TX-WP-150	1	国	13	
		作業台	タニコー		1	国	14	
		調理台	タニコー	TX-WCT-150NB	1	国	15	
		スチコン専用架台	タニコー	TSCO-BB10N	1	国	16	
		吊戸棚	タニコー	TX-HBC-120	2	国	19	
		炊飯器	リンナイ	PR-50S1	1	国	26	
		スチームコンベクションオープン	タニコー	TSCO-10EBN	1	国	27	
		調理台	タニコー	TX-WDT-150NB	1	国	28	
		吊戸棚	タニコー	TX-HCB-120	1	国	29	
		作業台	タニコー		1	国	30	
		サービステーブル	タニコー		1	国	32	
		ビール・酎ハイサーバー			1	国	33	
		酎ハイドラフト			1	国	34	
		ビールドラフト			1	国	35	
		冷蔵ショーケース			1	国	36	
		製氷機	ホシザキ	CM-300AYF-SA	1	国	38	
		二段棚	タニコー	TX-WP-90	1	国	39	
		作業台	タニコー		1	国	40	
		ソイルドテーブル	タニコー		1	国	41	
		ラックシェルフ	タニコー		1	国	42	
		ドア型食器洗浄機	タニコー	TDWD-606SG16R	1	国	43	
		クリーンテーブル	タニコー		1	国	44	
		ソリッドエレファントシェルフ			1	国	45	
		コールドテーブル冷蔵庫	ホシザキ	RT-150SDE	1	国	50	
		一槽シンク	タニコー		2	国	51	
		トッピングコールド(パスタ用)	ホシザキ	RT-150SDE-H	1	国	52	
		スパゲッティーボイラー	タニコー	TG-SB-3	1	国	53	
		調理台	タニコー		1	国	54	
		PIZZA OVEN	トロナジャヤバン	TJ-D400	1	国	56	
		トッピングコールド(ピザ用)	ホシザキ	RT-120SDE-H	1	国	57	

区分		施設			数量	財産区分	図面番号	
		機器名	メーカー	形式			国	テナント
		一槽シンク	タニコー		1	国	58	
		ガステーブル	タニコー		1	国	59	
		コンベクションオープン	タニコー	SC0-6	1	国	60	
		ガステーブル	タニコー		1	国	61	
		台	タニコー		1	国	62	
		冷蔵庫	ホシザキ	HR-75CX	1	国	63	
		台	タニコー		1	国	64	
		ホットフードウォーマーユニットⅡ	タニコー		1	国	66	
		ホットフードユニット	タニコー		1	国	67	
		温蔵庫	日軽パネルシステム	NH-035G	4	国	68	
		ヒートランプウォーマー		TO-177FS	4	国	69	
		ホットフードウォーマーユニットⅠ	タニコー		1	国	70	
		ガステーブル	タニコー	T1840	1	国	71	
		置台	タニコー		1	国	72	
		コールドディスプレイユニット (サラダ・デザート)	タニコー		1	国	76	
		低コールドテーブル	ホシザキ	RL-120SNC-T	1	国	77	
		サービスステーション	タニコー		1	国	81	
		製氷機(チップ)	ホシザキ	CM-120E	1	国	86	
		コールドディスプレイユニット (サラダ・デザート)	タニコー		1	国	90	
		低コールドテーブル	ホシザキ	RL-120SNC-T	1	国	91	
		フライヤー			1	テナント		92
		間仕切り			9	テナント		93
		机			8	国	94	
		エレファントシェルフ			1	国	95	
		スプーン置き			1	テナント		96
		スプーン置き			1	テナント		97
		レジ台			1	テナント		98
		レジ台			1	テナント		99
		コーヒーマーカー			1	テナント		101
		保温ジャー			1	テナント		102
内装	テーブルセット	子供用椅子			3	テナント		
		上記以外のテーブル、椅子			一式	国		
	券売機				1	テナント		
	レジ				1	テナント		100
	その他営業機材				一式	テナント		

※ 図面番号 4, 8, 12, 17, 18, 20～25, 31, 46～49, 55, 65, 73, 74, 75, 78, 79, 80, 82～85, 87, 88, 89, 92, 93, 94 欠番

収益施設資産一覧表

飲食施設：エントランスセンター国兼軽食コーナー「軽食きゅうくん」

区分		施設			数量	財産区分	図面番号	
		機器名	メーカー	形式			国	テナント
躯体	建物区体				一式	国		
設備	空調設備				一式	国		
	給排水設備				一式	国		
	電気設備				一式	国		
	厨房機器							
		ライスミニ			1	テナント		1
		スチームコンベクション			1	テナント		2
		同上架台			1	テナント		3
		三口コンロ			1	テナント		4
		ソフトクリームフリーザー			1	テナント		5
		殺菌庫			1	テナント		6
		置き台			1	テナント		8
		エレファントシェルフ			1	国	9	
		置き台			1	テナント		10
		ゴミ箱			3	テナント		11
		コーヒーメーカー			1	テナント		12
		ジャー置き台			2	テナント		13
		炊飯ジャー			1	テナント		14
		保温ジャー			1	テナント		15
		フードウォーマー			1	テナント		16
		かき氷器			1	テナント		17
		コーナー台(木製)			1	テナント		18
		冷凍庫	ホシザキ	HF-120X3	1	国	19	
		冷蔵庫	ホシザキ	HR-120CX	1	国	20	
		クリーンテーブル	タニコー		1	国	21	
		ドア型食器洗浄機	タニコー	TDWD-606SG16R	1	国	22	
		ソイルドテーブル	タニコー		1	国	23	
		炊飯台	タニコー	TX-R-120T	1	国	24	
		炊飯器	リンナイ	RR-50S1	1	国	25	
		平棚	タニコー	TX-H-120S	1	国	26	
		電気スープレンジ	タニコー	TEP-S-60	1	国	27	
		調理台	タニコー	TX-WCT-150AW	1	国	28	
		スープレンジ	タニコー	TAP-TGP-120FSG	1	国	29	
		冷凍ストッカー		SCR-S84	1	国	30	
		二槽シンク	タニコー	TX-2S-120ANB	1	国	31	
		コールドテーブル冷蔵庫	ホシザキ	RT-120SDE	1	国	32	
		二段棚	タニコー	TX-WP-120L	1	国	33	
		ドロワー冷蔵庫	ホシザキ	RTL-120DDC	1	国	34	
		卓上電気フライヤー	タニコー	TCFL-4560E	1	国	35	
		コールドテーブル冷蔵庫	ホシザキ	RT-120SNE	1	国	36	
		電気ゆで麺器	タニコー	TEU-50A-0	1	国	37	
		置台	タニコー		1	国	38	
		電気ウォーマーテーブル	タニコー		1	国	39	
		一槽シンク	タニコー		1	国	40	

区分		施設			数量	財産区分	図面番号	
		機器名	メーカー	形式			国	テナント
		二段棚	タニコー	TX-WP-150	1	国	41	
内装	テーブルセット	テーブル			一式	国		
		椅子			一式	国		
	券売機				1	テナント		
	その他営業機材				一式	テナント		

収益施設資産一覧表

物販施設：エントランスセンター国兼売店「売店はなちゃん」

区分		施設			数量	財産区分	図面番号	
		機器名	メーカー	形式			国	テナント
躯体	建物区体				一式	国		
設備	空調設備				一式	国		
	給排水設備				一式	国		
	電気設備				一式	国		
	店舗設備							
		ヤマザキ加湿器			1	テナント		3
		コカコーラ加温器			1	テナント		4
		リポビタンD冷蔵庫			1	テナント		5
		デュアル型冷凍ショーケース	三菱電機	EA-JC665BSK	1	国	27	
		リーチイン冷蔵ショーケース	三菱電機	GV-HB7UA	1	国	28	
		リーチイン冷蔵ショーケース	ホシザキ	RS-120X-4G	1	国	29	
		青果用オープンショーケース	三菱電機	RA-PS855LM	1	国	30	
		催事用冷蔵ショーケース	三洋電機	SAR-E900FEN	1	国	31	
内装								
		レジカウンター			1	テナント		1
		レジ			1	テナント		2
		売台			2	テナント		6
		売台			2	テナント		7
		売台			1	テナント		8
		売台			1	テナント		9
		売台			2	テナント		10
		売台			4	テナント		11
		売台			1	テナント		12
		売台			6	テナント		13
		売台			3	テナント		14
		売台			2	テナント		15
		売台			1	テナント		16
		売台			1	テナント		17
		売台			1	テナント		18
		売台			2	テナント		19
		売台			1	テナント		20
		コニカ売台			1	テナント		21
		売台			1	テナント		24
		売台			1	テナント		25
		売台			1	テナント		26
		机			1	テナント		22
		机			1	テナント		23
	その他営業機材				一式	テナント		

収益施設財産区分表

レンタサイクル施設(2棟)

区分		施設		数量	財産区分
		機器名	形式		
躯体	建物躯体			一式	国
設備	空調設備			一式	国
	給排水設備			一式	国
	電気設備			一式	国
運営機材	運営機材			一式	
		コンプレッサー	AC-02-H	1	テナント
		物品棚	2100×1800×45	1	テナント
		冷蔵庫	NR-092FM	1	テナント
		両袖机	CD-147	1	テナント
		ストーブ	GH-F1500	1	テナント
		キーボックス	KC-240	1	テナント
		書庫	SBA-22	1	テナント
		ツールスタンド	FC-30	1	テナント
		子供車 黄 18インチ		20	テナント
		子供車 青紫 22インチ		4	テナント
		子供車 青紫 20インチ		7	テナント
		一般車 紫 24インチ		50	テナント
		一般車 銀 26インチ		20	テナント
		一般車 桃 26インチ		10	テナント
		一般車 青 26インチ		10	テナント
		一般車 赤 20インチ		10	テナント
		一般車 銀 22インチ		10	テナント
		一般車 銀 20インチ		10	テナント
		子供車 青・桃 20インチ		10	テナント
		一般車 銀 26インチ		8	テナント
		子供車 桃 18インチ		10	テナント
		電動 26インチ		10	テナント
		子供車 青 22インチ		25	テナント
		子供車 青・オレンジ 20インチ		20	テナント
		一般車 同乗機付 26インチ		42	テナント
		一般車 黒 26インチ		16	テナント
		ヘルメット(大)		39	テナント
		ヘルメット(中)		180	テナント
		ヘルメット(小)		68	テナント
		券売機		2	テナント
	その他営業資材			一式	テナント

※1 自転車については、現任施設等管理者から全台数を有償で引き継ぐものとする。

※2 移動できる機材が大半のため、図面は添付していない。

※3 財産区分に疑義がある場合、又は不明な機材等については、監督職員又は現任施設等運営者に確認すること。

収益施設資産一覧表

備北オートビレッジ(キャンプ場)

区分		場所		機器名	形式	数量	財産区分
		建物	場所				
躯体	建物躯体	全建築物				一式	国
設備	空調設備	全設備				一式	国
	給排水設備	全設備				一式	国
	電気設備	全設備				一式	国
	運営資機材					一式	
		管理棟	事務室	事務用チェアー	VF-250SG	4	テナント
				事務用チェアー	T510-01001A	1	国
				両袖机	コクヨSD-BSE	1	国
				両袖机	コクヨSD-BSE	4	テナント
				書類棚	引出タイプの大型ケース	1	国
				保管庫デリカウオー	VGR-1058	6	国
				スライドボード	NSB-1030	1	国
				テレホンスタンド	内田洋行	1	テナント
				テレホンスタンド	L-400型	1	国
				金庫	キング工業 98年型	1	国
				ミニコンボ	MD-F10-S	1	国
				放送器	PA-716	1	国
				リモート操作器	NCH-256C	1	国
				シュレッダー	ライオン2270SW	1	国
				カラープリンター	EPSON LP-S7100	1	テナント
				プリンター(リース)	EPSON LP-S3000	1	テナント
				プリンター(リース)	RICOH 3000RC	1	テナント
				AED	(半自動除細動器)ハートスタート HS1 フィリップス	1	テナント
			休憩室	テレビデオ	TH-21EV10	1	国
				冷蔵庫	NR-A7T2-H	1	国
				ローテーブル		1	テナント
			売店	冷凍ショーケース	FS-63ST3	1	国
				冷蔵庫	SCR-R551G	1	テナント
				冷蔵庫 アイス用	SCR-075G	1	テナント
				冷蔵庫 アイス用	SCR-R2000	1	テナント
				中量棚	ボトルレス型	1	国
				冷蔵庫	SAR-245CHW	1	テナント
				冷蔵庫	SMR-SD150	1	テナント
				冷蔵庫	SAR-490G	1	テナント
				冷蔵庫	SAR-460G	1	テナント
				レジスター	TK6000	2	テナント
				椅子	事務用チェアーTA110 L型肘ゴムキャスター	1	国
		管理棟		ローカル放送装置架	JD22925	1	国
				放送制御架4	VC21720	1	国
				硬貨選別計数器	8C-605421	1	キャンプ場
				机	C-1845	2	キャンプ場
				ロッカー	ウチダ	1	キャンプ場
				ラミネーター	LAM-902T	1	キャンプ場
				パンチ(大)		1	キャンプ場
				ラミネーター		1	キャンプ場
				カラープリンター	キャノン		キャンプ場
				タンカ	米式タンカ YAA-W	1	国

区分		場所		機器名	形式	数量	財産区分
		建物	場所				
				医務用ごみ箱		1	国
				医薬品用棚		1	国
				ベッド		1	国
				冷蔵庫	NR-B13T3	1	国
				スチール書庫	DF-36N	1	国
				CD/MDプレイヤー	RC-MD77	1	キャンプ場
				傘立て	US-12型 クローズタイプ	2	国
				灰皿		3	キャンプ場
			倉庫	水屋	内田ビジネスキッチン333-3298 TYPE-90	1	国
				冷蔵庫	NR-C376MR-H	1	テナント
				灰皿		1	テナント
				食器棚		1	テナント
				キッチン棚		1	テナント
				棚		1	テナント
				電子レンジ	NE-J40	1	テナント
				ゴミ箱(大)		1	テナント
				ゴミ箱(小)		1	テナント
			コインランドリー 室	乾燥機	CD-S45C1	5	国
				洗濯機	ASW-45C	5	国
				コインロッカー		2	国
				オフィスボード	LW-36HWA	1	国
				机		1	テナント
				流し台		1	国
			浴室	ベンチ		2	テナント
				掲示板		1	国
				ロッカー		2	国
		コテージ B-1		シングルベッド		4	国
				テーブル		1	国
				いす		4	国
				掃除機		1	テナント
				冷蔵庫	SJ-140	1	テナント
				トイレウォシュレット		1	テナント
		コテージ B-2		2段ベッド		2	国
				シングルベッド		2	国
				テーブル		1	国
				いす		6	テナント
				掃除機		1	テナント
				冷蔵庫	NR-B141W	1	テナント
		コテージ B-3		シングルベッド		6	国
				テーブル		1	国
				いす		6	国
				掃除機		1	テナント
				冷蔵庫	SJ-14C	1	テナント
				トイレウォシュレット		1	テナント
				扇風機		2	テナント
		コテージ B-4		シングルベッド		6	国
				テーブル		1	国
				いす		6	国
				掃除機		1	テナント
				冷蔵庫	SJ-14C	1	テナント

区分		場所		機器名	形式	数量	財産区分
		建物	場所				
				トイレウォッシュレット		1	テナント
				扇風機		2	テナント
		コテージ B-6		2段ベッド		2	国
				シングルベッド		2	国
				テーブル		1	国
				いす		6	テナント
				掃除機		1	テナント
				冷蔵庫	SJ-14C	1	テナント
		コテージ B-7		2段ベッド		2	国
				テーブル		1	国
				いす		4	国
				掃除機		1	テナント
				冷蔵庫	NR-B141W	1	テナント
		コテージ B-8		2段ベッド		2	国
				テーブル		1	国
				いす		4	国
				掃除機		1	テナント
				冷蔵庫	SJ-14C	1	テナント
		コテージ B-9		2段ベッド		2	国
				テーブル		1	国
				いす		4	国
				掃除機		1	テナント
				冷蔵庫	NR-B142J	1	テナント
		コテージ B-10		2段ベッド		2	国
				テーブル		1	国
				いす		4	国
				掃除機		1	テナント
				冷蔵庫	NR-B140W	1	テナント
		コテージ B-11		2段ベッド		2	国
				テーブル		1	国
				いす		4	国
				掃除機		1	テナント
				冷蔵庫	SJ-14C	1	テナント
		コテージ B-12		2段ベッド		2	国
				テーブル		1	国
				いす		4	国
				掃除機		1	テナント
				冷蔵庫	ER-7G	1	テナント
		コテージ B-13		2段ベッド		2	国
				テーブル		1	国
				いす		4	国
				掃除機		1	テナント
				冷蔵庫	NR-B141W	1	テナント
		コテージ B-14		2段ベッド		2	国
				テーブル		1	国
				いす		4	国
				掃除機		1	テナント
				冷蔵庫	SJ-14C	1	テナント
				シングルベッド		4	国
				テーブル		1	国

区分		場所		機器名	形式	数量	財産区分	
		建物	場所					
		コテージ B-15		いす		4	国	
				掃除機		1	テナント	
				冷蔵庫	SJ-140	1	テナント	
				トイレウォシュレット		1	テナント	
		コテージ B-16		2段ベッド		2	国	
				テーブル		1	国	
				いす		4	国	
				掃除機		1	テナント	
		コテージ B-17		冷蔵庫	NR-B142J	1	テナント	
				2段ベッド		2	国	
				テーブル		1	国	
				いす		4	国	
		コテージ B-18		掃除機		1	テナント	
				冷蔵庫	NR-B142J	1	テナント	
				2段ベッド		2	国	
				テーブル		1	国	
		コテージ B-19		いす		4	国	
				掃除機		1	テナント	
				冷蔵庫	SJ-14C	1	テナント	
				2段ベッド		2	国	
		コテージ B-20		テーブル		1	国	
				いす		4	国	
				掃除機		1	テナント	
				冷蔵庫	SR-141G	1	テナント	
		トレーラーハウス		冷蔵庫	NR-B141W	1	テナント	
				電子レンジ	NE-T151	1	テナント	
		物品庫	フリーサイト共同利 用施設横	6人用テント5張り	オガワストークDX6	5	テナント	
					ダッチオープン		13	テナント
					10人用テント	TM830	14	国
					中量棚	BL300型 1-349-1889 1889S-5		国
					中量棚	和研ハーディー 500kg/段 1800×1800×570×4 単体	1	国
					中量棚	和研ハーディー 500kg/段 1800×1860×570×4 単体	1	国
					中量棚	和研ハーディー 500kg/段 1800×1560×570×4 単体	2	国
					中量棚	和研ハーディー 500kg/段 1800×1200×570×4 連結	1	国
		物品庫	一般カーサイト上共 同利用施設	中量棚	和研ハーディー 500kg/段 1800×1500×570×5 連結	2	国	
					BBQコンロ大	MECO4400-0	1	テナント
		物品庫	キャンピングカーサ イト上共同利用施設	フローワージャッキ	TM71206	1	テナント	
					ストーブ	GH-B170F	2	テナント
					ストーブ	OK-267	1	テナント
					テーブル	MG-2603	5	テナント
		物品庫	フリーサイト共同利 用施設横	木製テーブル6人用	マルニ	2	テナント	
					3シーズンシュラフ		70	テナント
	その他運営に係る消耗品					一式	テナント	

※ 1. 移動できる機材が大半のため、図面は添付していない。

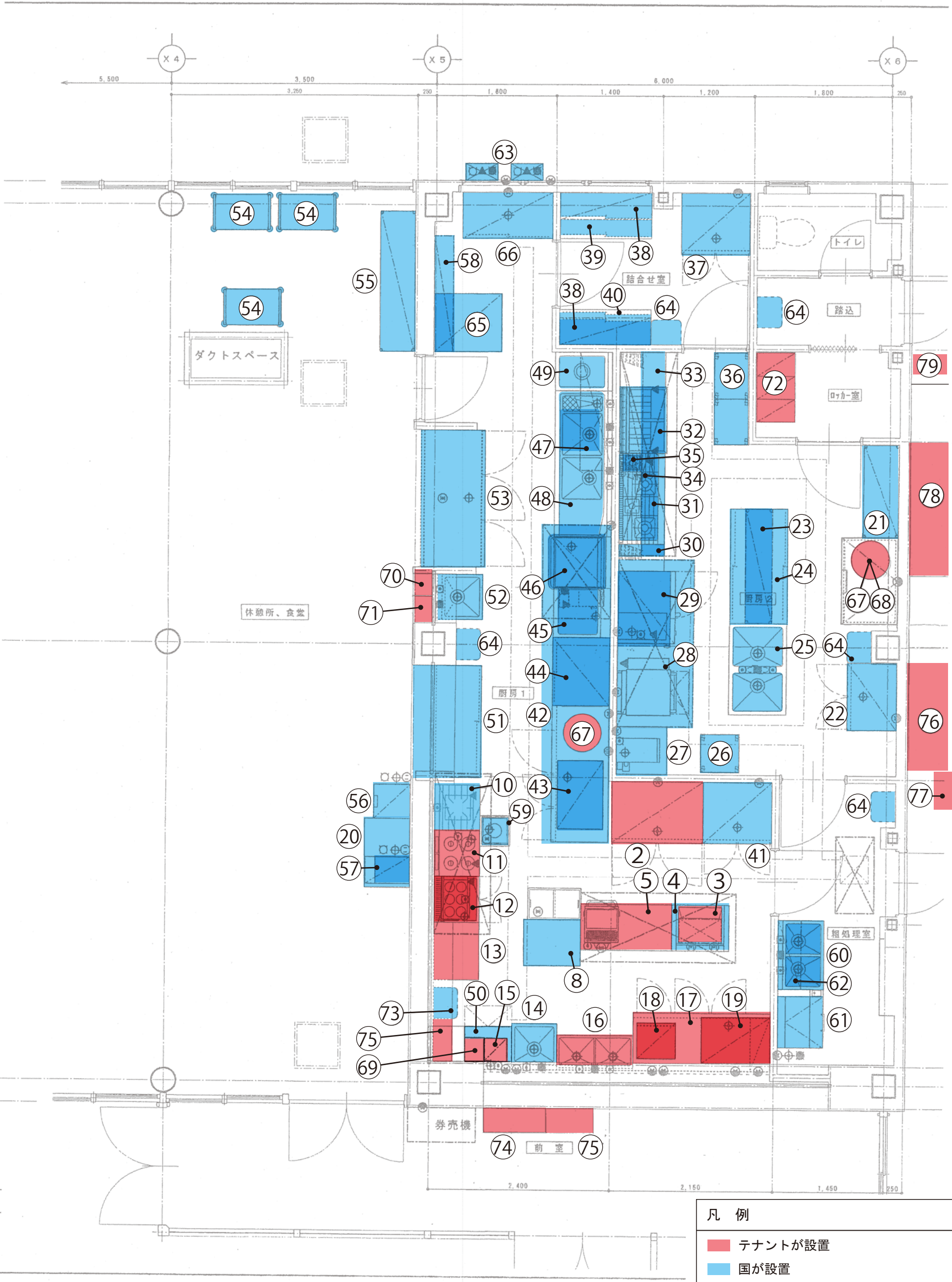
※ 2. 財産区分に疑義がある場合、又は不明な機材等については、監督職員又は現任施設等運営者に確認すること。

備北オートビレッジ(キャンプ場)レンタル用品一覧表(参考)

品名	規格	個数	財産区分
ドームテント	オガワストークDX6	7	テナント
メッシュタープ		8	テナント
ヘキサタープ		2	テナント
4シーズンシュラフ		58	テナント
3シーズンシュラフ		13	テナント
毛布		66	テナント
枕		19	テナント
テーブル		11	テナント
イス		45	テナント
ガスランタン		8	テナント
調理用具セット		12	テナント
BBQコンロ(大)		5	テナント
BBQコンロ(小)		3	テナント
BBQコンロ(折りたたみ)		4	テナント
ツインバーナー		10	テナント
クッカー		11	テナント
網(大)		21	テナント
網(小)		16	テナント
鉄板(大)		7	テナント
鉄板(小)		1	テナント
焚き火台		5	テナント
延長コード(10m)		11	テナント
ワンセグテレビ		3	テナント
ロールマット(2×1m)		16	テナント
電池ランタン		14	テナント
マット(敷布)コテージ用		36	テナント

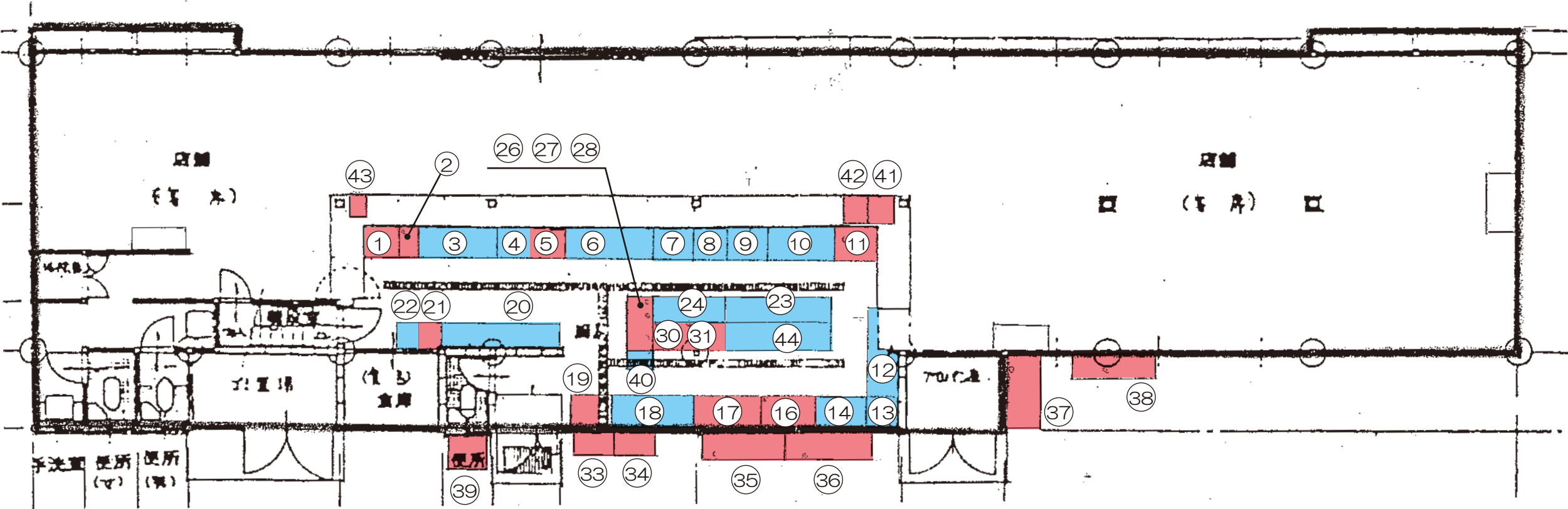
※現任施設等運営者によるレンタル用品一覧

備北丘陵公園 財産区分図
芝生広場休憩所レストラン「湖畔レストハウス」



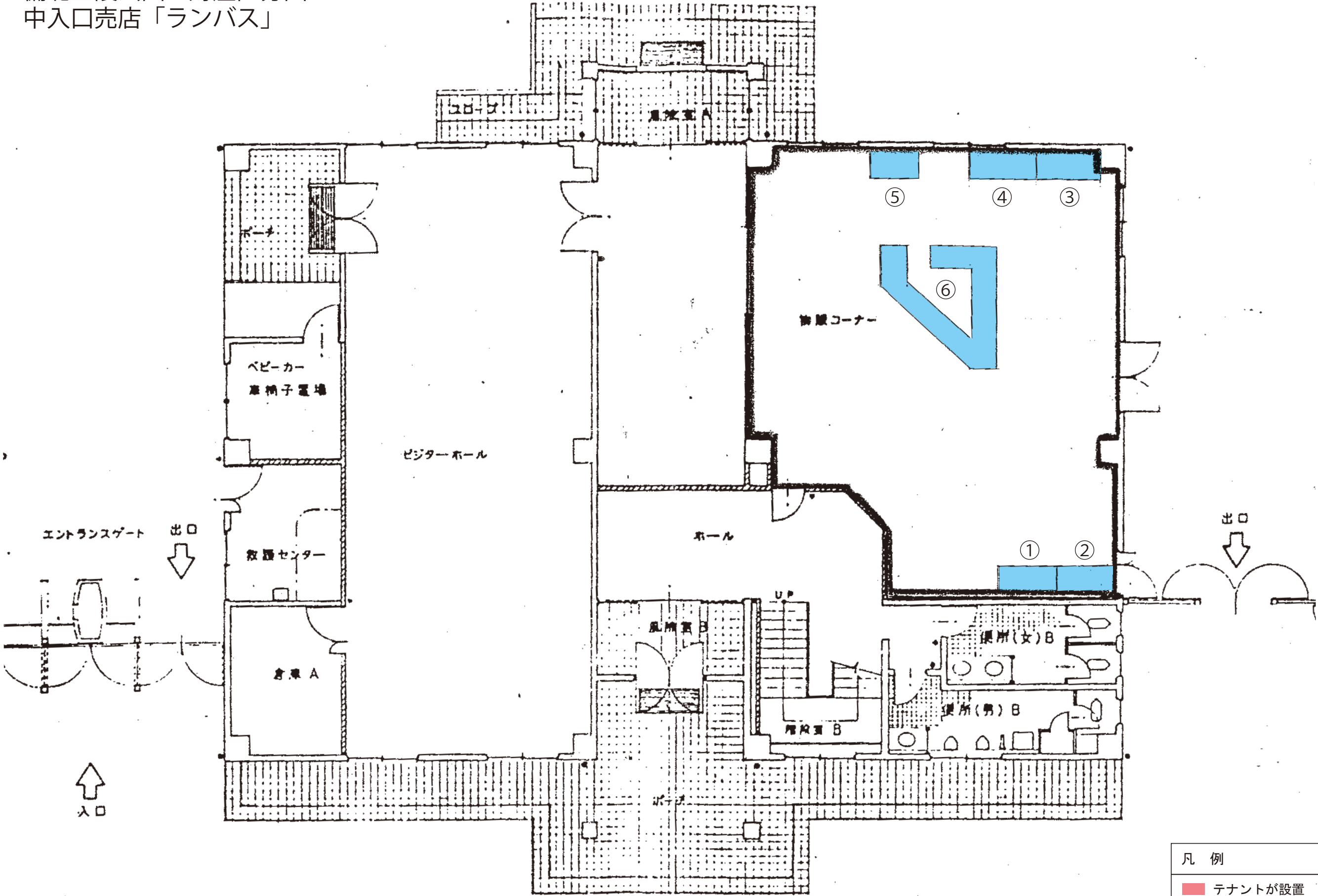
凡 例	
	テナントが設置
	国が設置
※○の番号は別紙「収益施設資産一覧表」の図面番号とする	

備北丘陵公園 財産区分図
中入口食堂「中の茶屋」



凡 例	
■	テナントが設置
■	国が設置
※○の番号は別紙「収益施設資産一覧表」の図面番号とする	

備北丘陵公園 財産区分図
中入口売店「ランバス」



(物販 管理事務所 棟)

凡 例	
■	テナントが設置
■	国が設置
※○の番号は別紙「収益施設資産一覧表」の 図面番号とする	

備北丘陵公園 財産区分図
 エントランスセンター国兼レストラン「レストラン国兼」(2F レストラン)



凡 例

テナントが設置

国が設置

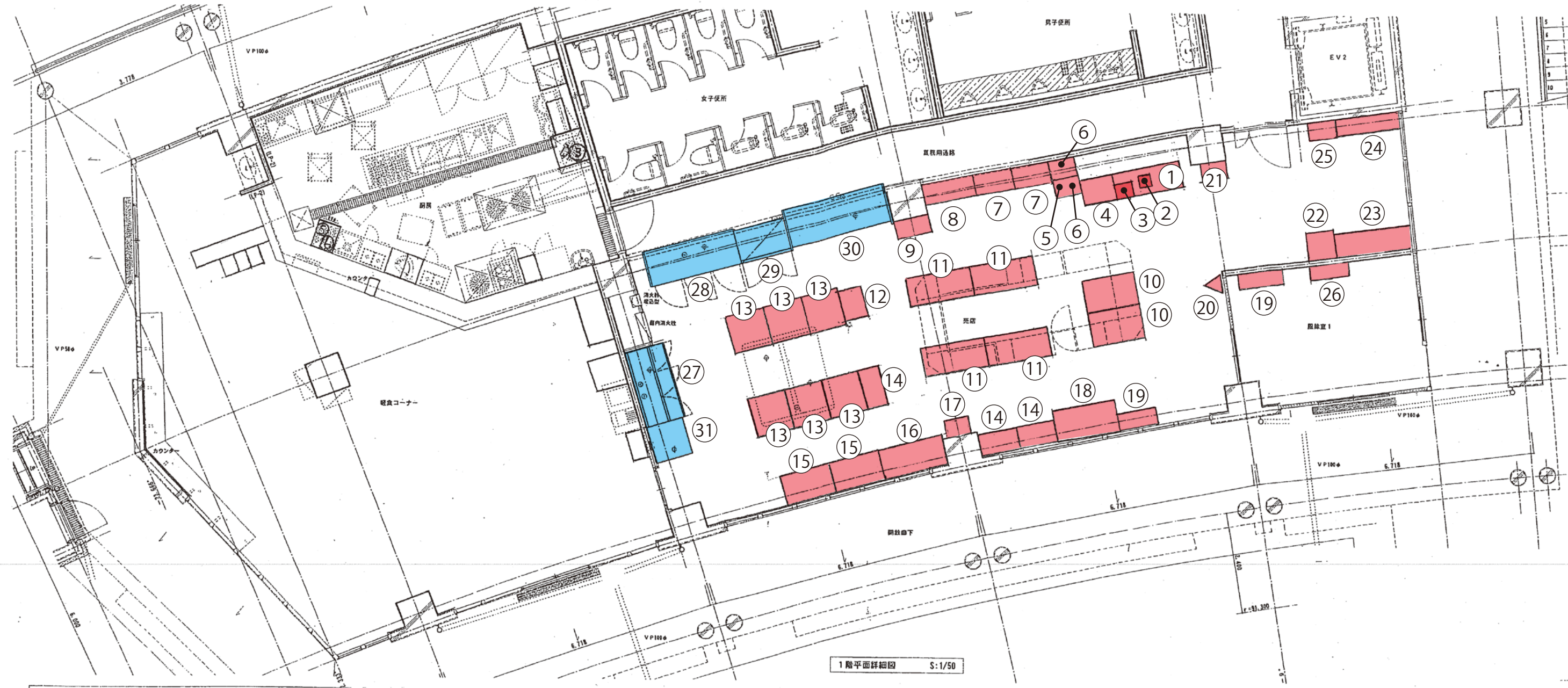
※○の番号は別紙「収益施設資産一覧表」の
 図面番号とする

エントランスセンター国兼軽食コーナー「軽食きゅうくん」(1F 軽食)



※○の番号は別紙「収益施設資産一覧表」の
図面番号とする

備北丘陵公園 財産区分図
エントランスセンター国兼売店「売店はなちゃん」(1F売店)



凡 例	
	テナントが設置
	国が設置
※○の番号は別紙「収益施設資産一覧表」の 図面番号とする	

平成23年4月1日改正

食中毒と懸念される事案が発生した場合の対応マニュアル(案)

国営備北丘陵公園内の飲食及び物販施設において、食中毒と懸念される事案が発生した場合、以下の流れを基本とし、国、都市再生機構、備北公園管理センター、運営者((株)グリーンウインズさとやま))は緊密に連携し迅速な対応を図るものとする。

食中毒と懸念される事案の相談(発症者より)



(ステップ1)

保全措置

- ・食中毒と懸念される相談の一報があった場合、食材がその時点で食材が残っていれば速やかに保全措置を行う。



(ステップ2)

各関係機関への連絡

- ・各関係機関に速やかに第1報を報告。(資料1:連絡系統図)
- ・正規の系統としては、都市再生機構から事務所への報告となるが、迅速な対応を図るため、運営者から事務所にも報告を行う。(以降この体制により逐次報告)



(ステップ3)

症状の詳細把握(運営者が発症者に確認)

- ・運営者より発症者に連絡(又は面会)を行い発症状況等の把握を行う。



(ステップ4)

状況を管轄の保健所に報告

- ・食中毒と懸念される事案の状況について、管轄の保健所に運営者が報告する。以降、何らかの指示があれば保健所の指示に従うことを優先とする。



(ステップ5)

初期対応の判断(国、都市再生機構による協議)

- ・初期において保健所の指示が無い場合、その時点の状況を持って自主的対応を行うかどうかの判断を行う。
- ・自主的対応としては、以下を想定するが状況に応じて判断する。
 - 食中毒と懸念される事案が発生した店舗の一時閉鎖

○食中毒と懸念される食材の販売自粛

○食中毒と懸念される食材を調理した従事者の隔離

初期対応の判断は、運営者、管理センターの意見を踏まえつつ、発症人数、園内状況等を踏まえ国と都市再生機構とで協議し判断する。

(ステップ6)



初期対応の実施

・販売自粛、一時閉店等の初期対応を行う場合は、以下の内容を示した掲示文を店舗、券売機、公園入口等に掲示するものとする。(資料2: 掲示文ひな形)

- ① 状況説明(食中毒と懸念される事案の発生内容)
- ② 自粛内容
- ③ 再開時期



(ステップ7)

従事者の検査

・食中毒と懸念される事案が発生した店舗の従事者全員の検便検査を実施する。

(保健所からの指示があれば必須であるが、衛生管理の徹底に努めるためにも従事者全員の検便検査を原則実施)

(ステップ8)



滅菌消毒の実施

・アルコール、次亜塩素酸ソーダ等で店舗を滅菌消毒

(検便検査で何らかの菌が検出された場合、各菌に対応した滅菌方法を行う)

(ステップ9)



保健所より販売自粛の要請

・保健所から、食中毒としての疑念が高まり販売自粛の要請があった場合は、速やかに販売自粛を行うとともに、公園内にその旨の掲示を行う。

(ステップ10)



想定問答の作成

・保健所から営業禁止等の処分となった場合を踏まえ、想定問答の作成を行う。



(ステップ11)

保健所より営業禁止等の処分

- ・保健所より、営業禁止等の処分が決定した場合、速やかに営業禁止の措置を実施するとともに、公園内にその旨の掲示を行う。



(ステップ12)

記者発表(投げ込み)

- ・保健所の営業禁止等の記者発表後、速やかに記者発表を行う。
- ・記者発表は投げ込みを基本(規模により適宜判断)とし、国及び都市再生機構の連名による記者発表、原因者である運営者の記者発表を実施。

(投げ込みは広島合同庁舎記者クラブ、広島県政記者クラブ、中国地方建設記者クラブ、三次記者クラブへの同時投げ込み)

- ・記者発表と合わせて、公園HPに営業禁止措置の旨をアップする。

(資料3:記者発表資料ひな形)



(ステップ13)

衛生管理の改善指示

- ・食中毒事故の対策及び衛生管理の改善について、国から都市再生機構に対し指示を行う。

(資料4:指示事項ひな形)



(ステップ14)

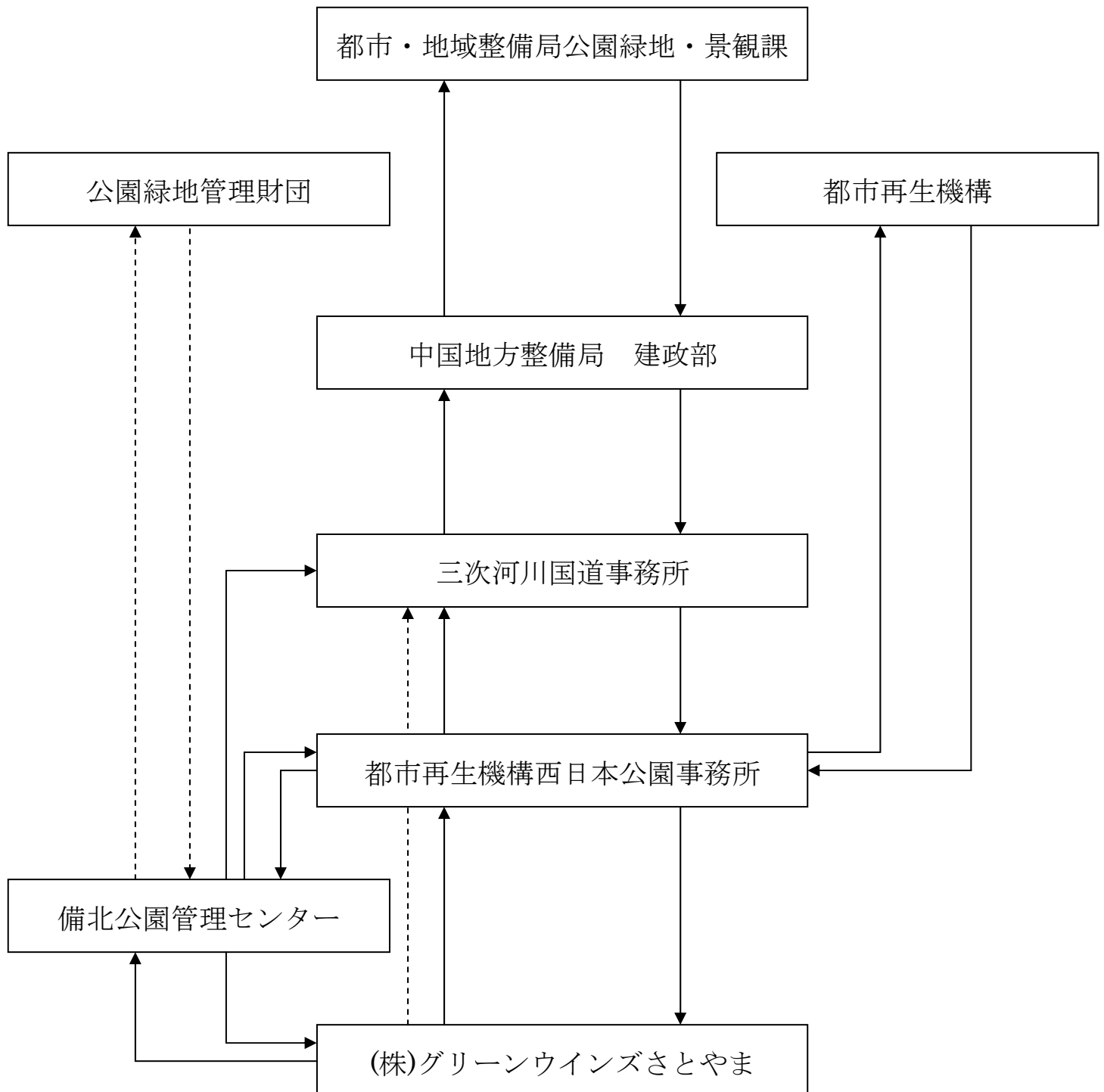
営業再開

- ・保健所の指導による衛生管理の改善措置を行い、営業再開についての確認がなされた後、店舗の営業を再開する。

注)ステップ4保健所への報告後、短期間の間に営業自粛の要請があった場合はステップ9に移行するものとし、従事者の検査や店舗の消毒等について保健所の指示に従うものとする。

(資料 1)

食中毒と懸念される事案が発生した場合の連絡系統図



(資料2)

掲示文ひな形

〇〇月〇日(〇)、公園内のレストラン「〇〇〇」で△△△△△を食べたお客様から、腹痛等の症状(〇グループ・〇名)があったとのご連絡がありました。

現在、「〇〇〇」での食事が原因かどうかも含めて調査中ですが、念のため、原因が特定できるまでの間、〇名の方が食べられた△△△△の販売を自粛させていただきます。

お客様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

お知らせ

(資料3)

平成20年〇〇月〇〇日

(資料提供)

広島合同庁舎記者クラブ

中国地方建設記者クラブ

三次記者クラブ

国営備北丘陵公園内飲食施設での食中毒事故について

このたび、国営備北丘陵公園内で、〇〇が営業する飲食施設「△△」において、〇月〇日に□□を食べられた方で〇人が××などの症状を訴えられ、うち〇名の方が医療機関で治療を受けられました。この原因は△△による食中毒と聞いており、食中毒に遭われたみなさまには心からお見舞い申し上げます。

〇〇が営業する飲食施設「△△」は、広島県備北地域保健所より、本日（〇〇月〇〇日）営業禁止処分を受けました。広島県備北地域保健所の指導のもと、衛生管理の改善を図り保健所の確認が得られるまで、飲食施設「〇〇」は休業致します。

この間、公園を利用される皆様にご不便をおかけしますことに対しお詫び申し上げます。

このような事故が、国営備北丘陵公園内で起こってしまったことは誠に遺憾でございます。

今後、二度とこのような事故が起きないよう、国土交通省中国地方整備局及び施設の管理許可を受けている独立行政法人都市再生機構により以下の対策を講じていきます。

〇公園管理者である中国地方整備局としては、独立行政法人都市再生機構に管理許可を出している立場から、この事態を重く受け止めているところであり、独立行政法人都市再生機構に対しては再発防止策を含めた安全衛生管理の徹底を指示する。

〇独立行政法人都市再生機構は、国土交通省中国地方整備局からの指示に基づき、営業者である〇〇とともに、再発防止策の策定等安全衛生管理の徹底に取り組んでいく。

今後、再発防止に向けた取り組みについては、国としてもしっかり確認し、公園の安全管理に万全を期して参ります。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 三次河川国道事務所

事務所長 〇〇 〇〇

TEL ××-××-××

(担当) 公園課長 〇〇 〇〇

(独) 都市再生機構 西日本公園事務所

事務所長 〇〇 〇〇

TEL ××-××-××

(資料 4)

国中整〇〇〇〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

独立行政法人 都市再生機構
西日本支社 西日本事務所長 殿

国土交通省 中国地方整備局
三次河川国道事務所長

国営備北丘陵公園の公園施設（レストラン・売店）の管理運営について

国営備北丘陵公園の公園施設（レストラン・売店）の管理について（同意）（平成 17 年 3 月 25 日付国中整都住第 220 号）4（1）に基づき、下記のとおり指示する。

記

1. 食中毒と懸念される事故の状況把握に努め、随時報告すること。
2. 食中毒と懸念される事故の原因究明に努め報告すること。

以上

平成 年度 月 管 理 月 報

維持管理業務

国営備北丘陵公園

管 理 状 況	植物管理		業 務 実 施 状 況	区 分	実 施 し た 業 務 の 記 録
				芝生管理	
				低木管理	
				高木管理	
				草花管理	
				建物管理 (建物清掃)	
				工作物管理	
				清掃	
	建物・工作物 管理				
	清掃				
	利用者指導				
	その他				

収益施設等管理運営業務の管理に関する勤務実績簿（案）

[illegible]

収益施設等管理運営業務の管理に関する勤務実績簿 記入要領（案）

管理センターにおいて、維持管理業務に従事する職員等の人件費について、国維持管理業務とそれ以外の業務の従事割合を明確にすることが必要であるので、下記の事項に留意の上、勤務実績を記録する。

1 実績簿の作成

管理センター長は、維持管理業務に従事する職員等について、収益公園施設等の管理に関する勤務実績を「収益施設等管理運営業務の管理に関する勤務実績簿（案）」に記録し、これを5年間保存するものとする。

2 作成の対象

管理センター全職員（職員、非常勤職員）とする。

3 業務内容の記載

業務内容の記載は、安全衛生管理業務に係る〇〇〇、収益業務に係る〇〇〇、安全衛生管理業務（又は収益業務担当者）の人事管理（又は労務管理、給与管理）に係る〇〇〇、とする。

※「〇〇〇」の記載例

会議・打合せ、資料作成、情報収集、書類整理、伝票確認、出納整理、業務指導、決裁 等

事故情報記録

事故発生日時・場所			
事故発生日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃	天候	
公園名		公園種別	
所在地			
管理者			
負傷者			
ふりがな		年齢	歳 ヶ月
氏名		性別	
受傷内容			
負傷した部位 (頭部、大腿骨 等)	種類 (打撲、骨折 等)	程度 (全治 1 か月 等)	
事故概要			
公園施設名		設置年月	昭和・平成 年 月
事故発生箇所		製造・施工者	
直近の日常点検	平成 年 月 日	点検者	
直近の定期点検	平成 年 月 日	点検者	
事故発生の経緯			
事故発生の要因 〔地面の状態、 遊具の構造、 利用者の行 動、服装・持 ち物 等〕			
保護者等の見守 り状況			

当該施設の写真・図面

☐ 別紙添付あり ☐ 別紙添付なし		

事故発生後の対応

負傷者の 救助内容	応急手当	
	搬送	
当該施設の 措置の内容	応急措置	
	本格的な措置	
関係機関への 通報・連絡	☐ 消防 ☐ 警察 ☐ 都道府県・国土交通省	

備考

--	--	--	--

記録者

氏名		所属	
----	--	----	--

(特に、事故発生の要因や事故発生時の状況は詳しく記載するとよい)